

平成 26 年

第 1 回 臨時会  
会 議 録  
第 2 回 定例会

奄美市議会

# 第1回臨時会

## 会議録目次

# 第2回定例会

### ○第1回臨時会

議事日程・付議事件	1
-----------	---

5月20日(火)

出席議員及び欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	2
職務のため出席した事務局職員	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
報告第1号～第4号(4件) 上程	4
議案第40号, 第41号(人事案件)(2件) 上程	6

○

### ○第2回定例会

議事日程・付議事件	10
第2回定例会一般質問通告	13

6月17日(火)(第1日目)

出席議員及び欠席議員	21
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	21
職務のため出席した事務局職員	22
会議録署名議員の指名	23
会期の決定	23
報告第5号(1件) 上程	23
議案第42号～第49号(8件) 上程	27
議案第50号～第52号(人権擁護委員候補者の推薦)(3件) 上程	29
議案第53号(固定資産評価員の選任)(1件) 上程	30

6月18日(水)(第2日目)

出席議員及び欠席議員	31
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	31
職務のため出席した事務局職員	32

一般質問

橋口 和仁 君 (新奄美) .....	33
川口 幸義 君 (無所属) .....	43
関 誠之 君 (社会民主党) .....	53
与 勝広 君 (公明党) .....	63

6月19日(木)(第3日目)

出席議員及び欠席議員 .....	75
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人 .....	75
職務のため出席した事務局職員 .....	76
一般質問	
奥 輝人 君 (市民クラブ) .....	77
師玉 敏代 君 (新奄美) .....	88
安田 壮平 君 (無所属).....	99
元野 景一 君 (自由民主党).....	110

6月20日(金)(第4日目)

出席議員及び欠席議員 .....	120
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人 .....	120
職務のため出席した事務局職員 .....	121
一般質問	
大迫 勝史 君 (公明党) .....	122
竹山 耕平 君 (平政会) .....	131
崎田 信正 君 (日本共産党) .....	142
伊東 隆吉 君 (平政会) .....	153

6月24日(火)(第5日目)

出席議員及び欠席議員 .....	165
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人 .....	165
職務のため出席した事務局職員 .....	166
議案第42号～第49号(8件)上程 .....	167
議案付託 .....	170

7月3日(月)(第6日目)

出席議員及び欠席議員 .....	171
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人 .....	171
職務のため出席した事務局職員 .....	172

議案第42号～第49号（8件）上程	173
請願第1号，請願第3号（2件）上程	177
陳情第1号，陳情第4号（2件）上程	178
議案第54号（意見書）上程	182
奄美市選挙管理委員及び補充員の選挙	182
議案第55号～第56号（監査委員の選任）上程	183
議案第57号（意見書）上程	185
議案第58号（意見書）上程	186
議案第59号（意見書）上程	193
閉会中の継続審査申出	195

別紙

各常任委員会審査報告書	196
閉会中の継続審査の申出について	199

参考資料（意見書）	200
-----------	-----

会期・議事日程  
付議事件

## 平成 26 年 第 1 回奄美市議会臨時会議事日程及び付議事件

○平成 26 年 5 月 20 日 奄美市議会第 1 回臨時会を招集した。

○会 期 1 日間

○議事日程

月 日	曜	区 分	日 程
5 月 20 日	火	本会議	1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定（1 日間） 3 報告第 1 号～第 4 号（4 件） 上程 説明 質疑 討論 採決 4 議案第 40 号, 第 41 号（人事案件）（2 件） 上程 説明 質疑 討論 採決

○ 付議事件は、次のとおりである。

番 号	議案等番号	件 名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(1)	報告第 1 号	専決処分の承認を求めることについて （専決第 3 号 奄美市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例の制定について）	H26. 5. 20	承認	本会議
(2)	報告第 2 号	専決処分の承認を求めることについて （専決第 4 号 奄美市税条例等の一部を改正する条例の制定について）	H26. 5. 20	承認	本会議
(3)	報告第 3 号	専決処分の承認を求めることについて （専決第 5 号 奄美市奄美群島振興開発特別措置法に基づく市税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）	H26. 5. 20	承認	本会議
(4)	報告第 4 号	専決処分の承認を求めることについて （専決第 6 号 奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）	H26. 5. 20	承認	本会議
(5)	議案第 40 号	教育委員会委員の任命について	H26. 5. 20	同意	本会議
(6)	議案第 41 号	教育委員会委員の任命について	H26. 5. 20	同意	本会議

第 1 回 臨 時 会  
平成 26 年 5 月 20 日

5月20日(1日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	西 公 郎 君	2 番	安 田 壯 平 君
3 番	川 口 幸 義 君	4 番	栄 ヤ ス エ 君
5 番	師 玉 敏 代 君	6 番	多 田 義 一 君
7 番	橋 口 和 仁 君	8 番	向 井 俊 夫 君
9 番	渡 雅 之 君	10 番	戸 内 恭 次 君
11 番	関 誠 之 君	12 番	大 迫 勝 史 君
13 番	与 勝 広 君	14 番	叶 幸 與 君
15 番	奥 輝 人 君	16 番	平 川 久 嘉 君
17 番	栄 勝 正 君	18 番	竹 田 光 一 君
19 番	渡 京 一 郎 君	20 番	元 野 景 一 君
21 番	里 秀 和 君	22 番	伊 東 隆 吉 君
23 番	竹 山 耕 平 君	24 番	崎 田 信 正 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	福 山 敏 裕 君
教 育 長	坂 元 洋 三 君	住 用 総 合 支 所 長	澤 修 平 君
笠 利 総 合 支 所 長	吉 富 進 君	総 務 部 長	東 美 佐 夫 君
総 務 課 長	森 山 直 樹 君	企 画 調 整 課 長	三 原 裕 樹 君
財 政 課 長	前 田 和 男 君	市 民 部 長	前 里 佐 喜 二 郎 君
税 務 課 長	柴 一 夫 君	国 保 年 金 課 長	上 原 公 也 君
福 祉 政 策 課 長	山 田 和 憲 君	商 工 観 光 部 長	菊 田 和 仁 君
商 水 情 報 課 長	久 保 信 正 君	農 政 部 長	山 下 修 君
農 林 振 興 課 長	大 海 昌 平 君	建 設 部 長	砂 守 久 義 君
都 市 整 備 課 長	本 山 末 男 君	上 下 水 道 部 長	上 島 宏 夫 君
下 水 道 課 長	市 田 利 郎 君	教 育 委 員 会 長	安 田 義 文 君
		事 務 局 長	

5月20日(1日目)

教育委員会総務課長  
兼行革調整監兼給食  
センター整備対策監

保 浦 正 博 君

会 計 管 理 者

中 英 信 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 橋 本 明 和 君

議 会 事 務 局 次 長 兼  
調 査 係 長 事 務 取 扱

大 江 和 典 君

議 事 係 長 前 田 賢 一 郎 君

議 事 係 主 査 麓 浩 登 志 君

**議長（竹田光一君）** おはようございます。ただいまの出席議員は24名であります。会議は成立いたしました。

これから平成26年第1回奄美市議会臨時会を開会いたします。（午前9時30分）

○

**議長（竹田光一君）** 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、師玉敏代君、戸内恭次君、関 誠之君の3名を指名いたします。

○

**議長（竹田光一君）** 日程第2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期として、お手元に配付に議事日程のとおり、会期は本日1日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間とすることに決定いたしました。

○

**議長（竹田光一君）** 日程第3、報告第1号専決第3号 奄美市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例の制定についてから、報告第4号専決第6号 奄美市健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてまでの専決処分の承認を求めることについての4件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

**市長（朝山 毅君）** おはようございます。ただいま上程されました報告第1号から第4号までの提案理由を御説明いたします。

まず、報告第1号 奄美市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例の専決につきましては、奄美市住用国民健康保険診療所が平成26年3月20日に新築移転しましたことから、所在する位置に係る規定の改正を行ったものであります。

報告第2号 奄美市税条例の一部を改正する条例の専決につきましては、平成26年3月31日付けで地方税法等の一部を改正する法律等の関係法令が公布されたことにより、軽自動車税の利率の見直し及び法人住民税法人税割の税率引き下げ等を図るため、所要の規定の整備を行ったものです。

報告第3号 奄美市奄美群島振興開発特別措置法に基づく市税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決につきましては、奄美群島振興開発特別措置法等の一部改正に伴い、当該法令に基づく固定資産税の課税免除の対象範囲を拡大するなど、所要の規定の整備を行ったものであります。

報告第4号 奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決につきましては、平成26年3月31日付けで地方税法の一部を改正する法律が公布されたことにより、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象の拡充、賦課限度額の見直しを図るため、所要の規定の整備を行ったものであります。

以上、報告第1号から報告第4号までの提案理由を申し上げましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでございましたので、地方自治法第179条第1項の規定により市長において専決をいたし、同条第3項の規定により報告を行い、承認をお願いする次第でございます。

何とぞ御審議のうえ御承認くださいますようお願い申し上げます。

**議長（竹田光一君）** これから、質疑に入ります。

通告のありました順に発言を許可いたします。

最初に、日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

**24番（崎田信正君）** おはようございます。日本共産党の崎田信正です。私は専決第4号、奄美市税条例等の一部を改正する条例の制定について、1番目ですが、消費税増税と併せて物価も上がっている昨今ですが、その他の社会保障費も、例えば後期高齢者医療保険料も負担増となっております。そんな中で専決第4号では奄美市税条例第34条の4で100分の14.7を100分の12.1に改めるということになっております。税金が安くなるのもあるんだなと思っていましたが、今、市長からの説明でありましたように、法人税率の引き下げなんです。消費税増税はするけれども、法人税を減税するというのが納得いかないということになります。これはどういうことなのか、分かれば説明をいただきたい。また、これによる影響がどうなるのかですね。法人税ですから、もともと赤字法人は税金はつかないわけですから、本当に営業に苦勞されている企業には恩恵がないものだと思います。そこで、奄美市の実態ですが、今度の改正で影響が出る人数と書いてありますが法人ですから人数じゃなくて事業数になるかと思いますが、それとその額ですね、をお示しいただきたい。

2番目ですが、第82条の第1号、これはオートバイの税率になりますが、庶民の足として利用される50シーシーのバイクを例に取れば、1,000円から2,000円と倍額になっております。生活保護を受けている方は奄美市でも多いんですが、この人たちは当然車の所有、運転が認められておりませんから、50シーシーのバイクを利用する人も多いんですが、この人たちは、もう消費税増税による負担だけでも影響は大きいものと思いますが、更に負担が増えるということで影響があると思いますが、奄美市での影響はどうなっているのか、どうなるのかですね、お示しいただきたいと思います。

3番目、専決の第6号のほうですが、これは国民健康保険条例の一部を改正ですが、後期高齢者医療保険の限度額を14万円から16万円に、それから介護保険料の限度額を12万円から14万円と、それぞれ引き上げるものとなっております。これによる人数、世帯数ですね、介護保険の場合は人数になるだろうかと思いますが、その影響額までお示しをいただきたいと思います。

**議長（竹田光一君）** 答弁を求めます。

**税務課長（柴 一夫君）** 今回の専決において国の地方税法等の一部改正に伴い、奄美市税条例の改正を行ったところでございます。議員の御質問にお答えいたします。

一つ目の市民法人税に関しましては、国の法人税が平成24年4月1日から3年間に開始する事業年度におきまして、企業の国際競争力強化等の観点から、日本の中で活躍する企業を増やし、雇用を確保するなどの目的で税率の引き下げを行っております。一方、地方におきましては、地域間の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、消費税率8パーセントに段階において法人住民税の法人税割の税率の引き下げを行います。

本市におきましては、平成26年10月1日施行の市民法人税の法人税割分の税率が14.7パーセントから12.1パーセントへ2.6パーセント引き下げられ、市内の平成25年度の登録法人数が1,363法人ありまして、そのうち法人税割の係かっている法人は119法人でございます。影響額としましては、1年間で2,500万円ほどの減と試算しております。このうち、平成27年度の影響があるのは5か月間のみとなっております。以上です。

次に、二つ目の原動機付自転車や二輪車の税額が現在の1.5倍に引き上げられることに伴う支援の影響についてでございますが、平成26年度当初課税の登録者数で試算しましたところ、現在の登録数7,113台でございます。その所有者数は6,599人でございます。市への影響は平成27年度以降に年額750万円の増を見込んでおります。以上でございます。

**国保年金課長（上原公也君）** おはようございます。専決第6号 奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、改定による額の変更での影響は、その人数と額との御質疑にお答えい

たします。

今回の改正は、低所得者の軽減世帯の軽減措置の対象世帯の拡充と、後期高齢者支援等に係る限度額、課税限度額の引き上げの二つでございます。一つ目の軽減措置の対象拡充についてでございますが、軽減措置は7割、5割、2割の三つございまして、今回の改正では5割と2割の対象世帯が拡充されるものです。この一つ目の改正で影響を受ける世帯数は1,161世帯です。その内訳として平成25年度で試算しますと、軽減なしから2割軽減へ移行する世帯が400世帯、2割軽減から5割軽減へ移行する世帯が761世帯となっております。金額としては2,250万円の減となります。

二つ目の限度額、課税限度額の引き上げについてですが、議員御承知のとおり国民健康保険税は医療分、後期高齢者支援分、介護納付金分の三つで構成されておりますが、今回の改正ではそのうちの後期高齢者支援分の課税限度額が現行の14万円から16万円へ、介護納付金分の課税限度額が12万円から14万円に引き上げられております。この改正による影響は298世帯、金額として740万円の増が見込まれます。以上でございます。

**議長（竹田光一君）** ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑ないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

この専決4件は、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、この専決4件は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから、採決に入ります。

報告第1号から報告第4号までの4件について、一括して採決いたします。

お諮りいたします。

この専決4件については、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なりと認めます。

よって、報告第1号から報告第4号までの専決4件については、いずれも承認することに決定いたしました。

○

**議長（竹田光一君）** 日程第4、議案第40号 教育委員会委員の任命について及び議案第41号 教育委員会委員の任命についての2件を、一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

**市長（朝山 毅君）** ただいま上程されました議案第40号及び議案第41号、教育委員会委員の任命につきまして、提案理由を説明いたします。

教育委員会委員のうち、坂元洋三氏及び椛山伸也氏の任期が平成26年6月2日をもって満了となりますことから、新たに要田憲雄氏及び里中一彦氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関

する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。  
何とぞ御同意くださいますようよろしくお願いいたします。

**議長（竹田光一君）** これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑ないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

この議案2件は、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、この議案2件は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから、採決に入ります。

採決はこれを分割して行います。

まず、議案第40号 教育委員会委員の任命について採決を行います。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの議長を除く出席議員は23名であります。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

（投票箱点検）

異常なしと認めます。

この際、念のために申し上げます。

本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載のうえ点呼に応じて順次投票を願います。

なお、投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

（点呼、投票）

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場閉鎖を解きます。

(議場開場)

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に安田壮平君、叶 幸與君を指名いたします。  
両君の立ち会いをお願いします。

(開票)

投票の結果を報告いたします。

投票総数23票。

これは、先ほどの議長を除く出席議員数に符合しております。

そのうち、賛成21票、反対2票。

以上のおり賛成多数であります。

よって、議案第40号 教育委員会委員の任命については、これに同意することに決定いたしました。

次に、議案第41号 教育委員会委員の任命について採決を行います。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの議長を除く出席議員は23名であります。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

この際、念のために申し上げます。

本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載のうえ点呼に応じて順次投票を願います。

なお、投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

(点呼、投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場閉鎖を解きます。

(議場開場)

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に里 秀和君、竹山耕平君を指名いたします。  
両君の立ち会いをお願いします。

(開票)

投票の結果を報告いたします。

投票総数23票。

これは、先ほどの議長を除く出席議員数に符合しております。

そのうち、賛成20票、反対3票。

以上のとおり賛成多数であります。

よって、議案第41号 教育委員会委員の任命については、これに同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします、（午前10時04分）

○

**議長（竹田光一君）** 休憩前に引き続き再開いたします（午前10時06分）

（「議長」と呼ぶ者あり）

11番、関 誠之君。

**11番（関 誠之君）** この際、動議を提出いたしたいと思います。

昨日、5月19日付けの読売新聞で報道されておりました奄美、宮古、石垣に新部隊、政府方針、離島攻撃に対処という見出しがありましたが、また、本日の地元紙にも奄美大島に陸上自衛隊、警備隊と。候補地に名瀬、瀬戸内浮上と報道されている件について、当局の現況説明を求める緊急質問をいたしたいと思いますので、日程に追加し、発言を許可して下さるようお願いをいたします。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

**議長（竹田光一君）** ただいま関 誠之君から緊急質問の同意のうえ日程に追加し、発言を許されたいとの動議が提出され、所定の賛成がありますので、動議は成立いたしました。

本動議を議題とし、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本動議に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって、関 誠之君の緊急質問に同意のうえ日程に追加し、

（発言する者あり）

直ちに発言を許されたいとの動議は否決されました。

以上で本臨時会に付議された事件は議了いたしました。

これをもって、平成26年第1回奄美市議会臨時会を閉会いたします。（午前10時08分）

○

以上、本会議の次第を記載し、相違なかったことを認め、ここに署名する。

奄美市議会議長 竹田 光一

奄美市議会議員 師玉 敏代

奄美市議会議員 戸内 恭次

奄美市議会議員 関 誠之

会期・議事日程  
付議事件

平成26年 第2回奄美市議会定例会議事日程及び付議事件

○平成26年6月17日 奄美市議会第2回定例会を招集した。

○会 期 17日間

○議事日程

月 日	曜	区 分	
6月17日	火	本会議	1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定(17日間) 3 報告第5号(1件) 上程 説明 質疑 討論 採決 4 議案第42号～第49号(8件) 上程 説明 5 議案第50号～第52号(3件) 上程 説明 質疑 討論 採決 (人権擁護委員候補者の推薦) 6 議案第53号(1件) 上程 説明 質疑 討論 採決 (固定資産評価員の選任) ※ 全員協議会 奄美市選挙管理委員及び補充員の選挙について
6月18日	水	本会議	1 一般質問 - 橋口議員, 川口議員, 関議員, 与議員(質問順)
6月19日	木	本会議	1 一般質問 - 奥議員, 師玉議員, 安田議員, 元野議員(質問順)
6月20日	金	本会議	1 一般質問 - 大迫議員, 竹山議員, 崎田議員, 伊東議員(質問順)
6月21日	土	休 会	
6月22日	日	休 会	
6月23日	月	休 会	
6月24日	火	本会議	1 議案第42号～第49号(8件) 上程 質疑 付託 ☆ 付託区分 { 総務企画-議案第46号～第48号(3件) 文教厚生-議案第43号～第45号(3件) 産業建設-議案第49号(1件) 全委員会-議案42号 平成26年度一般会計補正予算 (第2号)は, 所管する各常任委員会に付託。 ※ 請願・陳情付託報告(前議会からの継続審査事件を含む。) 総務企画-請願第2号, 陳情第4号(継続分) 陳情第5号, 陳情第10号, 陳情第6号, 陳情第1号 文教厚生-請願第1号, 請願第3号(継続分) 陳情第2号 ※ 全員協議会 奄美市選挙管理委員及び補充員の選挙について
6月25日	水	休 会	※ 午前9時30分から各常任委員会審査(文教厚生・産業建設)
6月26日	木	休 会	※ 午前9時30分から常任委員会審査(総務企画)
6月27日	金	休 会	報告書整理
6月28日	土	休 会	報告書整理
6月29日	日	休 会	
6月30日	月	休 会	
7月1日	火	休 会	報告書整理
7月2日	水	休 会	報告書整理
7月3日	木	本会議	1 議案第42号～第49号(8件) 上程 報告 質疑 討論 採決 2 請願第1号, 請願第3号(2件) 上程 報告 質疑 討論 採決 3 陳情第1号, 陳情第4号(2件) 上程 報告 質疑 討論 採決 4 議案第54号(意見書) 上程 説明 質疑 討論 採決 5 奄美市選挙管理委員及び補充員の選挙 6 議案第55号～第56号(監査委員の選任) 上程 説明 質疑 討論 採決 7 議案第57号(意見書) 上程 説明 質疑 討論 採決 8 議案第58号(意見書) 上程 説明 質疑 討論 採決 9 議案第59号(意見書) 上程 説明 質疑 討論 採決 ※ 本会議終了後, 議場にて永年在職議員表彰状及び感謝状の伝達

○ 付議事件は、次のとおりである。

番号	議案等番号	件名	議決年月日	議決結果	付託委員会
		平成 25 年度奄美市一般会計予算繰越明許費繰越計算書			
		平成25年度奄美市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書			
		平成25年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書			
		平成 25 年度奄美市水道事業会計予算繰越計算書			
(1)	報告第 5 号	専決処分の承認を求めることについて (専決第 7 号 平成 26 年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) について)	H26. 6. 17	承認	本会議
(2)	議案第 42 号	平成 26 年度奄美市一般会計補正予算 (第 2 号) について	H26. 7. 3	原案可決	全委員会
(3)	議案第 43 号	平成 26 年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) について	H26. 7. 3	原案可決	文教厚生
(4)	議案第 44 号	平成 26 年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について	H26. 7. 3	原案可決	文教厚生
(5)	議案第 45 号	平成 26 年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) について	H26. 7. 3	原案可決	文教厚生
(6)	議案第 46 号	平成 26 年度奄美市交通災害共済特別会計補正予算 (第 1 号) について	H26. 7. 3	原案可決	総務企画
(7)	議案第 47 号	奄美市税外収入督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	H26. 7. 3	原案可決	総務企画
(8)	議案第 48 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	H26. 7. 3	原案可決	総務企画
(9)	議案第 49 号	奄美市道路線の廃止及び認定について	H26. 7. 3	原案可決	産業建設
(10)	議案第 50 号	奄美市人権擁護委員候補者の推薦について	H26. 6. 17	承認	本会議
(11)	議案第 51 号	奄美市人権擁護委員候補者の推薦について	H26. 6. 17	承認	本会議
(12)	議案第 52 号	奄美市人権擁護委員候補者の推薦について	H26. 6. 17	承認	本会議
(13)	議案第 53 号	固定資産評価員の選任について	H26. 6. 17	同意	本会議
(14)	請願第 1 号	少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を図るための、2015 年度政府予算に係る請願書採択の要請について	H26. 7. 3	採択	文教厚生

番号	議案等番号	件名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(15)	請願第2号	労働者保護ルール改悪反対を求める請願書	H26.7.3	審議未了	総務企画
(16)	請願第3号	高齢者へのバス料金の助成制度創設と低床バスの導入促進を図ることについて	H26.7.3	採択	文教厚生
(17)	陳情第4号	奄美大島への自衛隊基地建設中止を求める陳情	H26.7.3	不採択	総務企画
(18)	議案第54号	少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2015年度政府予算に係る意見書の提出について	H26.7.3	原案可決	本会議
(19)	議案第55号	監査委員の選任について	H26.7.3	同意	本会議
(20)	議案第56号	監査委員の選任について	H26.7.3	同意	本会議
(21)	議案第57号	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について	H26.7.3	原案可決	本会議
(22)	議案第58号	奄美市への陸上自衛隊配備を求める意見書の提出について	H26.7.3	原案可決	本会議
(23)	議案第59号	集団的自衛権行使を容認する解釈変更を行わないことを求める意見書の提出について	H26.7.3	否決	本会議

※前議会からの継続審査事件

番号	議案等番号	件名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(24)	陳情第5号	公契約における公正な賃金確保等に関する陳情	H26.7.3	継続審査	総務企画
(25)	陳情第10号	オスプレイの配備撤回を求める陳情	H26.7.3	審議未了	総務企画
(26)	陳情第6号	「県民の安全が担保されない拙速な川内原発1・2号機の再稼働を認めない意見書」の採択を求める陳情	H26.7.3	継続審査	総務企画
(27)	陳情第1号	「特定秘密保護法」の撤廃を求める陳情	H26.7.3	不採択	総務企画
(28)	陳情第2号	介護保険要支援者への保険給付の継続を求める意見書の提出を求める陳情	H26.7.3	審議未了	文教厚生

## 第2回定例会一般質問通告

6月18日（水）

◎新奄美 橋口 和仁

### 1 観光受け入れに対し

(1) 観光客の受け入れ体制の現状と課題は

- ① ぐーんと奄美と観光連盟との取り組み連携は。
- ② 今後世界遺産に向けての奄美群島エコツーリズム推進協議会の役割が注目されますが、期待する事と現状は。
- ③ 100人応援団の役割は。今回委託されているが、期待をすることは何か。課題は何か。

### 2 地域情報環境整備について

- (1) 光ファイバー整備によって、観光産業・医療・教育等に於いての効果がどの程度あるのか。ADSLとの違いは。そして高速通信環境を今後必要と考えているのかいないのか。
- (2) 現在市街地以外の笠利・住用・小湊・小宿に於いては ADSL が整備されておりますが今後この地域での高速通信の環境整備が検討されているのか。
- (3) 事業導入に際しては、莫大な費用が必要とされますが、将来の観光立島そして条件不利性を緩和する際に、高速通信を整備する事が必要であると思います。今後エリアを限定しニーズの高い所から優先的にアンケートを取り、整備をやっていく考えはないのか。

### 3 教育に於ける ICT 環境の活用について

(1) 学校教育に於ける ICT 環境の現状と課題

- ① 学校に於ける ICT 環境の整備は
- ② 教員の ICT 活用指導力の向上
- ③ 教科指導に於ける ICT 利活用
- ④ 情報教育の体系的な推進
- ⑤ 校務の情報化の推進などはどのようになっているのか伺います。

(2) 教育分野に於ける ICT 利活用の推進には、授業の双方向性を高め、児童の主体性、意欲・関心や知識・理解力を高める等の効果があるという特徴があり、特に ICT を活用した授業は活用しない授業と比較して、学力が向上することが国内外で実証的に示されています。今後の整備が必要であると思いますが。

### 4 環境問題について

(1) ゴミの現状及び細分化への検討はなされているのか。

- ① 何が課題であるのか。
- ② 市民の意識の向上に向けての取り組みは。

(2) 循環型社会実現に向けての考え方は。

(3) 資源ゴミは最終的に島外へ搬出されるが。課題となるのは輸送コストである。今後奄振での輸送費の助成は考えられないのか。

◎無所属 川口 幸義

1 教育行政について

- (1) 教育行政における国・都道府県及び市町村の役割について
- (2) 教育委員会制度の在り方について、現行制度の問題はどこにあると考えるのか
- (3) 奄美市における教科書採択のシステムについて

2 観光行政について

- (1) 大浜海浜公園の整備の状況について
- (2) 台風被害にあった高倉の現状は
- (3) 第3駐車場の崖崩れについて

3 屠畜場について

- (1) 屠畜場の現状について
  - ① 今後、建築構想があるのか

4 奄美市有墓地について

- (1) 管理状況・利用状況について

◎社会民主党 関 誠之

1 市長の政治姿勢について

- (1) 衆議院鹿児島県第2区選出議員補欠選挙の対応
- (2) 陸上自衛隊警備部隊の誘致について
- (3) 改正奄美群島振興開発特別措置法について

2 教育行政について

- (1) 新教育長の教育行政に対する基本姿勢・考え方
- (2) 学校給食センター建設の現況と今後について
- (3) 保育士・幼稚園教諭のキャリア採用について

3 その他の施策について

- (1) 空き家の放置対策について
- (2) 奄美市土地利用検討委員会の検討のあり方について
- (3) 日本復帰60周年記念行事に伴う「奄美の自立発展をめざす提言」について
  - ① 「日本復帰（運動）記念館」の建設を実現し、ユネスコの世界記憶遺産登録を目指す基盤を確立すること。
  - ② 奄美群島日本復帰資料の収集（発掘・調査・検証）と保存・活用をすすめる。（仮称）「日本復帰資料収集促進委員会」を発足させ、その事業費を奄振交付金で予算化すること
  - ③ 奄美群島広域事務組合の広域自治体（奄美圏機構）として充実強化をはかり、全国奄美会連絡会の結成を継続的に努力すること
  - ④ 名瀬おがみ山の復帰記念広場に自動車で自由に登れるようにして、一大観光展望台を実現すること
  - ⑤ 本土在住奄美会の方々も利用できる「共同墓地」「共同納骨堂」の整備を行政計画で進めて頂き

たい

◎公明党 与 勝広

1 市長の政治姿勢について

- (1) 市長のマニフェストと奄美市総合計画の進捗率推進の整合性について
- (2) 改正奄美群島振興開発特別措置法と奄美群島成長戦略ビジョンの位置づけをどう考えているのか
- (3) 奄美ナンバー実現に伴う観光振興の取組について
- (4) クラウドファンディングによる資金調達について
- (5) 奄美群島内で利用できるシマ得通貨について
- (6) 職員の能力向上・意識改革について
  - ① 職員提案制度の導入について
- (7) 消費税8%が導入されたが本市の経済状況をどのように分析しているのか

6月19日（木）

◎市民クラブ 奥 輝人

1 陸上自衛隊警備部隊の配備計画について

- (1) 配備計画についての見解は
- (2) 受け入れた場合の効果について
- (3) 今後の対応について

2 さとうきび産業の運送業の実態について

- (1) 燃料代の高騰について

3 農道の整備計画について

- (1) 笠利地区の農道整備の計画について
  - ① 和野地区の市道3号線（農道）について
  - ② 土浜・平地区の農道14号から18号線について
  - ③ 手花部地区の川内線について
  - ④ 平地区の里道（農道）について
  - ⑤ その他の農道について
  - ⑥ 笠利地区以外の農道について

4 市道の整備計画について

- (1) 笠利地区の市道整備の計画について
  - ① 赤木名・土盛線について
  - ② 赤木名・笠利線について
  - ③ 打田原・前肥田線について
  - ④ 手花部・平線について
  - ⑤ その他の市道について

⑥ 笠利地区以外の市道について

◎新奄美 師玉 敏代

1 更なる循環型社会を目指して、ゴミ減量化と分別について

- (1) ゴミの分別とリユース（使えるものは繰り返し使う）リサイクル（資源として再利用する）の現状について
- (2) 可燃ごみの廃プラスチック（ラベル・キャップ・レジ袋・トレイ等）の排出状況と分別について
- (3) ビンを3種類（無色・茶色・その他）に分別、再利用について
- (4) ゴミの流入流出工程（最終処分場・焼却炉の延命・島外への資源ごみ輸送運賃）について
- (5) 平成12年4月より容器包装リサイクル法で完全実施、ごみの出し易い分別指導の実施と分別ステーションの在り方とリサイクル推進員の設置について

2 子ども子育て支援について

- (1) ファミリーサポートセンター事業の実施について
- (2) 小規模校の学童保育について

3 「おもてなし」そのひとつについて

- (1) 転入者への観光クーポン券の提供について
- (2) 屋仁川通りの街路樹に「サガリバナ」の整備について

◎無所属 安田 壮平

「経済・産業政策」

1 新規特産品開発支援

- (1) 地域の食材を生かした食品加工業は、本市の基盤となる重要な産業に育てていくべきと考えるが、それをどのように進めていくか。
  - ① そのためにも行政の後押しが必要と考えるが、とりわけ鹿児島県との連携はどのように進められているか。
  - ② 「奄美群島成長戦略ビジョン」前期実施計画に位置付けられている本市の農産物加工センター建設は、どのような計画か。
  - ③ 観光客用や地元から本土への贈答用を意識した新規おみやげ品の開発を支援できないか。

2 クルーズ船の受入体制構築

- (1) 今年多数来航したクルーズ船による経済効果は大きかったと思うが、今後もそれを継続・増加させるために、様々な課題をいかにして克服するか。
  - ① 実際の経済効果について、詳細な把握が必要ではないか。
  - ② ボランティアガイド（通訳・日本語）の育成をどのように図っていくか。
  - ③ 名瀬市街地のまち歩きルートづくりをどのように進めていくか。

3 商店街の再生

- (1) 末広商店街を再生していくためには、地域社会のニーズに合った新しい機能を付加していくべきではないか。
  - ① 郊外の個人商店の廃業で「買い物弱者」といわれる高齢者等が増えていると考えられるが、それ

に対応する事業を行う団体等への支援はできないか。

- ② 市が行う「空き店舗対策事業」について、地域の交流拠点としてのコミュニティカフェやサロンにも支援できるのか。できるとすれば、もっとPRしてはどうか。

◎自由民主党 元野 景一

1 中心市街地について

(1) 中心市街地活性化基本計画の進捗状況について

① 平成12年当時から現在までの末広・港土地区画整理事業を含む中心市街地活性化施策事業の、累計総額はいくらになっていますか。

② そのうち市税の占める金額はいくらになっていますか。

(2) 中心市街地における、平成12年度当時と、直近の各項目別統計数値について

① 中心市街地の居住人口はどのように推移していますか。

② 歩行者通行量はどのように推移していますか。(中央通り商店街) (奄美本通り) (銀座通り)

③ 事業所数の推移はどのようになっていますか。

④ 従業員数の推移はどのようになっていますか。

⑤ 年間小売販売額の推移はどのようになっていますか。

⑥ 空き店舗数の推移はどのようになっていますか。

(3) 中心市街地からの平成12年度の固定資産税収額から平成25年度までの固定資産税収額の推移はどのようになっていますか。

(4) 中心市街地活性化事業の最終目標年次【完成目標年度】は平成何年を想定しているか。

(5) 現在計画推進中の施策でもって中心市街地活性化は可能と考えるか。

6月20日(金)

◎公明党 大迫 勝史

1 世界自然遺産について

(1) 28年度の世界自然遺産登録へ向けて今後の細かなスケジュール並びに市民への啓発活動、意識醸成を図る計画等についてお示しください。

2 観光行政について

(1) 大型観光クルーズ客船対応について

① 6/10以降の予定について示して下さい。

② 奄美国際懇話会メンバーのボランティアに頼っている現状だが、将来へ向けた通訳案内士養成の具体的な計画があれば示してください。

③ 寄港日に市民を巻き込む歓迎バザール等は考えられないか。

3 奄振事業について

(1) UIOターン支援プロジェクトについて

① 26年～27年の事業計画の内容をお示しください。

#### 4 福祉・子育て政策

##### (1) 寡婦(夫)控除みなし適用について

- ① 多くの自治体が寡婦(夫)控除みなし適用を行っているが、本市でも導入の検討ができないか。

##### (2) 低年金生活高齢者の実態について

- ① 電話相談窓口の開設の検討できないか。

##### (3) 国の25年度末補正予算の「地域少子化対策強化交付金」は活用されたか。

#### 5 市民生活《防災・保健》

##### (1) FM難聴地域解消対策を伺う。

##### (2) アルコール健康障害対策基本法について

- ① 6/1に同法が施行された中で自治体の責務も謳われているが国からの動きがあるか、また独自の施策はないか。

### ◎平政会 竹山 耕平

#### 1 市長の政治姿勢について

##### (1) 陸上自衛隊誘致について

##### (2) 公共工事発注作業について（指名委員会の在り方とランク付けへ経審（点数）の導入）

##### (3) 観光産業振興について（ザンダム寄港時の課題から今年寄港したサンプリンセス及びコスタリアへの対応と今後アジアを視野に入れた振興策）

##### (4) 子供・子育て会議の状況について。

##### (5) 海洋資源の保全について

- ① 藻場再生事業
- ② サンゴ保全事業（国県との連携）
- ③ 大浜海浜公園や他海浜における砂の減少

##### (6) 「スポーツアイランド奄美」への振興策について

- ① 各地区拠点施設の展望及び施策
- ② 新たな競技の合宿誘致に向けた活動（カヌー・ラグビー・サッカーその他）
- ③ プロ・実業団・大学生・高校生の合宿の状況と展望

##### (7) 平田浄水場の入札状況について。

#### 2 まちづくりについて。

##### (1) おがみ山バイパス事業の状況について。

##### (2) 末広港土地区画整理事業について。

- ① 本事業を担当する担当部長（商工・建設・総務）の取り組み姿勢について（これまでの事業計画との進捗状況，課題，今後の決意）
- ② 8番街区及び2,3,7番街区の整備状況（大型集客拠点施設・デベロッパーとの連携）
- ③ 生鮮品や特産物を構える公設市場構想の在り方・実現について
- ④ 本事業の特徴的な整備計画としての玉突き工法（商店街機能を持続させながら工法）への現状認識

⑤ 計画当初現在における土地建物所有者の建設計画の現状の認識調査等について

⑥ 区画内の砂利道などへの対応。(犬猫の糞尿)

### 3 教育行政について

(1) 通学路の緊急合同点検の在り方について

## ◎日本共産党 崎田 信正

### 1 市長の政治姿勢について

(1) 特定秘密保護法についての市長の見解は。

(2) 集団的自衛権の行使について市長の見解は。

(3) 自衛隊基地誘致の動きについて市長の見解は。

### 2 教育行政について

(1) 地方教育行政法改定案が、国会で審議されているが何処がどう変わるのか。また、見解をお示しく  
ださい。

(2) 子どもの権利条約は、どのように活かされているのか

### 3 第2次奄美市行政改革実施計画について

(1) 平成22年～26年度までの5年間を期間としており今年度が最終年となる。進捗状況と課題はな  
にか。

### 4 医療・福祉政策について

(1) 就学援助制度の現在の補助対象品目と実施状況は

(2) 敬老祝金の支給方法の改善はできないか。

(3) 中学校卒業までの医療費無料化について

① 鹿児島県内での実施状況は。

② 奄美市でも早期に実施すべきではないか。

(4) 医療・介護総合推進法案について

## ◎平政会 伊東 隆吉

### 1 自衛隊誘致について

(1) 政府は、南西地域の防衛強化に向け、陸上自衛隊警備部隊の配備を奄美大島に計画している。奄美  
市として誘致に向け早急に取り組むべきと考えるが、朝山市長の見解を求める。

### 2 まちづくりについて

(1) 末広、港土地区画整理事業について

① 現状を問う

② 8番街区における大型集客施設店舗の誘致状況はどう進めているのか。

(2) 名瀬本港地区公有水面埋め立て事業の現状について

### 3 農政について

(1) TPP(環太平洋経済連携協定)の現状について

### 4 教育行政について

(1) 奄美市の教育行政に関して新教育長として、指針、抱負について

(2) スポーツ振興基金（仮称）の創設について

第 2 回 定 例 会  
平成 26 年 6 月 17 日  
(第 1 日 目)

6月17日(1日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	西 公 郎 君	2 番	安 田 壮 平 君
3 番	川 口 幸 義 君	4 番	栄 ヤ ス エ 君
5 番	師 玉 敏 代 君	6 番	多 田 義 一 君
7 番	橋 口 和 仁 君	8 番	向 井 俊 夫 君
9 番	渡 雅 之 君	10 番	戸 内 恭 次 君
11 番	関 誠 之 君	12 番	大 迫 勝 史 君
13 番	与 勝 広 君	14 番	叶 幸 與 君
15 番	奥 輝 人 君	16 番	平 川 久 嘉 君
18 番	竹 田 光 一 君	19 番	渡 京 一 郎 君
20 番	元 野 景 一 君	21 番	里 秀 和 君
22 番	伊 東 隆 吉 君	23 番	竹 山 耕 平 君
24 番	崎 田 信 正 君		

○ 欠席議員は、次のとおりである。

17 番 栄 勝 正 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	福 山 敏 裕 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住 用 総 合 支 所 長	澤 修 平 君
笠 利 総 合 支 所 長	吉 富 進 君	総 務 部 長	東 美 佐 夫 君
総 務 課 長	森 山 直 樹 君	企 画 調 整 課 長	三 原 裕 樹 君
財 政 課 長	前 田 和 男 君	市 民 部 長	前 里 佐 喜 二 郎 君
国 保 年 金 課 長	上 原 公 也 君	市 民 福 祉 課 長	得 富 一 博 君
保 健 福 祉 部 長	泉 賢 一 郎 君	福 祉 政 策 課 長	山 田 和 憲 君
商 工 観 光 部 長	菊 田 和 仁 君	商 水 情 報 課 長	久 保 信 正 君
農 政 部 長	山 下 修 君	土 地 対 策 課 長	奥 正 幸 君
建 設 部 長	砂 守 久 義 君	都 市 整 備 課 長	本 山 末 男 君
上 下 水 道 部 長	上 島 宏 夫 君	教 育 委 員 会 長	安 田 義 文 君
		事 務 局 長	

6月17日(1日目)

教育委員会総務課長  
兼行革調整監兼給食  
センター整備対策監

保 浦 正 博 君

監 査 委 員  
事 務 局 長

橋 口 隆 明 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 橋 本 明 和 君

議 会 事 務 局 次 長 兼  
調 査 係 長 事 務 取 扱

大 江 和 典 君

議 事 係 長 前 田 賢 一 郎 君

議 事 係 主 査 麓 浩 登 志 君

**議長（竹田光一君）** おはようございます。ただいまの出席議員は23名であります。会議は成立いたしました。

これから、平成26年第2回奄美市議会定例会を開会いたします。（午前9時30分）

○

**議長（竹田光一君）** 直ちに本日の会議を開きます。

この際、御報告いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成25年度奄美市一般会計予算繰越明許費繰越計算書、平成25年度奄美市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書、平成25年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書及び地方公営企業法第26条第3項の規定により、平成25年度奄美市水道事業会計予算繰越計算書の以上4件について報告がありました。

その内容は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

○

**議長（竹田光一君）** 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、向井俊夫君、大迫勝史君、元野景一君の3名を指名いたします。

○

**議長（竹田光一君）** 日程第2、会期の決定について議題といたします。

本定例会の会期を、お手元に配付しました議事日程表のとおり、本日から7月3日までの17日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から7月3日までの17日間とすることに決定いたしました。

○

**議長（竹田光一君）** 日程第3、報告第5号専決第7号 平成26年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

**市長（朝山 毅君）** おはようございます。それでは早速、ただいま上程されました議案第5号 平成26年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の専決につきまして、御説明いたします。

歳出につきましては、繰上充用金を計上いたしました。繰上充用金につきましては、平成25年度奄美市国民健康保険事業特別会計において歳入不足が生じ、予算の執行に急を要したため、平成26年度歳入を繰り上げてこれに充てたものでございます。

歳入につきましては、その財源といたしまして国民健康保険税及び調整交付金を増額計上いたしました。今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ6億7,083万3,000円の増額となり、平成26年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算の総額は72億1,109万7,000円となります。

以上、報告第5号の提案理由を申し上げましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでございましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、市長において専決をいたし、同条第3項の規定により報告を行い、承認をお願いする次第でございます。

何とぞ御審議のうえ御承認くださいますようお願い申し上げます。

**議長（竹田光一君）** これから質疑に入ります。

通告がありましたので、発言を許可します。

社会民主党 関 誠之君の発言を許可します。

**11番（関 誠之君）** 発言通告書が回っているようじゃないんだけど、回っていますか。

（発言する者あり）

いかがいたしますか。そのまま。別に義務ではないとは思いますが。

**議長（竹田光一君）** 暫時休憩します。（午前9時35分）

○

**議長（竹田光一君）** 再開します。（午前9時39分）

**11番（関 誠之君）** 私は社会民主党、社民党の関 誠之です。議場の皆さん、市民の皆さん、おはようございます。

早速ですけれども、質問をさせて、質疑をさせていただきます。

その前に、字句の訂正をお願いいたします。大きな（1）の③、600833となっておりませんが、これを（1）の合計670833、6億7,083万3,000円と訂正をお願いいたします。

発言通告書の配付に対して、議長に対し、厚く御礼を申し上げます。小さなことですが、議会改革の一環として我々が入る前は通告書とか配っておりませんでしたけれども、これを議場に配るようになりましたので、あえて申し上げました。

それでは、通告に従い質問、質疑をいたします。

報告第5号、専決7号について、平成26年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑をいたします。

（1）今回の繰上充用金の財源は、一般被保険者、退職被保険者の健康保険税で6億83万3,000円と特別調整交付金7,000万円の合計6億7,083万3,000円といたしております。

そこで、①平成25年度の現年度、過年度の徴収率、徴収額と平成26年度の滞納繰越分の総額をお示しいただきたいと思っております。

二つ目は、平成25年度の法定外繰入金と形式収支及び単年度収支をお示しいただきたいと思っております。

三つ目、前年度歳入不足に対する繰上充用金6億7,083万3,000円の年度別の内訳をお示しいただきたいと思っております。

後の質問は自席で行います。

**議長（竹田光一君）** 答弁を求めます。

**国保年金課長（上原公也君）** おはようございます。ただいまの関議員の御質疑にお答えいたします。

1番目の、平成25年度の現年度、過年度の収納率、収納額と平成26年度の滞納繰越分の総額を示せということですが、平成25年度の収納率は現年度91.25パーセント、過年度11.99パーセントです。また、収納額は現年度8億5,500万円、過年度で8,700万円の合計9億4,200万円となりました。また、平成26年度への滞納繰越分の総額は現年度から8,200万円、過年度から5億9,100万円の合計6億7,300万円となっております。

次に、2番目の平成25年度の法定外繰入金と形式収支及び単年度収支を示せというご質疑ですが、平成25年度の形式収支としましては、歳入総額6億9,470万6,308円から歳出総額6億7億6,553万9,062円と差し引いたマイナス6億7,083万2,754円でございます。単年度収支としましては、平成25年度の歳出総額から前年度の繰上充用金6億7,711万9,062円を差し引いて計算いたしますので、平成25年度単年度収支は628万2,082円の剰余金を生じております。

3番目の、歳入不足に対する繰上充用金6億7,083万3,000円の年度別内訳を示せということですが、平成19年度末までの歳入不足につきましては、平成20年と21年の2年間で一

般会計からの繰り入れで解消いたしておりますので、平成20年度からの6年間の年度ごとの実質的な収支について申し上げます。平成20年度マイナス1億6,872万9,354円、平成21年度マイナス1億3,858万7,677円、平成22年度マイナス1億9,021万4,236円、平成23年度マイナス8,871万4,674円、平成24年度マイナス9,086万8,895円、平成25年度628万2,082円、平成25年度は剰余金となっております。以上の6年間の合計が今回の繰上充用金6億7,083万3,000円の年度別内訳となります。以上でございます。

**11番（関 誠之君）** 大変びっくりいたしました。収納率は91.25パーセントということで再質問で91パーセントを達成できるのかなというふうに考えておりましたけれども、これはもう職員の努力、非常に経済が悪い中で91.25パーセントとは、大変8億余りですか、これはもう、市長、ほめてあげていいんじゃないかというふうに思いますが、サッカーでいえば、これから始まるギリシアとコロンビアでしたっけ、を2連勝するというぐらいの快挙じゃないかというふうに思っておりますので、引き続き努力を願いたいと思います。

再質問であります、そこに書いてありますけれども、鹿児島県市町村国民健康保険税収納向上対策支援方針というのが示されておまして、最終年度である平成26年度の徴収率が目標とした91パーセントということで、25年度が91パーセントですから、是非この26年度も頑張っていたきたいと。この91パーセントになった、本市において特に力を入れてきたことは何であるのか。また、来年度、この91パーセントの徴収率、大変厳しいんじゃないかというふうに思っておりますけれども、その辺の来年度の取り組み的なものがあれば伺いをしたいと。また、ペナルティの問題を去年質疑しましたけれども、県の広域支援があり、ないと、ペナルティはないという答弁でありましたが、この広域化の状況も含めて、その後、どうなったのか、お答えをいただきたいと思います。

**国保年金課長（上原公也君）** ただいまの御質疑にお答えいたします。

県が示す91パーセントに向けて、特に本市において力を入れてきたことは何かということですが、その前に、先ほど申し上げましたとおり、平成25年度おかげさまで25年度現年度収納率は昨年度の88.19パーセントから3.06ポイント向上いたしまして91.25パーセントとなり、目標を達成することができました。その中で、特に力を入れてきたことにつきましては、未納者との接触を図ることを基本としまして、夜間・休日徴収の実施、口座振替の推進、収納嘱託員の活用、差し押さえ等滞納処分の執行、徴収職員の資質の向上など、一つ一つの積み上げによる徴収の強化に努めてきたということに尽きると考えております。

次に、収納率によるペナルティにつきましてですが、議員御承知のとおり、平成26年度が最終年度となります。ですので、現在、県の広域支援によりペナルティは課せられておりません。また、27年度以降につきましても、県のほうで支援方針を策定予定ということであり、来年度以降も収納率によるペナルティはないものと考えております。

最後に、広域化の状況につきましてですが、昨年12月に可決成立しましたプログラム法の具体化に向け、国保基盤強化協議会が設置され、国と地方による協議が本年7月にスタートしております。この協議会の事務レベルワーキンググループによる協議が月に1、2回ほど開催されておまして、本年の7月に中間とりまとめを行う予定となっております。このプログラム法は国保の広域化を含む医療保険制度の関連法を平成27年中の通常国会に提出する予定になっておりますので、このことについては今後とも国の動向に注視してまいりたいと考えております。以上です。

**11番（関 誠之君）** ありがとうございます。27年度の国会でということですから、少し時間があるのかなと思いますけれども、これ、ここの問題はいつも言われておりますとおり、もう制度は破たんをしていると言って過言ではないんじゃないかということで、やはり、このことを地方のこういったこ

とをしっかりと国に伝えていくことをしなければならないというふうに思っております。

そこで、最後の質問であります。今回の繰上充用という手段で、予算上、数字的に歳入歳出のバランスを図ったということで、この赤字を解消するためには国保の値上げが法定外の繰入等しかないように思いますが、税の、税負担の公平性ということも考慮しなければならないということは十分に理解しておりますけれども、結果として、今まではほとんど法定外繰入をしているのが現実であります。昨年の答弁はその赤字予想財源を一般会計からの繰り入れとして、当初予算編成時に制度化は難しい問題であるが、研究課題としたいということでありましたけれども、どのような研究がなされたのか。また、その財源とされた臨時財政対策債の現況はどうなっているのか。また、累積赤字の解決方法はどのように考えているのか。先ほど説明がありましたとおり、25年度の滞納繰越分で6億7,331万2,000円ということで、今回の繰上充用が6億7,083万3,000円ですから、もう少しするとこの繰上充用の部分が滞納金を超すということに相成るわけですが、そういうときにはもう繰上充用ができなくなるわけですね。そうしますと何らかの形でこの累積赤字を解消をしなければいけないというふうになるわけですが、先ほど説明もありました平成19年度6億81万9,000円の赤字ということで、これは財政調整基金から財源をもって解消したということでもありますけれども、この辺のことにについて解決の方法をどのように考えているのか、再度お伺いをしたいと思います。よろしくお願いたします。

**国保年金課長（上原公也君）** ただいまの御質疑にお答えいたします。

法定外繰入につきましては、制度化に向けてどのような研究がなされたのかという点と、また累積赤字の解決方法はどのように考えているのかという点についてお答えいたします。

法定外繰入につきまして、他市の状況を見たところですね、県内におきまして19市中17市が法定外繰入を実施しているところ。また、全国の市町村合計では約3,500億円が法定外繰入として行われております。この法定外繰入の問題につきましては、先ほどの国保基盤強化協議会においても重要な議題の一つとなっております。これら国保の財政上の構造問題について話し合いがなされているところで、7月の中間とりまとめでは一定の方向性が示されるものと期待しているところでございます。

次の累積赤字の解決方法につきましては、県の御指導もいただきながら赤字解消計画に沿って現在実施しているところであります。更なる税収の確保とレセプト点検などの医療費の適正化、また、引き続き一般会計からの繰入等による赤字解消を図っていきたいと考えております。以上です。

**財政課長（前田和男君）** おはようございます。臨時財政対策債の現況という御質問がございましたので、私のほうからお答えさせていただきます。

過去3年間の状況でございますが、平成23年度が8億6,290万円、平成24年度が8億9,130万円、平成25年度が9億5,100万円を借り入れいたしております。以上です。

**議長（竹田光一君）** ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの報告第5号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これから、報告第5号について採決いたします。

お諮りいたします。

本件はこれを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、報告第5号については、承認することに決定いたしました。

○

**議長(竹田光一君)** 日程第4、議案第42号 平成26年度奄美市一般会計補正予算(第2号)についてから、議案第49号 奄美市道路線の廃止及び認定についてまでの8件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

**市長(朝山 毅君)** それでは、ただいま上程されました議案第42号から議案第49号までの提案理由を御説明いたします。

まず、議案第42号 平成26年度奄美市一般会計補正予算(第2号)の主な内容につきまして御説明いたします。

第1表、歳入歳出予算補正につきまして、まず、歳出の主な内容を申し上げます。

今回の補正は、関係する各費目に職員定数の確保及び事務事業の執行に要する臨時職員配置に伴う経費を計上いたしております。

総務費につきましては、総務管理費において松くい虫被害による危険木対策に要する経費2,939万8,000円及び国の元気臨時交付金等を財源とする緊急経済対策事業5,566万円を計上いたしております。

民生費につきましては、社会福祉費において老朽化したふれ愛の郷の空調改修費を2,405万円などが主な内容であります。

農林水産業費については、農業費において公益財団法人奄美市農業研究センターへの事務移行に伴う運営経費として1,223万1,000円を追加計上するほか、水産業費において6次産業化ネットワーク構築に向けた新たな取組として、新商品の開発等を支援するための経費396万6,000円などを計上いたしております。

土木費につきましては、都市計画費において末広・港土地区画整理事業推進のための用地購入費1,770万1,000円を計上するものでございます。

次に、歳入につきましては歳出の要する財源といたしまして基金繰入金5,708万3,000円、前年度剰余繰越金8,621万4,000円、市債4,070万円などを計上いたしております。

以上が歳入歳出予算の主な内容であります。今回の補正で1億8,632万4,000円を追加することにより、平成26年度奄美市一般会計予算の総額は298億2,832万9,000円になります。

また、第2表、地方債補正につきましては、緊急経済対策事業の追加や事業費の変更に伴う起債限度額の変更を行うものであります。

次に、議案第43号 平成26年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の主な内容について御説明いたします。

歳出につきましては、総務費に臨時職員の配置に伴う経費395万2,000円を増額計上いたしております。

歳入につきましては、一般会計からの事務費繰入金及び雑入の雇用保険料自己支払分を計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ395万2,000円の増額となり、平成26年度奄美市国民健康保険事業特別会計の予算総額は72億1,504万9,000円となります。

次に、議案第44号 平成26年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、高齢者元気づくり事業の創設に伴い、総務費の保健事業費におきまして事業指導員謝金及び事業運営業務委託料等を計上いたしております。

歳出につきましては、諸収入におきまして歳出に要する財源といたしまして後期高齢者医療制度特別対策補助金127万8,000円を計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ127万8,000円の増額となり、平成26年度奄美市後期高齢者医療特別会計予算の総額は4億2,907万5,000円となります。

次に、議案第45号 平成26年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、総務費におきまして一般事務補助員の配置に伴う経費を、地域支援事業費におきましては看護師の配置に伴う経費及び一般会計から組み替えた事業費を計上いたしております。

歳入につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金、諸収入及び市債を増額計上いたしております。

また、第2表、地方債の補正につきましても、地域支援事業費の増額により借入額が不足する見込みとなりましたので、起債限度額を増額するものであります。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ1,013万3,000円の増額となり、平成26年度奄美市介護保険事業特別会計予算の総額は47億5,286万2,000円となります。

次に、議案第46号 平成26年度奄美市交通災害共済特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、事業費におきまして事務事業の執行に要する臨時職員配置に伴う経費162万2,000円を計上いたしております。

歳入につきましては、基金繰入金と雑入において同額を計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ162万2,000円の増額となり、平成26年度奄美市交通災害共済事業特別会計予算の総額は711万7,000円となります。

次に、議案第47号 奄美市税外収入督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、国税及び地方税におきまして延滞税、延滞金等の利率を引き下げる改正が行われたことに伴い、本市の使用料等の税外収入並びに後期高齢者医療及び介護保険の保険料に係る延滞金の利率についても同様の改正を行い、制度間の均衡を図るため、所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

次に、議案第48号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につきましては、名瀬辺地、住用辺地及び笠利辺地における総合整備計画の施設において、新たな事業の追加や事業費等の変更に伴い事前計画書より増減が見込まれます。継続して辺地債を適用するためには、総合整備計画の変更が必要であることから、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定により、準用する同条第1項の規定に基づき議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、議案第49号 奄美市道路線の廃止及び認定につきましては、農地に接する路線について農道

に移管するため3路線を廃止するとともに、当該廃止した路線のうち1路線については集落内に位置する区間を新たに市道として認定しようとするものでございます。

以上をもちまして議案第42号から議案第49号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議のうえ議決していただきますようお願いいたします。

○

**議長（竹田光一君）** 日程第5、議案第50号から議案第52号までの奄美市人権擁護委員候補者の推薦についての3件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

**市長（朝山 毅君）** ただいま上程されました議案第50号から議案第52号までの奄美市人権擁護委員候補者の推薦につきまして、提案理由を御説明いたします。

中山芳一氏、川畑安秀氏及び中島秀一氏の3氏の任期が満了となりますことから、引き続き中山芳一氏及び川畑安秀氏を、また新たに福島吉宏氏を本市の人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

何とぞ御承認くださいますようお願いいたします。

**議長（竹田光一君）** これから質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの3件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、この3件は委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

この際、この3件は討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、この3件は討論を省略いたします。

これから、この3件について採決いたします。

採決はこれを一括して行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第50号から議案第52号までの奄美市に人権擁護委員候補者の推薦についての3件は、いずれもこれを承認することに決定いたしました。

○

**議長（竹田光一君）** 日程第6，議案第53号 固定資産評価委員の選任について議題といたします。  
市長に提案理由の説明を求めます。

**市長（朝山 毅君）** ただいま上程されました議案第53号 固定資産評価委員の選任につきまして、提案理由を御説明いたします。

平成26年4月1日付けの人事異動に伴い、前任の税務課長山田道男が異動となりましたことから、後任の税務課長芝 一夫を固定資産評価委員に選任いたしたいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めますのでございます。

何とぞ御同意くださいますようお願い申し上げます。

**議長（竹田光一君）** これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

この際、本案は討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略いたします。

これから、議案第53号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これを同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第53号 固定資産評価委員の選任については、同意することに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明日18日午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。（午前10時13分）

第 2 回 定 例 会  
平成 26 年 6 月 18 日  
(第 2 日 目)

6月18日(2日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	西	公 郎 君	2 番	安 田	壮 平 君
3 番	川 口	幸 義 君	4 番	栄	ヤ ス エ 君
5 番	師 玉	敏 代 君	6 番	多 田	義 一 君
7 番	橋 口	和 仁 君	8 番	向 井	俊 夫 君
9 番	渡	雅 之 君	10 番	戸 内	恭 次 君
11 番	関	誠 之 君	12 番	大 迫	勝 史 君
13 番	与	勝 広 君	14 番	叶	幸 與 君
15 番	奥	輝 人 君	16 番	平 川	久 嘉 君
18 番	竹 田	光 一 君	19 番	渡	京 一 郎 君
20 番	元 野	景 一 君	21 番	里	秀 和 君
22 番	伊 東	隆 吉 君	23 番	竹 山	耕 平 君
24 番	崎 田	信 正 君			

○ 欠席議員は、次のとおりである。

17 番 栄 勝 正 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山	毅 君	副 市 長	福 山	敏 裕 君
教 育 長	要 田	憲 雄 君	住 用 総 合 支 所 長	澤	修 平 君
笠 利 総 合 支 所 長	吉	富 進 君	総 務 部 長	東	美 佐 夫 君
総 務 課 長	森 山	直 樹 君	企 画 調 整 課 長	三 原	裕 樹 君
財 政 課 長	前 田	和 男 君	市 民 部 長	前 里	佐 喜 二 郎 君
市 民 協 働 推 進 課 長	金 森	広 子 君	環 境 対 策 課 長	伊 東	義 久 君
保 健 福 祉 部 長	泉	賢 一 郎 君	福 祉 政 策 課 長	山 田	和 憲 君
高 齢 者 福 祉 課 長	市 川	哲 義 君	保 護 課 長	中 元	幸 立 君
商 工 観 光 部 長	菊 田	和 仁 君	商 水 情 報 課 長	久 保	信 正 君
紬 観 光 課 長	島	名 享 君	農 政 部 長	山 下	修 君
農 林 振 興 課 長	大 海	昌 平 君	土 地 対 策 課 参 事	福 永	孝 君
建 設 部 長	砂 守	久 義 君	都 市 整 備 課 長	本 山	末 男 君

6月18日(2日目)

建築住宅課長	備 孝 朗 君	上下水道部長	上 島 宏 夫 君
下水道課長	市 田 利 郎 君	水道課参事	林 茂 穂 君
教育委員会 事務局 長	安 田 義 文 君	教育委員会総務課長 兼行革調整監兼給食 センター整備対策監	保 浦 正 博 君
学校教育課長	益 山 富 誉 君	文化財課長	川 口 満 君
農業委員会 事務局 長	川 内 進 君	選挙管理委員会事 務 局 長	圓 和 之 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	橋 本 明 和 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	大 江 和 典 君
議事係長	前 田 賢 一 郎 君	議事係主査	麓 浩 登 志 君

**議長（竹田光一君）** おはようございます。ただいまの出席議員は22名であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

**議長（竹田光一君）** 本日の議事日程は一般質問であります。

日程第1，一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように、質問者において御配慮をお願いいたします。また、当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔明瞭に行われますように、あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い順次質問を許可いたします。

最初に、新奄美 橋口和仁君の発言を許可いたします。

**7番（橋口和仁君）** 市民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。平成26年第2回定例会初日最初の登壇となりました会派新奄美の橋口和仁です。曇天の梅雨空を吹き飛ばし、熱い奄美を感じられるように、また、トップバッターとして役割をしっかりと果たしてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

質問事項が多岐にわたっておりますので、早速であります質問をさせていただきます。

まず、観光受け入れに対して質問いたします。先の3月の定例会において、クルーズ船の受け入れについては、奄美大島観光協会が中心となり歓送迎体制などを一手に取り組んでいると。そして、受入側の体制を把握させていただきました。本島においては奄美観光協会、そして広域組合のぐーんと奄美、更に奄美大島観光物産協会、瀬戸内物産協会、そしてガイドの団体など、観光を主体とする団体があります。改めて組織体制はじめ、その役割がどのような取組がなされているのか。連携はどのような現状なのか。課題は何なのかをまず示していただきたいと思います。

次の発言からは発言席にて行います。

**議長（竹田光一君）** 答弁を求めます。

**市長（朝山 毅君）** おはようございます。それでは、早速、橋口議員の御質問にお答えさせていただきます。

一般社団法人奄美群島観光物産協会、通称ぐーんと奄美は、奄美群島における観光事業及び物産事業の振興及び群島地域全体の観光交流推進に寄与することを目的といたしまして、観光物産の一元化のため、12市町村と民間企業等を会員として、一昨年、平成24年に設立いたしました。これまで、奄美シマ博覧会、群島の特産品を活用したモニターツアー、黒糖焼酎イベント、また、島外での物産展など、様々な取組を構成市町村、また、各島の観光協会などと連携を図りながら実施してまいりました。こうした事業のほか、島コーディネーターの人材育成、島一番コンテストによる物産品の開発、品質向上など、観光関連産業の基盤強化にも群島12市町村と各島の観光協会等が連携して取り組んでいるところでございます。また、観光客の受け入れにつきましては、群島一体的な窓口といたしましてぐーんと奄美が担い、島々での受け入れにつきましては各島の、各島の観光協会等が行っているところであります。今年に入りまして、徳之島、沖永良部におきましても観光協会等の一本化が図られるなど、群島各島で体制強化が図られております。今後、より一層の連携強化を図ることが重要であると認識をいたしております。このようなことから、先の理事会、総会におきまして各観光協会との更なる連携強化を改めて申し合わせをいたしたところでございます。また、観光情報の一元化ということにつきましては、今年度から奄美群島観光物産協会の公式サイト、ぐーんと奄美を開設し、情報発信を行っている

ころでございます。こちらのホームページでは、各島々の宿泊施設や飲食店の情報、観光地情報などを一元的に把握することができるようになっておりますが、今後、更なる情報の充実に努めてまいりたいと考えているところであります。いずれにいたしましても、奄美群島の観光振興を図る上で、観光施策の中核組織としてぐーんと奄美の果たす役割は、今後、更に増してくるものと考えております。そのために、群島一体になった更なる連携を図りながら、奄美群島の振興、そして観光産業の振興、ひいては郡民所得の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、どうか御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

**7番（橋口和仁君）** ただいまの市長の答弁で内容は十分に理解させていただきました。本市における物産協会、観光協会、それをしっかりと一元化して、ぐーんと奄美が奄美群島の窓口としてしっかりと取り組んでいるということでもあります。

そこで2番目の質問に入りますが、必然的にですね、世界遺産というのはタイムスケジュール的に平成28年になされるわけではありますが、そうすると個人客、また団体客というのは増えていくだろうと。そこで、私どもは昨年、会派新奄美と、そしてまた渡議員と一緒にですね、屋久島のほうへ行ってまいりました。今、屋久島が世界遺産登録になりまして20年経過いたしました。その間、どれだけの客が来島されてきたのか、そして課題は何なのか、そして環境問題等々をしっかりと視察させていただきました。その観点からですね、地域の環境問題というのが、非常にクローズアップされてまいりました。ガイドの業をなされている方が約300人近くということで、その認定登録者の方々と登録されていない方々の住み分けというのが、非常にいろいろと問題が出ておまして、その問題が今でもずっと続いているということでもあります。そこで、2番目の今回、エコツーリズム推進協議会の役割というのが3月の28日に設置されました。そこで、今度中に基本構想策定と、奄美大島、奄美群島エコツーリズム推進協議会の役割が今後注目されますが、それに対しての期待することと現状について、まず示していただきたいと思えます。

**商工観光部長（菊田和仁君）** おはようございます。それでは、奄美群島エコツーリズム推進協議会についてお答えいたします。

御質問の奄美群島エコツーリズム推進協議会につきましては、国立公園指定と世界自然遺産登録を見据えて今年3月に設立され、奄美群島広域事務組合が事務局を担っております。現在の奄美群島のエコツアーガイドの登録は62名となっておりますが、議員御指摘のとおり、他の世界自然遺産地域においてガイド同志のトラブルの事例も伺っております。そういうことから、ガイドの研修や自主ルールの策定、認定制度の確立が急務であり、現在、当協議会において取組を進めているところでございます。今後は、観光振興と自然環境保全の両立を図ること目的に、政府が定めたエコツーリズム推進法基本方針に基づき、特定自然観光資源の指定や立ち入りの適正化、あるいはエコツアー料金の設定など、自然を保護しながら観光資源を活用するための全体構想を作成する予定でございます。これらのことを含め、奄美群島エコツーリズム推進協議会が奄美の豊かな自然環境の保全と観光振興をはじめとした有効活用の両立を図るための中心的な役割を担うよう取り組んでまいりたいと思えます。以上です。

**7番（橋口和仁君）** ただいま部長のほうからの答弁の中でありました。ガイドの中でいろいろと、ちょっといろいろとあるということで、これが非常に急務だということでもあります。先般ですね、住用のヤムランドについてちょっとお伺いさせていただきました。そこでは里ツアーとか、また、その集落単位でのガイド育成とか、そういう事業が展開されておりますが、ぐーんと奄美での役割と、そしてまた各観光協会との役割の中で、その辺りがしっかりと住み分けされているのかというのが一つ懸念をしているところでありますが、その辺りについての今後の取組。そしてその一元化というのは、今後どのように図られていかれると考えているのか。そこ辺りをお聞かせいただきたいと思えます。

**商工観光部長（菊田和仁君）** 先ほども答弁いたしました。現時点では奄美群島広域事務組合が中心を担うということでございまして、エコツアーガイドは3段階に想定しているようです。ガイドの研修生、登録ガイド、認定ガイドでございます。それから、エコツーリズム推進協議会以外にですね、各島々にはエコツーリズム連絡協議会というのが組織されておりますので、連絡協議会と観光協会など連携を図りながら進めてまいりたいと思っております。以上です。

**7番（橋口和仁君）** 分かりました。まだ、その仕組みづくり、そしてルールづくりをですね、今後、しっかりと、また、取り組んでいただきたいなと思っております。

それでは次に移らせていただきます。100人応援団の役割は、今回、企画されておりますが、期待することは何か。まず、課題は何かということでお示しをしていただきたいと思います。

**商工観光部長（菊田和仁君）** ちょっと答弁が長くなりますが、奄美ふるさと100人応援団につきましては、奄美出身者や奄美にゆかりのある方々を郷土振興の応援団として認定し、奄美の魅力を情報発信しながら地場産品の販売促進、販路拡大を図り、癒しの島奄美のイメージアップや奄美ファン拡大を目指して全国各地で活動していただいております。一方、トップセールス会議やファンサミットなどの場において、100人応援団相互及び郷友会との連携を深めることにより、対外的なアピール力を強めるべきとの意見が上がったほか、100人応援団の活動成果が具体的に見えにくいとの声もございました。そのため、今年度からマージンネットワーク構築事業に取り組み、既に5月9日、10日、奄美黒糖焼酎の日合同キャンペーン、それから6月7日、くっかる奄美横浜交流会を開催するなど、応援団の連携による観光物産PR事業を展開いたしております。今後、全国各地で開催される奄美を楽しむタベに参画していただくなど、郷友会との連携を図るほか、100人応援団及び郷友会役員の名鑑や情報誌の発刊、ウェブの活用による対外的PR力の強化を図る予定であります。

この事業を進めるにあたり、事業の趣旨を応援団の皆様にご理解いただく期間が十分ではなかったということは思っております。現在、応援団の皆様にご趣旨を伝えながら、応援団の御意見も事業に反映できるよう努めているところでございます。以上でございます。

**7番（橋口和仁君）** 今回ですね、6月7日につながる奄美ということで、横浜のほうで横浜交流会が開催されました。100人応援団が今現在40人ということで伺っております。今回のこのつながる奄美横浜交流会の仕掛けがですね、今回委託されましたAの事業所でございます。その委託事業ということで調べさせていただきましたが、昨年25年度が163万円、そして今年が430万円という事業でありまして、何を言わんとするかといいますと、今回、いきなりこの委託をされた。100人応援団の方々が、そのことをしっかりと把握されているかということが一つの問題でありまして、100人応援団の皆さんは手弁当で島を思う気持ちがあればこそですね、本土において奄美のPR、そしてまた物産においてもしっかりと取り組んできているという状況でありまして、そのことをないがしろにするような行為というのは、非常に憤りを感じるということでございました。今回、委託事業は1年ということでございますが、今後、こういうことがないようにですね、是非、万全の配慮をしていただいて、取り組んでいただきたいなと思っております。

それとですね、その委託事業というのは1年間ということでございますが、改めて確認をさせていただきますけれども、この事業は1年間を見て検証されると。引き続き2年、3年になるかどうか分かりませんが、まず1年見越してされるのかどうか、その辺りをちょっと確認させていただきたいと思います。

**商工観光部長（菊田和仁君）** 事業につきましては、基本的に1年でございます。ただ、私どもが心配い

たしておりますのは、ネットワークの構築が1年で構築されるかということも気にいたしております。今後、継続的に2、3年かかるということであればですね、業務委託のやり方、業務委託の方法ですね、あるいは100人応援団の御意見を伺いながら、事業の内容を見直していくと、この1年間を検証した上で2年目以降を検討してまいりたいと考えております。以上です。

**7番（橋口和仁君）** 是非、しっかりとこのことは取り組んでいただきたいと思えます。

次に、地域情報環境整備についてお伺いをいたします。情報化社会の進展に伴いICTの利活用が医療・介護・福祉・教育と様々な分野で人材育成や雇用創出、サービスの向上といった成果に結び付くことが期待をされております。国の戦略として、いつでも・どこでも・だれでも簡単にネットワークが利用できるユビキタス社会を実現するために、世代や地域を超えたコンピューターの活用や人と人、人と物を結ぶコミュニケーションの手段としてICT情報通信技術が重要視されております。具体的には、これまで有線で広がってきたネットワーク環境を無線通信に発展させることにより、スマートフォンやタブレット型端末等のモバイル機器、地上デジタル放送をはじめ、住宅や家電、自動車等、あらゆる物と人が相互につながる社会を目指されており、まさにICTは住民生活に不可欠な社会活動の基盤としての役割を有しております。本市においては、ICT環境の整備という観点から、ブロードバンドゼロ解消に向けて、これまでに事業が展開されてまいりました。現在においては、ADSLエリアと高速通信光エリアに分かれております。ADSLはあくまでも高速通信が対処できないところの代替措置であり、そこには情報の格差が生じております。そこで、改めてADSLと光の違い、そして光ファイバー整備によって観光産業や医療関係、教育等における効果はどの程度あるのか。そして、高速通信環境を今後必要と考えているのか、いないのか。まず、お答えをいただきたいと思えます。

**商工観光部長（菊田和仁君）** それでは、ADSLとの違い等を含めて答弁いたします。

光ファイバー回線を整備することによる効果、そしてADSLの回線との違いとしてあげられるのは、通信速度の向上だと考えております。民間の通信速度サイトによる実測値の全国平均として、光ファイバー回線はADSL回線と比較して10倍近く高速な通信が可能という統計がございます。この統計に基づき試算いたしますと、一般的なCD1枚の要領でございますが、700メガバイトのデータを受信する場合、光ファイバー回線では2分20秒、ADSL回線では約21分、10倍近いということでございますが、このような計算になります。通信速度向上によるメリットとして具体的に上げますと、インターネットを開始した双方向のテレビ会議システムなどにおいて、画質の大幅な改善が考えられます。このことにより、医療の現場においては遠隔診断、教育の場においては遠隔指導といった離島の地理的不利性緩和が可能な仕組みの構築につながるものと思われまます。今日の情報化進展に伴い、個人、企業を問わず、画像や映像といった大容量のデータを送受信する場合は増加していくものと思われまますので、本市といたしましても更に高速な通信環境の整備は必要なものと考えております。

**7番（橋口和仁君）** 必要であるということで、部長のほうから答弁をしていただきました。

そこで、現在ですね、市街地外の笠利・住用・小湊の古見方、そして小宿においてはADSLが整備されておりますが、高速通信は整備されていないという現状であります。先ほどADSLと光の違いということで示していただきました。先の第1回定例会において、西議員への答弁で、単独事業では多額の財政負担を生じるから補助事業を検討していると。そして、現行の国庫補助事業においては、サービス提供後の2年後に整備対象世帯50パーセント以上の完了率ということでハードルがあるということで、非常に厳しいという答弁でございました。そこでですね、今一度、この地域においてですね、高速通信の環境整備というのは検討されているのか。先の定例会より一歩、二歩、三歩、前進しているのかどうか、その辺りまでちょっとお示しいただきたいと思えます。

**商工観光部長（菊田和仁君）** 先ほど答弁でも申し上げましたように、本市の地域情報化を推進する上で、全市民、全地域が情報化社会の恩恵を等しく受けられる通信環境の整備促進は重要な課題だと捉えております。これまでNTT西日本鹿児島支店との協議や、光ファイバー未整備地区を持つ自治体からの情報収集等を継続的に行い、整備に向けた検討を重ねてまいりました。しかしながら、先ほど議員からもございましたとおり、現行の国補助事業には整備後2年後を目処に整備対象世帯の50パーセントの加入を見込む必要があるという要件や、整備後の施設補修費用負担といった様々な課題がございます。以上のような実情は、全国の離島、過疎地域における課題ともなっております。今後は、国に対する補助要件の緩和や制度改正を要望するとともに、起債事業として対応が可能であるか含め、検討してまいりたいと考えております。

**7番（橋口和仁君）** 起債事業を含めて検討されていくということではありますが、まず、それでは3番目の質問に入りますが、住用・笠利、そして古見方、小宿、下方ですか、一部が今現在、高速通信が整備されていないということでもあります。本島においてはですね、与論・永良部・徳之島、そして今次には喜界が整備されてくると。宇検と大和村が、まだ高速通信が整備されていないということでもあります。先ほど部長の答弁の中で、離島の不利性を緩和するということが、医療・教育、そしてまた観光、いろいろなものがその情報環境によって緩和されていくということでもありますので、是非ですね、前向きに早急に取り組んでいただきたいということではありますが、そこでまず、その地域のもので、小宿、そして古見方・住用・笠利、その辺りのほうにおいて、アンケートを取っていただいて、優先的に図ることはできないのか、その辺りはどうなのか、まずお聞かせをいただきたいなと思っています。

**商工観光部長（菊田和仁君）** アンケートのお話でしたが、まずはですね、未整備地区においてどのようなニーズがあるかを把握することが重要だと考えております。その結果をもって効率的な整備手法、あるいはその地域ごとに年次的にやっていけるようなやり方があるかなども含めて検討してまいりたいと思います。

なお、そのようなニーズを把握するにあたって、必要があれば対象地域におけるアンケート調査を行いたいと考えているところです。

**7番（橋口和仁君）** ひとつよろしくお願ひいたします。

それでは、3番目の教育におけるICT環境の活用について、お伺いをいたします。まずはじめに、新教育長に就任されました要田教育長、心より教育長就任おめでとうございます。教育長として、教育行政を司る要職であり、その重責は大きく、私は計ることができないところではありますが、健康管理には十分に配慮されて、奄美の子どもたち一人ひとりを光輝く存在に高めていただけますように、御尽力を賜りますように、よろしくお願ひをいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。本市の教育理念の一つとして、学力向上が掲げられております。そこで、地元新聞紙上において、教育長は学力向上と児童・生徒を育てる家庭力、そして地域との連携について書かれておりました。そこで、学力について改めてですね、少し掘り下げて質問させていただきたいと思います。今回、情報ということで質問させていただきまして、学校における情報環境はどうかということ、何点か、5点ですかね、上げさせていただいております。一括でもよろしいですが、その現状、課題ということでお示しをしていただきたいと思います。

まず第1点目に、学校におけるICT環境の整備の現状はどのようになっているのか。第2点目に、教員のICT活用、指導力の向上はどのようになっているのか。3点目の教科指導におけるICTの活用。4点目に情報教育の体系的な推進。5点目の校務の情報化の推進などはどのようになっているのかをお伺いをいたします。

**教育委員会事務局長（安田義文君）** それでは、1点目については私のほうから答弁をさせていただきます。

学校におけるICTの環境整備状況ということでございます。本市におきましては光ファイバーケーブルによります各教室への構内LAN整備、パソコン教室への教育用パソコン配置を実施いたしまして、教師用パソコンにつきましても新機種への入れ替え、補充を行い、ICT利活用が図られるように環境整備を今、進めているところでございます。現在、議員おっしゃいますように、文部科学省がICTを効果的に活用した分かりやすく深まる授業の実現、子どもたちの情報活用能力の育成、校務の情報化の推進を目的といたします教育の情報化を推進しておるところでございます。電子黒板につきましては、市内5校で導入しておりますが、その他のタブレット端末、デジタル教科書、校内無線LAN等のICT環境整備につきましては、現在、未整備となっている状況でございます。整備につきましては、相当の経費が生ずると考えられまして、実施計画での協議が必要となっておりまして、平成27年度までに終了を予定します学校耐震化整備及び給食センター等の整備計画がある中で、すぐすぐの実施が困難な状況でございます。今後、更なる研究を進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

**教育長（要田憲雄君）** おはようございます。初めて立たせていただいて、御答弁を申し上げさせていただきたいと思っております。私のほうからは、2番の教員のICT活用指導力の向上についてからお答えを申し上げます。

本市では、平成26年度は8月26日に講師を招聘して、小・中学校教職員を対象とした学習支援ソフトウェア研修会を実施いたします。また、教職員は県総合教育センターなどが開催するICT教育に関する短期研修を受講したり、指導主事がそれぞれ学校訪問や授業参観の機会を捉えながら行う指導により、指導力の向上を図っているところであります。研修会や短期研修への積極的な参加を図られますよう、管理職研修会等においても校長先生方に指導・周知してまいりたいと考えております。特に、県総合教育センターの短期研修というのは8本ぐらいいございまして、それぞれの学校で希望しながら参加していただいているということでございます。

3番目に教科指導におけるICT利活用についてでございます。ICTを活用した教育のねらいは、授業の中でパソコン、電子黒板、実物投影機、DVDプレーヤー、プレゼンテーションソフトなどのICT機器を活用することで、教師が授業の目当てを示したり、授業への興味、関心を高めたり、学習内容を分かりやすくしたりして、分かる授業を実現させることにあります。また、児童・生徒にインターネット等を実際に活用させることで、情報を収集したりまとめたりする情報活用能力を育成することも、その一つであります。市内小・中学校におきましては、授業の中で実物投影機を使用して児童・生徒が書いたノートなどを映し出して、教師の実演などを見せたりすることで、分かりやすい授業に取り組んでおります。また、電子黒板につきましては、現在、保有している学校が5校ございます。その活用方法は学校や児童・生徒の実態によって様々でございますが、例えば理科の実験の流れや方法を映像で使用したり、数学や技術の授業でワークシートを映し出して、生徒に書き込ませたりして電子黒板の良さを生かした授業が展開されております。その成果といたしまして、教科学習や総合的な学習の時間におけるインターネットを利用した調べ学習や、そのまとめにパソコンを活用する学習を通して、情報活用能力や表現力を育てているところでございます。以上のように、市内の小学校では学校間での使用頻度や使用方法について多少の差はございますが、すべての学校におきまして児童・生徒の実態等に応じながら、ICTを活用した教育がなされているものと認識しているところでございます。

4番目の情報教育の体系的な推進についてでございますが、平成25年度は教育用コンピューターに2,778万7,000円、校務用コンピューターに428万4,000円を使わせていただき、児童・生徒及び教職員の環境整備を行いました。学校におきましては、ICT機器の特性を生かした授業の工夫が図られるように、研修会に参加したり、校内研修や授業研究等で活用する方法等について研修を深めたりしているところでございます。

5番目の校務の情報化の推進について申し上げます。本市のすべての小・中学校でホームページを立ち上げております。内容につきましては、学校の概要ですとか、教育目標ですとか、特色ある教育活動、あるいはトピックスとなっております。学校によりましては、最新の情報に更新されていない状況も幾らかありますので、定期的に校長研修会等を通じて更新するように指導してまいりたいと考えております。以上でございます。

**7番（橋口和仁君）** まず、現状を把握させていただきました。

それじゃ、2問目の質問に入りますが、教育分野におけるICT利活用の推進は、授業の双方向性を高め、児童の主体性、意欲、感心や知識、理解力を高める等の効果があるという特徴があり、特に、ICTを活用した授業は活用しない授業と比較して学力が向上することが国内外で実証的に示されております。本市においては、タブレット、先に電子黒板が5校ということでございましたが、まだタブレット、そして無線LAN等が整備されていないということでもありますけれども、文部科学省ではですね、総務省と連携して1人1台の情報端末、タブレットでございますが、電子黒板、無線LANが整備された環境のもとでICTを効果的に活用して、子どもたちが主体的に学習する新たな学びを創造するために、22年度から全国各小学校において実証研究を行っております。その成果や過程について、実証研究報告書がとりまとめられておまして、教育におけるICT利活用と学力との相互関係において、ICTの利活用が基礎学力に影響していると、非常に学力に対しては効果があるということでございます。ですので、今回、質問した中では、この国内外で実証されておりますタブレット、そして電子黒板、そして無線LAN整備というのは、今後、本市においてはどのような計画をされているのか。また、今後、整備されて行かれるのか。そこ辺りをまずはお示しをしていただきたいと思います。

**教育委員会事務局長（安田義文君）** ICT環境整備の件についてということでございます。ICT環境整備につきましては、情報通信技術を活用しまして子どもたち一人ひとりの能力や特性に応じた学び、子どもたち同士が教え合い、学び合う協働的な学びを創造するという役割があり、議員が御案内のとおり、その効果が表れている事例も承知しておりますが、同時にその活用にあたっては、子どもたちへの情報モラル教育、教員や保護者へのモラル普及啓発、有害環境対策等の情報化の影の部分への対応も併せて講じる必要があるという課題もございます。このことと、先に答弁しましたICT環境の現状と課題のところで触れましたように、他の急を要する事業等を優先させることなどから、すぐすぐの整備は困難な状況にあると考えております。ただ、議員御案内のとおり、IT化に向けた環境整備4か年計画、これを文科省が打ち出して26年度から29年度整備ということで進めておりますが、普通交付税につきましては26年度の夏場でございますので、その在り方なんかを見させていただきながら、今後、検討させていただきたいと存じます。

**7番（橋口和仁君）** そこで、機会を得てですね、あえて申し上げさせていただきますが、学校におけるコンピューターやインターネット接続、教育用ソフトウェアの整備等のICT環境整備に必要な経費は、地方交付税措置がなされていると。先ほど部長のほうから答弁がございましたが、地方公共団体は教育・土木・厚生・労働・産業・経済・警察署などの各分野にわたり国民生活に密接に関連した行政サービスを提供しているが、すべての地方公共団体がそれぞれ必要な財源のすべてを地方税のみによって賄うことは困難である。そこで、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう補強するのが地方交付税であるということでありまして、その中で、学校におけるICT環境整備に必要な経費が地方交付税に位置付けられているということは、それがどの地域に住む国民にも、一定の水準が維持されなければならない行政サービスの一つであるとの理解をする必要があります。その用途については、地方公共団体の自主的な判断に任されているということですが、今、本市における状況というのは非常に厳しいと。優先的にはまだやるべきことがあると

いうふうに理解をさせていただきましたが、是非ですね、子どもたちの将来に向けて、しっかりと環境整備を図れますように、引き続き取り組んでいただければと思います。

これで、教育行政について質問は終わらせていただきますが、今回、新教育長としていろいろと公務もまたあろうかと思いますが、一言だけこちらのほうで述べていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

**教育長（要田憲雄君）** お答えを申し上げます。私は38年間、学校の奉職しておりましたので、その際にずっと考えてきましたことは、愛情をもって子どもたちを育てることだということを肝に銘じてきました。そして、ふるさとに生まれた者が本当に奄美に生まれて良かったと、子どもたちがそういう子どもをつくりたいということで、ずっと一貫してそういうことを努力してまいりました。私の基本的な考え方は、奄美のまだ残っている教育風土を生かして、地域に開かれ、地域に根差した、地域と一緒にあった教育を推進してまいりたいと、そのことによって子どもたちが一人ひとりが、自分は奄美で生まれて良かったと、そういう誇りの持てる子どもを育ててまいりたいということを、いつも考えておりました。校長のときも、そういうことを先生方と常に話しながら進めてきたところでございます。更に、子どもたちの情操教育も大事でございますから、感性を育てる教育も大変必要だと思っております。花づくり運動ですとか、あるいは歌声の響く学校、あるいは歌声の響く地域、そういうことも念頭に置きながら、子どもたちを育ててまいりたいと、そのように考えております。学校の第一義は、学力水準の向上でございますから、今、議員から御指摘をいただいたことを研修を深めながら、各学校でICTも活用しながら、更に進めてまいりたいとそのように考えております。ありがとうございます。

**7番（橋口和仁君）** 教育長には、いきなりのお願いといたしましたが、本当にありがとうございます。是非、奄美の子どもたち一人ひとりをですね、光に導いていただきますように、御尽力を賜りたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、最後になりますが、環境問題についてお伺いをいたします。まず、ごみの現状及び細分化への検討がなされているのか。1市2町1村の衛生組合においては、現在、12分別してごみが出されておりますが、これまでにごみの更なる細分化というテーマが出されております。いまだにそういう方向には至っておりませんが、何が課題なのか。そのことについて、まず、御見解を示していただきたいと思っております。

**市民部長（前里佐喜二郎君）** お答えいたします。

現状では細分化について具体的な検討はなされておられません。御承知のとおり、現在の分別種別を挙げますと、大きく分けて可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、そして粗大ごみの4種類でございます。それを更に資源ごみの種類につきましては、ペットボトル、ダンボール、古紙、古紙については新聞紙とチラシ、そしてその他の紙ごみ、ビン、ビンは茶色、無色、その他、市民の皆さんへは10種類の分別をお願いしているところでございます。また、クリーンセンターでは不燃ごみや粗大ごみの中から、更にアルミ、鉄、アラスチール、銅、廃自転車などを細分化いたしておまして、全部で14種類の分別になっているのが現状でございます。分類の細分化につきましては、大島地区衛生組合の構成市町村での統一、それから住民の御理解・御協力、そして種類の選定、住民への周知、受け入れ先、採算性など、幾つかの課題があると思われまます。また、分別の種類につきましては、奄美市では第7期分別収集計画に基づいて実施をいたしているところでございます。いずれにしましても、大島地区衛生組合構成市町村とも連携を図りながら、更なる細分化の必要性について、今後検討してまいりたいと考えております。

**7番（橋口和仁君）** 今、まだ検討されていないということでありまます。先般ですね、師玉議員、それと栄ヤスエ議員、3人で水俣市へ、施設へ行つてまいりました。水俣市は平成20年、国より観光モデ

ル都市に認定され、24品目のごみの分別収集を行っています。こういう形ですね、24品目にわたって、そこにパレットみたいな感じでですね、分別がされておりますが、ちょうど私どもが市役所に行きまして、5時頃になるとですね、市役所前にコンテナが設置されます。これが24にわたって設置されておりまして、5時を起点として多くの方が古紙、そしてダンボール、ビン、また資源となるものを、やっぱりそこに搬入されてきているんですね。一番はごみのステーションというのが、ごみのステーションあわせて、その方々の協力があって、そういう環境になってきていると思いますが、そこにおいてですね、どうしても市民の意識の向上というのが、非常に大事だということで、市役所の職員にお伺いしましたら、いく度ともなく説明会に赴いて、市民の方にこういうことをお願いしますということで説明に伺ったと。それからずっと、何年か経過をして、ようやく市民の意識が向上したということでございました。奄美市においてもマイバッグとか、それと可燃ごみの廃プラに対しては、事業所等においてそういう場所を設置したという経緯がございますが、なかなか浸透していかないという現状があるかと思いますが、今一度ですね、市民の意識の向上に向けての取組というのは、今後、どのようなことが取り組まれていくのかという辺りを示していただきたいと思います。

**市民部長（前里佐喜二郎君）** お答えいたします。市民意識の向上に向けての現在の取組を、まず申し上げたいと思いますが、奄美市ホームページや広報紙などの活用をして啓発を行っております。また、エコマネーの実施、それから資源ごみの常設回収所の設置などをいたしております。ただ、御指摘のようにまだまだ住民意識が奄美市においては高いという状況ではないと考えております。リサイクルやごみの減量化の必要性、また、それがクリーンセンターへの、クリーンセンターそのものの維持や延命化につながることを、分かりやすく市民に説明する出前講座、住民説明会の機会を増やしていかなければならないと考えております。

**7番（橋口和仁君）** 今一度ですね、ごみの細分化に向けて、しっかりとまた取り組んでいただきたいなと思っています。クリーンセンターのほうにも伺いまして、今の最終処分場の現状ということをお伺いいたしました。今、現状が、この状態が続いて行きますと、あと12、3年で満杯になるという状況で、そのためにはごみの細分化というのは、非常に必要であるということでありました。細分化については、今、可燃ごみの中にペットボトル、そしてまた、いろんなものがごみ袋、そして食品のトレイというのが、いろいろと搬入されているような現状、結構見ることがあります。その辺りもですね、水俣市においてはしっかりと分別されておりまして、廃プラにおいては床に、床にするような事業所もありますし、また、ビンにおいてはですね、しっかりと循環をするような工場で、洗浄してですね、また、焼酎会社にまた送り、引き取ってもらうという状況であります。奄美市においてはビンの改修もありますけども、往々にしてそのビンというのは使われていないという現状ということもお伺いしております。そこでですね、水俣市においては循環型社会ということで、リサイクル率が約40パーセントということではありますが、今後、奄美市が望む循環社会、今現在5パーセントということなんですけど、その辺りを踏まえてですね、今後の循環社会における考え方というのを、まず、お示しをしていただきたいと思います。

**市民部長（前里佐喜二郎君）** お答えいたします。御質問の循環型社会実現、このことは必要と認識をいたしております。ただ現在、島内には最終的なリサイクル施設がないため、島内のみでの循環型社会の構築は、今のところ難しいものと考えております。しかしながら、生ごみ減量化につきましては、環境対策において職員がダンボールコンポストの活用をした堆肥作りの実証実験を行っております。このことをエコマネー会員等へ配付する、エコマネー通信で紹介をいたしましたところ、数名の方がダンボールコンポストに興味があるということで連絡をいただき、実際に活用していただいております。コンポストを活用している家庭では、生ごみを出さないことにより、週2回の燃えるごみのごみ出しが1

回で済むようになったということでございます。この取組が広がりますと、地域全体のごみの減量化につながるものと考えております。また、コンポストでできた堆肥は各家庭の庭や畑で活用することもできます。これもまた循環型社会の構築の一つだと考えております。今行っていることは小さな取組でございますけれども、今後は地域に広げていく仕組み作りを考えたいと思いますし、将来的には生ごみの分別収集を行って、大々的な生ごみの堆肥化に取り組むことも検討に値すると考えております。いずれにいたしましても、地域循環型社会を形成するためには、市民、各事業所、行政がそれぞれの立場で、その役割を認識することが重要だと考えておりますので、いろいろな機会を捉えて啓発に努めてまいりたいと思います。

**7番（橋口和仁君）** 是非、啓発活動にですね、しっかりと取り組んでいただきますようお願いいたします。そこで、資源ごみについて質問をさせていただきますが、今現在、資源ごみについては島外出荷となっています。これをしっかりと圧縮して、それを揃えて島外、鹿児島、また熊本あたりにですね、排出されるという状況で、排出されるときにはどうしてもコストというのが掛かっていくわけですよ。輸送費なんです、この輸送費についての助成は考えられないのかということでお伺いをさせていただきます。今回、改正奄振のほうにおいてですね、農業の分野において輸送費のコストというのは軽減されておりますが、奄美市においてもそれ以上にですね、またごみというのは、こっちのほうに溜まっているような状況であります。ペットボトル、そして焼酎ビン等々がですね、また資源になりますので、その辺りを循環にできるような体制づくり、そのためにはどうしても、先ほど部長があれされたように、この島内では処理できないという状況でありますので、そのためにやっぱり本土に送っていつているわけですよ。その本土に向けての輸送代が非常に高いということでもありますので、その辺りをしっかりと検討していただきたいと思いますので、今回の質問とさせていただきます。それで、改めて奄振での輸送費の助成は考えられないのかということでお伺いをいたします。

**市民部長（前里佐喜二郎君）** お答えいたします。輸送費のコストが過大になっているということは認識をいたしているところでございます。御提言の奄振での助成についてでございますが、廃自動車につきましては、これは財団法人自動車リサイクル促進センターから海上輸送費に対して8割の補助がございます。それから、家電リサイクル法対象の4品目につきましては、家電製品協会から対象品目に対して単価が定められており、海上輸送費に対して一部助成を現在もなされております。奄振事業では、主に産業振興に資する事業に予算配分がされております。そのため、現段階では資源ごみの海上輸送費に関する事業採択は難しいものと考えているところでございます。

**7番（橋口和仁君）** 難しいということですが、家電品目4品目ということで答弁をしていただきましたが、その4品目の中身というのはどれどれなのか、示していただきたいと思います。

**市民部長（前里佐喜二郎君）** 4品目につきましては、エアコン、それからテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、以上、4種類でございます。

**7番（橋口和仁君）** 分かりました。非常に輸送費については厳しいということですが、今後の検討課題ということで、しっかりまた取り組んでいただきたいと思います。

今回、観光・情報、教育、ごみ問題についてお伺いをさせていただきました。情報関係についてはまだまだ本市においては情報通信格差というのが何か所かございます。是非ですね、市民等しくこの恩恵にあずかるように、前向きな取組をされますように、是非よろしく願いいたしたいと思います。以上で私の質問を終わらせていただきます。

**議長（竹田光一君）** 以上で新奄美 橋口和仁君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします、（午前10時31分）

○

**議長（竹田光一君）** 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き一般質問を行います。

無所属 川口幸義君の発言を許可いたします。

**3番（川口幸義君）** 市民の皆様、議場の皆様、おはようございます。平成26年度第2回定例議会で2番バッターとして質問をさせていただきます無所属の川口幸義と申します。毎回質問の機会を与えてくださった同僚議員の皆様方に心から感謝を申し上げます。

少々、私の所見を述べさせていただきます。安倍総理は日本の何を取り戻すか。安倍総理がキャッチフレーズとして言っているのが、日本を取り戻すという言葉です。何を取り戻すかと言えば、まず、アベノミクスで経済大国日本を取り戻すということでしょうか。大きく言えば、世界に誇れる歴史を持ち、軍事的にも外交的にも独立した国家としての日本ということになるでしょうか。そうすると、まず、国家の基本法である憲法が問題になってきます。安倍総理は憲法改正をねらって、まず、96条など、改正などをそ上に上げてきましたが、これがちょっと無理筋という感じでうまくいっていません。そこで、憲法改正はもう少し腰を落ち着けて取り組もうということでしょう。その代りに集団的自衛権の問題を先に片付けてしまおうという内閣法制局長官に小松一郎氏を任命いたしました。小松さんという人は集団的自衛権の行使は憲法9条に反するという従来の法制局の見解に対して反対を唱えてきた外交官僚の一人であります。憲法解釈を変えるために布石の人事という、明らかであります。したがって、集団的自衛権というのは日米関係の問題でありますから、もちろん憲法解釈も重要ですが、アメリカとの間でどのような場合に行使するか、その適用の範囲をきちんと具体的に決めておかなければなりません。それには、日米の2プラス2、日米安全保障協議委員会などで詰めていく必要があるかと思えます。憲法解釈にしてもどの程度までいけば憲法違反になる、どの程度までなら違反にならないのかということを経理的にきちんと決めていかなければなりません。集団的自衛権が憲法違反だとか何とか議論するだけでは、どちらにも転んでも危なくしょうがない。これは、あくまでも日米関係の問題であり、法律上の問題であります。そこから議論を始めるというのが前提じゃないでしょうか。

これより、通告に従い、本題の質問に入りたいと思います。今後の地方教育行政の在り方について、安倍政権が設置した教育再生実行会議は、教育委員会制度の見直しを本年4月に提言しました。これを受けて、審議を続けてきた中央審議会は、5月13日に責任の所在が不明確であった教育行政の取り組む仕組みを変えるべきとの答申をまとめ、教育委員会制度を定める地方教育行政の組織及び運営に関する法律は来年の通常国会で改正される見込みであります。実現すれば60年ぶりの教育行政体制の転換となる。子どもたちにとってより良い教育を展開するために、教育行政体制はどうあらねばならないか、考えを示してほしい。教育行政における国・都道府県及び市町村の役割分担の在り方について、どのように考えられるか。

2. 教育委員会制度の在り方について、現行制度の問題はどこにあると考えられるか。

この後は質問席にて通告に従って順次してまいりたいと思います。当局の誠意ある御答弁を求めます。

**教育長（要田憲雄君）** 教育行政における国・都道府県及び市町村の役割についてお答えを申し上げます。

地方公共団体における教育行政は、教育基本法の趣旨にのっとり、国と適切な役割分担及び相互協力のもと、公正かつ適正に行うこととなっております。

奄美市教育委員会におきましては、国や県の動向をもとに、地域や学校、児童・生徒の実態に応じた

施策を推進しております。市町村教育委員会の管理下における児童・生徒や教職員の事故や問題については、管理する市町村教育委員会が直接対処いたしますが、県が適切な指導・助言・援助を行うことになっております。市町村教育委員会と県との関係をしっかりと築き、様々な情報交換を行いながらパイプを太く保ち、信頼関係を深めて、何でも言える関係を保つことが教育行政推進には必要であると考えております。様々な問題につきましては、県と協力しながら解決に向けて取り組むとともに、国への要望につきましても、県教育委員会や県教育長会等を通して行い、より良い教育行政の推進に努めてまいりたいと考えております。

**教育委員会事務局長（安田義文君）** 2点目については、私のほうから答弁をさせていただきます。

議員御承知のとおり、今般の法改正につきましては、教育行政の責任を明確化するために、これまでの教育委員長と教育長の役割を兼ねた首長が任命権を持つ新教育長の配置や、首長が主催します総合教育会議の配置などが改正の主なものとなっております。ただし、教科書の採択、それから学校の教育課程の編成、個別の教職員人事など、特に政治的中立性、継続性、安定性を担保する必要がある事項については、従来どおり教育委員会の専権事項ということでございます。現行制度のもと、本市におきましては教育行政に係ります予算編成や施策の展開など、市長局をはじめ、学校現場などと連携を図りながら、教育環境の充実や児童・生徒の健全育成に努めてまいりました。おっしゃいます地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正案は、現在、国会において審議中であることから、その成否も含め、今後の動向を注視し、しかるべき対応をしてまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしく願いをいたします。

**3番（川口幸義君）** ちょっと言いそびれましたが、教育長、おめでとうございます。ちょっと遅くなりましたが。やんわりと質問をしてみたいと思います。

これは、1番、2番、3番までですね、一緒になって質問したほうがいいかなと思ひまして、一応もう3番まで一緒になってお答えして頂ければ。教科書の採択問題ももちろんですが。

それですね、いわゆる教育委員会の、いわゆる在り方なんですけども、教育長はこれまでは教育委員の皆さんが互選で上げてまいりましたけれども、この互選の結果が、いわゆるいろいろ現場で問題行動があったときに、責任の所在がはっきりしない、そういうことで教育行政の在り方を、今、国は法律で変えて、要するに教育長も市町村長の任命権の中に盛り込もうというのがこの趣旨だと思うんですけど。それですね、これまではそのような状況にあたんですけども、いわゆる教科書問題についてですが、採択については、例えば広域的な教育委員長の間で、例えば鹿児島県はブロックがあるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

**教育長（要田憲雄君）** お答えを申し上げます。鹿児島県は海を隔ててかなり、鹿児島県600キロと申しますから、一括して県独断で、独自でやるというのはなかなか難しいわけございまして、それぞれ市町村の良さを生かして、市町村ごとに取組を進めるということになっております。よろしいでしょうか。

**3番（川口幸義君）** 鹿児島県は、いわゆる市町村ごとに教科書の採択を認められるということですが、例えば、奄美群島やったら12の市町村がございまして、この12の市町村の教育長関係が、いわゆる奄美にふさわしい教科書の採択をなされておられるのか、ちょっとお聞きしたいんですがね。

**教育長（要田憲雄君）** それでは、教科書採択のシステムについて具体的にお答えを申し上げさせていただきます。市町村立小・中学校で使用される教科書の採択の権限は、先ほど申し上げましたように市町

村教育委員会にございます。しかし、義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律、いわゆる無償措置法によって教科書採択にあたっては一つの市町村、または二つ以上の市町村を合わせた地域を採択地区として、県教育委員会が設定することになっております。したがって、本市は議員から先ほど申し上げられましたように、12市町村で一括して採択を検討してまいるということになるわけでございます。本市も大島地区12市町村からなる教科書を採択するための組織、いわゆる大島地区教科用図書採択協議会に属し、教科書採択を行うこととなります。採択協議会は、各市町その教育長及び保護者代表等をもって組織されております。採択地区内におきましては、各学校での教科用図書見本本の巡回展を行って、それぞれの先生方にも研究をしていただくという流れでございます。また、地区内の市町村教育委員会が共同で各教科に造詣の深い先生方による教科書研究も行っていただいております。更に、その調査研究の結果をもとにして、地区採択協議会におきまして大島地区の児童・生徒に適した教科書を決定いたします。その後、各市町村の教育委員会で採択を決定するというシステムになっているところでございます。なお、教科書につきましては、本市では6月13日から6月26日までの14日間、名瀬小学校にある大島地区北部教科書センターに展示され、このことは6月号の奄美市だよりに広報いたしまして、広く一般の方々にも閲覧できるようになっているところでございます。以上のように、本市におきましては、綿密に調査研究された教科書を適切に採択しますので、どうか御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

**3番（川口幸義君）** よく分かりました、教育長。あのですね、それで、その協議会と教育委員会のちょっとその権限の配とかね、そこら辺りがどちらがウエイトを占めて、この教科書でいきますよという採択にあたって、教育委員会と協議会との違いをちょっと、今ちょっと、PTA代表とか、いろいろおっしゃいましたが、その権限の範囲内はどちらがウエイトをしめているんですか。

**教育長（要田憲雄君）** 御答弁申し上げます。具体的に申し上げますと、この組織は教育長、12市町村の教育長の12名と、それからそれぞれのPTAの代表からなる方々で、委員会の職員も係が入って、それで話し合いを進めていくわけでございます。そして、それぞれの造詣の深い先生方を各市町村で推薦いたしますから、その先生方に具体的に期間を置いて研究していただけて上げていただくと。それをもとにして協議会のほうで具体的に決定をして、それをまた持ち帰って各市町村で採択をすると、こういう流れになると思います。すみません。

**3番（川口幸義君）** よく分かりました。それでですね、この教科書については、これはいわゆる無償の、これは法律、特例が法律ありまして、義務教育ですから。それでですね、この教科書をいわゆる採択するにあたって、文科省は、いわゆる文科省は独自に地域の教育委員会が採択はするんですけども、文部科学省として、いわゆるお墨付きの教科書を、何か所かいわゆる出版会社があると思うんですがね、そういったもののお墨付きがあったものの中から都道府県の教育委員会が採択をするのかどうか、ちょっとお願いしたんです。

**教育長（要田憲雄君）** 今、議員がおっしゃられたような文部省から指定された教科書ということは一切がございません。それぞれの教科書会社から提供されたものについて、それぞれの地区の選定委員会で、あるいは先生方が研究を深めて進めていくということになるかと考えております。

**3番（川口幸義君）** 私が今ですね、今件をなぜ聞いたかということですが、皆さん、御存知のとおり、沖縄の八重山諸島においては、いわゆる石垣市は約5万、人口があると思うんですが、石垣市と与那国町と竹富町、この三つの広域的ないわゆる教育委員会が協議会を立ち上げてですよ、ある教科書、出版会社の本を一応採択したわけですが、一度は。ところが竹富町の場合は、これは自分たち

の歴史認識から見てもそぐわないということで、この協議会から一旦採択はしたんだけど、離脱をしたということで、いわゆる安倍総理はですね、異例の是正勧告を出しているんですね。竹富町の教科書問題で、安倍政権が地方自治法に基づいて是正勧告を出しましたが、教科書無償措置法、地方行政法の特別法で、本来地方行政に基づいた是正勧告を出すべきなのに、なぜあえて地方自治法に基づいて是正勧告を出したのかというのが、一つの問題になったんですけれども、これは答えなくて結構ですが。それでですね、その3町の教育委員会が一度は採択をして、ものを竹富町だけがあいならんと離脱をする。それで自分たちはこの教科書はだめだということで、いわゆる東京書籍が出版したこっちの本を自分たちは採択を独自でやったわけです。それで、文部省は、いわゆる国の是正にも従わなければ、あなた方の学校は無償ではできませんよと、自力で自分たちの教育委員会でお金を出して教科書を買いなさいと、こういうことで、今、国ともめているんですけども、それで、沖縄県の教育委員会が一つ問題があるんですよ、沖縄県の教育委員会。ここの課長、是正をしなさいと、いわゆるこの3者のもめている教育委員会に対して、沖縄県の教育委員会はわざわざ石垣島まで出向いてですよ、調整役を買って出たんですけれども、この沖縄県の教育委員会の方が、いわゆる竹富町側の肩もって、その3町、いわゆる1市2町ですから、ここの教育委員会の採択から離脱を認めたという、これで今、沖縄県の教育委員会と文部科学省との間が、今、いろいろ問題が今発生しているというところで、いわゆる義務教育だから、我々が採択しても、教科書は無償で提供しろと、こういうですね、話が出ているんですけども、鹿児島県は一応、国の方針に従った形で、そして県は県、地域に合った教科書の採択をしてよろしいという教育長の答弁を伺いましたので、一応安心はしておりますけれども、こういうことがなぜ起こるかということなんです。これは竹富町の問題はですね、非常に戦後のいわゆる教科書、いわゆる憲法問題にも触れているんですけども、これにはあまり書かれてないんですが、いわゆる、ちょっと読み上げますよね。今のウクライナのクリミア自治区の投票結果を御覧になりましたか。ウクライナという国の中から独立性を叫んで住民投票をして、ウクライナという国、ロシアに鞍替えをしようとしております。クリミア96パーセントの住民が賛成している状況で、中国にとってこれはいい材料になるのです。竹富町だけが教科書一つだけで国の方針に従わない、法律違反を指摘されて、その報告に従わない。竹富町は今後のクリミアになりかわる要素をつくっているのです。中国軍が尖閣諸島を武力で制圧して、アメリカ軍や自衛隊と戦闘にならない。だとすると中国軍は来ます。そしてもし、いつ沖縄の島が町議会で独立宣言をしてくれれば、これ幸い、中国人を住まわせておいて、異邦人の保護を名目に軍を派遣する可能性だってありますよと、このようにむすんでいるんですけども。それでですね、やっぱり、我が国の、やっぱり、憲法を重視しながら、国に法律に従って、国民というのは、やっぱり、教育はもちろん大事ですから、私たちはこれを守っていかなければならないと思うんです。そういった、そのですね、独自の判断で教科書を採択してみたりすると、今度は、沖縄県から人事異動がありますね、毎年、春になると教職員の人事異動がありますけれども、教科書がまるきり違うもんで、そこへ行って、いわゆる公民教科書などの教育になると専門家が行きたがらない。全く本土と違う教科書、竹富だけのいわゆる公民教科書になると、自分たち自信がないという現場の教師の声も聞いておりますけれども。それで、ちょっと前後になりますけれども、その教科書のいわゆる協議会と教育委員会の、いわゆる採択問題のその以前の問題で、竹富町にはこういうのがあるんですよ。調査員というのが、調査員。鹿児島県にはそんなのがありますかね、ちょっと、その教科書を選ぶにあたって。

**教育長（要田憲雄君）** お答えを申し上げます。そのことについては、私はまだ研究はしておりませんが、今後、研究してまいりたいと考えております。すみません。

**3番（川口幸義君）** この調査員というのがですね、問題があるんです。これは、調査員は現場の先生方が先にどの教科書がこの地域にはふさわしいとか言って、彼らが推薦をして協議会に上げてきて、教育委員会で採択したということで、自民党は異例な勧告を出してですね、その現場の先生方の調査員は、

一応もうやめてもらおうと、そういうおふれも出してるんです。そういうことでですね、やはり教育というのは、やっぱり日本の国づくりをしなければならない一番根幹ですから、教育は非常に地味であります。今、教えたことが花開くのは20年後、30年後なんです。だから、地味な教育をするということが、やっぱり基本的にはしっかり法律にのっかって、やっぱり進めなければいけないかなど、このように私は思ったところであります。

それでは、教育長のコメントが地元紙にありましたが、なかなかやる気があって、私も楽しく読ませていただきましたが、今、小学校の学力は、いわゆる全国レベルに近づいてきたと。それから、中学校のほうがどうもいかんと。もうひと押しだと、そういう評価が出ておりますけれども、家庭力や地域力の向上が課題として、地域に根差したふるさとの教育をという教育長の抱負が述べられておりますので、具体的に私は前教育長とはこういうところを、僕はやりますよと、そういう意気込みがあったらお聞かせ願いたいと思います。

**教育長（要田憲雄君）** 前教育長との違いと申し上げますと、なかなかお答えに窮しますが、私は奄美で生まれ育って、もちろん本土にも出ましたが、即、奄美が、島が好きで帰って来ました。それは何かと言いますと、一昔の大人たちというのは、地域が子どもたちを守り、地域で育ててきた経緯がございます。奄美にはまだその教育的な風土といいますか、奄美の教育風土が残っていると思うんです。そういうことを基盤にしながら、地域で、もちろん学校は一生懸命頑張るが、地域でも育てていきましょうやと、そういう呼びかけを今後は行ってまいりたいというふうに考えております。先ほど学力の問題が出ましたが、確かに小学校は少しずつ上向いてまいりました。気を抜かずに進めていかならんというふうに思っております。もう一つ、なぜ中学校が学力が低いのか。私もずっと現場で研究を、考えをずっと深めてきていましたが、校長になって、先生方に指導したことは、部活動が重視されてすぎているだろうかということもあります。小学校は、今、スポーツ少年団が非常に盛んですが、それでも小学校は成績が上がっているじゃないかということになるわけでございまして、私が先生方に指導したのは、部活動が学力向上の弊害になってはならないということを常に指導してまいりました。ですから、きちんと子どもたち一人ひとりを掌握して、子どもたちの家庭訪問も含めて、部活動の顧問は一人ひとりの学力も掌握しながら進めてほしいということもやってきたわけで、そういう意味では、これからももっともっと深く掘り下げて進める必要があると考えております。

それから、私の基本的な考えからは先ほど申し上げましたように、本当に島が好きです。島で生まれたその誇りを常に持ち続けておりますから、子どもたちにそういう誇りの持てる育て方をしたいということ、ずっと考えておりまして、その方策として世界自然遺産も含めてという面もありますから、緑いっぱい、花の学校に、そして地域に、花の学校に、地域にすることによって、情操教育といいますか、心の触れ合いを通して、花と対話のできるような、そんな子どもを育てたい。私はいつも先生方には子どもの心に寄り添って育ててくださいと。そうすれば必ず子どもはついてくると、そんなふうに思うんです。安外、私は生徒指導では厳しいほうでしたが、やっぱりその子どもに愛情をかけてやれば、必ず子どもは分かってくれるんです。そうしますと、子どもは何でも打ち明けてくれる、そういうことをずっと経験してきましたから、そういうことも含めて、子どもたちの情操教育も更に推し進めてまいりたいと思います。答えになったかどうか分かりませんが、すみません、よろしく願いいたします。

**3番（川口幸義君）** 教育長の現場で一生懸命取り組まれたから、原稿なしでこれだけのことが言えるのではないかと、このように私は推察をしておりますけれども、それから、教育長、この島だちの教育というのがありますが、この島だちの教育と、今、地域の力とか、家庭力の力とか、こういったものについての整合性は、ちょっと。

**教育長（要田憲雄君）** 島だちの教育というのも、島に生まれて島に誇りを持てる、そういう教育をしようということが原点であり、基本でありますから、私が申し上げているようなことと何ら変わることはないだろうと思うんです。したがって、今置かれている社会の状況に鑑み、やっぱり生徒指導も含めて、情操豊かな子どもに育てることが非常に大事ではないだろうかということを考えておりますので、学力向上と並行して、道徳教育も含めて、情操教育、心豊かな子どもたちを育てるような、そんな施策を更に具体的に推し進めてまいりたいと考えております。

**3番（川口幸義君）** 教育行政については、新しい教育長、一生懸命ですね、我々も微力ではありますがけれども、協力をしてまいりたいと思います。将来の奄美を背負う、日本を背負う、そういった子どもたちを、皆さんがしっかり育てていただければありがたいかなと、このように思っております。以上、教育行政についてはこれで終わります。

次は、観光行政についてですけれども、大浜海浜公園の整備状況について、その後、どうなっているかちょっとお聞かせ願います。

**市長（朝山 毅君）** 川口議員にお答えいたします。大浜公園の整備等については、機会を通して川口議員から御指摘、また御提言をいただいております。それらを踏まえて、できることから補修、改善に努めているところでありますが、具体的に申し上げますと、大型観光バス乗り入れの支障となっておりました海洋展示館入口の防護柵の移設、小浜キャンプ場への遊歩道の簡易柵の設置、海洋展示館前のパーグラ内のベンチの補修は行っております。今後も利用者の利便性や安全性を考慮しながら、できる限り要望に沿った形で整備を進めていく所存でございます。また、議員が御指摘のとおり、大浜海浜公園内のキャンプ場、バースハウス、休憩所などの全体的な整備につきましては、今年度実施設計を行い、来年度以降に工事を実施していく計画になっておりますので、どうか御理解をいただきたいと思っております。しばらく時間を要することになりましようが、どうか御支援と御協力をよろしく願います。

**3番（川口幸義君）** 市長から来年度に向けてお約束ができましたので、一応は安心はしておりますけれども、私は朝な夕な、大浜に近いもんで、何かにつけて大浜に顔を出しておりますので、それですね、その問題は、まあいいんですけれども、2番の台風被害に遭った高倉の現状がどうなっているか、ちょっと説明願いたいと思います。

**商工観光部長（菊田和仁君）** 御質問の高倉につきましては、屋根材が飛ぶなどし、早急の修繕を必要としていたため、屋根補修の修繕工を発注したところでございます。進ちよくにつきましては、屋根葺き替え材料のマガヤがなかなか取れないということもございまして、コザイやススキを代用して修繕を進めております。また、雨の日、工事に状況を把握いたしましたところ、議員からも御指摘がありました。一部の箇所が雨漏れが確認されましたので、先日、再度業者に手直しを支持したところでございます。今後、可能な限り市民や観光客に皆様に喜んでいただけるような修復に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

**3番（川口幸義君）** 大浜海浜公園のですね、その高倉、これは江戸時代からの奄美で、奄美にとっては、もう我々にとっては、いわゆる文化財に等しいぐらいの値打ちのある高倉なんです。それでですね、先だっては、修理を、応急処置は終わったということで、私は伺いましたので現地に行きました。雨降りに行ったら、雨がじゃあじゃあ漏りをしてるんです。それで、現場を呼んで、課長、あんたがね、指導しているのは聞いているのよ。業者を呼んで、あなたは指導したんだよ。じゃ、できたのかと思って、私はまた行った。そうするとですね、皆さんね、雨漏りをするという事は、屋根を何らかの形で応急処置しなければならぬ。ところが屋根はそのまんま。市長、よく聞いて。高倉の天井裏

に梯子をかけて中にもぐっちゃって、その中でブルーシートを張ってですよ、屋根から漏る雨はみんな、中に溜まっておる。こういうことは、隣の幼稚園生だって、こんなことはしないでしょ。だから部長、あなた、屋根が雨漏りしたらどうするのか。あなた天井の裏に入ってブルーシートを張るのか、ちょっとそれ、聞かしてちょうだい。

**商工観光部長（菊田和仁君）** 今、御指摘があった件につきましては、やはり高倉の修繕に経験と技術が必要だったんだと、今思っ、反省しているところです。今、お聞きいたしますと、ブルーシートの被せ方に少し問題があったようでございまして、ブルーシートを屋根の先まで持っていかないと、途中でどうしても漏れがあるということでしたので、昨日、また現場で業者の方と打ち合わせをしまして、ブルーシートを再度、中のほうにたまらないように、屋根の先まで届くように調整を図ったところでございます。よろしくお願いたします。

**3番（川口幸義君）** あのね、これはもう話にならないですよ。要するに、高倉の天井裏にもぐって、ブルーシートを抑えるために棧です、大工さんがみんなネジでボルトをはめて、高倉の下から見れば、釘がずっと出ている。そのあと、僕が指摘したもんだから、もういつの間にか釘は抜き取ってないんですよ。これはね、言語道断ですよ、こんなもの。こういう指導をですよ、高倉とは、釘が、釘を使わないのが売りなんだよ、はっきり言って。観光バスが入ったら、ガイドさんはいの一番に観光客の皆さんには高倉を自慢して、説明しているんだよ。だから部長ね、その紬観光課長、あなたが現場で業者と打ち合わせして、それはあなたの判断ですか、ブルーシートを中に入れて高倉に釘で穴を開けたのは。もう、腐っているよ、あの高倉は。あなたにその管理能力があるんですか。あなた、自分の屋根がね、雨漏りしたら、天井裏にシートを張るんですか。こんな常識がないようなね、一体これについては誰が指導したのか。大工も大工だよ、あんた、これ。大工さんだって、そんな仕事をやったら、断るよ、これ。プライドがある。雨漏りすると言ったら屋根の上に被せるんじゃないのか。これはどご式というんですか、それ。ちょっと部長、はっきり教えてくださいよ。

**商工観光部長（菊田和仁君）** ブルーシートを判断いたしましたのは、どうしてもマガヤではなくススキが、芯が太くて、どうしても雨漏りがするという対応として、景観を壊さない形でブルーシートを見えないように、下のほうからしたほうがいだろうという判断は、私どものほうでいたしました。ただ、それをもって、その釘のことやら、あるいはその後、不具合が出たことは、大変反省をいたしております。その後、また対応させていただきましたが、どうしてもマガヤがない中で、雨漏りをどうするかという課題が残っております。今後またこの件については、来年以降ですね、リニューアル整備もいたしますが、その中で、その屋根全体の高倉の取り扱いについては検討させていただきたいと思ます。

**3番（川口幸義君）** 部長と課長の判断で、大工も大工ですよ、これを受けてする大工。屋根裏に入ってシートを張る。この行為そのものが僕は許せないと言っているんです。雨漏りをすれば、普通屋根の上に被せるでしょう。何もブルーシートであつてもね、黒いシートだろうとね、高倉の屋根に張ってこそ、雨漏りがしないんですよ、部長。あなた、自分の家はそういうことをやりますか。だから、あなた方にね、市民の財産を預けても、管理能力がないということを私は言いたいですよ、はっきり言って。これ、壊れたら、もう何百万、できますか。また市は税金を投入して造らんとならん。こういうことを皆さんは、本当に考えていらっしゃるのかどうか、私はお聞きしたいんですが、市の財産はどうでもいいよと、そのうちに壊れたら予算もらってやればいいよと、こういうことでいいんですかね、ちょっと部長。

**商工観光部長（菊田和仁君）** 高倉の経験，あるいは技術，私どもの勉強不足がたくさんあることは認識いたしております。その中で，ビニールシートを使ったということが，また間違いであったかもしれませんが，とりあえず雨漏れを防ぐための応急的な措置としてさせていただきました。繰り返しになりますが，大浜，そして今後の高倉の在り方について，今年度のリニューアル整備の設計，あるいは来年度からの事業の中で，再度，基本から考え，どのような形が望ましいか，対応させていただきたいと思えます。

**3番（川口幸義君）** 経験がなければいい，ないなりに，やはり経験のある方と相談をして，どうやるべきか，補修であっても，そうじゃないですか。あれね，あんた，皆さん，大浜行って見てくださいよ。もう，笑うで。本当に。もう，腹立つどころかね，子どもがやったようなことをやっている。それで私はね，業者にお金を払うなど言っているんだよ。お金をもらうほどの仕事はできてない。予算執行しましたか。市長ね，僕は課長に一番問題があるから，やっぱり適材適所で，人事を一手に握っている市長に，ちょっと市長の見解をお聞きくださいよ。

**市長（朝山 毅君）** 川口議員にお答えいたします。当該高倉の補修については，前搬の議会においても御指摘いただきました。それらを踏まえて，やはりこれから梅雨時期になる，台風時期になる，観光客の多い時期になりますので，それらの改善，補修については，早急にするようにという担当部に申し上げました。そのことにより，簡易的とは申しませんが，まず応急的にその措置をしようということが，このような結果になっております。そのことについて，予算執行権者である私の不徳のいたすところであり，この場を借りてそういう御指摘について，真摯に賜り，お詫びを申し上げたいと思えます。それらを踏まえ，抜本的な改修・改造をやるという事業を現在導入しているわけでありまして，高倉の補修改善について，そのような応急的な措置以上に，抜本的なやることを，今検討をして，予算を確保し，そして御理解をいただいてやるように努めてまいりたいと思えます。今，部長が申し上げましたように，そういう工法についても，仕様書をしっかりこちらのほうから事業者，入札業者に出して，それらを踏まえた上で予算を執行し，業者に受注できるような工事の技術，経験等も踏まえて，検討してまいりたいと考えておりますので，どうかその点，御理解を賜りますように，必ず抜本的な改修ができるように，そして島民はもとより，観光業者に喜んでいただけるような奄美の高倉という文化資産を御理解いただくような環境づくりに努めてまいりたいと思えますので，よろしくお願ひします。

**3番（川口幸義君）** 市長からのお話で安心しました。いわゆる，抜本的な対策を練らなければなかなかできないと思うんです。このままやったら，これ，台風がきたら，もうひとたまりもない。吹っ飛ばよ，あれは，すぐ。そういうことで，僕は心配をしてですね，市民の大事な財産をあなた方がどういうことで捉えているかということも伺いたかったんです，はっきり言って，部長ね。市民の財産をあなた方が守らんといけん。それが義務でしょう。一応，この問題については，市長からお話がありましたので，一旦，これはこれで終わります。

それから，第3駐車場のがけ崩れについて，どちら様が答えましょうかね。予算の見通しなど，ちょっとお聞き願わされればありがたいなと思えます。

**商工観光部長（菊田和仁君）** 御質問の件につきましては，平成24年の豪雨により崩壊した第3駐車場付近の法面崩壊現場でございますが，再度，土砂の流出や崩壊の恐れがあるため，本議会，6月補正予算でございます，実施設計委託費と工事請負費の合計2,000万円の補正予算を上程しているところでございます。早急に法面の整備を実施したいと考えておりますので，御理解下さいますようお願いいたします。

**3番（川口幸義君）** 法面については26年度内の予算執行ができるという認識でよろしいですか。じゃ、それは分かりましたので、一応、このようにしてですね、大浜海浜公園というのは、やっぱり我々は奄美市の顔としてですね、僕はいつも大浜に行くたびにあっちゃこっちゃ見て回るんですよ。今朝も朝早く行って僕は見てるんですよ。そういうことで、あなた方は年に何回しか足を運ばないかもしれない。僕は毎日大浜に行っています。その違いもあろうかと思いますが、ひとつですね、市民の財産はきちっと守っていただきたい。壊れると金が掛かるんですよ。壊れる前にきちっとやっつけてしまえば、大きな金も掛からないと思うので、ひとつ、そのつもりで取り組んでいただきたいと思います。

それでは、と畜場について伺います。と畜場の現状について、今後、建築構想などがあればお聞かせ願いたいと思います。

**市民部長（前里佐喜二郎君）** お答えいたします。現在のと畜場は昭和47年の建築で、築後42年が経過をいたしています。経年劣化により建物及び設備の老朽化が進んでおります。新しいと畜場の建設につきましては、実施計画の中で検討をいたしておりますが、建設の時期、規模などにつきましては、具体的には決まっていないのが現状でございます。以上でございます。

**3番（川口幸義君）** これは毎回ですね、もう3年間僕はずっと委員会で聞いている。同じパターンです。計画がないということですか。やる気があるのかどうか、ちょっと聞かせてくださいよ。これはね、食の安全、市民のお腹の、口の中に入るのと畜場がですね、老朽化して非常に衛生面が悪い。しかも、奄美産の黒豚をですね、本土に売り出そうと思っても、奄美のと畜場を見て、僕はこの間ね、商社の部長を連れて、と畜場を見たいというから、案内したんです。奄美の黒豚を何とか取引すれば、生産者もまだ拡大できるなということとか、案内したんです。ところが、あのと畜場では、とてもじゃないけど取引はできませんよと。奄美市がどのように捉えるかということですね、だから、今の部長の話ではですね、まるきりやらないという、検討のあたいてもしないというような、僕は話を、僕の解釈ですよ。これはやらないといけんですよ、これ。奄美の特産を世に売り出そうと思ってるんでしょう。どうですか、ちょっと。

**市民部長（前里佐喜二郎君）** と畜を行います業者が市内にもおられます。業者の皆さんに御意見をお伺いいたしておりますが、業者の皆さんはほとんどがと畜場の新築を望んでおります。また、議員おっしゃるとおり島外販売のことに向けても、我々は取り組んでいかなければいけないと考えております。と畜場の新築につきましては、必要性を十分に認識をいたしておりますので、関係部署とも連携を取りながら、早急に検討してまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

**3番（川口幸義君）** 今回で前向きな発言を伺いましたので、これは、部長ね、広域的にやろうと思ったって、なかなか前に進まないよ、これ。奄美市が先頭に立ってね、これ、設備したって1億も掛からないでしょう。冷凍設備1式、加工場までも設けるとね、僕は必ず皆さんと約束しますよ。商社を私が連れて来ます。ということは、今の業者では、もう足りないぐらいね、もう販売力はあるんです。そうすると、購買力もできるんですよ。売ることはいらないんだ、心配は。それがあって、私はこの間、奄美に案内してきました。ところがと畜場を案内してと言うかな、言わないか、と思ったら、やっぱり見たいと。これを見たら、ここではちょっと取引はできませんよと言われたから、それでですね、あえてこれを取り上げたんですけども、今後は、例えば、一括交付金などが20何億出ましたから、奄振の。ここら辺りを利用してですね、市長、思い切って、やっぱり、手を打たなければ、豚の養豚場が少なくなつたという理由よりも、あの設備が問題なんですよ。設備をきちっとやれば、大手業者もきちっと取引ができるんですけども、あの状況ではなかなかできないんですが、今後、前向きに取り組むとおっしゃったけど、部長さん、具体的にどういう手順でやろうと思っているのか、ちょっと伺いたい。

**市民部長（前里佐喜二郎君）** 早急にと申し上げました。必要性を認識しているからでございます。ただ、規模、それからどういう設備をするのかも含めまして、それから予算のこともこれからですので、まずはその辺から、いろんなところを見たりしながら、いろんなところと連携を取りながら、研究しながら、まずは勉強して、早いうちにとということで、申し上げたいと思います。よろしくお願ひいたします。

**3番（川口幸義君）** これは予算の絡むことですから、しかし、予算が絡むからということでね、油断してはならない。毎日、皆さんの口に入るものをやっぱりそこで加工せんといかんから、そういうことを考えたときに、僕はね、何はさておいてもと畜場の建設については、真剣に取り組んでもらいたいなと。そうすると雇用もできるんですよ。業者も増えるんです。奄美の黒豚を何とか売りたいと。横浜のあの駅前の地下にね、生鮮食品店がある。そこへ行くと鹿児島産の黒豚という表示がある。これ、午前中行かんと手に入らんよ。午後から行くと、もう売り切れてないんです。だから、あれを見たときに、奄美産の黒豚も何とか販売できんかなと思ったんですけども、島のこの状況がどうにもならんもんで、一応、今回で部長にこれをお伺ひしたわけですが、ひとつですね、もう前向きに取り組んでいただいて、きちっとやっぱり整備したほうがいいと思います。場所はこの場所がいいのかとか分かりませんが、そこら辺りの検討も課題として、お願ひをしまいたいと思います。一応、と畜については、これで終わりたいと思います。

あとは、奄美市有墓地について管理状況とか、利用状況について伺ひたいと思います。

**市民部長（前里佐喜二郎君）** お答えいたします。奄美市有墓地の管理状況、それから利用状況について、お答えをいたします。

市有墓地は墓地埋葬等に関する法律及び奄美市有墓地条例規則に基づき管理を行っております。主な内容といたしましては、利用権の売買、譲渡、貸与の禁止、祭祀の主権者、これは墓を管理している方のことですが、への継承などがございます。平成23年4月から市有墓地台帳整備のため、墓地対策室を新たに設置し、職員2人、臨時職員1人の3人体制で墓地の実態調査及び戸籍追跡調査のほか、安全管理、維持管理、環境保全、永代使用権の管理などの業務を行っております。利用状況についてでございますが、市有墓地台帳整備のための実態調査により、永田墓地を通っております市道の井根町側にあります旧墓地の、旧墓地が96基ありますが、そのうち管理不明の墓地が85基、これはほとんどが江戸、明治時代の建立のもので、追跡調査が困難なものでございます。そして、利用されている墓地が11基を確認をいたしております。新墓地につきましては、2,168基のうち管理不明、これは墓に刻まれている名前など、墓地情報がないものが302基、墓地情報のあるものが302基、墓地情報のないのが117基、合わせて419基。それから、利用されている墓地1,749基を確認をいたしております。新墓地の管理不明墓地のうち墓地情報のある302基につきましては、調査などを行って確認済みでございます。そのうち111基につきましては返還等の指導を行って処理を済ませております。戸籍追跡調査困難な旧墓地85基、新墓地111基、合計202基の墓地につきましては、市が直接改装を行う法的改装の対象になるものと思われまます。今後とも利用者の希望に添えるよう、市有墓地健全化のための基本である墓地台帳整備を進めてまいりたいと考えております。

**3番（川口幸義君）** あまり時間がなくなりましたので、一応これで終わります。まだありましたけど、もう終わります。

**議長（竹田光一君）** 以上で、無所属 川口幸義君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前11時45分）

**議長（竹田光一君）** 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

**11番（関 誠之君）** 市民の皆さん、議場の皆さん、こんにちは。私は社会民主党 社民党の関 誠之でございます。一般質問の前に、若干の所見を述べさせていただきます。

過去に日本は世界を相手にして戦い、アジアで2,000万人以上、日本で310万人ともいわれる尊い命を奪い、深く人間の尊厳を傷つけました。日本国憲法はこのような過ちを二度と繰り返さないという心からの誓いによる平和主義を基調としています。この間69年、日本の自衛隊は一度の戦火も交えることなく、武器によって一人も殺さず、殺されもせず、世界に平和を訴え続けられたのも、この平和憲法が世界で支持されていたからなのです。先月の22日、陸・海・空3自衛隊は、子どもたちがキャンプや海水浴を楽しむ自然豊かな平和の島瀬戸内町の江仁屋離で戦争さながらの離島奪還訓練を国内で初めて行いました。今月の8日には、小野寺防衛大臣が来島し、奄美市と瀬戸内町の両首長と意見交換を行い、取材陣の取材に両首長が陸上自衛隊警備部隊配備地の有力候補の一つであることは間違いないと答えています。今、安倍総理は憲法解釈変更により集団自衛権の行使により、自衛隊が戦う能力を持つだけでなく、これまでの先守防衛に徹した自衛隊の基本を逸脱し、実際に海外で戦うことを世界に発信しています。このことは、正に平和国家の放棄であります。このような現況のもとで、奄美市に陸上自衛隊を誘致することは将来、奄美群島が再び戦場になることにつながります。私たちは昨年、奄美群島日本復帰60周年を迎え、戦後、本土と分離し8年間の米軍施政下で苦しい生活を強いられた原因は、正に戦争にあったこと。そして平和憲法のもとに復帰して、平和の大切さ、命の尊さ、再び戦争をしないことを全郡民で確認し合いました。そして、私たちは奄美群島の成長戦略として観光を中心とした自立的発展に向けて、世界自然遺産登録を実現させるため、官民一体となって取り組んでいます。このような状況認識のもと、私たちは戦争のための自衛隊誘致に反対する奄美郡民会議を発足させ、市長に対して事前に先週1週間の間、時間外を含め30分の面談時間をお願いいたしましたが、業務多忙を理由に9日に総務課長の対応となってしまいました。大変残念なことであります。時間を調整して早急に会談できることを要望しておきます。

さて、4月に行われた衆議院鹿児島県第2区選出議員補欠選挙において、地元紙の3月17日の報道では自由民主党公認候補として立候補を決めている金子万寿夫氏の支援組織の初会合が、3月16日、奄美市名瀬のホテルであった。支援組織の名称は奄美から国政に送る会。会長には朝山 毅奄美市長がついたとなっています。市長は奄美市の首長として無所属で声なき声にも配慮し、公平・中立に市政運営をしてきたという高い評価がなされていました。しかし、朝山市長は今回の補欠選挙で一政党の公認候補の支援組織の会長に就任したことについて、疑問の声が聞かれています。このことに対する市長の見解をお伺いいたします。補足をしておきますが、市長の政治活動を制約しようという気持ちは全くございません。誤解のないよう御理解ください。あくまで市民からの率直な意見であることを申し添えておきます。

後の質問については発言席から行います。

**議長（竹田光一君）** 答弁を求めます。

**市長（朝山 毅君）** 関議員にお答えさせていただきます。その前に、先般の自衛隊誘致に反対する会の皆さん方の面会をお断りしたというふうなお話があった、これは違いますので、まず冒頭申し上げておきます。その日は、私は奄美大島の防犯連絡協議会の会長という職にありました。その総会、理事会の会合に出ておりました。その際に、そのような公的スケジュールがありますので、時間を調整するとい

うことを議員にお話したはずであります。その日程調整がつくことなく、その場に要請活動が行われたということでもありますので、私が避けたということでは毛頭ないということをお理解いただきたいと、まず申し上げます。

その中で、今、議員のお話になりましたある1候補者を市長でありながら応援したということに対する私の政治姿勢ということでもあります。

まず、五つほどの要点が私なりにありますが、補欠選挙という急な選挙であったこと。その間における政治活動、またその他の活動に急を要したという、まず1点があります。そして、その際、奄美群島の実情をよく御存知の政治家であるということが、政権与党の中において人選の一つの大きな争点であったと、私は理解しております。そういう中において、ある、はっきり固有名詞を出して申し訳ございませんが、金子、現在の衆議院議員であります。その人選については、政権与党において決められたということでもあります。そういう中において、奄美市長として、また奄美群島の有権者の一人として、どのようなスタンスを取ったかと申しますと、まず、奄美群島の置かれている状況は、改正奄振法が成立いたしました。その改正奄振法の大きな骨子であります奄美群島成長戦略ビジョンは、我々自らが作り上げたビジョンであります。そのビジョン策定の委員として同氏は参画いたしておりました。そのような政治的な背景、諸々のことを含めて、改正になりました奄振法を向こう5年間でより充実、現実的なものにしていくために、一つの責任の所在として戦略ビジョンを作った者のお一人として、そういう政治的立場に置かれたほうが、私はベストであるというふうな思いをいたしました。それらのことを託すべき人材として、政権与党が決めた人は適当であると、私なりに判断をし、奄美群島の置かれた状況、またこれからの進むべき方向性などなど考えて、私なりに判断をし、その人の応援をしたところでありませぬ。また、その国政に送る会長を引き受けた背景においても、多くの皆さんの賛同を得て、私はお引き受けをしたところでもありますので、御理解いただきたいと思っております。加えまして、声なき声にという言葉でございますが、私は少数だから非であり、多数だから是であるということは思っておりませぬ。ただ、物事の判断、決断をするときには、多数決の原理であり、また、多くの皆さんの御意見を尊重しながら決断をするというスタンスは、私は変わりありません。そのことを申し添えておきます。以上のことで、また他の質問についてはほかの場でお答えさせていただきたいと思っております。以上です。

**11番（関 誠之君）** よく分かりました。しかしながら、やっぱり、市民に対してですね、分かりやすい説明をしながら、今のような政治的スタンスを取っていただきたいなというふうに要望しておきたいと思っております。朝山市長は、よく常に謙虚であられ、されど卑屈になるなという言葉をお使いになっておられますけれども、私も政治に身を置く立場として、折にふれ、かみしめている言葉であります。誠にそのとおりだというふうに思っております。これからも、この言葉を政治の道の中でしっかり生かしていただいて、いってほしいなというふうに要望しておきたいと思っております。私もこの言葉を忘れずに頑張りたいとおもいます。一つだけ申し上げますが、私どもは9日の1週間の週に30分だけどうかならんかなというお願いを申し上げたということも分かっていたいただきたいと思っております。

それでは、2番目の陸上自衛隊警備部隊の誘致について、これは2014年の5月19日、読売新聞の報道が最初に行われまして、今に至っているわけですが、冒頭の所感でも述べましたとおり、私は自衛隊を否定する考えは持っておりませぬ。専守防衛を掲げ、国を守ることは当たり前のことだと思っております。安倍政権が集団的自衛権の行使に進む中で、新たな自衛隊基地の建設は奄美が広域目標となり、奄美への緊張を一段と高める。平和を脅かすことになるのではないかとというふうに思っているからであります。私たちは戦争のための自衛隊に反対する郡民会議というものを立ち上げました。もう一度申し上げますけれども、今回の自衛隊誘致は戦争のための自衛隊誘致になるとの可能性が大であることを自覚していただきたいというふうに思っております。この南西諸島への陸上自衛隊配備は、米国防衛の一環であります九州南部から南西諸島フィリピンに至る第一列島線というのを日本に守ってもらうということも含んだ配置であり、米国の自衛の守りは伊豆諸島から小笠原諸島、グアムに至る第二列島線で

あります。まさに、米国の中国を意識した戦争のための自衛隊配置に加担をしていることは明らかであると考えております。そこで、市長の自衛隊誘致についてのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

**総務部長（東 美佐夫君）** 自衛隊誘致に関しては、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、今回の陸上自衛隊の配備計画につきましては、昨年12月、閣議決定されました防衛大綱や中期防衛力整備計画、これは平成26年度から平成30年度ということになっているようですが、閣議決定されました、失礼、の中で、基幹部隊の見直し等により沿岸監視部隊や初動を担任する警備部隊の新編等により、南西地域の島しょ部の部隊の態勢を強化すると、そういう方針から位置付けられたものです。また、中期防衛力整備計画では、大規模災害の対応、地域コミュニティの維持、あるいは緊急輸送による地域医療の貢献度など、地域との連携を強化するという点についても明記をしております。これについては議員も御承知のとおりかと存じます。先日、これは6月8日ですが、小野寺防衛大臣来島の際には、こうした中期防衛力整備計画の方針を受けて、災害救援などにも対応できるような警備部隊の配備を想定していると話されております。市長もこれを受けて、これまでの災害に対する自衛隊の対応、そして支援については大変感謝している。いつ何時、災害が発生するか分からないこの地域で、それらの対応への高度な技術と経験のある組織があれば大変ありがたいと申し上げたところでございます。

そこで、御質問の誘致についての考え方ということですが、現時点で具体的な話はございませんので、警備部隊配備について防衛省は調査結果がまとまり、その方向性が出た段階で、改めて地元で経緯の説明をしたいということですので、その結果を踏まえた上で市民の皆さんや議会の方々の御意見も伺いながら対応していきたいというふうに考えております。以上です。

**11番（関 誠之君）** 具体的には何も聞いていないとおっしゃいますが、防衛大臣がいらっしゃるのに、ただ表敬訪問というのは常識的には考えられないわけですよね。やっぱり、それなりのものがあるって、訪ねて、具体的な話と至るかどうかわかりませんが、お願いをするのが当たり前ではないかというふうに思っております。ここで、市長が5月21日に武田副大臣と語ったことが具体的な話であった場合、歓迎するしないも含めて、議会や市民と話し合っただけで対応したい。このコメントというのは、ものすごくいいと思います。ところが、6月8日の小野寺防衛大臣との会談の後には、先ほど言いましたように、そういう意味でも歓迎すべきと個人的には考えているということで、公の市長が公の立場で個人的に考えるとと言っても、これはなかなか通用する問題ではないんじゃないかと。やはり、これは市長の公的な発言だというふうに見ざるを得ないというふうに考えますが、この辺のところについて市長の考えがあればお聞かせください。

**市長（朝山 毅君）** 私のコメントのとらまえ方は、議員に委ねますけれども、まず冒頭、副大臣や大臣が直接こちらのほうにお越しただいて、全く何も分からないということはありませんということをおっしゃいましたが、それはないということ、まず言明しておきます。そういうふうにお考えになること自体が、私はどうかと思うんです。まず、2、30分の間で、国家外交防衛という最も大切な機密に対して、マスコミや多くの皆さんがいる前で言うことがありましょか。まず、その常識的な判断からとらまえていただきたいと思っております。その中で、瀬戸内町で行われた総合演習についての地元の皆さんの御理解と、演習についての成果に対するお礼の言葉がございました。それと同時に、先ほど総務部長がお話になりましたとおり、4年前の災害時における自衛隊の活動等のお話があり、私もそのことに対してお礼を申し上げたところでもあります。加えまして、そのような、いつ災害が発生するとも予想付かないこのような自然の災害の多い地域においては、我々行政能力だけでは対応し得ない。海上保安部、警察、消防、自衛隊等々、国家の生命・身体・財産を守る皆さんがお近くにいらっしゃるとすれ

ば、島民は安心した生活ができるであろうと、そういうことは申し上げたことは事実であります。そういう意味において、私は議員がお話になりました私のコメントの解釈について、それは議員の感じたことでありますので委ねますが、私はそういう大きな条件提示と言いますか、された場合には、当然、議会のほうにお話しますし、市民のほうにも当然広げていかなければいけないと思っております。こんな大切なことを、私秘匿するわけにはいきません。また、そのようなことがあってはいけないと肝に銘じておりますので申し上げておきますが、それ以上の情報とか、ありません。ただ、予算にも、国の予算にもありましたとおり、離島の警備という大前提からあらゆる離島においてそういう調査をしていると。その調査がしっかり整ったときには公表してまいりますというお話であったことを申し添えておきます。

**11番（関 誠之君）** 市長は市長の立場でそのようなことだろうというふうに思いますけども、次に、時間がございませんから、2016年に世界遺産登録ということで、今、官民あげて頑張っておるところでございますが、自衛隊の誘致、これ2018年までにとというような、報道でなされておりましたけれども、その辺も含めた世界自然遺産登録との整合性をどう考えるのか。また、自衛隊の基地を新設するという事は、まちの形、在り方、イメージを変えることになると思います。また、市長の公約にも市の長期契約や総合計画にも位置付けられてないわけでありまして、今後は、このことについてどのような手順を踏んでいくのか。併せて、住民の地元の住民の合意の在り方、住民投票も一つの方法だと思っておりますけれども、選択肢として考えられるのか、お答えをいただきたいと思っております。

**総務部長（東 美佐夫君）** それでは、世界自然との調和ということでございます。世界自然遺産登録の整合性をどう図るかということでございますが、御承知のとおり奄美群島国立公園の指定、世界自然遺産登録に向けて、ただいま準備を進めているところでございます。今の段階で、防衛省から正式な候補地の選定を受けたわけではございませんが、防衛省もその選定に際しては、国立公園の指定、世界遺産登録の支障にならないように調整作業を進めているものというふうに考えております。

次に、総合計画の関連についてですが、今回の警備部隊の配備計画は、今年になって具体的な動きが出てきたものでありますので、総合計画の中に位置付けはされておられません。したがって、市長の公約も同様でございます。しかしながら、平成22年の豪雨災害の教訓を踏まえて、防災対策強化という点では、総合計画の中でもしっかりと位置付けをしているところですので。特に、孤立地域の救援体制の確立、危機管理体制の強化などを施策の方針の中で触れており、災害対応への高度な技術と経験を持ち合わせた組織である自衛隊の配備がされることは、自然災害に脆弱な奄美にとって意義のあることではないかと、そう考えているところでもございます。今後、どのような段階を踏むのかということでございますが、それについては先ほど申し上げたとおり、市民の皆様、議会の方々の意見を伺いながらということでございますので、御理解を賜りたいと思っております。以上です。

（発言する者あり）

住民投票ということでございますが、先ほども申し上げたとおり、まだ候補地という具体的な話はございませんので、これについては、コメント、答弁控えさせていただきたいと思っております。

**11番（関 誠之君）** なかなか何も見えないところで議論しているようで、むなしい気もいたしますけれども、地元の当然合意を取らなければいけないということは確認ができたというふうに思いますので、災害云々というのがありしたけれども、自衛隊法の83条には自衛隊派遣ということで、これはそこに自衛隊がいるから、災害が起こったらすぐ行けというふうにはならないわけですね。手続きを踏んで、県知事がそれなりの災害と判断をして、それを大臣に要請をして、そこから災害派遣という形で来るわけですから、もう何か、自衛隊が来れば百花繚乱、もうバラ色の奄美市が待っているような感じがいたしますけれども、自衛隊というのは国防、まず本質、1時間で議論できませんから、このことに

については、また機会を見てやりたいと思いますけども、自衛隊が来れば、まちの今の困っていることはすべて解決できるというような誤ったメッセージだけは発しないようお願いをしたいと思います。

最後になりましたが、市長は小野寺防衛大臣が来島された折に、国から調査報告があった場合には市民に対して情報を開示するというふうに述べております。その際には遅滞なく情報を開示することで、まず間違いないか、確認をしたいと思います。

.....  
.....  
.....  
.....

ここで孔子の言葉を市長に聞いてほしいと思いますが、大国を治るは小千を煮るがごとくすというのがあります。意味は読んで字の如くであります。お魚を煮るときはひっかきまわしてしまつては、頭も尾も取れてしまう。そのように、大国を納める際には静かに丁寧に対応していかなければいけないということであります。指導者として是非このような政治運営をお願いを申し上げ、感想があれば再度市長の意見をお聞きしたいと思います。

**市長（朝山 毅君）** 社民党の関議員に、まず、社民党も自衛隊を私は認知しているものと理解をいたしております。そういう意味において、大臣が奄美群島、とりわけ市役所に表敬したいという話でありましたので、公的な方が公的な形で役所に訪れるという際に、私はもちろんのことですが、議会人として、代表としてお迎えすること、何ら、私は悪いことではないように思います。例えば、自衛隊であるからそういうふうなお考えになるかもしれませんが、ほかの大臣、仮にほかの大臣がいらした場合、お迎えしても悪いんでしょうか。そういうことを、私、反ばくしているわけじゃありませんが、そのように大局的に考えていただきたい。

あとの議会に対する申し入れは、私も私のほうがいたしました。議会はどうか、もし議長、せつかく大臣が現職の大臣がいらっしゃるの、もし、よろしければ御同席したらどうでしょうかと、私が申し上げました。その非があるとすれば、すべて私の責任であります。この場を借りて、関議員にだけはお詫びしましょう。ほかの議員さんには私は賛同いただけるんじゃないかと、今でも思っています。礼節、礼儀という意味で申し上げております。そういう意味において、今の孔子の言葉を含めて、今後大局的にということですが、それらの情報開示については、私も市民に負託を得た一人であります。議会の皆さんも負託を受けた議員の皆さんです。いわゆる二代表制の代表であり、私以上に最も身近な多くの議員が市民の代表として議席をいただいていらっしゃるわけですから、まず、議会にお話申し上げることは当然のことと、私は認識いたしておりますので、そういう御理解をいただきたいと思っております。あとのことについては、またその際、その際、皆さんとお話をしながらやっていきたいと思っておりますので、御理解をください。

**11番（関 誠之君）** 挨拶を受ける。これはもうごく当たり前のことでありまして、私が申し上げたいのは、議会という組織は行政とは別ですよと。両輪というけれども、一輪車じゃないわけですから、少なくとも議長になれば、国会は党派を離脱をして無所属でやるわけですよ。そのことはお分かりになると思いますが、そういう精神でやっていただきたいという苦言を申し上げただけで、何も市長に何がだめだ、これがだめだと言っておるわけではないということは御理解をお願いしたいと思います。

社民党と言いましたから、社会党時代に土井たか子さんが真理は寒梅に似て、風雪に耐え、これ開花すというふうに言っております。多数派だけが必ずしも真理だというふうには私は思っておりませんので、そういったことも付け加えさせていただきます。

大変、時間が押してまいりましたので、次の改正奄美群島振興開発特別措置法について質問をさせていただきます。

奄美群島の復興や振興開発は、社会資本整備については一定の成果を上げている一方で、依然として奄美群島においては所得水準等で本土との間に格差が生じている。産業や観光の振興において、自立的発展の効果がみられるものの、厳しい雇用状況にあり、地域の特性を踏まえた産業の振興、発展等により、若年層を中心とした雇用の拡大を図ることが課題といわれております。このような認識に立ち、地域自らの責任のもと、主体的に施策を実行する仕組みの創設がなされました。それが、奄美群島振興交付金と市町村産業促進計画の創出であります。そこで、奄美群島振興交付金と市町村産業促進計画の創出について質問いたします。

まず、奄美群島振興交付金については、航路・航空路運賃の低減、農山水産物輸送費支援、世界自然遺産に向けた観光キャンペーン、沖縄との調和・連携、農業創出緊急支援、いわゆる平張りハウス整備への支援、観光情報通信等人材育成、定住促進支援、流通効率化観光防災施設等の整備など、支援メニューについては承知をしておりますので、市民の関心の高い航空運賃軽減事業の詳細について、特に奄美・羽田、伊丹、福岡、奄美・伊丹、奄美・福岡ですね、そして、奄美・沖縄路線、LCC路線成田・奄美路線に対して負担軽減がどうなったのか、どうなりそうなのかについて簡潔にお答えいただきたいと思っております。また、負担割合は国が10分の6となっておりますが、国・市町村の負担割合はどうなっているのかお答えください。

**総務部長（東 美佐夫君）** それじゃ、お答えいたします。

今回の奄振法の改正では、新たにソフト政策を大きく拡充した奄美群島振興交付金が創設されております。交付金の内容ですが、今、議員がおっしゃったとおりですが、奄振非公共事業の従来メニューに加え、新たに航路・航空路運賃逓減事業、農林水産物輸送費支援事業、世界自然遺産登録に向けた観光キャンペーンなどが追加をされております。それで、今回、交通路運賃の逓減事業につきましては、鹿児島と奄美群島内の各島々を結ぶ路線と群島間を結ぶ路線を対象に離島住民は離島割引として全路線を、島外住民は往復割引として群島間を結ぶ路線のみを対象といたしております。運賃の割引率ですが、普通運賃との比較で、離島割引は5割程度の割引、往復割引は3割程度の割引と、従来より拡充されております。時期は夏休みに入る来月の7月19日からの搭乗ということになっております。

なお、航空路運賃逓減事業の実施につきましては、県と市町村12市町村で構成する奄美群島航空航路運賃軽減協議会を先日設置したところでございますので、この中で議論がされるところでございます。御質問の羽田や伊丹などの県外路線の事業導入につきましては、来月の7月1日から奄美・成田間をバンニエアーが就航することが決まっております。お尋ねのその他の路線につきましては、キャンペーンでの実施ということでございますので、今後、先ほどの協議会の中で議論され、検討されていくということでございます。時期については、その協議会の中で決められていくということでございます。

負担割合の件ですが、国が10分の6、県が10分の2、市町村が10分の2の負担割合となっております。そのうち市町村の負担割合は広域の負担金同様、均等割、人口割での試算となっておりますので、奄美市の場合を申し上げます、総額が事業航路航空路の総額事業が13億4,000万円ということでございますので、奄美市の負担額は当初予算計上時点で7,180万2,000円ということになっております。以上です。

**11番（関 誠之君）** 奄美・羽田・伊丹・福岡間とか、奄美・沖縄路線については、これから決まるというようなことですが、知事は県議会で期限を限ってやっていきたいというような趣旨の報道がなされておりましたが、まだこれ、何も決まってないということではよろしいんですか。

**総務部長（東 美佐夫君）** 現段階のところ、予算の範囲内ということでございますので、期間については延びるのか、限定するのかというところは、協議会の中で議論されるということでございます。

**11番（関 誠之君）** もう夏場はもうだめだというふうに思いますが、少なくとも冬場の正月の帰省とか、そういった含めたところは何とかなりそうなんですか。

**総務部長（東 美佐夫君）** できるだけそういう繁忙期のときには、なるべく適用したいという思いで、関係課、関係団体と協議を進めておりますので、その方向で皆さんのほうに努力していただくよう、こちらのほうも要望していきたいというふうに思います。以上です。

**11番（関 誠之君）** はい、よろしく願いをいたします。

次に、奄美群島農林水産輸送コスト支援事業の制度設計についてお伺いをいたします。本土より高い輸送コストを負担しているの、流通条件の不利性を軽減し、本土産地と同一条件の環境を整えることにより、生産基盤の強化を図るとして、沖縄並みにしたというふうに伺っております。そこで、3点に絞って質問をいたしますので、お答えください。

①負担割合がどうなっているのか。対象品目は何品目。細かくはいりませんから。農産物林産物水産物別に何品目幾らなのか。補助対象経費の基準日。4月に遡ってこれを実施するというようなことも聞こえておりましたが、そういったことを含めてお願いをしたいと思います。また、輸送に要する経費の基準はどのような形になっているのか、お答えください。

**総務部長（東 美佐夫君）** それではお答えいたします。

まず、先ほどの具体的な制度設計のほうですが、現在、調整中ということですので、先般、6月11日の日に説明会がございましたので、その内容のほうから説明させていただきたいと思えます。

まず、負担割合ですが国が10分の7、県が10分の1.5、市町村が10分の1.5というふうになっております。これも、先ほどの航路・航空路運賃と同様、地元負担については特別交付税の地方財政措置が講じられるということになっております。補助対象の品目ですが、55品目というふうになっております。対象品目でも加工品は対象外ということですが、単に切断、冷凍、解凍されたものなどに対してなどは対象ということですが、補助対象者ですが、農協や漁協などの団体、農林漁業従事者3戸以上で組織する団体のうちに本土に出荷する団体ということが、いうふうになっているようです。補助対象経費ですが、群島内の集荷場から県本土の荷捌き場までの輸送費が対象ということになります。この事業費の係るコストのうちの基準額と実際の輸送費を比較して低い額を補助するということになるそうです。なお、先般申し上げたとおり、制度設計については今後確定することですので、これについては、また、後日詳細は報告をさせていただきたいと思えます。併せて、開始時期ですが、4月1日以降の本土出荷分から対象ということになると伺っております。以上です。

**11番（関 誠之君）** 時間がありませんので繰り返しません、平成26年4月1日以降、本土出荷を行った輸送コストというふうに理解をいたしました。

次に、市町村産業振興促進計画の政策の現況とそれに伴う奄美群島特例通案内土育成事業、観光旅客滞在促進事業、また、補助金等交付財産活用事業は、これは振興計画を共同して作ってもいいんですけども、県が作ったり、国に承認をすれば、今のようなことができるというふうに法律的にはなっておりますが、この振興計画を作らないとできないわけですから、このことについてどういうふうに、いつから実施できるのか、それだけで結構です。

それと、前期奄振計画の数値目標、細かいことはいいので、進捗状況がどうなっているのかということについてお答えいただきたいと思えます。

**総務部長（東 美佐夫君）** それではお答えいたします。

お尋ねの促進計画の状況につきましては、先ほど議員が御質問のとおりですが、拡充された各種支援措置、三つございます。通訳特例士、観光旅客滞在促進事業、補助金等の交付財産活用事業、三つございます。現在、これについては国のほうで調整中ということでございますので、確定しましたら計画の中に盛り込んでいきたいということでございますので、現段階では適用、まだ適用する段階ではないということでございます。

それと、数知目標の状況ということでございますが、県のほうで前回の奄振計画の中で数値目標11項目を設定しております。この数値目標の結果ですが、目標達成率80パーセントの項目が7件、80パーセントを満たさないものが4件ということでございます。これらの結果については、豪雨災害や台風被害、リーマンショックなどのマイナス要因が大きく影響したものだというふうに考えております。以上です。

**11番（関 誠之君）** 詳しいことはまた後で勉強させていただきたいというふうに思います。今度の奄振の課題というようなことも考えておりましたが、時間がございませんから、そのときにお願いをしたいと思います。

それと、奄振の配慮規定というのがありまして、今度の奄振が前の奄振は29条の条文しかなかったんです。しかし、今後66条に改訂といいますか、新設をしてくれております。非常にきめ細やかに奄振の状況になっております。それで、この20条、21条の奄振の配慮規定というのがあるわけですけども、そこについて20条というのは農地法の緩和、これは奄美だけがそうです。中小企業者に対する、いわゆる情報の提供を配慮というのがありますので、これについては勉強をされて、次またやりたいと思いますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

時間が押してまいりましたので、次の質問に移らせていただきます。教育長の教育行政に対する基本的考え方ということでありますけれども、まずもって教育長の就任、おめでとうございます。心からお祝いを申し上げます。教育長は地元の報道インタビューに答えて、先に川口議員のほうにも答えましたが、ふるさと教育、地域で育てる、学力向上と生徒指導の充実、花いっぱい運動の活性化、感情を育てる情操教育と、文武両道、教育は愛情、地域行事に積極的に参加をと答えています。また、座右の銘は継続は力なりということも披露しておりますが、こういうのが基本的姿勢、考え方だろうと思いますので、このことについて、少しコメントがあれば、簡潔にお願いをして、あと1番、2番、3番、2014年全国学力学習状況調査における結果の公表についての考え方、教職員の適正な勤務時間管理について、これ、去年からなされているようでありますけれども、労働時間把握データはどのように活かされているのか。また、いじめ防止基本方針、これは県が作って、市町村は努力目標だというふうに思っておりますが、学校は義務ですから、そういったいじめ防止基本方針は、いつ査定ができるのか、基本的考え方とともにお願いをいたします。

**教育長（要田憲雄君）** お答えを申し上げます。

まず、基本的な教育行政に対する姿勢でございますが、私は奄美に生まれ育って、大変誇りを持っております。そういう意味で、姿勢といたしまして、奄美の教育風土を生かして、地域に開かれ、地域に根差したふるさと教育を推進する。そしてそのことが一人ひとりの子どもが生まれ育った奄美に誇りを持つ児童・生徒に育つのではないだろうかと考えまして、そのことを基本に進めてまいりたいと考えているところでございます。

①の平成26年度全国学力学習状況調査における結果の公表についてでございますが、午前中も申し上げましたが、学校の第一義は学力水準の向上であります。学力が年々向上していることは大変喜ばしい限りでありますし、嬉しいことでもあります。そこで、平成26年度全国学力学習状況調査における結果の公表につきましては、これまでも本市の状況について奄美市全体の結果をホームページ上で公表

を行ってまいりました。本市の学校の状況からも学校ごとの結果公表は、小規模校もございますので、小規模校は個人が特定される恐れがあります。したがって、これまでどおり奄美市全体の結果公表をしてまいりたいとそうように考えております。

次に、教職員の適正な勤務時間管理につきましてですが、本市におきましては、昨年6月から始めており、各学校において教職員自らの健康意識の高揚と勤務時間を管理するために、教職員の出退時刻の状況を把握しているところでございます。各学校ごとのデータを把握しているわけではありませんが、管理職に対しまして出退時刻の状況をもとに、校務の効率化や簡素化を図り、一部の教職員へ過重負担となることがないように、教職員一人ひとり、健康の維持管理に努めるように指導を続けているところでございます。また、教育委員会といたしまして、人的な配置は考えておりませんが労働時間が長時間にわたり、疲労の蓄積が認められる教職員や、健康への配慮が必要な教職員につきましては、教職員の申し出は受けて医師による面接指導が受けられるような体制を取っております。

次に、いじめの問題です。いじめ防止基本方針に対する基本的な考え方につきましては、いじめ防止についての基本的な方向や取り組みの内容を定めたいじめ防止基本方針を策定し、いじめの未然防止のための取組を行っております。教育委員会といたしましても、現在、いじめの未然防止、いじめの発見及びいじめに即対応するための奄美市いじめ防止基本方針を作成しているところであります。いじめの防止や対応につきましては、今後とも積極的に取組、児童・生徒が誇れる学校にしていまいりたいと考えております。また、教育長、警察、児童相談所、PTAなどからなる構成された奄美市いじめ問題対策連絡協議会を設置いたしまして、いじめ問題の早期発見、即対応、早期解消についての体制を整えてまいりたいと考えております。以上でございます。

**11番（関 誠之君）** ありがとうございます。是非頑張っていたいただきたいというふうに思います。

あと、大きな2と3の学校給食センター建設の現況と今後について、保育士、幼稚園教諭のキャリア採用について、当局の見解をお聞かせください。

**教育委員会事務局長（安田義文君）** 学校給食センター建設の現況と今後についてということにお答えいたします。

名瀬・住用地区給食センター整備計画に関しましては、現在の奄美市実施計画におきまして、平成26年度から27年度に基本並びに実施設計、平成28年度から29年度で建設する予定で計上しております。これまでお答えしてきましたとおり、旧名瀬市時代の平成11年の学校給食検討委員会の報告をたたき台として検討を進めておりますが、その後、合併、交通アクセスの向上、児童・生徒数の減少など、給食センターの整備を取り巻く環境が変化していることから、現状に即し、将来を見据えた計画の策定が必要であると考えておるところです。このことから、庁内におきまして整備予定地の選定を進めるとともに、今後、庁内関係課、学校PTA関係者、栄養士、職員労働組合、給食調理員代表者などを構成員といたしました整備概要、運営方式などを検討いたします委員会を設置する方向で、現在、取り組んでいるところでございます。目処といたしましては、検討委員会の検討を経て、年度内での基本設計の策定を見込んでいるところでございます。

それと、給食現場における正職員、臨時職員の雇用の在り方につきましては、この給食センター整備と密接に関連しますことから、現在、実施計画のスケジュールに基づきまして、先ほど申し上げました今年度設定いたします検討委員会での検討、結論を得た上で速やかに事業を進めるとともに、今年度から始まりました再任用制度の活用などにより、議員が御心配の事態を招かないように取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解をお願いいたします。

**総務部長（東 美佐夫君）** それでは、保育士・幼稚園教諭のキャリア採用についてということでお答えいたします。

近年の採用状況につきましては、平成25年度において保育士1名、幼稚園教諭1名の採用を行っております。26年度においても保育士1名、幼稚園教諭1名の採用を行っております。受験資格の状況につきましては、段階的に受験資格年齢を引き上げて、平成22年度以降の採用試験につきましては上限の年齢が30歳まで受験できるよう、年齢延長が行われております。このことにつきましては、学校卒業後に民間などでの実務経験を積むことで質の高い保育や幼稚園業務が行われますことから、優秀な人材の確保につながっているというふうに考えております。

平成25年度、26年度の採用者の4名のうち3名の職員について、保育等の実践を積んで採用されているという現状でございます。以上でございます。

**11番（関 誠之君）** ありがとうございます。局長からもありましたように、給食調理員の採用がないため、来年度は臨時職員だけの職場ができるんじゃないかと。また、臨時職員が正職員より多くなる職場も発生するんじゃないかと危惧をされておりますので、そこら辺のことも含めてお考えいただきたいというふうに思います。

次に、空き家の放置対策についてであります。この空き家の実態、相談、何件ぐらいあったのか、そういうことについて、まずお示しをいただきたいというふうに思います。

**総務部長（東 美佐夫君）** 空き家の実態ということでございますが、平成19年度に名瀬地区が117件、平成20年度に住用地区が102件、笠利地区が185件確認されておりますが、所有者がはっきりしないものもその中には入っているということでございます。以上です。

**11番（関 誠之君）** ちょっと時間がありませんから、この空き家等の適正な管理をする条例的なものを、今後、考えてはいないのかということと、今国会に空き家等対策推進に関する特別措置法というのが出てくる予定であります。立ち入りを認めるとかですね、いわゆる空き家の情報収集、空き家に対する措置、いわゆる撤去、指導・助言とかいうのがありますので、その辺についてだけお伺いをさせていただきます。

**総務部長（東 美佐夫君）** 空き家の条例については、現在まだ検討はしておりませんが、先ほど議員御指摘のとおり、国のほうで空き家等対策の推進に関する特別措置法というのが、今国会に提出されるというふうに伺っておりますので、この法律の動向を見ながら、条例も含めて検討をしてみたいというふうに考えております。

**11番（関 誠之君）** 配分が悪くて最後までいきそうにありませんが、奄美市の土地利用検討委員会の検討の在り方について質問をいたします。

先の第1回定例会において未利用公有財産の処分状況と今後の見込みについて、特に佐大熊併存住宅跡地、なぎさ園跡地、平松コミュニティ用地を取り上げて質問いたしました。佐大熊併存住宅跡地については、一般競争入札を2度行ったが不調になったと。入札方法を検討し、平成26年度に売却を行う予定とのことでしたが、どのようになっているかお答えください。

また、なぎさ園跡地、平松のコミュニティ用地については、随時、奄美市土地利用検討委員会に諮り、具体的な方向性について検討との答弁がありました。しかし、調べてみますと平成23年10月17日にNPO法人ゆずり葉の郷から、奄美自然学院構想の実現を図りたいと、跡地利用の陳情書が出されており、平松コミュニティ用地については、社会福祉法人大津福祉会、小宿保育園から認定こども園移行のための環境整備を図りたいとの要望が出ていますが、このような陳情要望があったことについて、一切触れずじまいでしたが、そこで、再度質問いたします。

佐大熊跡地の入札方法、どのような検討がなされているのか。平成23年10月17日付けNPO青

少年支援センターゆずり葉の郷からなぎさ園の跡地活用，平成24年11月1日付け，先ほど言いました社会福祉法人大津福祉会小宿保育園から認定こども園目指して分譲についての要望が出されておりますが，どのような検討がなされたのか，お聞かせをいたしたいと思っております。時間がございませんので，終わり次第，私の質問を終わりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

**総務部長（東 美佐夫君）** まず，佐大熊跡地の検討をどうしたかということでございますが，前回は質問でお答えしておりますが，平成25年度に2度，一般競争入札を行っておりますが，いずれも応募がなかったという結果になっております。今後，じゃ，どうするかということでございますが，一般競争入札を行うまでの間，失礼しました，今後，土地利用検討委員会のほうに再度図っていただくということにしておりますが，その間，一般競争入札を行うまでの間，ストア一用地等の今回の要件を満たす希望があった場合には，随時対応していきたいというふうに思っております。また，条件を満たす借地等の要望があった場合についても，その内容を対応しながら検討してまいりたいということで考えております。

次に，なぎさ園跡地と平松コミュニティ用地の関係ですが，まず，なぎさ園跡地については，現在，バス事業者へ一時的に有償貸付を行っておりますが，本年度中に土地利用検討委員会のほうに検討及び提言を受けた上で，市としての土地利用の更新を決定してまいりたいというふうに考えております。

また，平松コミュニティ用地についてですが，現在，一部を小宿保育園の駐車場などとして一時的な貸付を行っているところです。この土地については，以前の浜里平松の地区の埋め立てに際し，小宿地区住民との協議の中で，地域の意見を十分反映した利活用方策を図っていただくようにと，強い要望を受けた経緯があると伺っております。したがって，このような経緯を十分踏まえた上で，今後，どのような方策があるのか，土地利用検討委員会の中で諮っていただきたいというふうに考えておりますので，今しばらく時間をお貸しいただきたいと思っております。以上です。

**11番（関 誠之君）** ありがとうございます。あとありますが，（3），これは民間3団体から広域組合に要望が出ておりますので，また，それを通してですね，行政の皆さんとも話をしてまいりたいというふうに思います。答弁書を書いた皆さんに，心からお詫びを申し上げながら，次回またさせていただくということも含めて，私の質問を終わりたいと思っております。ありがとうございます。

**議長（竹田光一君）** 以上で社会民主党 関 誠之君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後2時30分）

○

**議長（竹田光一君）** 再開いたします。（午後2時45分）

.....  
.....  
.....

引き続き一般質問を行います。

公明党 与 勝広君の発言を許可いたします。

**13番（与 勝広君）** 皆さん，こんにちは。公明党の与 勝広でございます。

通告に従って質問する前に，所見を述べたいと思っております。少しお付き合いをお願いしたいと思います。

去る4月27日に施行されました鹿児島第2選挙区の衆議院補欠選挙におきましては，金子万寿夫氏が当選を果たしました。今回の補欠選挙，日本全国が注目する中，政治家の資質，そして有権者の資質がこれほど問われた選挙はなかったかと，このように思います。マスコミも，そしてまた各候補者も，

政治と金の問題が第一の争点であると、このように出発した補欠選挙でありました。選挙戦も中盤戦に入った4月24日の地元紙の中に、アンケートの結果が出ておりました。それはこの補欠選挙、何が第一の争点であるのか。そしてまた、政党や政治家に対して何を望むかというのが問いであり、その第1位が地域の活性、地域の経済、地域力でありました。2番目が政治と金の問題、そして3番目がTPP問題、消費税増税問題、また、原発エネルギー政策、そして、最後に外交、安保という順番でありました。このことを見ますと、やはり多くの有権者の皆様は政治よりも、まず経済をしっかり立て直していただきたい。地域の活力をしていただきたい。これが大勢を占めていたと、このように思います。一昨年の12月の26日から、自民党の公明党の連立政権、また、第二次安倍内閣がスタートをして1年と4か月を経過する選挙でありました。4月から消費税が8パーセントという導入の中、これから我々の暮らしや生活はどうなるのか。そして今、安倍政権が進めている第一の矢、第二の矢といわれるアベノミクスのこれは大企業を中心として、徐々にではありますが、景気回復の兆しが見えております。そして、第三の矢であります民間投資を喚起する成長戦略が、今後どのように波及効果をもたらすのか。まさにそれが問われた選挙であり、自民党・公明党の連立政権の真価が問われた選挙であると言っても過言ではありません。また、我が奄美地域においては、奄振法改正、延長、そしてまた新しい交付金制度が創設され、その中で、その交付金制度がどのようなメニューによって、どのように地域の活性化をもたらす、また、どのように検証するのか、それが問われた選挙であると同時に、また、我が奄美の地域では政治も経済も一瞬たりとも停滞は許されないという状況の中で、金子万寿夫代議士は県議20年間という実績経験を踏まえ、地方こそ原点であると言っておりますので、しっかりとその地域の声、また奄美の声を、しっかりと聞いて、また真摯に受け止めて、国政とのパイプ役を果たしていただきたいと、このように思っております。

それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

まず、1番目の市長の政治姿勢について、(1)であります。市長の2期目のマニフェストは奄美市総合計画を更に進ちょく率を推進するものであると、私は思っておりますが、その整合性についての質問であります。その前に、平成26年度の当初予算が執行され3か月が経過いたしました。これから徐々に成果も出てくると思います。まず、その当初予算の一般会計歳入歳出総額でありますけれども、296億2,431万9,000円と、対前年度当初に比べて4パーセントの減となっております。この主な要因については、先の前回行われた予算審査委員会で当局が答弁なされておりましたが、住用総合支所、笠利総合支所の建設も完了し、普通建設事業費が減少したためであると、このように言っておりました。また、今回の26年度当初予算で特出すべき点は、先ほどからありますように、奄振の改正法延長とその中において新しい交付金制度の創設によって、奄美群島から県本土、また離島間の航路航空運賃の負担軽減、そしてまた更には観光キャンペーン等による島外からの交流人口拡大のための予算と、また更には奄美群島の条件不利性の改善のための農林水産物の輸送コストのためのこの負担金補助金として当初予算から10億305万7,000円が計上されております。私は今回のこの奄振の新しい交付金制度の創設によって、奄美群島の人や物の交流が活発になり、そして更には島外からの交流人口が増え、奄美地域の活性化につながるものと、大変大きな期待をしております。

さて、26年度の歳入歳出を見ますと、歳入では自主財源が18.6パーセントとなっております。その総額は54億9,914万円、これを見ますと、対前年度当初比の2.6パーセントの増となっております。また、市税につきましては、36億3,326万円となっております。今、自主財源と市税の割合を見ますと、やはりこの自主財源もこの数年の間、なかなか20パーセントを超えない。そして、市税も停滞、若しくは減少の一途をたどっており、このことから、我が奄美市民の暮らしや生活、そして長引く景気経済の低迷により、かなり厳しい生活を強いられているということが分かると思います。依存財源につきましては、81.4パーセント241億2,517万3,000円となっております。対前年度当初比が5.4パーセントの減となっております。交付税については123億2,532万3,000円、この交付税につきましては0.4パーセントの増となっておりますけれども、しかし

市債、いわゆる市の借金が対前年度に比べますと36.2パーセントという大幅な減を示しております。また、冒頭触れましたように、消費税が8パーセントになったことに対して、地方消費税交付金が11.9パーセントの伸びを示しており、4,748万円、約4,800万円の増が見込めるということでもあります。この地方消費税交付金については、全額社会保障費に当てられるということでもあります。歳出につきましては、先ほど述べましたように、奄振の交付金の改正によりました新しい交付金制度の創出による航路航空運賃の負担軽減のためや、農林水産物の輸送費のコストとして使われます。また、投資的経費のうち普通建設事業費につきましては、30億7,578万円を計上しており、また、それは対前年度の4パーセントの減となっております。この普通建設事業費の一部を前倒ししての2013年度の補正といたしまして東城中学校、また朝日幼稚園の校舎改修、グラウンド整備事業等に使用しております。そのほか、施策につきましては、今大分時間を取っておりますので概要だけ申し上げますが、まず、経済雇用対策、そして少子化対策、また出産育児対策、そして農業振興、観光振興、そして世界自然遺産登録に向けて、また防災対策と、さまざまな施策が執行されております。このように26年度当初予算を見てみますと、平成23年度に策定されました奄美市総合計画の平成32年までの数値目標であります人口5万人、交流人口45万人、総生産額1,400億円という、この数値目標を少しでも進ちょくする、高めていくための予算編成であると、私はこのように思っております。市長の2期目のマニフェストももっとひと汗宣言、更にひと汗宣言ということで、九つの宣言と五つのアクションプランから構成されており、2期目は更に充実したものにしていこうという意味が感じられるものであり、2期目はやはり市民の皆様が本当に景気経済が良くなった、市民の安心・安全が良くなったと言われるように頑張っていたきたいと思います。

そこで、市長の2期目のマニフェストと奄美市総合計画の整合性について、当局はどのようなお考えを持っているのか、御答弁をお願いいたします。

これからの質問は発言席より行いますので、よろしく申し上げます。

**議長（竹田光一君）** 答弁を求めます。

**市長（朝山 毅君）** 与議員にお答えいたします。諸々の本年度予算の概要、お披れきいただきまして、叱咤いただいたものと存じます。一生懸命頑張ることを申し上げ、答弁させていただきます。

奄美市総合計画は、本市におけるまちづくりの最上位となる計画であります。計画期間が議員お話のとおり10年間という長期的な視点に立ち、各種施策の組み立てや予算編成の基礎となるものでございます。一方、私のマニフェストにつきましては、市政全般の方向性や課題を見据え、4年間という任期の中で戦略的に取り組む施策の実現を市民の皆様にお約束しているところでございます。議員御質問のとおり、御案内のとおり、市長マニフェストと奄美市総合計画の整合性につきましては、総合計画の着実な推進を図るために、4年間という限られた任期において重点的に取り組む事項をマニフェストとして掲げ、整合性を図っているところであります。私の2期目のマニフェストにつきましては、1期目に掲げました議員がお話になりましたとおり、九つの宣言の継続、更に2期目の重点施策として五つのアクションプランを掲げさせていただいております。特に2期目におきましては、雇用の創出、交流人口の拡大、子育て・教育環境づくり、安全・安心なまちづくり、世界自然遺産登録に向けた施策などを掲げ、総合計画の中でも重点事項としている分野の推進を図っているところでございます。今後も奄美市の羅針盤であります総合計画の実現に向け、財政規律を堅持しながら、議会の皆さん方の御指導等もいただきながら、一生懸命頑張ってまいりたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

**13番（与 勝広君）** 厳しい財政状況の中での予算編成であり、財政規律と、これからもこの行財政改革というのは待ったなしでやりながら、施策を展開していかなければならないと思っております。先ほども言ったように、23年に総合計画が策定されまして、平成24年、25年、26年と3年間、その

総合計画に則った予算編成であります。26年度の先ほど予算の概要、中身にちょっとおっしゃられていましたけれども、ちょっと中身に触れてみたいと思います。

まず、景気、経済、雇用対策につきましては、国や県の雇用創出事業、そしてまた、市独自の地域サポート事業、これを単独で継承し、雇用の創出、雇用の改善、2012年度に創出されました奄美地域活力特別枠という、この予算を単独で継承しながら、またその事業としては街中ナビゲーション事業とか、あまみんちゅ結事業、あるいは大島紬の支援再生事業と、これに当たります。そして、子育て支援につきましては、待機児童を解消するための定員増を図るための、例えば保育園の改修等に補助費予算が付いております。更には、出産・育児につきましては、妊婦治療の旅費の助成、あるいは未熟児の医療費の助成、そして障害者福祉につきましては、障害者福祉計画策定のための予算の編成と、そして、農業支援につきましては、奄美大島の選果場を十分に活用すると、そして輸送費のコストをしっかりと補償していくと。そして更に、観光振興につきましては、2年後の世界自然遺産登録を見据え、修学旅行を誘致し、また、クルーズ船、これは5月1日から6月10日までサン・プリンセス号が6回にわたって寄港いたしました。これの経済効果につきましては、2億5,000万円ということで本市のほうでも試算をされているようですが、これは2014年から2018年まで、これは県の、後ほどまた質問をさせていただきますけれども、県の離振課のほうで奄美振興計画ということで、この中に2018年まで18隻と、これは今回同僚議員も質問しますので深くは質問いたしません、このようにクルーズ船の寄港なども十分な経済効果があるということが分かっております。また更には、航空チャーター便の確保と、これについては7月1日から先ほどありましたようにバニラエア、LCCが成田・奄美間の就航をいたします。これについて、やはり新しい奄美の交付金制度が呼び水になったのではないかと。また、世界自然遺産登録に向けては、環境省へ職員を派遣し、国と県との連携をしっかりとやっていこうと。そして、防災対策については、防災行政無線のデジタル化の推進と、そして、情報伝達の強化と、このようにさまざまな施策が施されております。しかし、一つ一つのこの施策も、しっかりと実を結び、花を咲かしていくと、これがやっぱり大事になっていくと思います。去年は復帰60周年記念事業という、大変大きなメモリアルなイベントがありました。そしてまた、2年後の世界自然遺産登録を目指して、そして先ほどから何回も言っておりますように、奄振の改正、そして新しい交付金制度が創設され、さまざまな人や物の交流ができると。これほど良い材料の揃っている時期はない。しっかりこのことを市民の皆さんが、ああ、景気が良くなった、経済が良くなったと実感させていくことが大事であると思います。これまで以上に国や県との連携を密にしていかなければならないし、また、何と云ってもキーワードというのは官民一体と思います。このことについて、国や県との連携、官民一体ということについて、当局の御答弁をどのように考えているのか御答弁を求めたいと思います。

**総務部長（東 美佐夫君）** お答えします。官は民の下支えなどの環境づくり、そして民が主体的に活動する、まさに議員御指摘の官民一体となった地域づくりが大事であるというふうに思います。そのために、主体的自立型経済の構築を図り、市民の景気、経済を浮揚させるためには、奄振重点3分野を基軸として、雇用の創出に重点を置いた産業振興を目指すことが重要であると、そういうふうに考えております。昨年策定しました成長戦略ビジョンにおきましては、雇用の創出のための産業振興における重点分野を明確にし、同ビジョンの達成度を評価する指標の設定を行ったところでございます。国は奄振基本方針において、この成長戦略ビジョンを地元が官民一体となり、主体的に策定したことを高く評価しておりまして、積極的に支援していくことの重要性を示しているところでございます。改正奄振法におきましても、交付金制度をはじめ、各種支援措置を講じるなど成長戦略ビジョンの実現を後押しする仕組みを盛り込んだところでもございます。また、県においても地元市町村の意見を反映した奄振計画を先般策定したところでもございます。今回の改正奄振法は、地元そして国・県が一体となって奄振計画を策定したところに大きな特徴があると、そのように考えております。更に、独立行政法人奄美群島振興開発基金や大学などとの連携、いわゆる産学官連携など、あらゆる主体によるさまざまな連携が現

在、動きつつあるところでもございます。議員の御指摘のとおり、さまざまな面で奄美はチャンスのある時期にあると感じております。市のみならず、奄美の経済が上向きになるよう、またその実感が生まれるよう、今後も民間含め、活力の底上げを行うために国・県と連携しながら官民一体となって施策の展開に努めてまいり所存でございますので、議員のまた一層のお力添えをいただきたいと思います。以上です。

**13番（与 勝広君）** 今、部長が答弁なされたとおりであります。やっぱり、その中でも政治というのは、結果責任でありますので、言わずもがなであります。市町村議員、県議、国会議員、そしてまた市町村長、首長、これは名誉職ではなく責任職であると、そういう思いで我々も一つ一つの政策をどのようにして実現するのかということ、しっかり肝に銘じて頑張っていかなければならないと思っております。そこで、先ほども冒頭触れましたけれども、今回の国政選挙において金子万寿夫氏が当選を果たしました。これから、市長のこの国会議員との連携、そしてまた更には、今後どのような、市長は奄美市の市長であり、広域事務組合の管理者という、やっぱり立場でしっかりした高所大所に立った連携が必要となってくると思っています。

それと、もう1点質問したいのは、連携ということでもう1点質問したいのは、今回、投票率が45.99パーセントと、前回の選挙に比べますと15ポイントぐらい、約15ポイントぐらい下がっております。去年からネット選挙が解禁されました。若者の選挙離れ、そしてもっと政治に関心を持ってもらおうと、そしてそういう人たちに意欲を持ってもらって投票率を上げていきたいという、いろんな趣旨があったと思っておりますけれども、今回の前回に比べて15ポイント下がった要因等は、どのように分析されているのか、併せて質問したいと思います。

**市長（朝山 毅君）** 地元選出の今般の金子代議士との連携ということではありますが、先ほどの閣議員にも申し上げましたとおり、奄美出身の市長として、また、広域管理事務組合の管理者として、どういうスタンスでというお話でもあったかと存じます。その意味におきましては、御案内の議員がお話のとおり改正奄振法が4月に成立いたしました。今後、その実現に向けて取り組んでいく5年間の重要な時期であります。そのためには、やはり国政、県政、そして地元と連携を図っていくことが最も肝要であろうかと思っております。それを翻って見ますと、今回の改正奄振法の骨子でもあります奄美群島成長戦略ビジョン、この策定にあたっては本人もその委員の一人として活動いただきましたし、また、本人は役職上、鹿児島県開発促進協議会の会長という立場から、県政全般にわたって国に要請活動、奄美のことも含めてやった、そういう政治的経験、立場にあったということでありましたので、今回、政権与党において人選をいただいたことは、それらの経験実績が評価されてのことだろうと思っております。そういうことを踏まえますと、より地元出身であり、奄美群島の経済実情というものを熟知している立場にあると、そういうことから非常に連携が育みやすいと、私は思っております。本人の経験や、そして将来のそれらを通した奄美群島の現状、そして展望についても本人なりの理念も、そして理論も持っておると思っておりますので、そういう意味では我々は更に連携を育みながら、奄美群島の振興開発に努めていきたいと、そのように考えているところでございます。

また、今回の選挙の投票率等については、また、立場の職員に答弁を委ねたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**選管事務局長（圓 和之君）** 本年4月27日に執行されました衆議院鹿児島県第2区選出議員補欠選挙における奄美市での投票率は54.16パーセントで、これは平成24年12月に執行されました衆議院総選挙時に比べ15.57パーセント下回る結果となりましたことは、議員御案内のとおりでございます。

投票率低下の要因はということでございますが、前議員の辞職を受けての補欠選挙でしたが、消費増

税後初の国政選挙として大きな注目を浴びた割には、選挙区の多くの有権者の投票行動には必ずしも結び付かなかったのではと考えております。選挙管理委員会並びに明るい選挙推進協議会として投票率アップに向け防災行政無線での広報を始めとして、街頭キャンペーン、選挙講座など、啓発活動に力を注いでただけに、大幅な投票率低下はとても残念であると認識しております。しかしながら、今後とも地道に啓発活動を続けてまいりたいと考えております。

次に、国民の政治離れ解消の目的で、昨年の参議院選挙から導入されたインターネット選挙運動についての御質問でございますが、総務省がまとめた調査報告書によれば、インターネット選挙運動の解禁は参議院選が始まる前にはマスコミ等の影響もあり、有権者、特に若者層の多くの関心を集めました。実際には選挙運動期間中にネット選挙に接触し、それを参考にした人は関心が高かった割には少なかったとのことでございました。インターネット選挙運動の解禁をインターネット投票が解禁になったと誤解している人が多いとのことでございます。今後、インターネット選挙運動に期待する活用方法として、有権者が期待していることは候補者や政党が政策の違いを分かりやすく伝えるなどが上げられております。いずれにしましても、インターネット選挙運動の解禁の定着化に向け、更なる周知啓発を行っていくことが肝要ではないかと考えております。以上でございます。

**13番（与 勝広君）** 更に新国会議員とは奄美のことを熟知しておりますので、今後、連携を密にしてやっていただきたいと。また、投票率につきましては、もちろん我々にも責任があると思っておりますけれども、やっぱり啓発運動も大事だと思っておりますので、しっかりまた努力をしていただきたいと思っております。

それでは、2番目の改正奄振法と奄美群島成長戦略ビジョンの位置付けについてお尋ねいたします。26年度の奄振総額が252億3,100万円、公共費、公共事業が230億8,000万円、そして非公共事業が21億5,100万円と、そのうち、奄美群島振興に係る、いわゆる交付金が21億3,000万と。そして、国の特別交付金、交付を入れると4億5,000万円入れますと25億8,000万円と、これが交付金であると、このように思います。先ほどから交付金の活用、運用については、ありましたように、このたび県の離振課が奄美群島振興開発計画ということで、2014年から2018年までのこの指標を示しております。これは主に五つの指標に分かれますけれども、まず、定住を促進するための方策に係る指標、示す標識。そして2点目が交流拡大を図るための方策に係る指標と、そして3点目が奄美群島の条件不利性の改善に係る指標と、そして4点目が奄美群島の生活基盤の強化、また充実に係る指標、そして最後に奄美群島の振興計画の総合的な指標ということで、五つの指標が示されております。その中に、当初の定住を促進するこの指標につきましては、やはり奄振の重要三分野であります農業、観光、情報通信と、農業につきましては、ちなみに2018年まで認定農家者数を1,400戸と、そして観光につきましては、観光のエコツアーガイドを認定数を50人、そして情報通信関連に働く者を100名と、このように具体的に、あと九つの指標も決めておりますけれども、最後の奄美群島振興に係る総合的な指標の群島内の総生産額が3,480億3,800万円と、ここまで具体的な数字が決まっております。奄美市の平成32年までの総合計画では1,400億円と、だから奄美市が4割ぐらい頑張らなければ、要するに奄美市がどれだけ頑張って、どれだけ結果を出すかによって、その指標も実現できると思っております。今回、この交付金が創設されたのも、やはり国の基本方針、そして県の総合調査報告書、また更にこの何と言っても奄美群島成長戦略ビジョンというのが、先ほどからありますように12市町村の首長や、また広域事務組合が中心となって作ったこれが、12市町村のさまざまな課題、これまでどちらかというところを作ると前は奄振の予算も、各自治体の予算のぶんどり合戦といったような感がいたしましたけれども、これができて本当に奄美は一つなんだと、奄美を本当にそれぞれ課題をお互いに共有していこうと、これが礎となって今回の交付金ができたと。そこで、改めてなんです、奄振の改正、奄振法と奄美群島成長戦略ビジョンの位置付けについて、確認の意味を込めて御答弁をお願いしたいと思います。

**総務部長（東 美佐夫君）** それではお答えいたします。

御承知のとおり、奄美群島成長戦略ビジョンは地元12市町村が自らの手で奄美群島の10年後のあるべき姿を描き、その実現に向けて取組を示したものでございます。今回のビジョン策定は、これまでの法改正から見ましても、地元が主体的に関わりを持った画期的な取組であったというふうに思われております。また、国が策定した奄美群島振興開発基本方針や、その方針に基づき県が策定した奄美群島振興開発計画におきましても、ビジョンがしっかりと位置付けられております。このビジョンの実現に向け、新たな交付金制度の創設や産業振興促進計画、認定制度の創設など、制度の内容の拡充に加え、これらに係る予算の確保が図られたことは、地元にとりましても非常に力強いものだというふうに思っております。このビジョンの位置付けにあたっては、国の奄振審議会や国・県当局がこれら地元の取組に対して大変な大きな評価があったからだというふうにも聞いております。したがって、実施に向けてはこれまで以上に地元における責任と自覚が求められるものだというふうに考えております。今後とも成長戦略ビジョンの着実な実現に向け、国・県との連携を密にしながら、群島12市町村が一体となって取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上です。

**13番（与 勝広君）** このやはり、今回、何と言っても、やっぱり新しい交付金制度が創設され、これをどのように今後活用していくのかと。10年前の奄美群島復帰50周年記念事業がありました。その際も、奄振の延長がありました。そのときの議論の中で、やっぱり地元のほうから国に対して一括交付金、交付金の要望をしました。そのときは一蹴されました。昭和29年からこの奄振法が施行されて大分なるんですけども、長い間、国に対して奄美郡民の裁量によって使える交付金と、我々一括交付金と、ずっと言っていましたけども、これを長い間要望してまいりました。しかし、今回はやはり、奄美群島成長戦略ビジョンと、やはりきちっとした確固たる奄美群島の指標、方針を示したその根拠としたものがあると。それで今回は、交付金制度が実現いたしました。これまで長い間、交付金制度の要望に対して時間を費やしてきました。そして、その要望が叶い、現実のものとなり、じゃ、これから、それを更にどのように活用していくのか。そして、活用してどのような成果、結果をもたらすのか。そして、検証はどうするのかと。活用から成果、結果、そして検証と、この流れについて、当局はどのように考えているのか、御答弁をお願いします。

**総務部長（東 美佐夫君）** お答えします。

交付金の成果、検証についてということでございますが、御案内のとおり、今年度の交付金は昨年度の奄振非公共事業予算に比べ約3倍の21億3,000万円と大きく増額されたことは、もう皆さん、議員御承知のとおりであります。まずは、その交付金を先の二つの事業を含め、先の離島航路航空路の運賃軽減事業、そして農林水産物の輸送コストですね、この二つの事業を含め、各事業の趣旨に沿って適正にしっかりと執行していくことが肝要だというふうに考えております。その執行結果を事業の効果や目標の達成度などを検証しながら、次年度以降、しっかりとつなげていくことも、当然ながら重要なことだというふうに考えております。

このようなことから、国におきましても交付金の交付要綱の中で、事業の事後評価を行うとともに、その評価の公表と報告を定めているというところでございます。いずれにいたしましても、まずは交付金を有効に活用した各種事業を着実に実施していくことが大切でありますので、国・県、群島12市町村、しっかりと勉強しながら、取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

**13番（与 勝広君）** じゃ、次の質問に移ります。奄美ナンバーの実現に伴う観光振興の取組についてということでもありますけども、昨年8月2日に太田国交大臣より奄美ナンバーの実現が発表されました。当初は26年の4月から運用開始、実施ということでありましたが、手続き上のさまざまな問題も

あったかと思えます。11月の17日から運用開始ということではありますが、単刀直入に聞きます。この奄美ナンバーの実現というのは、やはり観光振興にとっては欠かせない大事なツール、表現が悪いかもしれませんけれども、大事な武器であると、このように私は思っております。この奄美ナンバー実現に伴って、観光振興をどのように取り組んでいこうとしているのか、当局の答弁を求めたいと思えます。

**商工観光部長（菊田和仁君）** それでは、奄美ナンバーの実現についての観光振興の取組についてお答えいたします。奄美地域におきましては、国立公園の指定や奄美琉球世界自然遺産登録に向けた動き、大型クルーズ船の寄港や航空運賃の軽減、更にはLCCによる成田・奄美路線の新規就航など、議員も先ほどおっしゃいましたが、今後の観光振興にとって追い風が吹いているものと認識いたしております。しかしながら、現在なお、航空会社やツアー商品造成を行う航空会社から、奄美の知名度がまだまだ低いとの指摘もございます。南国の島々ということで沖縄の一部というイメージが持たれているという声も伺っております。このような状況にあって、奄美ナンバーは知名度の向上、奄美という地域ブランド、イメージづくりを少なからず後押ししてくれるものと考えております。全国に300余りの有人離島、143の離島市町村がある中で、御当地ナンバーが公布されるのは奄美群島だけでございます。全国離島唯一という希少性を活用し、他地域との差別化を図る大きな手段になるものと認識いたしております。奄美ナンバーにつきましては、遠路来島して来た方々にとって、奄美に来たという最初の実感になるものと考えております。そのためには、レンタカー、バス、タクシーや観光ガイドなど、来島車が接する観光関連事業者や交通関係機関の協力が不可欠でございます。奄美ナンバーそのものがお客様に対するおもてなしの行為であるという意識の醸成に努めてまいりたいと考えております。更には、市民一人ひとりの取組によって、地域への愛着、誇りの醸成がより一層高まるものと考えております。よろしくお願いたします。

**13番（与 勝広君）** 今、部長から答弁がありました。しっかり、奄美ナンバーも、これも奄美というこの地域のブランドでもありますので、しっかりまた、我々もそれを推進し、また、実際、登録を働きかけるとかですね、しっかりまた、推進のための努力をしていきたいと思えます。

ちょっと、そこでですけども、この奄美ナンバーの実現について、私も関わったものとして、そのちょっとプロセスをお話をさせていただきたいと思えます。後ほど、副市長のほうからも所見をいただきたいと思えますけども、この奄美ナンバーについては、平成16年に石原伸晃国交大臣のときに、県の交通政策課のほうから知事あてで申請をいたしました。当時は、登録台数10万台以上、あるいは県のワンストップサービス等、さまざまなクリアをしなければならない高いハードルがありまして、それで却下という形になりました。実は昨年7月の12日に自動車連合会のほうから私のほうに電話がありました。今回、この奄美ナンバーの実現ができなければ、もう奄美の奄美ナンバーの実現はないだろうと。そこで、公明党は太田大臣を抱えているので何とかお願いしたいということで連絡がありました。しかし、大臣を抱えている抱えてないとは別の問題でありまして、それはとにかく、じゃ、話を聞いてみようということで行きました。そして、これまでの経緯やすべてを聞いて、その場で公明党の奄美ティダ委員会の衆議院の遠山清彦事務所に、こんな分厚い資料を全部送りました。そしたら、二日後に遠山清彦衆議院議員のほうから国交省の自動車情報課に連絡すると、まだ県が申請をしていないと。申請をしない限りは我々も審査ができないと。何とか県にお願いしていただければありがたいという旨の話がありました。そうこうしているうちに、7月の21日に県が11番目の候補地として申請を行いました。そしてまた、7月の16日ぐらいに私のところに電話がありまして、衆議院議員から電話がありまして、ところが7月26日に国土交通省で県の交通政策課の課長、また広域のほうからプレゼンテーションをやると。しかし、広域から首長さんが誰も来ないと。それでは、現地の本気差が分かるということで、私も市長室に行きまして、そしたら副市長が行かれますよということになりました。その7月2

6日に、また午前中に太田大臣の部屋で、公明党の奄美ティダ委員会の国会議員、そしてまた県議、交通政策課の課長、そして福山副市長と私と要望書を大臣に手渡しました。副市長もそのときは、もう8年越しの悲願であり、何とか実現していただきたいという要望等もありました。このようにして実現しましたが、これは何も私たちがこうしたからではなく、私も平成12年に議員になりました。そのときに、旧名瀬市議会のときから先輩方が幾度となく、この奄美ナンバーの実現については質問もされ、なかなか厳しい状況だなということは把握しておりました。このように、今回、チャンスをものにできましたけども、副市長もそこに関わった一人として、一言所見があればお願いいたします。

**副市長（福山敏裕君）** 今回の導入に至りました経過につきましては、与議員が今、話されたとおりでございます。私は、やはり奄美群島12市町村が一緒になって、一つとなって取り組んだ事業でございますので、広域事務組合の管理者であります市長が出席ができませんでしたので、私のほうで出席をさせていただいたわけでございますが、そのようなことで、第一段階で登録許可にならなかったのは奄美だけだったと思いますので、その8年間の思いを、その場では述べさせていただきました。そうしまして、その委員の先生方からは全国離島唯一、全国離島初であるということで、そういうことなどで奄美を内外に大きくPRするような活用を図るのも一つの政策じゃないかというなど、御提言などもいただきました。そういうことで、提案をさせていただきました、帰って来ましたら、今ございましたように、8月の2日には決定ということがなっておりまして、今、私たち12市町村一緒になって11月17日に長年要望してきたことが実現しておりますので、この11月17日に向けて一緒になってナンバーの実現に向けて、お互いの車に奄美ナンバーをつけて、最初に船と空から、飛行機を利用して来島される方から、奄美に来たんだなという、そういうおもてなしをやっていきたく、現在取り組んでいるところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**13番（与 勝広君）** 時間が押しておりますので、次の質問に移ります。

グランドファンディングによる資金調達についてということですが、グランドファンディングという言葉は、初めて聞かれる方もいらっしゃると思ひます。これは、税金に頼らない施策の一つとして、自治体などが例えばインターネットなどを通じて不特定多数の方々から小口の資金を募ると、こういった資金を募ることによって地域振興、あるいは観光振興に生かしていこうという、こういったものでありまして、今、徐々にではありますが広がりを見せております。まあまあ、奄美市はふるさと納税、そして県からのこの分担金というか、分配分ですね、そしてまた、あるいは世界自然遺産登録の基金と、この3月、ちょっとネットを見ますと、3月時点で87件と、総額で937万ながしありましたけれども、またそれはそれぞれに予算も、使い道もあると思ひますけども、このグランドファンディングというこの資金調達方法も、これからの観光振興、またあるいは地域振興に生かされるのではないかと。例えば、鎌倉市などはかまくら想いプロジェクトということで、140看板を、例えば観光ルート、この案内板の看板をですね、取り付ける、新しく取り付けるものに対して寄附をいただいた方の名前を後ろに刻むとかですね、そういうふうにしてやっているようでございます。こういった資金調達法も今後は検討する余地もあるんじゃないかと思ひますが、このグランドファンディングによる資金調達法について、当局はどのように考えるか御答弁をお願いします。

**総務部長（東 美佐夫君）** お答えします。議員の御説明の少し重複するかもしれませんが、お許しをいただきたいと思ひます。

グランドファンディングについては、御説明のとおり賛同するアイデアやプロジェクトに対して誰でも簡単に寄附や少額の出資を募ることができるインターネット上の仕組みだということでございます。

御質問の中でもございましたが、神奈川県鎌倉市の事例は、自治体が主体となり公共施設整備のた

めの資金調達を行った、これは全国初の試みだというふうに聞いております。本市においても、御説明ありましたとおりふるさと納税制度や世界自然遺産登録推進基金制度、二つございます。資金の調達手段は異なりますが、市の施策に生かすという観点からは同様であろうというふうに考えております。財政状況につきましては、合併当初と比較して好転はしているということではございますが、依然として厳しい状況にあることは御案内のとおりです。そういうことで、さまざまな観点から創意工夫を発揮して、効率的な行政運営を進めていくと。そして、財政健全化に取り組んでいくということは大変重要なことだというふうに認識しております。申すまでもありませんが、各施策を実施する上で、重要なことはやはり財源確保だということではございますので、議員の御意見を参考にしながら、今後、検討させていただきたいというふうに思っておりますので、御理解方よろしくお願いいたします。

**13番（与 勝広君）** じゃ、次の質問に移らせていただきます。また、いろいろ検討して、どういう形で実現、実行するかは、またしっかり検討してからでいいと思いますので、こういう資金調達方法もあるということを確認していただければいいと思います。

続いて、5番目の奄美群島内で使える島特通貨について、島特通貨というのは仮称でありますけども、これにつきましては、今回、奄振の交付金制度などができ、群島内の人や物の交流、そしてまた、島外からの交流人口が増え、地域の活性、地域の経済の力になるものだと、このように思っております。また、2年後の世界自然遺産登録に向けても、かなりまた、観光客が増えるという、こういうことも予想されまして、これはこの、例えば、長崎県の壱岐・対馬・五島市、3市4町はこういったすべての離島間を結ぶ、こういったものに、いわゆるプレミアム付き商品券、こういったものを作って、例えば旅行者、あるいは里帰り、ビジネスと、こういった方々に利用していただくと、こういった方法も、今後、12市町村、広域事務組合を中心として考えていいのではないのかなと、このように思いますが、いかがでしょうか。

**商工観光部長（菊田和仁君）** 議員の御質問については、長崎県の先進地にお伺いいたしましたところ、長崎島特通貨、これ1セット、ワンセット6,000円の島特通貨を5,000円で販売しております、20パーセントのプレミアムを、付いているということです。議員御案内のとおり、簡潔に申し上げますれば来島者向けのプレミアム商品券ということになります。この件についてちょっと調べましたところ、事業の実施にあたっては、町村会に島共通地域通貨発行委員会を組織しての運営をしており、発行セット数が60万セット、事業総額が36億9,000万円ということではございます。財源内訳につきましては、お客様の購入負担額が30億円、プレミアム相当額については3市4町からの負担金6億円を当てており、事務運営費で9,000万円となっております。事業導入によりまして、観光客数が増えたか、観光消費額が増大したかの検証はこれからとのことではございますが、参加している店舗から焼酎の購入単価が増えたであるとか、ホテルの部屋のランクや消費単価が上がったとの声もあるようです。御提案の奄美群島版の島特通貨の導入につきましては、各市町村の負担金が生じる案件でもございます。先進地の事業効果を検証しつつ、広域事務組合とも協議しながら検討してまいりたいと思えます。

**13番（与 勝広君）** すぐはすぐというのではなく、しっかり、今言うように先進地の事例や、これから奄美は、先ほど私も冒頭で申し上げたように、奄美にとってはすごい追い風が吹いておりますので、これをしっかり現実のものとして、そしてまた、そういったものをしっかり活用し、もっともっと、やっぱり、郡民の皆様方、そしてまた観光客等が活用しやすいような状況等もちょっと考え、もちろん市町村の負担もありますけれども、そこら辺もちょっと加味しながら検討していただきたいと思えます。

それでは、6番目の市職員の能力向上、意識改革、また職員提案制度の導入について、これもまとめて質問させていただきます。

私は、これから地方が生き残るためには地域力をアップする、この地域力をアップするためには、三つの改革が必要になってくると思います。まず、1点目は議会、議員の改革、そして2点目が行政改革、市役所改革、市の職員改革、そして3点目が市民の意識改革と、この3点の改革をしっかりとやらなければ、地域力はアップしないと。地域力がアップするかしないかによって、今後大きく取り残される地域、そうでないところが、もう地域の格差が出てくるのではないかと思います。今日はその職員の能力向上と意識改革ということでもありますので、そういった意味を踏まえまして今ちょうど大量退職時代に入っております、この4月からのやはり人事でも、ここに座っておられる部長や課長さんも、新しく交代された方もやっぱりいらっしゃいます。その中で、やはりいかにして能力を高めていくか、いかにして意識を改革するのか、それは何と言っても基本的には市民の暮らしや生活を肌でどれだけ実感して感じて、行政として働いておられるかということが大事だと思いますが、そこで、例えば、職員提案制度、これにつきましては、例えば、どうすれば、例えば事務事業の効率化ができるのか、どうすれば市民サービスの向上ができるのか。いろいろな課題を設けて、その中でしっかりと職員の能力、器量をアップさせていくと。そしてまた、これは質問いたしませんけれども、今回の部長、課長の人事についても、どのような基準をもって人事をしたのかということも聞きたかったんですが、やはり自ずから、こういう提案制度などを導入していくと、職員の器量、またそして能力、そして意識改革も大幅にアップできるかと思いますが、それについての御答弁をお願いします。

**総務部長（東 美佐夫君）** それでは2点、お答えいたします。

まず、職員の能力向上と意識改革という点でございますが、有効な手段として研修制度がございますが、昨年度の実績ということで16の研修を行っております。延べ203名の職員が参加をしております。研修の内容につきましては、一般的なコミュニケーション能力を高める研修から専門知識のスキルアップを図る研修ということになっております。今年度においては新たな取組として新任職員に対して企画力を高める研修を4日間実施しております。実際に総合計画、あるいは実施計画等の作成する際の書式を用いて、事業を企画し、プレゼンを行うということをやっております。新任のうちに業務の明確な目的意識を高めていくという研修をしているところでございます。今後においても、職員一人ひとりの成長意欲に答えられる新たな研修体系へとシフトしていく取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、意識改革という点では、窓口サービスステップアップ研修というのがございますが、これについても公務員の意識の向上について努めているところでございます。更に、これは奄美市が特に力を入れている点ではございますが、国・県への研修派遣制度をずっと継続して拡充してやっております。その中で、意識の高い上級官庁職員との交流や専門知識の習得や情報収集、あるいは意識の改革が図られるものだというふうに考えております。

もう一つ、職員提案制度の導入ということでございます。議員御提案のとおり、常に市民の発想を持つこと、こういう観点を用いることは大変大事なことだと思います。これまで外部講師を招いて窓口サービスステップアップ研修、先ほどのですね、全職員やっておりますが、これも課題解決型の提案事業を取り入れております。具体的には職場環境、来客者への対応、電話対応などについて、その課題を解決しようというものでございます。研修をとおして各職員がいろんな意見を出し合う中で、市民サービスへの職員全体への意識が確実に高まったという成果が上げられると思います。引いては、職員の働く意欲にもつながっているというふうに考えております。昨年ですが、復帰60周年のメモリアルイベント、これについては若い職員の提案をもとに運営を含めて実施されたものです。今年度は、奄美市だよりの中で特集ページを設けて、庁内の若手記者を募りながら職員提案による情報発信を努めていきたいというふうに考えています。ただ、御提案の件ですが、一定のルールを定めて評価するという取組も、これは大事なことでありますが、職種の多様性、多様化などにより画一的な視点から評価を用いていくと、それを結び付けていくということ、少し難しい状況にあるかというふうに考えております。ま

ずは、現状の取組を生かしながら、職員の自由な発想を反映させるような方向で努めてまいりたいというふうに考えております。

**13番（与 勝広君）** 何も難しいことではないと思いますけどね。やはりこの、職員の皆様方が、改めてこの職員提案制度というものを導入して、当局のほうでね。そしてそれによって、やっぱり職員がやったことを一つ一つ検証すると、成果のいい、また、そうすることによって、みんながやっぱりそこに意識が働くのではないかなと思いますけども、これも、私も職員の皆様がこれまでいろんな提案をして庁内でいろんな改革をしていることも承知しておりますけれども、だからあえて、この職員提案制度というのは、それをあえて分かった上で、更にこういう制度を作って、しっかり、職員を能力を向上し、また、検証するという意味では大事だと思いますので、この質問をさせていただきました。

最後になりますけども、消費税8パーセントが導入されました。冒頭市の財政等のについても触れましたけれども、本市の経済状況をどのように分析しているのか、御答弁をお願いいたします。

**総務部長（東 美佐夫君）** お答えします。

今年の4月より消費税8パーセントへの引き上げられ、家計への負担増による個人消費の減少など、市民生活や地域経済に与える影響が全国的にも危惧されているというところがございます。本市の経済状況としてどのように分析しているかとの件ですが、まず、近年の経済動向を申し上げますと、地域経済の構造的要因として、外界離島という地理的な条件などを背景として、長年続いている人口減少、あるいは高齢化の進行などは地域経済にも大きな影響を与えていると、そういうふうに考えております。各種経済指標の動向から見た現状では、市民所得は平成20年度以降は毎年増加をしております。直近の23年度の対国・県との格差でもそれぞれ82.7パーセント、92.4パーセントと縮小しております。4月以降の消費税増税の影響という点については、国の分析等においても消費者物価指数が約2ポイント上昇しているというふうに試算しております。この価格上昇が家計消費に与える影響としましては、平成26年4月の鹿児島経済研究所のほうですが、消費者動向調査などを見ますと負担増加に対する家計の対応として支出を減らすとして回答した回答と、何もしてないという回答がほぼ半分半分というふうになっております。心配されたよりは影響は小さくなっているという調査結果も出ているようです。いずれにしても、国においては今回の消費税の増収分においては社会保障4分野の政策に当てるといってございますので、これらの各種経済対策と、これから連動しながら、市民生活の充実に図れるよう努めていきたいというふうに考えております。

**議長（竹田光一君）** 以上で公明党 与 勝広君の一般質問を終結いたします。

これにて、本日の日程は終了いたしました。

明日、午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後3時46分）

第 2 回 定 例 会  
平成 26 年 6 月 19 日  
(第 3 日 目)

6月19日(3日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	西	公 郎 君	2 番	安 田	壮 平 君
3 番	川 口	幸 義 君	4 番	栄	ヤ ス エ 君
5 番	師 玉	敏 代 君	6 番	多 田	義 一 君
7 番	橋 口	和 仁 君	8 番	向 井	俊 夫 君
9 番	渡	雅 之 君	10 番	戸 内	恭 次 君
11 番	関	誠 之 君	12 番	大 迫	勝 史 君
13 番	与	勝 広 君	14 番	叶	幸 與 君
15 番	奥	輝 人 君	16 番	平 川	久 嘉 君
18 番	竹 田	光 一 君	19 番	渡	京 一 郎 君
20 番	元 野	景 一 君	21 番	里	秀 和 君
22 番	伊 東	隆 吉 君	23 番	竹 山	耕 平 君
24 番	崎 田	信 正 君			

○ 欠席議員は、次のとおりである。

17 番 栄 勝 正 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山	毅 君	副 市 長	福 山	敏 裕 君
教 育 長	要 田	憲 雄 君	住 用 総 合 支 所 長	澤	修 平 君
笠 利 総 合 支 所 長	吉	富 進 君	総 務 部 長	東	美 佐 夫 君
総 務 課 長	森 山	直 樹 君	企 画 調 整 課 長	三 原	裕 樹 君
財 政 課 長	前 田	和 男 君	市 民 部 長	前 里	佐 喜 二 郎 君
税 務 課 長	柴	一 夫 君	環 境 対 策 課 長	伊 東	義 久 君
保 健 福 祉 部 長	泉	賢 一 郎 君	福 祉 政 策 課 長	山 田	和 憲 君
健 康 増 進 課 長	森 岡	博 文 君	い き い き 健 康 課 長	盛 島	洋 久 君
商 工 観 光 部 長	菊 田	和 仁 君	商 水 情 報 課 長	久 保	信 正 君
紬 観 光 課 長	島	名 享 君	産 業 建 設 課 長	納	保 敏 君
商 水 情 報 課 長 補 佐	向 井	涉 君	農 政 部 長	山 下	修 君

6月19日(3日目)

土地対策課長	奥 正 幸 君	農林振興課長	大海 昌平 君
地域農政課長	新納 一 一 君	建設部長	砂守 久義 君
都市整備課長	本山 末 男 君	土木課長	戸田 正利 君
建設課長	山下 勝 正 君	上下水道部長	上島 宏夫 君
水道課長	佳元 保 輔 君	教育委員会 事務局 局長	安田 義文 君
教育委員会総務課長 兼行革調整監兼給食 センター整備対策監	保浦 正 博 君	学校教育課長	益山 富 誉 君
文化財課長	川 口 満 君	農業委員会事務局 参事	山下 文次 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	橋本 明 和 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	大江 和 典 君
議事係長	前田 賢 一 郎 君	議事係主査	麓 浩 登 志 君

**議長（竹田光一君）** おはようございます。ただいまの出席議員は23名であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

**議長（竹田光一君）** この際、お諮りいたします。関 誠之君から昨日の一般質問において、議長に関する部分について不適切な発言がありましたので、会議規則第65条の規定によりこれを取り消し、なお、会議録から削除されたい旨の申し出がありました。

この取り消し申し出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、関 誠之君からの発言の取り消し申し出を許可することに決定いたしました。

○

**議長（竹田光一君）** 本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入ります。日程第1，一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように、質問者において御配慮をお願いします。また、当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔・明瞭に行われますよう、あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、市民クラブ 奥 輝人君の発言を許可いたします。

**15番（奥 輝人君）** 議場の皆さん、市民の皆さん、すかまんきや、うがみんしょうら。皆さん、おはようございます。一般質問の2日目、市民クラブの奥 輝人です。あらかじめ通告してあります一般質問を行います。その前に、少々所見を述べたいと思います。

先月の5月の14日に国・政府の規制改革会議、農業ワーキンググループが農業改革に関する意見を公表しております。その中身は農業委員会の見直し、農業生産法人の見直し、農業協同組合の見直しなどです。農業委員会の見直しでは、選挙制度・公選の廃止、議会と団体の推薦枠の廃止、農業委員数の縮減、1委員会5人から10人程度、新規に農地利用推進員の設置、また、都道府県農業会議、全国農業会議所の廃止、農地の権利移動の届け出制の移行など。また、農業生産法人の見直しでは、農業要件の廃止、役員要件と構成委員要請の緩和、農作業の従事要件を過半から1人以上に、農業者以外の者の議決権を25パーセント以下から50パーセント未満になど。また、農業協同組合の見直しでは、中央会制度の廃止、全農の株式会社化、組織形態の弾力化などです。この改革案に対して、農業会議所や全国農業委員会、また、JA・全農中央会は現場の実態を理解していない、無視だとして反発を強めているのであります。そして、この案を参考に、今月中には政府へ答申するとのことである。先に述べた農業委員会の見直し、農業生産法人の見直し、農業協同組合の見直しについては、まだまだ議論が必要であり、結論を急いではいけない感があります。現場の声や各関係団体の意見、更には奄美市の農業委員会や農業生産法人、また、JAあまみ農協、更には農家の意見を十分に調査・検証して前へ進めていただきたいと思うのであります。答申案が決定事項にならないように、今後の議会活動の中で検証していきたいと思っております。

それでは、一般質問に入ります。

1，陸上自衛隊警備部隊の配備計画について。

（1）配備計画についての見解について。この件については、昨日の関議員の質問と重複するところもありますが、この自衛隊の件については市民の関心度も高い。また、私は先日に設置された自衛隊を誘致する奄美市議会の有志の会のメンバーとして、また、自衛隊を推進する者として、再度、見解を聞

かせていただきたいと思います。

まず、陸上自衛隊の警備部隊の配備計画で、先に武田副防衛大臣、そして、小野寺防衛大臣が順次奄美大島に来島し、瀬戸内町の房町長と奄美市の朝山市長と面談しています。その中で、防衛省の職員が先に奄美市を含む奄美群島で現地調査を行ったことを明らかにし、小野寺防衛大臣は奄美群島の警戒態勢は手薄な状況、安全保障上、警戒監視の役目を担う部隊を展開したいということで計画への協力を求めています。その背景に、海洋進出の動きを強める中国を牽制する島嶼防衛強化策の一環があると思います。瀬戸内町長の房町長は、これまで自衛隊の誘致活動の経緯を踏まえ、自衛隊は災害対応の強化や地域活性化につながるとして配備を求める考えを示しています。また、天城町においても自衛隊の配備について賛同し、誘致を推進しております。さて、奄美市において、朝山市長も配備計画について、災害救護対応を含め歓迎すべきと前向きな姿勢を示していると思います。そこで、奄美市も有力候補地となっている中で、配備計画について、更なる前向きな見解を伺いたいと思います。

あとの質問から、発言席から行います。よろしくお願いたします。

**議長（竹田光一君）** 答弁を求めます。

**総務部長（東 美佐夫君）** 奥議員にお答えいたします。配備計画につきましては、先日の閣議員にお答えしたところですが、少し重複するかもしれませんが、お許しをいただきたいと思います。

昨年12月、閣議決定されました防衛大綱や中期防衛力整備計画、これは平成26年度から平成30年度ということになっているようですが、その中で基幹部隊の見直し等により、沿岸河岸部隊や初動を担任する警備部隊の新編等により、南西地域の島しょ部の部隊の体制を強化するというふうに明記をされております。南西地域の島しょ部の警戒態勢を重要との方向性であり、候補地の剪定作業を進められているというふうに伺っております。また、中期防衛力整備計画の中には、地域コミュニティの連携として、地方によっては自衛隊の部隊の存在が地域コミュニティの維持・活性化に大きく貢献するということが明記されております。先日に、小野寺防衛大臣の表敬の際に、災害救援にも対応できるような警備部隊の配備を奄美大島に想定しているというふうに話されております。警備部隊の配備につきましては、防衛省の調査結果がまとまり方向性が出た段階で、改めて地元で経緯の説明があるということですので、その情報については議会を含め市民に、市民の皆様が開示をしたいというふうに考えております。なお、候補地の選定如何にかかわらず、重要な事案の方針決定にあたっては、議会や市民の皆様のご意見を真摯に受け止めながら、本市のさまざまな状況を総合的に判断し、結論を出すという点については、これまでの市長の政治姿勢としては変わりはないということですので、御理解を賜りたいと思います。以上です。

**15番（奥 輝人君）** はい、分かりました。昨日の閣議員の答弁でも、少々理解できまいした。私はですね、やっぱり、自衛隊を誘致する者として、推進する者として、一応、質問をしていきたいと考えております。私の、自衛隊については、各自衛隊のOBとか、まだ関係するOB、先輩からですね、自衛隊の任務など、そういった資料をですね、一応、ちょうだいして、一応参考にしながらですね、今、勉強をしているところでもあります。一応、自衛隊の任務についてですけど、あらかじめ、大まかにですけど、ちょっと説明させていただきたいと思います。自衛隊の主たる任務とは何かとなればですね、自衛隊は我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し、我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ公共の秩序の維持にあたるものとする。つまり、自衛隊の第1任務は専守防衛、国を守ることであり、生命や身体・財産を守っている、いくことが第1の任務とわかれております。ほかにも、多々、いろいろな説明がありますが、国を守ることが自衛隊の任務だということで、一応、明記をされております。そういった意味でですね、この、今計画されている陸上自衛隊の配備計画についてはですね、小野寺防衛大臣も来ておりますし、市民や住民の方々もですね、

この自衛隊が誘致されるのではないかということで、今、本当、関心事が高いというのは、申すまでもないと思いますけど、この陸上自衛隊がですね、この南西諸島の専守防衛をすること、するということが重要であり、今、先ほど冒頭でも説明したようにですね、各諸外国からの、中国等に関してですね、海洋進出を含めて、この南西諸島をやっぱり警備をしていきたいという国の思いがあつての、この自衛隊の誘致の話が来ていると私も感じております。また、それとは別にですね、その自衛隊を誘致することによって地域の活性化とか、また、災害時の緊急時、また、即対応ができるという、そういったメリットもあります。そういった中でですね、この陸上自衛隊の、次の質問になりますけれども、陸上自衛隊がここに誘致された場合、受け入れた場合ですね、これは今、方向性が定かではありませんけど、この奄美本島内に、奄美市か瀬戸内町か分かりませんが、これは誘致された場合の、受け入れた場合の効果などを、少々、ちょっと伺いたいと思います。

**総務部長（東 美佐夫君）** それでは、受け入れた場合の効果ということですが、最近の与那国の例が地元新聞でも報道があるようですが、一般的な効果ということで御理解をお願いいたします。まず、最も大きな効果は大規模な自然災害が発生した場合に、迅速な初動対応による救助や復旧活動等が期待できるということです。そのことで多くの市民の生命・財産が守れること、これが大きな効果だというふうに考えております。また、報道にもありますように、警備部隊の規模が長崎県対馬警備隊の350人の部隊を想定した場合ですが、家族等を含め1,000人近い人口増が見込まれます。そのことによって、定住人口や消費人口の増加による地域活性化につながるということが考えられます。現在、配置されております笠利町などの現状を見ますと、地域行事のほうに積極的に参加されており、集落の存在維持、あるいは学校維持など地域活動に貢献しているというふうにも伺っております。国におきましても、防衛施設と周辺地域の調和を図ることを目的に、地方公共団体が行う環境整備事業、いわゆる防衛施設周辺対策事業ですが、これに対するの公立での補助、これは75から100パーセントの補助率となっているようです。これらのメニューや、平成23年度以降、交付金制度において、ハードだけでなく医療費の助成などのソフト事業へも対象を拡充しておりますので、地域にとってはメリットのある施策なども行っているようです。更に、防衛施設に対する固定資産税の代替措置や部隊による資材等、あるいは物資の購入・運搬等の部隊活動効果、更には施設整備による公共工事の効果なども上げられます。一方、財政面においてですが、人口増加による普通交付税の増が見込まれます。奄美市の場合ということで、これは仮定の話ですが、人口1人当たりで約20万程度の影響額となっておりますので、単純な試算ではございますが、約2億円程度の交付税措置が想定されるということがございます。以上です。

**15番（奥 輝人君）** はい、おおむね理解できました。一応、総務部長のほうからも笠利地区のほうのことをちょっと掘りましたけれど、笠利地区のほうではですね、航空自衛隊奄美駐屯基地があります。アマンディの山に中継基地、無線の通信専門部隊ということで、一応、部隊が設置されております。その部隊の中にはですね、一応、約30名の隊員がいるということで、その隊員の中には、家族者、または、単身赴任、または独身ということで、トータルで約50名ぐらいのですね、規模の家族が、今、笠利地区のほうでは住んでおります。節田地区のほうでも、その隊舎が8所帯ありまして、また、その8所帯と別にですね、節田で、また、個人で、また、人家を借りている自衛官と、また、平のほうでも同じように、自分の家を持ちながらですね、自衛官がいてですね、節田のほうでもいろいろと活躍をしているわけでありまして。先ほど、いろいろな、部長のほうから経済効果とかいろいろな試算等も示されております。この自衛隊が来ることによってですね、この奄美本島内、どこに設置されるか分かりませんが、やはり、経済効果や波及効果は計り知れないものが私はあると思います。実際に、節田の地域のほうでもですね、この誘致をすることによって、今まで約40年余りですね、この航空自衛隊が笠利にありましたけれども、何ら問題もなく、この地域と交流を深めながら、親睦を深めながら

ですね、隊員の方々は喜んで積極的にですね、地域の行事・奉仕作業などなどに参加しております。家族ぐるみで交流をしている家庭もあります。そういったこともありますので、今後はこういった受入体制、受入体制の件で、本当にメリットが多いと思いますので、そこらあたり、また、十分に検証してですね、この自衛隊誘致に向けて、市当局のほうも前向きな姿勢でですね、取り組んでいただきたいと思います。

それとですね、一応、3番目になりますけど、今後の対応についてですけれども、今、現段階ではですね、昨日の答弁でも分かりましたけど、現段階ではどこに行く、決まるかはっきり分からないということと、また、市長のほうも、まだ、誘致をこうやって先行しているという話もしておりませんので、万が一ですね、こういった配備先の選定ということで、奄美市もですね、瀬戸内町も、地元の理解が必要だと。地元の理解がなくては、防衛大臣のほうもですね、なかなかこうやって踏み込んで対応していけないのではないかなという気がしております。そういった意味でですね、今後、この配備先、配備先について、先ほど私、笠利地区のほうも申し上げましたけれども、節田のほうでも、そういった航空自衛隊があって、その自衛隊を誘致していただきたいという、方向性はまだはっきり分からないけど、その地元の笠利地区のほうからも、笠利地区に是非、誘致していただきたいという声も聞かれます。これは、笠利だけじゃないですけど、ほかの、ほかの奄美市にいる、瀬戸内町もありますけど、やはり、こういった笠利地区には空港もありますし、また、その部隊もあります。航空自衛隊の部隊もあります。そういった、何らかの因果関係もあろうかと思えます。航空自衛隊のその奄美駐屯基地の隊長ともいろいろ話をした経緯がありますけど、その方々もですね、やはり、空港が近い。また、名瀬のほうには港もあるということで、近いということで、そういった利便性を考えてですよ、笠利地区のほうで、是非、という話も聞かれますが、これ、方向性であります。方向性がどういうなるか分かりませんけれども、市長、そこらあたりも、一応、笠利地区のほうも有望地と、有望してる、有望ということでですね、一応、心に留めていただきたいと思います。いずれ、調査も進んでおりますので、いずれ国のほうからそういった、今度は場所についてまで、細かな指定がされてくると思えます。その中で、こういった、今日話されたことなども、また、やっぱり情報開示してですね、いただけたらありがたいと思っております。そのことについてですけど、笠利地区への誘致についての、一応、今後のことでありますけど、一応、見解だけをちょっと伺いたいと思えます。部長、よろしく願います。はい、いいですか。

**市長（朝山 毅君）** 奥議員にお答えいたします。先ほどその自衛隊を誘致した場合のことについて、総務部長からお話しがありましたが、我々が日常生活において、もう一つ忘れていけないことは、年間約数10名の救急搬送患者がおられます。その際には、常に南のほう、沖永良部・与論・徳之島一部については、沖縄のほうに自衛隊の搬送、そして、喜界島・奄美大島本島については、ほとんどが海上自衛隊による、鹿屋のほうから鹿児島に運んでいただき、そして、生命を守っていただいております。そのこと、日常生活に触れても、自衛隊の飛行機によって一命を取り留めたという事例が、年間幾つもあるということも、これ、私どもの日常生活において、見過ごすことのできない大きなメリットであるというふうに思っております。そういう中において、奄美群島約、有人8島、そして、南北600キロ、人口約12万人、そして、この大島本島にその人口の約7万人が住んでいるということでもあります。そういう中において高度な技術、そして、専門的な見解・知識から、どこに、どのような場所にそういう防衛施設を、また、災害に対応できるような国家・国民を守るような施設を造ればいいのかということは、そういう結果において示されてくると、私は思っております。そういう意味において、どこということとは申しませんがやはり人口形態、そしてまた、地理的形態などを含めて、高度な判断によって場所の選定がなされるであろうと思っております。議員がお話しになりましたように、副大臣・大臣がいらしたときに、やはり、ポイントを絞って調査なさっていることは間違いのないと思えます。そういう中において、奄美市、または奄美本島における奄美市を含めて瀬戸内町など、そしてまた、他の地域

における、大島郡島内の地域においても、専門的な立場から、今、調査をなさっていると思っております。そういうことを含めて、やはり、御判断を待ちたいと思っております。そして、そういう判断が示されたときには、当然、議会の皆さん方にはお示しするということになるだろうと思っておりますので、その時間もそう遠くはない時間の中で、お示しいただけるでだろうと、私は思っておりますので、どこと地域は、私は限定は申し上げられませんが、そういう意味においては、奄美大島本島が調査の対象であったということは、事実であろうと、そういうふうに認識をいたしておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

**15番（奥 輝人君）** はい、ありがとうございました。一応、この自衛隊についてはですね、やはり、誘致するからにはですね、一応、この奄美全体でやっぱり盛り上がっていかなければ、やっぱり、いけないのかなという気もしております。また、この自衛隊を誘致するということと、また、今まで取り組んできた企業誘致ですね、企業誘致も、そういった関連でですね、いろいろと経済効果も見込まれるということで、それと等しいのかなという、私は気もしておりますけど、それに対して、また、自衛隊に対しての反対する市民も、結構、新聞紙上等でも掲載されてます。退職教職員などの反対とか、また、そういった、昨日の奄美群島、郡民会議ですか、の反対など等もあるように思いますが、そこらあたりをどのようにして周知、説明をしていかれるのか、この自衛隊に対する、その理解ですね、そこらあたりをどのようにしていかれるのか、ちょっとそこまで伺いたいと思えます。

**市長（朝山 毅君）** 自衛隊のことに対して、イデオロギー的な一面だけで私は捉えたくない、常に思っております。やはり、自衛隊の今日に至るまでの変遷と言いますと、戦後間もなく始まった警察予備隊から始まっております。それから、保安隊、自衛隊となって、今日に至っている経緯は、国際社会の流動化に即応しながら、日本の国家・国民を守るという見地から、その時代に沿って私はきているものと信じております。そういう状況下の中において、南西諸島の近海、若しくは近隣において、いろんな事案が発生していることは皆さん御承知のとおりであります。国際社会は常に動いている。その中において、日本はどのようなスタンスで国際社会とのお付き合いをしていけばいいのか。もちろん、議員がおっしゃったように大事なものは、平和と安全と自由ということであります。国家存亡のことを踏まえながら、国を守るという高まいる使命の下に自衛隊があるわけでありますので、そういう意味で、やはり、この南西諸島、取りわけこの奄美群島の12万の人口、どのような安心・安全な地域社会を構築していくかということは、国が当然のこととして考えていくわけであります。今般の中においても、離島地域の警備をしっかりと守ることが、南西諸島の安定につながるという高まいる理念の下で、そういう動きあるということを私は思っております。そういう意味において、イデオロギーとかそういうふうな、まず、最初から反対ありき、賛成ありきではなく、もっと冷静に、自らを含めた地域の安全・安心、国家の安全・安心という見地で考えていただきたいと、私は思っております。

**15番（奥 輝人君）** はい、分かりました。一応、新聞報道等で聞かれますのがですね、今言った、本当は警備部隊であって、自衛隊を誘致することによって、戦争のことまで話題になっていると。これはあまりにも飛びすぎている話と私は考えております。日本国はもう戦争は放棄をしておりますので、今後まで、集团的自衛権の件も方針について、今、議論されていますけど、戦争は放棄されているという確信の下でですね、進めて、この自衛隊の誘致を進めなければ、戦争ありきということが、自分の中には響いていまして、これじゃ、本当、自衛隊の誘致には全然つながって、つながることはできないのかなという思いもしております。そこらあたりもですね、反対する市民や住民もこういったことを、一応、排除させるためにもですね、細やかな説明等をしながら、この自衛隊の誘致に対しては、市長を始めですね、市当局の皆さん、是非、誘致に向けて頑張ってくださいたいと思えます。この件については以上で終わりたいと思えます。

続きましてですね、2番にいきたいと思います。2番のサトウキビ産業の運送業の実態についてであります。燃料代の高騰についてであります。この件についてはですね、私、3月議会の中でも奄振予算の中で、この事業、予算を一応提案をしたところでありましたけれど、その奄振予算の中では、一応、厳しいという答弁もありましたので、一応、一般事業の中でどうにかできないのかということで、再度質問をさせていただきたいと思います。運送業者についてはですね、奄美市では5業者がサトウキビの運送業をやっております。その中で、一番ネックになってるのが、燃油代の高等であります。リッター当たり、あの当時で170円前後だったと思います。一応、運送業の場合は、ただ道路を走るだけで、ただ道路を走るだけの作業ではないということを、ないということを知っていただきたいと思います。サトウキビの場合は、その現場まで行って、そのハーベスターが剥いだ袋を、5個あるんですけど、1個1個積みながらですね、エンジン、アクセルを吹かしながら積んで行って、それを節田から富国精糖の間をですね、約14回ぐらい往復をしております。そういった意味において、燃料のかかるのは本当、分かっていることでもあります。1回積むごとに、もう、さっき言ったように、アクセルを吹かす。やっぱり、燃費が悪いトラックもあるかと思いますが、ただ公道を走るだけ、農道を走って、運搬するだけではありませんので、そこらあたり、一応、運送業者からの強い要望等、意見がありますので、この燃料代の高騰について、奄美市の一般事業でも構わないと思いますけど、そういった、免税軽油にまでいかななくてもいいと思いますけど、部分的な、一部補助とか、そういった支援等ができないのか、伺いたいと思います。いいですかね。

**農政部長（山下 修君）** それでは、お答えいたします。奄美市のサトウキビ生産量につきましては、23年・24年産の1万5,479トンに引き続きまして、24年・25年産は過去最低の1万5,105トンでございました。25年・26年産は約2万8,000トンと回復傾向にあると考えております。しかしながら、平年並みの生産回復には数年かかると思われており、生産農家は元より、精糖会社・運送会社並びに収穫受託作業業者などがいまだ厳しい経営が続いていると認識をしているところでございます。特に運送業者につきましては、先ほど、委員申したとおり、燃料の高騰がございまして、更に厳しい状況が続いていると思っております。

そのような中で、免税相当額の支援のことについての答弁をいたしますと、議員御承知のとおり、軽油の免税につきましては、農業機械の動力源の用途に関し免税措置が現在行われて、サトウキビの運搬車両は対象外と、現在、なっております。本市といたしましても、サトウキビは基幹作物の一つであると認識しておりますし、それに関連するサトウキビの運送業者への補助事業による支援につきましては、他業種企業との平等性等を考慮しますと、市単独による支援については、なかなか難しいものだと考えております。また、県におきましても、農産物の輸送費助成等の補助事業は、現在のところないようでございます。更に、他の町村の状況を確認いたしました。独自に支援をやっておるところは、現在、ないようでございます。しかし、他の島々でも同じような課題を抱えておるようでございますので、今後とも、他の町村と連携をしながら、県のほうへ要望もしていきたいと考えております。サトウキビ産業の地域社会における経済波及効果は生産額の4倍と言われております。そういった中で、各事業を通して、反収アップを図り、生産工場につなげ、生産者や製糖工場の収益を上げることが肝要だと思っております。それが、しいては運送業者の皆さんにも波及しているものと考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

**15番（奥 輝人君）** はい、理解できました。一応、そういった実態があるということだけ、もう、分かっていたら、本当、運送業者のほうも、やっぱり、少しは納得できるものと思います。奄美群島内には5島の中で、やっぱり、基幹産業ということでサトウキビやっておりますので、その運送業者の中からもですね、この件については、5島の精糖会社からの、を管轄する運送業者からも熱い、強い要望も来ておりますので、今後、何らかの形でできたら、また、いいのかなと思っておりますので、今後

の検討課題として、また、取り上げていただきたいと思います。

それではですね、次に移りたいと思います。次にですね、(1)の笠利地区の農道整備の計画についてを伺いたいと思います。農道的役割をしている市道3号線についてであります。あそこの市道3号線については、これ、和野地区からの要望も出されている場所でもあります。今までに何度も、何度たりともですね、この件、この農道については、和野地区からも、また、その畑、地主さんからもですね、この農道をどうにかアスファルト舗装にしていきたいという要望が、平成22年の、23年の区長からですね、出されてきているところであります。この農道というのは、一応、市道でありますけど農道的役割をしているということで、本当、全長約2キロぐらいに及ぶと思いますけど、1.5キロですかね、ぐらいに及ぶと思いますけど、今までの、今までの経過と今後の計画性について、伺いたいと思います。

**建設部長（砂守久義君）** それでは、和野3、市道と和野3号線についてお答えいたします。市道と和野3号線につきましては、議員御案内のとおり、和野集落から要望書をいただいております。当該路線は現況が農道として利用されていることや、行き止まり道路であることから、市道での事業導入には時間を要するため、農道として整備ができないか、関係課と協議を重ねているところでございます。以上です。

**15番（奥 輝人君）** 一応、この件についてですけど、2月のですね、私たちも笠利地区において、議会議員と語る会があったときですね、やっぱり、和野の現在の、今年の区長ですけど、今、代わったんですけど、今年の区長からのほうもですね、この件について、農道の件について、この和野の件ですけど、どのようになっているのか、早急にしていきたいと。早急に解決していただきたいということも話されております。その議会報告会の中でも、この件だけじゃなくて、まだ、農道については、各農道に対しても、やはり、同じように早く早急に整備していただきたいという要望もいただいております。今の建設部長の答弁でもあったようにですね、これ、一応市道でありますので、市道からこの農道へ、一応、格下げをして、認定をしてからやっていくという、そういった話も伺っていました。だけど、それがどうも行き詰まりになっておって、前に進んでいない状況でありますので、この市道から農道の認定を進めてやっていただきたいというのがありますけど、そこらあたりはどのように考えているのか、お願いしたいと思います。

**建設部長（砂守久義君）** 市道から農道への移管につきましては、現在、現況が農道として利用されておりますので、関係課と協議を行い、農道へ移管するよう検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

**15番（奥 輝人君）** はい。検討していただきたいって、検討していくということでありますけど、それでは、この件について、いつごろが計画、目途があるのか、そこらあたりまで、先のほうですけど、予定とか計画とかあれば、ちょっと伺いたいと思います。

**農政部長（山下 修君）** それでは、私のほうから。市道と和野3号線沿線は、路線延長が1,162.7メートルで、周辺では4ヘクタールほどの農地があり、基幹作物でありますサトウキビを始め、マンゴー・タンカン・飼料作物などが栽培され、受益農家も15名ほどおられます。耕作道路としての地域の農家が利用しておる農作物の安全な搬出のためにも、舗装が必要だと認識しております。この整備につきましては、農道へ編入後、農道としてどのような事業が導入できるか、検討してまいりますので、今しばらくの間、時間を貸してほしいと思います。

**15番（奥 輝人君）** はい、分かりました。一応、その農道もですね、和野地区のほうでは農地と水の

その事業で、毎年1回ずつ砂利を引きながらですね、手直し手直しで進んでやっているところでもありますので、その農道が本当に農家の皆さんのためになっておりますので、また、そういう、そこから生まれる生産高も高い、高く見込まれています。先ほど部長、4ヘクタールぐらいと言いましたけど、私の目視では、やはり、5ヘクタール以上、その近辺には農地が集積されていると思います。5ヘクタール以上あればですね。農地、先が行き止まりであってもその農道事業、舗装整備の事業が申請できるということも聞いておりますので、そこらあたりも一応、参考にして、是非、この農道がですね、整備されるように、もう早い、早急にですね、できるように、段取りをしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それとですね、次の②と③についてですけど、土浜と平地区の農道14号線から18号線について、③の手花部地区の川内線について。この二つの路線についての、一応、見解をお願いしたい、見解とですね、今後の計画まであったらお願いしたいと思います。

**農政部長（山下 修君）** それでは、まずは②の土浜平地区の農道14号線から18号線までについての答弁をいたします。当路線は昭和54年から60年にかけて、県営畑地帯総合整備事業第3笠利地区において砂利舗装で整備された支線農道でございます。全路線が坂道となっており、降雨時には路面の砂利が流れ出し、路面が荒れることから毎年のように市が砂利を支給し受益者が地域住民等により、砂利の敷きならし作業などが行われております。このうち、第3笠利地区農道14号線につきましては、農地・水環境保全対策事業の構造活動により、活動組織が舗装工事を発注して、23年度から24年度にかけて整備を完了したところでございます。15号線から18号線の一部の整備につきましては、可能な限り農地・水環境保全対策事業でお願いをしたいと思っております。

次に、③の手花部地区の川内線についてでございますが、当路線は昭和42年から52年にかけて、県営水田転換特別対策事業により整備された農道620メートルと、市道山田大滝線の一部280メートルからなる手花部地区外周部の未舗装道路でございます。沿線にも4ヘクタールの農地があり、サトウキビや飼料作物などが栽培され、受益農家は25名ほどいらっしゃいます。降雨時にも水たまりができるなど、通行に支障を来しているところでございますので、市といたしましても、その都度路面の補修を現在も行っているところです。このように、2か所とも、今、未舗装ですので、今後とも市に登記も回っていないところがございまして、そういうところも市のほうに登記を回しながら、農道等として整備を、今後、検討していきたいと思っております。

**15番（奥 輝人君）** はい、分かりました。一応、この②の土浜・平地区の農道14号線から18号線についてですけど、一応、この路線は平の山のほうに向かっていく路線であり、これも、やっぱり農家の方からですね、是非、やっていただきたいという要望もあります。今、節田地区のほうではスプリンクラー事業の関係で、その笠利東部2期地区のその事業の中です、この節田から平・土浜の間にある畑総整備地区においては、農道整備が一応計画されていまして、それが外れた部分についての道路でありますので、なぜこの道路が、農道が外れているのか。またその、地権者、地主さんはですね、これちょっと、これじゃちょっとおかしいよね、という話もありましたので、その辺りも、その話をちょっと県のほうにも聞いてみたら、やっぱり予算の関係とか、そういったこと言われてですね、平成30年以降に、この、今の笠利東部の1期と2期の事業が完成したあとに、また、この道路は、また、一応計画していくという話も聞いておりますので、本来ならそれとセットでですね、やっていただきたいというのがありましたので質問したところであります。

また、この手花部地区のほうもですね、もうこれ、さっき言われたように、水田転換、水田転換のときに、水田転作ということで整備しました、そのときも全然やっていなくて、それから、旧笠利町時代のときから、余り予算とかいろんな予算を引っ張り出してですね、一部一部舗装をやっていますけど、まだ、残っているということで、まだ、住民のほうからも、農家のほうからも、やっぱり、苦情が出て

いるわけでありませぬ。なぜ、こうやって苦情が出るというのは、やっぱり、農家としては、やっぱり、畑総、畑総整備の中に、やっぱり、アスファルト舗装あれば農家も、こうやって車、今、車の社会でありますけど、畑を見に、畑の様子とか状況を見に行くのに、うきうきしていただけるんですよ。しかしながら、こうやってでこぼこ道とか砂利道、あとがたがた道、雨が降ったら道が悪くなったときなんかは、なかなかその、その周辺にある畑まで見に行こうとか、そういった気持ちにも、ちょっとなりませんので、だから、こういった農道早くしていただきたいというのが、農家の希望なんですよ。本当、過去において万屋地区から宇宿地区については、平成6、昭和の60年代に事業が実施されたんですけど、こんときは畑総整備プラスですね、この農道整備、アスファルト舗装整備までセットでやったもんだから、あのようにきれいな区画整理の畑総整備ができています。だから、万屋とか宇宿方面の農道は、すべてがもう舗装されていて、もう本当、農家の利便性も高くなっているし、また、その農業に対する意欲も高まっているところも、そういったところから伺えますので、やはり、農道をきちんとしなければですね、農家の、また、意欲向上にもつながっていきませんので、やはり、そこらあたりを皆さん、農政部長、ちょっと考えてですね、この農家の意見がこういったことあるということで、やっぱり、農業所得、農家、農業繁栄をさせる意味でも、この農道の整備については、もう早急に、早急にやっぱりやっていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それとですね、もう、この④番のこの平地区の里道、さとみちについての見解を伺いたいと思います。

**農政部長（山下 修君）** それでは、④の平地区の里道について答弁いたします。本路線は平集落の北部に位置して、沿線に3ヘクタールほどのサトウキビ畑を要する受益者18名が利用する里道220メートルと、私道370メートルからなる主線農道の役割の路線でございます。路線の一部に急勾配の箇所があり、降雨時に路面の砂利が流出し受益農家や地域の住民の方々が労力を費やしていることは承知しております。里道の整備につきましては、関係部署との協議後、整備について検討してまいりたいと思っておりますし、また、私道の整備につきましても、登記が奄美市に完了後、事業用検討を精査し検討してまいりたいと考えております。

**15番（奥 輝人君）** この里道のほうも、やはり、先ほど申し上げたとおりですので、やはり、早急にお願ひしたいと思います。

それではですね、⑤のその他の農道についてと、⑥の笠利地区以外の農道についての現状をですね、これを私、質問の中では年間に使える予算と距離についてと、また、笠利地区以外の名瀬と住用地区の現状と計画についてを一括してちょっと答弁していただきたいと思います。

**農政部長（山下 修君）** それでは、笠利地区の農道整備の計画について御答弁申し上げます。笠利地区におきましては、205路線、総延長しますと81.8キロメートルの農道を管理しており、そのうち57パーセントが整備済みとなっております。未舗装路線につきましては、受益農家の要望にお応えできるよう、必要性・緊急性・経済性を精査し、今後、ほかの路線の実施計画と照らし合わせながら、整備に向けて努力してまいりたいと考えております。

今後の農道整備の実施計画といたしましては、平成27年度以降、年次的に喜瀬浦地区・節田地区・宇宿地区・崎原地区・赤木名地区・第2土盛地区の6地区を現在、予定をしているところでございます。それと、年間使える予算と距離につきましては、これまでの実績からいたしまして、1地区3年間の事業費といたしまして5,000万円程度、延長が1キロ程度がこれまで整備をした実績となっております。

笠利地区以外、名瀬と住用地区の農道についての計画でございますが、現在、名瀬地区で204路線、延長にしますと93.6キロメートル、住用地区では44路線、延長にしますと15.3キロメー

トルでございます。現在の整備状況としましては、舗装済みの延長が名瀬地区で67.4キロメートル、住用地区で8.9キロメートルあり、率に換算しますと、名瀬では72パーセント、住用地区では58パーセントが整備済みとなっております。今後の農道整備計画といたしましては、名瀬地区におきまして、平成28年度より小湊・安木屋場地区を採択され次第、順次舗装を行う計画でございます。また、住用地区におきましても、県営中山間地域総合整備事業にて、平成26年度より、城・山間・市地区の6路線、約2.6キロメートルを手始めに、平成30年度を目標に19路線6.2キロメートルを整備する計画となっております。その他の路線につきましても、順次整備を行っていただけるように取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願いしたいと思います。

**15番（奥 輝人君）** はい、分かりました。一応、必要性和重要性を勘案してですね、優先順位を決めながら、やはり、進めていただきたいと思います。先ほど答弁の中でも、1区間も3年間の約5,000万円、約1キロということでありますので、相当、今トータルしても50パーセント台ということでありますので、100パーセントに近づけるためにはまだまだ予算と時間が必要かなという思いがしております。是非、この予算と範囲内でありますので、早めに、早急にできることを期待したいと思っております。

それではですね、4番の市道の整備計画について。笠利地区の市道整備の計画について、①の赤木名土盛線についてと②の赤木名笠利線について。そして、③の打田原前肥田線についての、今までの進ちょく状況と今後の見通しについてまで、お願いしたいと思います。

**建設部長（砂守久義君）** それではまず、赤木名土盛線につきましてお答えいたします。赤木名土盛線につきましては総延長3,300メートルあり、平成13年度から整備を進めているところでございます。1期工事として、赤木名側から延長1,220メートルが今年度中で完了する予定となっております。また、単独事業により、平成10年度から平成20年度までに、土盛側から延長1,015メートルの整備が完了しており、延長での進ちょくにつきましては、67.7パーセントとなっております。未整備区間の延長1,065メートルにつきましては、他の路線との調整を図りながら2期工事として計画しております。

次に、赤木名笠利線につきましては、総延長4,055メートルのうち、赤木名地区側から延長1,920メートルを県代行事業で整備完了しております。残りの延長2,135メートルのうち1期工事といたしまして、笠利地区側から延長1,000メートルを、平成19年度から平成25年度までに完了しており、延長での進ちょく率につきましては、72パーセントとなっております。また、平成26年度から、引き続き2期工事といたしまして、延長1,135メートルの整備を進めてまいります。

次に、手花部打田原線につきましては、打田原集落入口から前肥田集落までの総延長1,000メートルを計画しております。1期工事といたしまして、打田原集落の道幅が狭く、車の離合ができない延長330メートル区間の整備を先行し、バスや緊急車両が進入できるようにするために、平成24年度からの4年間で整備計画しており、平成27年度末の進ちょく率は33パーセントを予定しております。なお、残り未整備区間延長670メートルにつきましては、他の路線と調整を図りながら、2期工事として計画しております。以上でございます。

**15番（奥 輝人君）** はい、おおむね、全部理解することができました。一応ですね、③の打田原前肥田線についてですけど、一応、今、部長の答弁もありましたけど、それ以外にですね、この前肥田集落の中はどのようになっていくのか。ちょっと聞きたいと思っております。

**建設部長（砂守久義君）** 前田集落内の整備計画につきましては、現在のところ、計画はございませんが、集落内の舗装が悪いことは把握しておりますので、今年度中に一部舗装等を行い、維持・管理に努

めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

**15番（奥 輝人君）** はい、分かりました。続いてですね、手花部平線について、ちょっと伺いたいと思います。この手花部平線、手花部節田線ですけども、これ節田側からこうやって事業を進めていって、平成18年にですね、一応、平の生活館があるあの三叉路まで、一応、道路整備は完了しております。その平の三叉路からですね、手花部側までが、まだまだ、なかなか事業が進んでいかないということで、平地区の集落民もですね、ここだけなぜ取り残されているのか、本当、疑問であるように、今でも聞いております。また、苦情もいろいろ聞いております。この平から手花部までの残り区間について、どのような計画があるのか、そして、見解をお願いしたいと思います。

**建設部長（砂守久義君）** 手花部節田線につきましては、総延長3,700メートルあり、議員御案内のとおり、1期工事といたしまして、節田地区側から1,915メートルが18年度までに完了しており、延長での進捗率は51.7パーセントとなっております。残り区間が、未整備区間が1,785メートルありますが、他の路線との調整を図りながら2期工事として計画しておりますので、御理解をいただきたいと思います。

**15番（奥 輝人君）** 今、部長のほうから計画を立てていましてと言いますが、実施計画、事業計画ですけれど、前々の自分が、委員会の中でもちょっと聞いてるんですけど、平成28年からのこの手花部平線の工事を、一応、進めていく予定があるということ聞いておりますけど、これ平成28年から、これできる、事業は推進できるんですか。

**議長（竹田光一君）** 時間が迫っているので簡潔に。

**建設部長（砂守久義君）** 手花部節田線につきましては、実施計画、ローリングしながら見直しをやっていることもございますが、現段階では29年度から工事着手できないか検討を行っているところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

**15番（奥 輝人君）** 29年度に、今度また、1年繰り下げされたということですか。前々からの答弁では28年からという、私は聞いていて、集落住民のほうにも、やっぱり、28年からこういった事業が導入されるから、道路整備も始めていきますよという話もされていたんですけど、その訳なんですかね。やっぱり、調整ですか。

**建設部長（砂守久義君）** 前に答弁は、予定としてという答弁をしていると私は認識しておりますので、先ほども言いましたけど、事業に対しては市全体の建設事業を、緊急性とか計画性、進捗等々を考慮して検討して、ローリングしてまいっておりますので、そこんところ、御理解をいただきたいとお願いいたします。

**15番（奥 輝人君）** やはり、平集落の住民とか、また、その道路使う農家の皆さんもですね、そこから手花部までの間のいのびらの坂を含めてですよ、やっぱり、平成18年に完了してからに、もう平成29年ということは、もう11年越しの事業ということになりますので、どうかこれ、本当、早期にということをお願いしてきてわけありますので、以前はもう31年からという話もあって、そして、それがまた、前倒しにされて、29年、また、28年というまで聞きましたので、また、29年に戻ったのが、もうちょっと、私としては、ちょっと残念だなという思いがしております。また、平集落の住民もですね、この路線が向こうで中途半端に終わったことに対しても苦情がありますので、そこらあたりを

汲み取っていただき、なるべくこの実施計画、早くできるようにですね、やってもらいたいと思います。一応、この件についてはですね、更にまだまだ議論しなければいけないのかなという思いもしておりますので、一応、29年度ということ示されておりますので、あとでまた、調整しながら、また、皆さんと議論していきたいと思います。

そのあとに、その次にですね、⑤番のその他の市道と⑥の笠利地区以外の市道についての、一応、今後の計画についてよろしく願います。1分間でも願います。

**建設部長（砂守久義君）** 笠利地区の市道整備につきましては、現在、補助事業路線を4路線整備していることから、新規路線計画の予定はありませんが、集落内の道路や補助事業でできない路線につきましては、臨時地方道路等整備事業及び舗装修繕事業で整備を行っている状況でございます。また、名瀬・住用地区の補助事業での改良は1路線を残しほぼ完了しており、現在は補助事業の舗装修繕事業による路面修繕工事や臨時町道整備事業による市道整備を行っている状況であります。今年6月には奄美市にある303橋の橋梁長寿命化修繕計画も策定できますので、今後は橋梁の修繕工事も増えてくると考えられます。以上です。

**議長（竹田光一君）** 以上で、市民クラブ 奥 輝人君の一般質問を終結いたします。  
暫時休憩いたします。（午前10時32分）

○

**議長（竹田光一君）** 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き、一般質問を行います。

新奄美 師玉敏代君の発言を許可いたします。

**5番（師玉敏代君）** おはようございます。会派新奄美 師玉敏代でございます。一般質問2日目、質問者12名中6番という、ちょうど真ん中になります。1時間、どうぞよろしくお願いいたします。

平成26年度第2回定例会の開会にあたり、一般質問に入ります前に、少々所見を述べさせていただきます。第86回選抜高校野球大会に21世紀枠で初出場した大島高校の試合が3月25日、阪神甲子園球場で行われました。1回戦でやぶれはしましたが、アルプススタンドを埋め尽くす奄美の人々や本土の奄美出身者の盛り上がる応援団と、選手の雰囲気飲まれることのないのびのびとした笑顔でのプレーが一体となった試合を展開され、負けても相手校の校歌に手拍子を送り、相手の勝利に対してのさわやかなその姿勢が評価されました。試合終了後も野球解説者が大島高校のアルプススタンド応援団と選手が一体となったプレー、いいですね、素晴らしい。笑顔を忘れないプレーに高校野球の原点を見ましたと絶賛していました。高校野球でこのような受賞があるとは、私自身そのときまで知りませんでした。その結果、閉会式で応援団の最優秀賞に選ばれた感動は、奄美群島日本復帰60周年記念の年の幕切れを飾るにふさわしい一幕であったと思っております。奄美の子どもたちに大きな希望と夢、そして、感動を与えたことは言うまでもありません。このときに感じた奄美群島の団結は、これからの奄美の経済発展の弾みになることを期待いたしまして、一般質問にはいります。

昨日、橋口議員からも紹介がありましたし、一般質問で触れましたごみの問題については、私なりの視点で質問をしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

今月3日に熊本県の水俣市エコタウンを視察しました。水俣市は御存知のとおり、水俣病という世界にも類例を見ない産業公害に長い間市民は苦しんできました。経済最優先の社会構造の中で起きた過ちの反省に立って、環境を汚さない、地球環境に負荷を与えないというライフスタイルと確立し、環境に対する市民意識の向上を図りながら、現在、環境NGO主催日本の環境首都称号を獲得、平成5年20種類の分別から24年度24分別による市民による高度な分別が代表例をなし、焼却しない、埋立をしないまちづくり宣言、ゼロ・ウェイスト宣言をしています。ごみは分別すればするほど価値が出ると力説する姿に、今、改めて我が町のごみの取組の現状を考えられました。平成9年に整備された名瀬

クリーンセンターは稼働して17年になります。何層にも埋め立てている最終処分場、焼却炉2基は日量100トン焼却できると聞いております。その残渣は1日10トンと聞き及んでおります。焼却場・最終処分場にも限界があり、広域的なごみの取組は将来を左右する喫緊の課題であります。ごみのリユース、リサイクルは最終処分場、焼却炉の延命化につながります。リユース、リサイクルの分別割合、その成果についてお示しいただきたいと思っております。

次の質問からは、発言席にて行います。

**議長（竹田光一君）** 答弁を求めます。

**市民部長（前里佐喜二郎君）** おはようございます。それでは、お答えいたします。まず、ビン類のリユースについて。リユースは再利用のことでございます。お答えいたします。現在、リユースされておりますビンを取扱っているのは、クリーンセンターとエコマネー運営委員会の2か所でございます。平成25年度のリユースの実績を申し上げますと、クリーンセンターは一升ビンのみでございますが、これは割と少なく212本とのことでございます。エコマネー運営委員会は一升ビン、5合ビン、ビールビン、その他のビンなど約2万7,000本、25年度実績ですが、売却額は約56万円となっております。リユースの率につきましては、集められたビンの全体の総数ですね、が把握されておられませんので、率としてはお答えできませんので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、リサイクルにつきましては、資源ごみとして回収されたごみのうち、リユースされた一升ビンや不適合物を除いて、すべてリサイクル品でございます。クリーンセンターによりますと、回収された資源ごみのうち、不適合物を除くと、85パーセントがリサイクル品として島外に搬出されているということでございます。その成果といたしましては、25年度実績で申し上げますと、リサイクルの総重量は1,032トン、売却額は2,050万円ということでございます。

**5番（師玉敏代君）** リユースっていうのは、ビンの対象になりますね。確かに、リサイクル、クリーンセンターのほうは200、本数的に少ないんですけど、エコマネーの連絡協議会がありますよね。多分、もうそれが立ち上がって10年ということは聞いております。そういった中で、最近は一升ビンも少なくなったと、パックによる利用もあるということで、その辺も聞いてはおります。一番、リユースのことはビンが対象。リサイクルというと、不燃ごみのアルミ缶、スチール缶、そこには鍋とか蓋とかいろいろありますけれども、それは、しっかりとクリーンセンターのほうで、しっかりとスチール分別とアルミ分別機にかけられて金属プレスされるわけですよ。それは更に、スチールは120キロ、アルミは60キロとあって、ここの地元の業者のほうで入札をかけて、更に、島外に出されるということですよ。確かにその、そういった中で、ごみの中には、古紙の中にはダンボール、昨日もありましたけど、ダンボール、あとチラシ、紙ですね、そして、新聞、そして、ペットボトル。こういったものが全部で出されている資源ごみっていうものに対しては、すべて大体、今、85パーセントは島外に出されているということですが、その15パーセントっていうのは、どういうふうに、これ、あとは使い物にならなくて残渣として埋め立ててるってことですか。100パーセントできてると、資源ごみは100パーセントリサイクルできてると思ったんですが、いかがですか。

**市民部長（前里佐喜二郎君）** 残りの15パーセントについては、不燃ごみでございますので、埋立られていると御理解いただいて結構だと思います。

**5番（師玉敏代君）** 確かに、分別は昨日の答弁では14種類、要するに細かく細分化、分けたら14種類に分別しているということを知りました。その辺は、種類は分かりましたが、可燃ごみですね。やっぱ、可燃ごみに何が入っているかという、一番、その辺っていうのは、私たちもそうなんですけど、生

ごみ、ほとんど廃プラも多いですし、相当なごみっていうのは中に何が入っているかっていうのは、水俣市ではですね、ほとんど、紙おむつが多いんですね。紙おむつ。要するにほとんど資源ごみとしているわけですから、生ごみも資源ごみ、廃プラも資源ごみ。残ってくるってのが、一番、ダイレクトに出てくるのは紙おむつなんですよ。紙おむつというと、赤ちゃんだけじゃなく、介護で施設から出てくる高齢者、そして、障害者の紙おむつが13パーセント、主にあるということ、その処分が一番、水俣市では困ってるということなんです、やっぱり生ごみですね、組成分析について、その辺はされたことはありますか。

**市民部長（前里佐喜二郎君）** 組成分析について、先だってクリーンセンターでお伺いしてまいりました。分析については年4回、分析を行っているということでございます。結果、内訳ですけれども、多い順に、クリーンセンターの場合は一番多いのは、紙・布類、これが45パーセントなんだそうでございます。次に多いのが、廃プラを含むビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類、革類ですね。これが25パーセント。次に、生ごみが11パーセント。これは、生ごみ実は重さで言いますともっと多いと思います。ただ、この率は容積で出しておりますので、11パーセントということ。それから、4番目が木・竹・わら類。これが7パーセント。そして、最後に不燃物。可燃ごみにやっぱり不燃物が入っているようで、これが7パーセントということだそうでございます。

**5番（師玉敏代君）** この間、クリーンセンターのほうも行ってきました。やっぱり、可燃ごみについては、そのまま袋開けることなく焼却炉に行くと聞いてるんですよ。ただ、不燃ごみのアルミ缶・スチールっていうのは、その分別にかけられて、しっかりと資源ごみとされるんですけども、可燃ごみに対しては何が入ってるか分からない。そのまま焼却炉行きっていうのを聞いたんですよ。その残渣っていうのも大変なんですけども、やはりですね、私たちのそのごみの問題っていうのは、実際に水俣市に行きましたら、さっき言ったように、あちらのほうはごみの指定袋はないんですね。もう、ほとんど分別してますから。ただ残るのは、さっき言った紙おむつとかそのくらいで、生ごみに対してだけ指定袋があるんですね。大・中・小。私はちっちゃな袋をもらったんですけど、それが24円ということで、それ自体、袋もそのまま生ごみと肥料化するということで、自然に溶ける袋なんです。それだけが指定袋があるということで、確かにこのごみの生ごみがなくなる、廃プラがなくなる、さっき言った、不本意ながら不燃物が入っている、7パーセントとかありますよね。そういったごみの仕分け、この袋の中に一体何がはいっているか、私自身も家でやっています。生ごみは大体バケツに取っていて、これ畑に持っていけば、あと、ごみを出す、週に2回ありますよね。ごみ出し日。それが月に1回ぐらいになるんですよ。私もアルミ缶は結構溜まるんですね。溜まるんですよ。それを一つのあれにしとくと、もう、毎週出さないといけないんですけど、それはアルミ缶は学校のほうで、PTAのほうが回収してくれるので、それを分別します。だから、スチール缶というと、コーヒーとかそんな缶をだから、2か月に1回しか出しません。やっぱり、そういう自分の家庭のごみを、やっぱ、分別していくと、やっぱ、ごみを出さない。なるべく。やっぱり、そういうことを私たちはもう1回、その平成14年の4月から容器包装リサイクル法が改正となって、やっぱ、10数年経ってますのでね、やっぱり、こういった、もう一度集落単位のごみの取り扱い、そういったことも大事じゃないかなと感じました。

それに、次の2番ですね。昨日も橋口さんの質問の中で、リサイクル率については、水俣は40パーやってると。それでも60パーはやってないことを、また、あちらのほうは問題視をしておりましたが。やっぱりごみを繰り返し使うというリユース、資源として再利用するリサイクル仕組みづくりがなされていると思いました。燃やす可燃ごみの中に、何が入っているか、組成分析をしてごみをなくす。水俣市ではダイレクトに紙おむつが出てくる。そういったことも考えまして、奄美市からですね、現在の14の分別を更にですね、やっぱり、廃プラ、これが2番を占めてましたね。1番、廃プラっていうのは、もう、家庭の中にいっぱいありますね。はっきり言えば、今のペットボトルに付いてるラベ

ルとキャップ、そしてレジ袋、そしてトレイ、そして普段のみんな袋に入ってるものはみんな廃プラですね。そういったものをですね、今の14の分別から更に細分化して、例えば1番できやすいのは、クリーンセンターさんに聞いたら、まず、ペットボトルのキャップとラベル、そしてレジ袋とか、あと発泡スチロール、そしてトレイ。なぜならそれ、一番洗浄、つまり洗って出せる、出しやすい廃プラだそうです。家庭なんかには言えば、廃プラと言われるのは、ほとんどの容器は廃プラですね。油・洗剤・調味料のそのチューブ入りですね、あれもみんな廃プラですから、あれを落とし出すってのは大変、難儀というか面倒かけるんですけども、一番出しやすい廃プラとして、この分別はですね、もう、今後、考えられないかということと、さっき排出状況は聞きました。その辺も含みまして、市の見解いかがでしょうか。

**市民部長（前里佐喜二郎君）** 御存知のとおり、分別につきましては、平成12年4月から資源4品目のペットボトル・無色透明ビン・茶色ビン・その他のビンの分別を開始いたしました。更に、平成16年1月からは、ダンボール、平成17年4月からは新聞紙・その他の紙類の分別収集を開始して現在に至っております。御提言の更に分別をとということでございますけれども、私も家の、私の家の中から出るごみの中には、廃プラというものが多くということは感じております。したがって、ごみの減量化のためには、更にこの細分化が必要だということは認識いたしております。クリーンセンターでも話をお聞きしましたがけれども、その構成市町村とも細分化についてのその必要性について、論議・検討してまいりたいと考えております。

**5番（師玉敏代君）** 私は今回、大量販店と言われる、ありますよね、3か所、大量販店さんのほうも訪問しましたがけれども、それと、島外から来た人に奄美市のこのごみの取り扱いについては、ちょっと雑だなと、ちょっと無頓着だなという指摘も受けました。そしてまた、その大量販店さんに対しては、このごみのエコ活動として、やっぱり、マイバックを持ってくとエコポイントに還元してます。3か所ともそうでした。ただ、あるところは一時期はレジ袋の有料化を図りましたがけれども、今現在、やってないと。ある2か所はごみの、レジ袋の有料化はしてないと。本部もですよ。そして、そういった統一が図れない、1か所だけがレジ袋の有料化をすると、どうしても、極端ではないんだけど客の足が遠のく。そういったのもあって、今、やってないとかいうところもあります。そちらの方の意見を聞きますと、やはり、そのレジ袋の有料化っていうのが、これが一番いい手段なのかはどうかは別としまして、私が東京の息子、孫がいるんですけど、そこのスーパーでは有料化ということで1枚5円取られました。その5円取られたことは、とってもやっぱり、痛いですね。毎日買い物行きますから。だから、エコバックを持ってくる。そしてまた、冷凍・冷蔵用のバックがありますよね。やっぱり、そういった日常の皆さんのごみに対する認識って言うんですか。だから、そのエコポイントをもらいたいために、皆、エコバックも持っていきます。レジ袋が統一的に有料化になれば、もちろんレジ袋は減ってくるわけですよね。そういった、市としてもね、そういう何らかの、私が聞きましたらそれを行政で指導して統一的にできればできると、大量販店さんは、でも、自分たちの本部、本店からはそういう方針ではやってないところとやっているとところがあるんですよ。ただ、奄美大島の奄美だけは例外だということも言いました。そしてその、浦上店のあちらでは牛乳パック・トレイの回収をしておりますね。そして、あるところではキャップの回収もしてます。これは、多分本店のほうに配送が、単独の配送がありますから、持ってきた空車持っていくんだろうと思いますけど、やっぱ、そういった意味では、どうしてもですね、身近なトレイの、トレイとかペットボトル、そういったものをですね、今後、分別していただきたいと思うし、これがどれだけ、一番はリサイクルについてはですね、やっぱり、対象の廃棄物が大量に存在するかどうかっていうこと、そして、有用な属性があること、再生産性の需要があること、経済的な整合性が取れている事とされています。是非ですね、今後、こういった取組をですね、是非、私は、奄美市だけは、だけではできない。広域的な取組ですけど、是非、奄美市がリーダーシッ

プをとって、こういったごみの減量化についてですね、取り組んでいただきたいと思います。

次にですね、さきほどもリユースということで、ビンが同じ分別（聴取不能）その他って部類は分けられている意味があると思うんですけど、大体分かるんですけど、その辺を説明いただけないですか。

**市民部長（前里佐喜二郎君）** ビンの分類の理由、意味でございますが、平成12年度から始まりました容器包装リサイクル法、これに基づいて分別をしているところでございますが、理由と言いますか、その活用方法ということで御説明をさせていただきたいと思っております。ビンは色によって異なるものにリサイクルをされております。無色透明のビンは主に再生ビンや、ビンの原料や板ガラスとしてリサイクルをされております。茶色のビンは、主にリターナブルビンとして再利用されます。緑や黒や青などのその他の色のビン、これは主に建築資材に材料としてリサイクルされております。以上でございます。

**5番（師玉敏代君）** 色別によってリサイクル、それを活用しているということですが、先ほどで言ったようにリユースについては、リユースのその繰り返して使うという面では、割合は少ないわけですけど、その使い道はあるということですね。はい。ビンについてはですね、先ほども一升ビンとか製造メーカーによって、やはり、それはエコマネーさんなりいろんなところで一升ビンを扱っているということなんですが、結局リサイクルする、できるビンっていうの、生きビンって言ってましたけどね。生かすビンということでは、その回収方法は、今はその他のビンで地域では一升ビンは立てたり横にしたりして回収してるんですね。ビンというのは、ビン同士当たると傷が付くわけで、はっきりいって商品化、製品化っていうのに、次の商品として利用できないということも聞いております。実際に1本10円で酒造メーカーさんがスポーツ少年団とかいろんなところから来ても、ほとんど使い物にならないと聞いております。そのボランティアというか、そういう気持ちで引き取っていると。だけど、せっかく回収するわけですから、生かすビンとして、やっぱり回収方法、例えばケースに入れて回収するとか。一番一升ビンの使えない、さっき言った傷を、傷が付くこともですけど、横にして雨が入ったりして沈殿する。この横の。洗浄しても落ちない、そういうビンが結構あるらしいですね。せっかくこうリサイクル用として出されたビンが、生きビンとして出されるような、そういう方策もですね、屋仁川では一部でそういうことを、お店屋さんで飲食店でそういうふうに行っているというのも聞いたこともありますけど、特に屋仁川では一升ビンはなくても、その酒造メーカーの何合ですかね、5合って言うんですかね、2合ビン、5合ビン。そのビンのですね、そういったものが出てるわけですよ。その回収はどうなってるのかなど。回収するとしても、ビンはケースで持ってきてケースで返すんなら、使えるんですけど、そのビンを生かすという意味で、その回収方法を、どうですかね、今後、考えられないでしょうか。さっき言ったように、ビンはいろんなふうの色別によって使われているのは分かりました。そのあとはその酒造、奄美群島全域にありますよね、酒造メーカーさん。多分、使ったビンをもう一度繰り返して使えば、最終処分場行っても（聴取不能）ほとんど割って、いらぬものは割って、分別（聴取不能）そういうことがなくなる。ガラス（聴取不能）どうですかね、一つ。

**市民部長（前里佐喜二郎君）** リユース（聴取不能）一番、エコという意味でいうのは、師玉議員おっしゃるように、リユースでございます。リサイクルももちろん、エコにつながることはつながると思えますけれども、リサイクルにはやっぱりエネルギーが必要で、そういった意味ではリユースが一番いいということは、御理解できると思えます。リユースするためには傷ついたり、それから汚れたりしていたらリユースは難しいということのお話だろうと思えます。その回収の方法ということでございますが、具体的に寝かしてとか立ててとか、常識で考えれば寝かして、ちゃんとケースに入れて集めたほうがいいというのは、私も理解いたしますが、ただ、その方法を具体的にどこがどういうふうに行っているというのを、お話しを、まだ、私は聞いたことがありませんので、そういった方法もなるほどと思えます。調べてみたいと思えます。

**5番（師玉敏代君）** 特にビンはですね、水俣で見たらほとんど蓋してました。蓋することによって、不純物、そういったものが入らないように。それを早期で出す。回収するという、やっぱりそうすることによって、そのビンが生かされるっていう方法で、ビンのそのリサイクル工場も見たんですけどね、ほとんど蓋をしたままケースに入れて、ストックされてました。そういったものもですね、やはり、今後、ごみを減らすという意味、そして、最終処分場の埋立を減らす、そういったこともつながるわけですから、やっぱり、その辺も、今後、ビンもですね、島内で利用できるものは島内で循環していくという、こういう取り扱いも大事だと思いますので、よろしく願いいたします。

最終、次の問題です。4番ですね。最終ごみは焼却・埋立、資源は島外にリユースされます。奄美で排出されたものの分別をどんどん増やし、それをきちんと中間処理して、どこに資源として再利用するため、どこかに利用するため島外にどんどん出していく。焼却残渣を減らしていくことで、焼却炉・最終処分場の延命を図る。今回、奄美群島振興開発特別措置法の一部が改正され、基本理念を新たに創設し、その中に自然環境の保全や地域資源を生かした産業の活性化、人や物資の流通費用の低減化と言われています。奄美群島の資源ごみの島外輸送運賃は奄美群島全体が抱える問題だと、私は認識しています。自然環境の保全の観点、本土並みの資源ごみの価格で流出し、差益が生じ、クリーンセンターの運営を好転させ自治体の負担金も減る。当然、最終処分場、焼却炉の延命が図られる。輸送運賃も12市町村で策定した成長戦略ビジョンを基に要望できないか、お伺いいたします。

**市民部長（前里佐喜二郎君）** 昨日、橋口議員にも同様の、奄振を活用できないかと。輸送費の交付金化ができないかという御質問に対して、現状では難しいですよというお話しをさせていただきました。難しいよということだけ申し上げましたけれども、交付金化で、師玉議員おっしゃるように、交付金の改正で生活環境の整備という項目で、廃棄物等の適正な処理、その他の快適な生活環境の整備について適正な配慮をするものとするという条文が加えられている、そのことだろうと思います。担当課と協議というか、照会しましたところ、条文上は確かにあるので、私は難しいという表現をしましたが、可能性としてゼロじゃないという意味で御理解をいただきたいと思いますが、ただ、難しいというのには壁が幾つかあるということで、交付金化に向けてやるためには、その位置付けなどの、平たく言いますとこちらの思いを作文にする、作文次第だということもあります。これが一つの壁。それを交付金化に結び付けるための作文が必要という、これがかなり難しいことになりはしないかなという考え方。それから、もう一つは、誤解のないようにお聞きいただきたいんですが、予算には、交付金の中に限りがありまして、これを群島全体で配分していくわけですけど、この辺の考え方。産業振興に直接結ぶものに、予算の配分が今のところウェイトを占めておりまして、このごみの処分についてということについてのハードルが、ちょっと高いのではないかなという意味で、難しいという表現を一言で、昨日は答弁しましたけれども、そういう意味で、ということでお理解いただきたいと思います。

**5番（師玉敏代君）** 例えばの話で、可能性はゼロではないと。今後、12市町村とですね、やはり、話し合って、検討される課題として、前向きに私は考えていただきたいと思っております。やっぱり、その、どんどんですね、各群島全体、喜界からすべて、与論まで、同じような状況にあると思います。そして、どんどん中間処理をしてですね、資源ごみを増やして、中間処理をして、それをどんどん島外に出していく。これもですね、環境保全に私は絶対なるし、やはり、今のクリーンセンター、いろんな、それに関わる業者がですね、やはり、利益を得る、少しでも高い利益を得ていくためには、私は今後、絶対にこれは検討していただきたいと思っております。次に、その仕組みづくりをしていただきたいと思っております。

次の5番目が最後なんですが、これはですね、今後、その分別を指導していくということと、14年、14年からスタートした、そのごみの分別ですよね。その辺についての、改めてですね、集落単位

の説明。要するに、私が一番言いたいのはですね、やはり、分別が難しい高齢者、障害者のサポート、更にですね、そのごみが分別が難しい世帯調査なども必要だと思いますが、いかがですか。

**市民部長（前里佐喜二郎君）** ごみの分別が、ほとんどの御家庭ではされているものと理解しております。ただ、一部の方、誤解を恐れずに言えば、心ない方もいらっしゃるでしょうし、それから、事情によって、いろんな事情で分別ができなくて出されている方もいらっしゃるだろうと思っております。御質問はそういうことだろうと思ってお答えをさせていただきます。介護サービスや障害者サービスを受けている世帯につきましては、サービスの中のヘルパーさんがごみを分別して出していらっしゃると思います。それ以外の方々につきましては、実態の把握のために、地域の自治会や町内会の地域の方々の協力も必要かと思えます。それがどのように働いていくか分かりませんが、議員の皆さんが先進地視察をなさった水俣エコタウンなどの取組も参考にしながら、検討させていただきたいと思えます。

**5番（師玉敏代君）** 5番のですね、リサイクルの推進員の設置と分別ステーションの在り方については、割愛をさせていただきます。

次、この件につきましてはですね、熊本県の小学校5年生は必ず水俣市に行かなければならない。環境学習を学ぶ。バス代は県が2分の1、毎年5万人が参加しているそうです。ごみの問題を学校教育はもちろん、これだけの分別を家庭でする親の姿を見て、ごみを自ら分別する家庭教育が自然になされておりまして。今回、水俣市を訪問して、環境を汚さない、地球環境に負荷を与えないライフスタイルを確立し、環境保全への努力を産業に結び付け、地域経済の発展に価値転換をしています。本市もごみを資源と考える教育は改めて必要だと思いますが、要田教育長、この度御就任おめでとうございませう。突然ではあります、この環境学習について、一言、お願いいたします。

**教育長（要田憲雄君）** お答えを申し上げます。環境教育につきましては、学校教育すべての教育活動の中で行われるべきものでございませう。特に教科で申し上げますと、社会科・理科、小学校におきましては生活科、それから、総合的な学習、そういう教科がございまして、その教科の中で計画的にカリキュラムの中に入ってございまして、その中に具体的に、計画的に履修することになってございませう。それから、世界自然遺産の登録に向けて、数年前から本地区でもかなり教育に、その環境教育についても力を入れているところでございまして、強いて申し上げますと、それぞれの学校で計画的にごみ拾いをしながら、環境教育を進めていくとかですね。私を感じますことは、第3日曜日にふるさと市民清掃日っていうのありますよね。このことについて、私の感想でございませうが、去年・今年を比較しますと、去年よりも、ごめんなさい、24年度・25年度の比較は、25年度はかなり伸びてございませう。ただ、地域によって差があると思えますので、このことについて、かなり先生方にもお願いをしてですね、進めなきゃならんと思ってるんです。その環境を整備して作り上げていくためにも、今、議員おっしゃった家庭でのごみ処理の問題のしつけも大事でしょうし、学校においても、当然しなきゃならんこととございませうから、そういう連携して相対的に、総括的に学校では横断的に各教科が横断的に、すべての教育活動の中で環境教育を進めているというふうにご理解賜りたいと思えます。

**5番（師玉敏代君）** よろしくお願ひします。学校・家庭・地域ですね、その連携が一番大事だと思いますので、是非、環境学習も力を入れていただきたいと思います。

ごみとして出されているものがどこから来てどこへ行っているのか、世界自然遺産登録を目指す上で更なるごみの分別は島民すべてが自分の住む地域を改めて自然保護や環境保全の観点で見つめ直し、地域の将来に向けて、ごみの問題は自分の問題、我が家の問題として考え、動き出す大きなきっかけになると思えます。何よりも、今回水俣市において、雨の中分別ステーションで20種類のコンテナを設置し、生き生きとごみを取りわけ素早くごみを出す市民の皆様の手助け・指導しているシルバーのリサイ

クル推進員の姿が印象深く心に残っています。ごみは分ければ分けるほど価値が出ることを実感いたしました。ごみの更なる細分化・資源化はごみの減量が図られるだけではなく、最終処分場、焼却炉の延命はもちろん、環境に配慮した学習の一つとして学校・家庭・地域で取り組むべきときに来ていると思います。是非、奄美市がリーダーシップを執って、この問題に取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、子ども子育て支援について。子ども子育て支援が施行されて、子ども子育て支援事業計画策定が速やかに進められているところであります。27年度には子ども子育て新制度が本格的なスタートを目指しています。子どもを産み育てる環境整備は十分とは、私はまだ思っておりません。既にファミリーサポートセンター事業は実施されているところですが、奄美市としてこの事業への取組をどうお考えでしょうか、お伺いいたします。

**保健福祉部長（泉 賢一郎君）** おはようございます。ファミリーサポートセンターについて、お答えをいたします。御承知のとおり、ファミリーサポートセンター事業は育児等の援助を受けたい人と支援をしたい人を会員とする組織により、保育所への送迎、一時的な預かり等、育児についての助け合いを行うものでございます。奄美市における子育て支援の取組は、平成22年度から26年度までの計画期間であります奄美市次世代育成支援地域行動計画に基づいて進められております。この中で、地域における子育て支援サービスの充実を図る手立ての一つとして、ファミリーサポートセンター事業の必要性について検討することとされており、これまで、検討を進めてまいりました。以前は、子育てに関する援助については、家族や知人、隣近所の地域の支援により成り立っており、事業に対するニーズはあまり高くはありませんでした。しかし、近年の核家族化の進展等により、この事業の必要性が増してきたものだと考えております。また、昨年度に実施しましたニーズ調査結果からも、そのニーズは高いものと分析をいたしておりますので、現在開催中の奄美市子ども子育て会議の中で、奄美市にあった子育て支援の仕組みづくりがどのような方法でできるか等の検討を、ただいま進めているところでございますので、御理解ください。

**5番（師玉敏代君）** このファミリーサポートセンター事業ですね、鹿児島県下、相当な市町村で実施していますね。奄美では徳之島町と和泊町がもう既に実施しています。やはりそうです、この事業はですね、やはり、今ある保育所・幼稚園・学童保育、病児・病後児保育そして、いろんな障害者のサポート業務ありますよね、その人たちのつなぎになるんですね。結局、例えば学童保育が6時に終わるから、自分は迎えに行けないから行ってほしいと、その間、家で見てほしいと。ちょっとした、言えば産前・産後の家事の支援、そして、子育ての支援。いろんなサポートができるんです。この仕組みが一番、各地区、住用・笠利・名瀬全体にあれば、そこに依頼をする会員さん。登録制ですよ。それを提供する会員さん。これ、資格要件はいらなそう。1日だけ受講すればいいということでした。そういう人たちがしっかりと登録して、アドバイザーがいて、そういった連携を取る。そこに行ったらいろんな相談・支援が受けられるという、本当に私はいいい事業だと思いますので、あとはやっぱ、その辺は今、進めているところですので、是非ですね、これを実施して、私はいただきたいと思います。それでですね、ニーズ調査をされたわけですよ。今後、子ども子育て事業計画策定をされているわけですよ。その中で、ニーズ調査っていうのが元になると思うんですが、どのようなニーズ、一番多かったですか。お聞かせください。

**保健福祉部長（泉 賢一郎君）** 昨年度、実施いたしました子ども子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査の自由意見の中で多かった意見が、子育て支援の充実に関することで、児童クラブへの要望、家庭での育児に関すること、子どもの遊び場についてなど、さまざまな要望が出されましたが、議員御指摘のファミリーサポートセンターの設置を望む声も多くございました。特に転勤やIターンにより奄美

に来られた方は、頼れる親や親戚、知人がいないために、ファミリーサポートセンターを望む声が多くございました。

**5番（師玉敏代君）** 一応ですね、鹿児島にですね、1月ですね、市議会の研修会があったんですけども、その際に会派でりぼんかん、子育て交流施設センターですね、子育て支援センターりぼんかんっていうのが、以前は厚生施設を改修して、約5階建てですね、与次郎の大変、桜島が展望できる景観がよろしいところに整備されておりました。そこがですね、今、言っているファミリーサポートセンターやら親子集いの広場とか、新たに鹿児島市ではですね、吉野にそういった整備をします。私は今回、ファミリーサポートセンターなかまっちを、水俣の帰りに栄 ヤスエ議員とともに、一緒に尋ねました。やっぱり、そこの中でいろいろ話聞くことができましたけども、一番のその拠点施設になるのが、りぼんかんなんですね。もちろん。そこから、ファミリーサポートセンター、親子の広場にと、いろんな相談が、そこが一つのシンボルになってるわけですね。建物にリボンのアートがあります。ここに来たら何でも解決・解消できる。一つの拠点施設になっているわけです。いろんな問題があったとき、そこから発信される。ファミリーサポートセンター、いろんな学童保育、いろんな問題もそこに発信される。拠点施設があるんですよ。だから、これがあるだけで、そこにいる人は安心が得られるんですよ。ここに行けばどうにかなる。問題が解決できるという整備がされているわけですね。確かに、奄美市にも子育て支援センターが港町にあります、学童保育、いろんなのがありますよね、整備されていますけど、私、今の問題はどこの誰に相談すればいいかっていうのが、障害者の方も一般の子どもさんにしても、そういう子ども持ってらっしゃる親はですね、あるんですよ。そういった、一つの拠点施設ですね、そういう仕組みづくりも、私は、今後、大事だと思うんですよ。やっぱり、少子化対策とは言っても、やっぱり、そのシステムがどういうシステム作りになっていて、どうなってるか、どこに行けばどうなるのかというのが分からない、分かりづらい。だけど、今、私が言ったりりぼんかんはそこが一つの拠点になって、シンボルになってますから、多分、今さっき言った、転勤族の皆さんは、多分、りぼんかんの話なんかは出なかったですか。出たんですよ。そのりぼんかんのような施設が造ってほしいということなど、ニーズ調査なかったですか。

**保健福祉部長（泉 賢一郎君）** 奄美市におきましては、港町にあります地域子育て支援センター、これが拠点施設でございますけれども、まだまだ内容の充実が必要かと思っております。そういった、おっしゃいましたりぼんかん等のお話しも聞いております。ただ、開催中の子育て会議におきまして、十分協議をしたいと思っておりますので、御理解ください。

**5番（師玉敏代君）** とにかく、転勤された方も、今、ここにいらっしゃる方も、やっぱり、核家族が多くなっていますので、やっぱり子育て支援、子育てをする上で、産み・育てる上で、そこでそのいろんな問題、不安を解消する一つの拠点、その仕組みづくりというのは大事だと思いますので、是非、お願いしたい。このファミリーサポートセンター事業っていうのは、もうすべてができます。これができたら大体の問題は解決じゃないかと。保育所の送迎、例えば、働いていて急に子どもがね、ちょっと迎えに来てほしいというときに、行けない。そのときをお願いができるんですよ。そういう突発的なことに対しても、できると。それを、その連絡するそのシステムができていますね。だから、そういうシステムづくりと、やっぱりそういうニーズに合ったですね、やっぱり、子育て支援政策は、是非、やっていただきたいと思っております。

次に、小規模校の学童保育についてですが、現在、奄美市においては七つの学童クラブがあります。今年度4月より住用町内に東城小・中学に11名でスタートしております。ここまで立ち上げるには、保護者会の努力、何度も会を重ね、年間10名以上利用が補助金の交付の要件になっており、小規模校の学童保育の実現は厳しく、この整備がなかったため、更に生徒が減る要因はいなめません。校区内で

10名以上クリアできればいいのですが、大川小・中学校は小湊小から数名来ております。1名ですね。この間見てきました。東城小・中学校は住用小の児童の送迎をしつつ利用人数を確保し、運営にあたっているのが現状です。小規模ながらのニーズ調査は必要ですし、必要とする保護者の皆さんは必死です。小規模校の運営については特段の配慮が必要不可欠です。その地域に見合った足りない部分の費用を市単独で検討していただけないか、御見解をお示してください。

**保健福祉部長（泉 賢一郎君）** 住用地区で保護者に皆様によりまして学童クラブ住用オレンジクラブが発足したことは、大変意義のあることだと理解しております。御指摘のように送迎に費用がかかるなど、小規模校ながらの学童クラブの問題点があることは認識をいたしております。発足してまだ間もないこともあり、今後とも、学童クラブが、是非、継続できますように見守っていきたくと考えております。なお、平成27年度から施行予定の子ども子育て支援新制度におきまして、おける放課後児童クラブ事業につきまして、現在の補助基準の見直しを、県を通じて国に要望しておりましたが、これに対しまして、先般、国から国庫補助対象の下限人数、下の人数については、今後、国の予算編成の過程の中で検討していくとの見解が示されております。本市といたしましても、国の制度改正を見据えながら、保護者の負担が少しでも軽く、軽減されるよう努めていきたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

**5番（師玉敏代君）** 是非ですね、国の制度ももちろんですけども、その辺もですね、やはり、今後、住用のほうでも1か所、大川小で1か所、また今後、周辺部の地域で小規模校でこういうようなことがあると思います。やっぱ、その辺はですね、しっかりと歩み寄って、皆さんの要望をですね、聞き入れていただきたいと思います。

では、学童保育のですね、そのありますけど、7か所に更に1か所で8か所ですね。学童保育の現場の訪問視察はされていると思いますが、その感想があれば、いかがですか。

**保健福祉部長（泉 賢一郎君）** 訪問の感想でございますが、通告にはございませんでしたが、お答えさせていただきます。まずですね、子どもたちが大変元気でのびのびとしているということが印象的でした。それだけに、保護者の皆様が、是非、今年度からスタートをさせたいという熱意が、大変伝わってまいりました。それから、建物につきましては、旧診療所跡ということで、大変使い勝手がどうかと心配しておったんですが、非常に工夫をして有効に活用されていることが伺えました。それから、指導されている保育士につきましても、ベテランと若い保育士が大変かみ合っておりまして、いい運営がなされており、大変いい環境の中で子育て支援ができていますものと感じました。

**5番（師玉敏代君）** 私も何回か見に行き、七つの学校保育、保育所、学童保育ですね、そして、住用もちろん、今度、立派など、私は思ってます。その中で、施設の中の環境整備ですね。例えば冷蔵庫があるのか、床敷きがあるのか、ときには具合の悪い子が眠る寝具があるのか、そして、ここに何が必要なのか、ここは足りてるねとか、そういったこともですね、今後、視点を変えて、それはそれで、また、別にできる事業はあるわけですよ。お金が出るところが。だから、やっぱり改修、その学童保育の環境っていうのは、みんな、まちまちですね。私から見たら。やっぱり、できればいい環境で、子どもたちが親が迎えに来るまでそこで安心して過ごせるような環境づくりもお願いしたいと思います。

このような学童クラブのですね、視察、現場を定期的に見てほしいと思っております。奄美市は子育て支援については、港町にある子育て支援センター、病児・病後児保育、学童クラブなど等々あります。新たにファミリーサポートセンター事業が実現できれば、学童クラブとの連携、保育所の送迎、病後児の保育などの突発的なサポートがどの地域でもまんべんなく施されます。子どもがこの世に誕生し、育てていく上で重要な役割があります。ここに来たら乳幼児から学童期の相談が受けられ、さまざま

まな支援が受けられ、安心して子育てができる、分かりやすい仕組みづくりと拠点施設は、今後、重要課題だと思っています。海・山・川があり緑に囲まれ、素晴らしい子育てにいい環境があっても、地域によって子どもが、児童がいなくなるのは避けたいものです。どうぞ、今後ですね、そういった観点から、是非、奄美市ならでの分かりやすいその仕組みづくりと拠点施設の整備は、今後の少子化対策として必須でありますので、よろしく願いいたします。

次に、おもてなしとその一つについてということで、質問させていただきます。これは二つの質問については、市民のほうから最近提案をいただいたことなので、質問させていただきます。おもてなしにはいろいろありますが、その一つとして転入者への観光クーポンの提供は考えられないか。鹿児島市、これも鹿児島市ですけど、転入者に対してようこそ鹿児島市にいらっしゃいましたと、歓迎の言葉と温泉や水族館などの観光クーポン券をプレゼントするそうです。これは市民からの提案ですが、いかがでしょうか。

**市長（朝山 毅君）** その御質問について、私のほうで答えさせていただきますが、議員がお話しのとおり、鹿児島市においてはウェルカムチケットということを配布して、転入者に対しその地域をよく知っていただきたいと。特に、公共施設、平川動物園とか市立美術館とかいう優待券を発行しておられるようであります。そのことは、当地にお越しいただく皆さんに対するおもてなしの心、正に議員がおっしゃるとおりであろうと思います。そういう意味において、じゃ本市ではどういうことをやってるかと言いますと、転入者に対し奄美の観光パンフレットの配布等をいたしております。優待券ということではありませんが、サービスの中でやっているわけでありませけれども、まさに、優待券、そういうものがありますれば、公共施設、おもてなしをしながら、奄美の文化や歴史に触れていただくよりよい機会であり、奄美の人情にも触れていただくということでは、有効な（聴取不能）ということがあるかどうか（聴取不能）このことについては、本市もさることながら、奄美市を含めた、広域的な取組も、また、大切ではないかと。離島であるが上に、やはり、いらっしゃる皆さんには、そういうおもてなしの心を共通して各市町村が持つということが大事であろうかと考えておりますので、広域事務組合、更にまた、奄美市においても、今後の検討課題、来島者が多くなっている昨今であります。自然遺産登録もあります。諸々のことを含めて、観光振興、更には奄美の人情、そして、奄美の文化・歴史を御理解いただく機会にという意味で、御検討させていただきたいと思っておりますので、議員（聴取不能）発言にはならなかったかもしれませんが、しばらく、時間（聴取不能）ますよう、お願いいたします。

**5番（師玉敏代君）** はい、ありがとうございます。やはり、転入・転出ということは、常に（聴取不能）窓口が。どうしても事務作業の流れで済んでしまうと思うんですよ。一言、やはり、ようこそ奄美にいらっしゃいましたとか、転出される方にもですね、また、学校出られる方もいます、就職する方もいます、また、奄美に帰っておいでねとか、一言、やっぱり言葉を浴えるっていうのは、これも一つのおもてなしだと思いますし、やっぱり、その辺は大事なかなあと私、思います。この下の売店の自動販売機でさえ、ジュースを買ったらおはようございます、いつてらっしゃいと言われるだけでも気持ちいいんですよ。やっぱり、言葉っていうのと、やっぱ、おもてなし、そういったことも、是非、やっぱり大事だと思いますので、今後、御検討いただきたいと思っております。

最後にですね、屋仁川通りの街路樹にサガリバナの整備については、昨年、文教厚生委員会の中である環境対策課のほうで（聴取不能）その方々から提案があった（聴取不能）そのことも含めましてですね、サガリバナはですね、今が正にシーズンで、季節限定で西表島や石垣島で幻の花サガリバナ鑑賞クルーズがあります。それぐらい、サガリバナは大変人気があるんですが、サガリバナの花言葉は幸運が訪れる、幸運が訪れるという意味があるそうです。初夏の一時期に眺められる花ですが、観光スポットの一つとしてライトアップしたサガリバナの街路樹は考えられないか、お伺いいたします。

**商工観光部長（菊田和仁君）** サガリバナを活用した取組でございますが、過去に旧名瀬市のときは、香りのまちづくり事業として、うどん浜公園などにサガリバナを植栽した経緯がございます。また、旧住用村においては、平成11年度から潤いのある観光地づくり事業として、内海公園バンガローの道路沿いにサガリバナを植栽いたしております。うどん浜公園につきましては、海岸からの風の影響などでもう既に枯れておりますが、内海公園バンガロー周辺のサガリバナは元気に生育して、開花時期には宿泊者や観光者などが見物に訪れております。現在、市の水道庁舎の道路沿い、旧名瀬保健所の横でございますが、任意のグループがその場所をお借りしまして、サガリバナの植栽を行っています。関係者の方に伺いますと、今後は屋仁川へも植栽を広げていきたいという声を伺っております。このような市民の実践的な取組や、景観づくりに対する機運の高まりも大切にしながら、市民と行政が一体となった取組になるよう、検討してまいりたいと存じます。

**5番（師玉敏代君）** 是非、検討していただきたいと思います。このことはまた、屋仁川の地域対策にもなると思いますので、できるだけ検討していただいて、よろしく、宣伝のほうですね、サガリバナ、奄美大島が北限と聞いてますので、これだけのサガリバナが屋仁川で見られるというのは、観光客の目玉になると思います。よろしくお願ひし、一般質問終わります。

**議長（竹田光一君）** 以上で、新奄美 師玉敏代君の一般質問を終結いたします。  
暫時休憩いたします。（午前11時45分）

○

**議長（竹田光一君）** 再開いたします。（午後1時30分）  
午前に引き続き、一般質問を行います。  
無所属 安田壮平君の発言を許可いたします。

**2番（安田壮平君）** 皆様、こんにちは。無所属の安田壮平です。平成26年第2回定例会の一般質問にあたり、まずは一言所見を述べさせていただきます。

奄美群島日本復帰から還暦の節目を過ぎて、今年、新しい時代の奄美の到来を予感させる、予感させるに十分なほどの追い風を感じているのは、私だけではないだろうと察しております。先の3月定例会から今日までの間においても、大島高校野球部の甲子園選抜出場と奄美関係者一丸となった応援による応援団最優秀賞の受賞、4月にはLCCであるバニラエアの成田・奄美大島間の就航が決まり、また、改正奄振法が施行され最大の目玉である奄美群島振興交付金の詳細な制度設計が徐々に明らかになってきており、航路・航空路運賃の低減化や農林水産物輸送コスト支援がもうすぐ始まろうとしています。また、衆院補選においては、奄美本島の歴史上初めて、現役の内閣総理大臣がいらっしゃいました。短時間の御滞在ではありましたが、しっかりとこの島の光景を目に焼き付けていただいたことと思います。5月には過去最大のクルーズ船であるサン・プリンセス号の初来港があり、国際観光都市としての新たな試みが始まっていますし、また、東京のIT企業が本市に事業所を開設し、本市にとって約3年ぶりの立地協定が調印され、新規雇用の創出が期待されているところです。そして、カンヌ国際映画祭では河瀬直美監督の映画、2つ目の窓、惜しくも受賞を逃したものの、御本人のルーツである奄美の魅力を十分に世界に向けて発信していただきました。余談ですが、河瀬監督は海の波の音の違い、満潮のときと干潮のとき、そして、その中間のときとで波の音が異なるということに、御本人気付かれて、そして、それぞれの音を音声スタッフの方に録音してもらったそうです。この河瀬監督の感性や観察眼、自然への畏敬の念や奄美のことを伝えたいという情熱や思いをこそ、私たちは将来への糧として大事にしていきたいと考えます。

以上のことを考えれば、本市を始め、奄美群島にはよい流れが生じていることは確かだろうと実感しますし、また、先の宇検村での奄美群島市町村議会議員大会で、大島郡町村会長の久保伊仙町長が、

これからの奄美群島は世界自然遺産、長寿・子宝、安全保障という三つの面で国内外での存在感が増していこうという趣旨の発言は、なるほどと思うところであります。しかしながら、現状がそうだからといって、奄美群島の将来をただ楽観視することはできません。先月、元総務大臣の増田寛也氏らが表した通称増田リストによると、それによって多くの自治体に衝撃が走ったとの報道が殺到しましたが、それによると、子どもを産む人の大多数を占める20歳から39歳の女性人口が、今後30年間で5割以上減る自治体を消滅可能性自治体と定義した場合、奄美群島では龍郷町と和泊町以外はこれに該当するというところであります。本市の場合も、その世代の女性の数が、30年後、約3分の1になっているだろうということで、既存の人口推計よりも減少のスピードが速まるのではないかという危機感をより強く持たざるを得ません。30年後、私自身も含め、この議場にいる皆様はどちらで何をなさっているでしょうか。お互いの人生を案じつつ、本市の今と将来に重責を負っている同志として、この大きな課題も見据えながら、今の政策を地域社会の質と向上の、失礼しました、質と量の向上につなげるべく、一つ一つ着実に刻んでまいりましょう。そのための一般質問を通じた議論をさせていただきます。今回も大きなテーマは経済・産業・雇用であります。雇用が大事、雇用の創出を意識しながら、進めさせていただきます。

それではまず、新規特産品開発支援についてお尋ねします。前回の一般質問でも少し触れましたが、不十分だったため再度質問します。①、②は食品加工業に絞った質問ですが、③はそれ以外の業界・業種についてもお答えいただければと思います。質問の大きなテーマとしては、地域の食材を生かした食品加工業は本市の基盤となる重要な産業に育てていくべきと考えますが、それをどのように進めていくかということです。先般、所管事務調査で行かせていただいた北海道や、また、2年前に伺った沖縄では、魅力的な商品、買いたいお土産品がたくさんあり、その多くが食べ物、加工食品でありました。そのラインナップの多様さの背景には、公社方式など行政からの後押しが大きくあったらというふうに感じておりますが、それについて、①、そのためにも、本市でも行政での後押しが必要と考えますが、取りわけ、鹿児島県との連携はどのように進められているか、お答えください。

次の質問からは発言席にていたします。

**議長（竹田光一君）** 答弁を求めます。

**商工観光部長（菊田和仁君）** それでは答弁いたします。最初の御質問につきましては、県の事業、食品関連産業振興プロジェクトの件というふうに理解してお答えいたします。

議員御案内の鹿児島県が実施する食品関連産業振興プロジェクトは、経営者向けセミナーなどによる経営力強化や、新商品開発などの高付加価値化の取組、また、食品関連産業に従事する人材の確保などを支援し、食品関連産業の更なる振興と雇用の創出拡大を狙いとして、本年度から3年間実施されると伺っております。県の現在の取組状況といたしましては、本プロジェクトが今年度からスタートするにあたり、プロジェクトで実施する主な事業の多くが企画提案委託先の公募を行っている状況です。今後、事業の委託先が決定し、事業がスタートした場合には、新商品の開発など、市内の関係団体が支援を受けられる事業につきましては、県と連携を図りながら情報の提供やフォローアップに努めてまいりたいと考えております。

**2番（安田壮平君）** この県の食品関連産業振興プロジェクト、新年度の県の目玉事業の一つとして上げられていまして、予算額が4億2,000万円余りということなんですけど、今、概要について伺いましたが、では、実際にその本市においてですね、どのようにこれを取り入れていくか。行政としてですね、奄美市として、どのように、奄美市内の業者の方々にですね、これを活用していただくかというところの取組までですね、お伺いしたいと思います。

**商工観光部長（菊田和仁君）** 正直申し上げますと、今の事業はですね、県事業ということであります、その多くは県と、先ほど委託、企画提案型の委託業者のお話をしましたが、そこから直接、食品関係の会社との関係になってくるものと思っております、したがって、市が直接関わるというよりは、県、あるいは委託された会社のほうが市内の民間企業のほうに事業が関わってくる場合は、市として県との連携を図りながら、間に入って企業を支えていきたいという意味でございますが、事業の中の一部についてはですね、食品関連産業経営者塾マーケティング強化セミナーなどというのもございまして、セミナーが奄美市で開催される内容等もございます。全体的には、直接市が財政的な支援を伴ってとかいうことではございませんので、御理解を賜りたいと思います。

**2番（安田壮平君）** 部長がおっしゃることは、よく理解できました。なかなかその本市の、その財政状況ですね、この産業振興部門、経済部門にですね、使えるお金というものも限られている中で、僕自身はいかにして県が食品加工業、力を入れているわけですから、本市で育てていこうとした場合ですね、やっぱりこれを活用していく必要があると。もちろん、地元のその民間業者が、まずは手を上げていただく必要があるとしてもですね、奄美市としてはその貴重なそういった県の財源というものをですね、もっともっと民間の方々にも広く知っていただきたい。そして、使っていただきたい、そういう姿勢も大事じゃないかなというふうに思います。なかなか県という行政体は、やっぱり、基礎自治体ではありませんので、なかなかこう、我々一般の住民、また、事業を営む方々にも少し距離のある存在ではないかと。こういった県のさまざまなメニューありますが、なかなか実際住民の方、事業者の方に伝わっていないという現状がありますので、その間役をですね、是非、基礎自治体である奄美市のほうにも担っていただきたい、そういう趣旨での質問でありました。

続いて、ちょっと一括でお伺いしますが、公益財団法人のかごしま産業支援センターとの連携状況ですとか、また、あるいは市長の公約にもあります大島工業高校跡地活用による雇用の増ということに対する今後の取組、そしてまた、県大島紬技術指導センター、浦上にありますが、この活用の可能性、食品加工としてですね、何か使えるかどうか。その他、この分野における県との連携についてですね、お伺いしたいと思います。

**商工観光部長（菊田和仁君）** それでは、順を追って説明いたします。公益財団法人かごしま産業支援センターとの連携状況でございますが、旧名瀬市を含め、これまで奄美ファッション研究所、それから、アーダン、黒糖焼酎酒造会社や情報通信企業等が商品の研究・開発や販路拡大、機器整備等において、専門家の派遣や助成金を受け事業を推進いたしておりますが、食品加工業の分野におきましては、私どもが調べましたところ、これまで連携した活動等は実施されていないようでございます。今後につきましては、同センターの支援事業の把握や情報収集に努め、活用できる支援制度については、関係団体等への周知や活用を努めてまいりたいと考えております。

それから、大島工業高校跡地の件でございますが、現在、その一部を議員御案内のとおり奄美情報通信共同組合が使用しているところでございます。現在は緊急雇用創出事業による雇用者や組合加盟企業の雇用者など40名が従事いたしております。また、体育施設につきましては一般開放しており、多くの市民の方が利用しているところでございます。旧大島工業高校跡地の利用につきましては、去る4月11日に民間主体で組織する奄美市土地利用検討委員会から跡地利用に関する提言がなされております。主な内容といたしましては、奄美群島成長戦略ビジョン実現に関する利用計画であること、施設の公共性や周辺地域の理解・協力が得られる一体的な利用計画であることなどとなっております。今後、この提言の内容を踏まえ、大島工業高校跡地の活用計画について検討する専門会議を新たに設置することとしております。この中で、雇用創出にもつながる活用計画を検討していく予定でございますので、御理解くださいますようお願いいたします。

それから、大島紬技術指導センターの件でございますが、県工業技術センター奄美分庁舎につつまし

ては、この4月から駐在機関への組織改編され、再雇用職員4名が本場奄美大島紬に関する研究・技術相談・指導のほか、研修生の受入等を引き続き行っております。先日、鹿児島県から同施設の将来活用について奄美市の意向を伺いとの相談があり、庁内での議論を始めたところでございます。今後は同施設と最も関係の深い紬組合の意向を始め、市民や議会の皆様の御意見を踏まえ、同センターの有効的な利活用を取りまとめていきたいと考えております。

それからもう1点でございますが、その他の分野についてでございます。そのほか、鹿児島県と間接的な連携ではございますが、奄美群島における未利用資源の有効活用を目的として、平成17年度に設立されました奄美産業クラスターにおきまして、産学官連携のもと、黒糖焼酎かすから健康維持に効果のある黒糖もろみエキスの抽出や黒糖焼酎かすに含まれるポリフェノールにメラニンの生成を抑制する効果を突き止め、新たな商品開発に結び付けている事例がございます。議員御指摘のとおり、地域の食材を生かした食品加工業は、農業や水産業の一次産業を含め、二次・三次産業への波及効果の大きな分野だと考えております。この分野の成長は本市経済の底上げや雇用の創出に大きな期待がもてることから、県や関係機関と連携を密にして、引き続き支援に努めてまいりたいと考えております。

**2番（安田壮平君）** いろいろとお答えいただき、ありがとうございます。本当にこの食品加工の分野、まだまだ奄美は伸びしろがあるというふうに思います。本当に奄美の食材、健康・長寿にも関わりますし、そしてまた、あとの質問にもつながりますがクルーズ船、観光客の増加にもですね、やはり、こういったお土産品というものは、奄美の食材を使った、そして保存の利く、そういったものをですね、まだまだ開発をして、そして売り込んでいく、経済効果を大きくしていく、そういう取組、欠かせないというふうに思いますので、是非、今後もですね、この工業高校跡地ですとか、また、紬指導センターですね、こういったところ、活用できるものは、是非とも活用していただきたい。農業・観光交流・IT、そしてまた、この食品加工という分野も非常に可能性のある産業です。雇用の増加も見込めます。こういったところも、是非、力を入れて取り組んでいただきたいなと思います。

次に、②に移りますが、奄美群島成長戦略ビジョンの前期実施計画に位置付けられています本市の農産物加工センター建設、これはどのような計画かというところを伺いたいと思います。

**農政部長（山下 修君）** それでは、農産物加工センター建設について、御答弁申し上げます。本市では出荷基準の統一を図るとともに、出荷・選果の体制を整備し、安定生産・安定出荷・有利販売による生産者の経営安定・産地化を目指すため、奄美大島の5市町村及びJAあまみと連携し、平成23年度、24年度の2か年で奄美大島選果場を整備し、平成24年度からタンカンの出荷を行っているところでございます。平成25年度の奄美大島選果場へのタンカンの実績、出荷実績を見ますと、委託選果を含め252トンの取扱量で、規格の内訳といたしましては、秀品が6パーセント、優品が26パーセント、良品が34パーセント、規格外品が33パーセントの出荷となっております。選果にあたりましては、実績から見ましても規格外品も多く発生することも想定されますので、その規格外品を有効活用する加工などの取組や、そのための施設整備が求められているところでございます。このようなことから、議員お尋ねの農産物加工センターにつきましても、奄美群島成長戦略ビジョンの実実施計画では、平成27年度からの計画としておりますが、今後、更にタンカン以外の農産物の取扱状況や規格外品の数量、併せて地場農産物を活用した加工品の状況などを調査・把握して、そのことを踏まえた上で他の町村や関係機関と施設の場所・規模・設備等の整備内容や、整備に伴う財源確保などについて協議をしてまいりたいと考えてるところでございます。

**2番（安田壮平君）** 成長戦略ビジョンのこの前期実施計画を見ましたところ、主にタンカンの加工を目的としているという文面がですね、ありましたので、そこは、本当にタンカンだけでいいのかなというところを思ったもんですから、聞かせていただきましたが、今後、いろいろほかのものもですね、産物

も検討されるということですので、是非、それ本当、より広く、こう汎用性のある加工センター造っていただきたいと思うんですが、その加工できる種類というか、ものにしても、例えば、さまざまな機能と言いますか、これも前回申し上げたんですが、冷凍・冷蔵・飲料・乾燥・粉末・アイス・ジャム・レトルトなどのですね、多くの機能を備えた施設を造っていただきたいんですけども、こういったニーズが、今後、民間からもですね、恐らく出てくるだろうというところを見越してなんですけれども、その点についてのお考えは、今の段階でいかがでしょうか。

**農政部長（山下 修君）** 加工所につきましては、各、今現在、各市町村にそれぞれ加工所の設置をしております。それで、我々今、選果場に集まるタンカンが主ですが、それは各市町村に一次加工品として提供したらどうかというのが、今、検討をしているところです。ですから、我々としては、タンカンジュースを、タンカンを含め、他の農産物も一次加工的な選果場の設置が一番いいんじゃないかということで、そういうものを含めて、今、検討をしているところでございます。

**2番（安田壮平君）** 確かにタンカン等のその規格外品を一次加工するという取組も大事だとは思いますが、どうしてもその、最終商品のその種類というラインナップを広げていくためには、また、その二次加工の部分にも目を向けていく必要があると。行政として取り組むか、若しくは民間を、民間の企業をどういった形で支援をするかということもですね、考えて行かなければ、なかなかその商品の種類、バリエーションの幅というものは広がっていかないだろうというふうに思います。そこは是非とも、もっともっと考えていただきたいなと思います。例えば、事例を上げますが、奄美のその特産であるタンカンと、沖縄のパイナップル、また、北海道の乳製品をですね、こう取り上げた場合、それを使った商品が何種類ぐらいあるかということのをですね、こうばーっとう並べてみたときにですね、恐らく、タンカンを使ったその商品の幅というのは少ないだろうと。沖縄のそのパイナップルを使ったさまざまなお土産品、また、北海道の乳製品を使ったもの、比べたらですね、まだまだ少ないだろうと。もちろん、比較する相手が規模が違いすぎるという意見はごもっともなんですけども、だけれども、外からいらっしゃるその観光客の方々、奄美にいて、外に対してですね、奄美の物産を送りたいと思う地元の人にとってもですね、やっぱり、こういったものを一つ一つ確実に、新しい商品を世に生み出していくと。それに対して、行政が何らかの形で支援をしていくということも欠かせないというふうに思いますので、先ほども言った県のさまざまな事業、メニュー、活用しながら、そういったところにもですね、是非、力を入れていっていただきたいなと思います。

それでは③、いきたいと思いますが、かなり重なる内容ではあるんですが、観光客や、観光客用、あるいは地元から本土への贈答用を意識した新規お土産品の開発を行政として支援できないかということについて伺います。

**商工観光部長（菊田和仁君）** 新規特産品の開発につきましては、観光客の誘致や地場産業の振興策の一つとして重要な課題であると認識しております。現在、多様化する消費者ニーズへの対応と事業者の商品開発意欲向上を図るべく、奄美群島広域事務組合と奄美群島観光物産協会が連携して、あまみ島一番コンテストを平成23年度から継続して実施しております。同コンテストにおいては、群島内の食品及び工芸品の各分野において優秀作品を選定するとともに、審査の時点からコンテスト終了まで、アドバイザーによる出店者への助言を続けるなどのフォローアップを行っております。なお、優秀作品につきましては認定シールの添付、パンフレットやホームページへの掲載、各種物産展での出品といった支援を行っております。また、奄美群島広域事務組合におきましては、既存商品の磨き上げや新商品開発を含む特産加工品人材育成事業に年次的に取り組む奄キャンものづくり学科事業、ちょっと分かりにくい言葉ですが、奄美群島を一つの大きなキャンパスに見立て、特産加工品分野における人材育成を目指す取組です。この事業を実施しており、今後の成果を期待しているところです。そのほか、本場奄美大島

細関係の工芸品につきましては、西陣産地との連携による本場奄美大島紬アカデミー教室及び奄美・西陣コラボレーション展を平成21年度から実施しており、ファッショングッズやインテリアなどレベルの高い商品が開発されております。こうした取組を契機に、新商品開発や島外において展示・販売を行うなど、積極的な活動も見られますことから、今後とも関係機関と連携を深めて、特産品の新商品開発を支援してまいりたいと考えております。

**2番（安田壮平君）** 今、いろいろ部長からお話し伺いましたところ、いろいろと取組はされているということなんですけど、それはいいなというふうに思うんですけど、そこで出てきた新しいお土産品というものがですね、どれぐらい、こうお店に出回っているのかということですね、なかなか見えないなど思うのが正直なところでして、そういった認定シールとかもですね、申し訳なかったんですけども、ちょっと気づきませんでした。今回、クルーズ船が度々いらっしゃいましたけれども、バスのほうにもお店が並んでいましたし、他商店街のほうにもたくさんお店がありますけれども、そういったところで、どの程度その、そこで選ばれた商品類がですね、並んでいるのかなというのがですね、なかなか分かりづらいところです。地元の人間でさえ分からないのであれば、なかなか、その観光客の方々にもですね、十分に伝わっていないのではないのかなと、そういった危惧がありますので、そういったところの、着実に実施されているのであれば、やっぱり、PRという部分もしっかりしていただきたいというふうに思いますし、そしてまた今、奄美大島商工会議所の会頭も、新しいお土産品を世に発信したいということで、やはり、その価格帯ですとか買いやすさ、保存が利くとか、そういったものも含めて、いろいろと研究していく必要もあるんだろうと。そういった支援も、また、今後ですね、検討していただければと思います。その中で一つ、奄美のものは本当、食べ物にしる、また、その他の工芸品にしる、いいものが多いんですが、なかなかこう、宣伝が下手であったり見せ方が下手、そういったパッケージの部分ですとか、そういった表のその表面のデザインの部分とか、そういったところが弱いというふうに言われていますが、そういった中で、今、奄美の若い方々がですね、デザイナーの方、クリエイターの方が、何とかこう奄美を盛り上げていこうと、デザインという観点から盛り上げていこうという動きをしておりますけど、そういった方々と、そういった既存のお土産品、開発しようとする業者をこうマッチングさせるような支援というものができないかどうかということもお伺いしたいと思います。

**商工観光部長（菊田和仁君）** 今、議員から御案内がありましたように、地元のデザイナー含め、特産品のパッケージデザインなどの動きについては活発化していると、また、着実に実績を重ねているとお伺いしております。御提言の特産品業者と地元若手デザイナーとのマッチングへの支援でございますが、地域の人材育成や経済効果の面で効果的と考えられますので、本市としてもそれらの支援について検討させていただきたいと思います。なお、本場奄美大島紬の新商品開発につきましては、これまで洋装化の品質表示等に関する研修を実施してまいりましたが、今年度は新たに島内のデザイナーとも連携した研修会の実施を予定しているところでございます。

**2番（安田壮平君）** はい、ありがとうございます。是非とも、行政としてもそのデザインへの意識というものも、また、強くもっていただきたいと思っておりますし、そしてまた、今、ちょうど政府が地方創成本部というものを設置して、地域の特産品開発や、また、販売を金融面などから支援する方針が打ち出されていますので、そういったのもしっかりとウオッチをして、活用していただきたいと思っております。

続いて、クルーズ船の受入体制構築について質問をします。これについても、前回触れましたが、冒頭で述べたように、まさにタイムリーな課題ですとお尋ねします。質問の大きなテーマとしては、今年、多数来港したクルーズ船による経済効果は大きかったと思っておりますが、今後もそれを継続・増加させるためにさまざまな課題、いかにして克服するかということです。それについて①、実際の経済効果に

ついて、詳細な把握が必要ではないかということについてお尋ねします。と言いますのも、先般、視察をした小樽市では、クルーズ船による経済効果をよりの確に把握するために、物販・飲食・交通等の各業者に対してアンケート調査を行っていました。本市においても、まずは適切に現状を把握するために、そのような取組が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

**市長（朝山 毅君）** 安田議員にお答えいたします。クルーズ船の件であります。今年度のクルーズ船寄港は、議員お話しのとおり、5月から6月の間に計8回の寄港がありました。しかも、約7万トンを超えるサン・プリンセス、そして、コスタビクトリアでありました。これらの寄港により、乗客約9,000人の方がオプションツアーや市街地への観光を楽しまれております。観光・物産業者を始め、多くの関係業界に経済効果があったものと考えております。平成20年に国土交通省九州運輸局がまとめました調査報告書をもとに経済効果を試算いたしますと、今年度8回のクルーズ船寄港による直接的な効果額は約1億7,300万円と試算されております。御提案のアンケートによる経済効果の算出につきましても、今後、効果的な施策を展開するために必要でありますので、これまでも大島観光協会、観光船バースに出店した一部の物産業者などのアンケートを採りながら、その詳細の把握に努めていきたいと考えております。その直接的な経済効果は、今、申し上げたとおりですが、算出方法がそれぞれあるようでありますので、詳細については、また、担当部のほうから委ねさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

**2番（安田壮平君）** 市長から御答弁いただき、ありがとうございます。今回、サン・プリンセスが6回来たことによって、また、コスタビクトリア、来たことによってですね、本当にいろいろなことが分かってきたというふうに思うんですけど、私自身も少し関わらせていただいて、いろいろと、おおざっぱに気付いたことが、やはり、日本人のお客さんが、国内のお客さんが割と買い物してくれるなど。その一方で、欧米の方ですとか、あるいは乗組員、クルーの方々、主に東南アジア系が多いと聞いたんですけど、そういった方々、あまり買物をしないようだな。Wi-Fiという無線LANを使っているので、いろいろサービスを使ったというのが多かったようであるなど感じておりますし、そしてまた、韓国・中国・台湾、そういったアジア系の方々も、割と日本人の観光客に似て買い物してくれるなどというところを感じた次第であります。そういった特性を掴むことも、また、大事だと思いますし、また、こういったアンケートの目的というのは、僕自身は何よりもその地元の業者とのコミュニケーション、行政とそういった業者の方々のコミュニケーションをですね、もっともっと深く取っていただきたい。そのためのアンケートが一つの手段かなというふうに思っていて、お店によっては自前で、英語でですね、表示を付けて、自分たちが売りたい物を、そして、手頃な商品をですね、お店の前に英語を使ったり韓国語を使ったりして表示をしているお店もあれば、そういった経営努力をされていないお店も見受けられました。やっぱり、そういった個々のお店のその頑張りというか、努力、これが大事なのは言うまでもないんですけども、それによって経済効果というものも、また、更に上がっていくところで、クルーズ船が来ても全然自分のお店潤っていないという前にですね、やっぱり、・・・もうちょっとこう工夫してみたらどうですかというふうなですね、こういうコミュニケーションを生むためのアンケートというのが、一つの策ではないかなというふうにも思いますので、そういったところも、また、是非、検討していただきたいなというふうに思います。

本当、今回たくさんクルーズ船来ることによって、一つ気付いたのは、意外とこうお風呂に入りたいと、入浴サービスをですね、求める声が多かったということも事実なんですけど、そういった入浴に関する情報をですね、向井議員のあのビックマリンさんもですね、されておりますけれども、そういった情報の集約、一元化というものもですね、まだまだなされておりましたし、そういったことも、一つ一つ、課題を解決していくことが、今後のクルーズ船、更に来ていただくための道筋じゃないかなと思いますので、そういったところも、是非、いろいろと考えていただければと思います。

次に、②なんですけど、ボランティアガイド、これ国内向けの日本語専門の方、あるいは外国語、通訳の方含めてなんですけど、その育成をどのように図っていくかということについて質問をします。

今回、仮称ですが奄美国際懇話会という、主に外国語を話す方、もちろん、日本語専門の方もいましたけれども、そういった民間の有志の方々ですね、行政の少しでもお役に立てればということで集ましまして、そして、外国人への対応、国内客への対応などを、市内随所でいたしました。マスコミにも取り上げられて、評価もいろいろとたくさん多く高評価をいただいたというふうに認識をしておりますが、また、自身、実際、私自身も関わらせていただいて、課題も多いなというところを感じている次第であります。ですので、この市としてですね、このボランティアガイドの育成、どのように図っていくか。あるいはその育成をどのように支援していくかというところについて伺いたいと思います。お願いします。

**商工観光部長（菊田和仁君）** それでは、ボランティアガイドについてお答えいたします。主にまち歩きの関係での御質問だと思いますが、今年度からクルーズ船の乗客を中心市商店街に誘導し、歓迎イベントを実施するまちなかナビゲーション事業を実施しているところでございます。事業の実施にあたり、外国船、外国籍船寄港時の通訳ボランティア参加を呼び掛けましたところ、安田議員を始め多くの市民の皆様にご協力をいただきまして、観光船パースや商店街でのガイドを行うことができました。現在、ボランティアに参加されたメンバーの皆さんによる団体設立に向けた準備が進んでおります。今後、外国人観光客に対してよりよい対応ができるよう、連携を深めていきたいと思っております。それから、地元高校生などへも、ちょっと協力いただいておりますが、この件につきましては、既に英語クラブの生徒がセレモニーの通訳を務めていただいたりしておりますが、ボランティアにそのような形で参加していただいております。授業やクラブ活動との兼ね合いはございますが、学校側から生徒のスキルアップにつながるという回答もいただいております。今後、幅広い層に通訳ボランティアの参加協力を呼び掛けてまいりたいと考えております。それから、しまコンシェルジェ育成講座、このようなものもやっておりますが、ホテル、タクシーなど観光業従事者や奄美の自然・文化・歴史に関心を持つ方を対象に、体験講座への参加を通じて、奄美大島の案内人になっていただくという取組もいたしております。このことにつきましては、平成25年度、受講者56名を対象に計7回講座を行いました。今年度は今月から始まっておりますが、定員70名を上回るお申し込みをいただいているところでございます。今後、世界自然による観光客の増加が見込まれる中、多様化する観光客のニーズに対応する観光ガイドの養成に努めてまいりたいと思います。

**2番（安田壮平君）** ありがとうございます。いろいろと取組をされているということなんですけど、その最後のしまコンシェルジェについてもですね、是非、過去数年、数年来やっているとしますので、その受講者の方を、是非ともそういった通訳ガイド、あるいは日本語ガイドのほうにですね、誘導していただくような、そういった呼び掛け、働きかけも行っていただきたいなというふうに思います。2点伺いますが、この通訳ガイドについてですね、今、市のほうでやっている人材育成研修助成事業の対象になるのかどうかというところ。そしてまた、奄美群島広域事務組合におけるガイド養成についての取組もですね、ちょっと併せて伺いたいと思います。

**商工観光部長（菊田和仁君）** 1点目の、奄美市の人材育成等研修事業でございますが、通訳案内士に関するですね、研修という立場で、もちろん市のほうで審査員もございまして、審査はございまして、一つの研修という組み立てで申請していただくことによって、対象になりうるということで御理解いただきたいと思っております。

それから、もう1点は広域事務組合が行っているガイド養成ですかね、こちらのほうにつきましては、エコガイドのお話ではなくて、ですかね。エコツアーガイドの。ボランティアガイドですか。すい

ません、広域事務組合がですね、直接ガイドという形での養成等は行ってないようです。私は勘違いいたしました、エコツアーガイドのほうは広域のほうは事務局になっておりますが、こちらのほうは広域のほうはやっていないということで、御理解お願いいたします。

**2番（安田壮平君）** 分かりました。本当に、住民と一緒にですね、住民を巻き込んでおもてなしの島を実現させるための取組になろうかと思っておりますので、この成長戦略ビジョンの中でも、人材の確保・育成・教育というものが第1に来ておりますので、是非とも、こういった面もですね、しっかりと力を入れて取り組んでいただきたいと思います。

それでは、③なんですけれども、これも前回も少し触れましたが、名瀬市街地のまち歩きルートづくり、これをどのように進めていくかということについてなんですけれども、今回のクルーズ船の乗客の方々の動向を見ますと、大型バスに乗ってオプションルーツアーに出る方も確かに多いんですけれども、行き先は北部大島、あやまる岬や奄美パーク、あるいは南部大島、マングローブパーク、そして、金作原などだったんですが、どちらかと言えば自由行動をするお客さんのほうが多いなと感じております。その場合、行き先は大浜でしたり、先日の韓国のお客さんたちは市内のスーパー行かれましたけれども、やはり、その多くがですね、名瀬市街地、末広商店街に来ているということがありまして、やはり、それを考えると、市街地の活性化、魅力アップということをどうしても考えていかなければならない課題と、課題だというふうに感じております。この点についてですね、この市街地のまち歩きルートづくりというものを、どのように進めていくか、お考えを伺わせていただければと思います。

**商工観光部長（菊田和仁君）** まち歩きルートづくりについての御質問ですが、名瀬市街地にはおがみ山や聖心教会、カトリック教会発祥の地などの名所がございます。先般のクルーズ船の寄港に際しても、名瀬まち商店街ガイドマップを作成し、多くの観光客も訪れています。まだまだ市街地には数多くの史跡・名所が埋もれていることから、まち歩きが充実するよう、ぐーんと奄美や観光協会と連携し、地域資源の掘り起こしに努めてまいりたいと考えております。また、今年度から市ではスマートフォンなどの携帯端末を活用したインターネットサービス、奄美市ナビを開始いたしました。奄美市ナビでは観光地情報や店舗情報なども掲載し、目的地の方向や現在地からの距離が分かるほか、目的地まで案内するナビとしても活用できる仕組みになっております。今後はその仕組みを活用して、観光客や市民が名瀬市街地のまち歩きを楽しむルートづくりの充実に努めていきたいと考えております。また、スマートフォンやタブレット等を使用しない観光客については、先ほども申し上げましたがまちなかナビゲーション事業で作成しまして名瀬まちガイドマップを活用しているところでございます。

**2番（安田壮平君）** このスマートフォンで使う奄美市ナビというものは、非常に僕自身も使ってみてですね、これはおもしろそうだ、よさそうだと思いますので、これは、そしてまた、今後、教育とか医療、子育てサービスとか、そういった分野にも応用が利くものだと思いますので、これは是非とも、今後ともですね、更なる活用をですね、図っていただきたいなというふうに思います。まさにその名瀬のまちなかの史跡・名所の掘り起こしというものを、本当、どんどん大いにやっていかないといけないと思いますので、こういった分野は文化財課のほうもですね、連携をして進めていただきたいと思いますし、どうしてもその行政のほうですね、なかなか、こういったさまざまな名所を掘り起こしてマップ化していくというのが難しければですね、こうしたものも、また、その民間の団体のほうでもしようと思えばできるのではないかとと思いますので、そういった支援というものも、また、お願いをしたいなというふうに思っております。

そしてまた、先ほどお話し出てきましたが、おがみ山の活用という部分で、なかなか地元の人でもですね、あまり普段の登らない、12月25日以外はですね、登らない方が大勢いらっしゃいます。そういう状況の中で、いくら観光客の方ですね、お勧めしたとしてもですね、本当にただの体力づくりに

はなったとしてもですね、もちろん、美しい風景は待っていますけれども、そう簡単には登ってくれるものではありません。もちろん、もちろんおがみ山大好きな市民の方もたくさんいます。毎日登っている方もいるんですけれども、その割合というのは非常に小さいというふうに見ていますが、今のままでは、まだまだ、昨年度整備をされたとは言えですね、まだまだ、その観光地としての魅力には欠けるものがあるのではなからうかというところですね、昨日の関議員の質問にも少し関連しますが、何かしらこう、おがみ山を登ることで、奄美の日本復帰というものを感じられるようなですね、何かしら、案内板を置いたり資料館とまではいかないでしょうけども、何かしらそういう記念となるようなものを置いたりですね、そういったことをしながら、こう復帰運動を体験できるような、そういう整備としても、整備というの、一つ、やり方としてはあるのではないかとこのふうにも思いますので、そういった点、是非、また、いろいろと御検討をお願いしたいと思います。

そしてまた、雨の日の過ごし方というのもですね、また、今回のクルーズ船来たことによってですね、また、いろいろ奄美市にとって課題を残したんじゃないかなというふうにも思います。その辺の改善も含めて、この市街地のまち歩きルートづくりというものをですね、今後も積極的に取り組んでいただきたいというふうにも思います。

最後になりますが、先日、その通訳ボランティアの反省会をしましたところですね、あるガイドの方が、クルーズ船に來られたお客さんにですね、奄美のどこが良かったですかというふうにも聞いたみたいですね。そうするとですね、非常に印象的だったのがですね、人の温かさが良かったと、そういうふうにもそのお客さんは答えたみたいですね、やはり、そういう島の魅力、もちろん自然であり、食べ物であり文化であり、いろいろあるんですけれども、やっぱり人だと。これは大事にしていけないといけないというふうにも思います。だからこそ、また、よりよいその人材育成というかですね、そういうものも、民と官、共同した取組進めていきたいと、いかなければならないというふうにも思います。そのためにも、地元のよさをまずは地元の人を知るところで、朝山市長が度々おっしゃっています島学、奄美郷土学といったものにもつながると思いますので、是非とも、この名瀬まちの掘り起こしを通じて、人材育成・ガイドの育成というものを図っていただきたいとお願いします。

続いて、商店街の再生について質問します。末広商店街を再生していくためには、土地画整理事業を行った上で、お店の種類などかつての商店街をなるべくそのままの姿で取り戻していくというよりも、もちろん、必要な機能は維持・確保しつつ、地域社会のニーズに合った新しい機能を付加していくという方針が必要ではないかと考えます。そのために、①郊外の個人商店の廃業などで買い物弱者とされている高齢者・障害者の方が増えています。例えば、今年、この年度の変わり目も下方地区においてそういった現象が見られたというふうにも聞いておりますが、それに対応する事業を行う団体等への支援はできないかお尋ねしたいと思います。と言いますのも、視察をした札幌市において、商店街再生のために安心できる商店街サポート事業として、商店街などが行う宅配・配食・移動販売・買い物代行や高齢者優待サービス導入に対しての支援を行ってまいりました。本市でもこのような取組のニーズが高まってきていると考えますが、いかがでしょうか。

**商工観光部長（菊田和仁君）** 議員御質問の買い物宅配サービスについてでございますが、本市が策定しました中心市街地活性化基本計画の中でも、高齢者を始め誰もが利用しやすい商店街の形成を図る事業として位置付けているところです。現在、中小企業庁が実施しております、商店街まちづくり事業の中で商店街組織を対象にした宅配サービス事業制度というものがございまして、通り会連合会などに事業の御案内をしているところでございます。この事業は商店街振興組合や商店街とNPO団体等との連携で実施できることから、今後は通り会連合会の御意見を伺いながら、宅配サービスの事業実施に向けて取り組んでいきたいと考えております。

**2番（安田壮平君）** はい、分かりました。是非とも、こういった中小企業庁のですね、事業を活用しな

がら、これを進めていっていただきたいなというふうに思います。

奄美市としましても、その商店街に対する支援策、いろいろ行っている、メニューもたくさんあるというのは重々分かっているんですけども、例えば、店舗リフォーム支援制度ですとか、まちなか居住推進事業といった、ハード面に対する支援であったり、あるいは家賃補助制度とかですね、中心市街地活性化資金保証料補助とかですね、こういった用途を限定した金融面での支援であったり、そしてまた、イベントに対する支援ですね、商店街活性化推進事業など、いろいろされているというのは伺っているんですが、そこにプラス、その地域社会が抱えるさまざまな問題ですね、そういう買い物弱者、どう対応していくか、そういった地域の課題にも解決に資する、今、コミュニティビジネスという言葉も流行ってきておりますが、そういったものも意識した支援をですね、是非、その商店街に、末広商店街に付加することによって、また、商店街としても、新たな事業の可能性、経済活性化の可能性というものができてくると思いますので、是非とも、そういった取組にも力を入れて取り組んでいただきますようお願いしたいと思います。

次に、②になりますが、市が行う空き店舗対策事業について、地域の交流拠点としてのコミュニティカフェやサロンにも支援しているのか。できるとすればもっとPRしてはどうかについて伺います。と言いますのも、末広商店街において、買い物客を増やす必要があることは言うまでもありませんが、そのためにも幅広く市民や観光客が訪れる環境をつくるのが重要と考えます。少子高齢化や地域のつながりの希薄化など、名瀬地区にもさまざまな課題が存在しますが、その解決を目指したコミュニティビジネスを育成するためにも、市の空き店舗対策事業での支援ができることを伺わせていただくとともに、それを積極的にPRしてはどうか。また、札幌市の事例のように、そういったビジネスをしようとする方への補助率のかさ上げを検討できないか、お尋ねします。

**商工観光部長（菊田和仁君）** 空き店舗対策事業は中心商店街において、多種多様な商業施設の立地を促進することにより、魅力ある商店街の形成を推進し、中心商店街の活性化を図ることを目的といたしております。お尋ねの空き店舗対策事業につきましては、現在、市のほうで想定しておりますのは、小売業・飲食サービス業・生活関連サービス業などの商業施設を、現在のところ対象にいたしております。議員御質問の市民の交流の場であるコミュニティカフェやサロンなどにつきましては、飲食物などの販売を行うのであれば対象になりますが、市民の皆さんの交流や休憩所だけとの施設につきましては、実はこれまで事例がございまして、想定していなかった案件でございます。なお、中心商店街には御存知のとおりA i A iひろばが整備されまして、市民と観光客の交流の場として幅広く利用されております。このような交流拠点施設が増えるということについては、大変重要だと考えておまして、人が集う集客施設として、今後、検討の余地があるかと思っております。したがって、飲食業でないコミュニティカフェやサロンについても、商業活性化のための集客施設として空き店舗対策事業の対象にできないか、検討させていただきたいと思っております。

**2番（安田壮平君）** 前向きな御答弁をいただき、ありがとうございました。私がイメージしているのは、どちらかというとそういった飲食も提供するお店です。札幌のほうでも視察させていただいたのが、そういった形態のところでしたので、それなら大丈夫なんだろうというふうに認識をしておりますが、是非とも、そういった、もちろん、目的としては飲食を提供する、事業の内容としてはですね、何ですけど、その目的として、そういった人の集客拠点を造るというようなもの。先ほども師玉議員の質問の中にもありましたが、転勤族が多い、Iターンが多い、奄美市において、その子育ての悩みを気兼ねに相談できるようなですね、多世代交流ができるようなカフェですとか、現役のお母さんと子どもと、そしてまた、その子育てを終えた婦人の方々、女性の方々ですね、こう気軽に交流できるような、そういったものを造っていくことによって、また、この商店街にも人通りというか、人の賑わいというものが生まれていくのではないかと。そういったビジネス、コミュニティビジネスというものは、決して

その飲食提供を目的にしておりませんので、利益率というか、稼ぐという面では確かに弱いんですけども、だからこそそういったところでですね、ちょっと補助を多くしてあげると。そういった札幌の事例でありましたけれども、そうすることによって、また、それも市の施策として市民に向けたメッセージを伝えることになっていくのではないかと。やはり、さまざまな社会的な問題、その地域のつながりの希薄化ですとか、そういったことにも答える。そういう施策としてですね、一つ、考えられるのではないかと。そういうふうにも思いますので、是非、御検討いただきたいと思います。

本当に、この末広商店街への人の集積・お店の集積・施設の集積を図るためには、新鮮で柔軟な発想が必要だと思います。是非とも、こういったさまざまな声にも目を向けていただいて、そしてまた、若い方、退職をされた方、主婦の方、そういった方々がチャレンジをできる環境の整備、環境づくり、是非ともですね、力を入れて取り組んでいただきたいと思います。そういうことを要望しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**議長（竹田光一君）** 以上で、無所属 安田壮平君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩します。（午後2時30分）



**議長（竹田光一君）** 再開いたします（午後2時45分）

引き続き、一般質問を行います。

自由民主党 元野景一君の発言を許可いたします。なお、元野景一君から一般質問にあたり、パネルの持ち込み使用の許可願がありましたので、これを許可いたします。

20番、元野景一君。

**20番（元野景一君）** 平成26年、第2回奄美市議会定例会にあたり、自由民主党の議員元野景一として、一般質問をこれからいたします。

質問に入ります前に、少し所見を述べさせてもらいたいと思います。自衛隊誘致に関する件です。この議会でも通告でかなりの議員が意見を述べるとは思いますが、島に生きる政治家の一人として、この件に対する自分の立ち位置をはっきりと表明して、責任ある行動を取りたいと思う思いから、敢えて意見を述べてみたいと思います。

自分の国を自国民が守るのは当たり前です。世界的に言って常識です。外国の軍隊を誘致しようというのではなくて、自分の国の領土・領空・領海を、そして、自分の国民の生命と財産を脅かすものがあるれば、それが人為的であれ自然発生的であれ、それから少しもひるむことなく、憶することなく、誇りを持って命を賭けて盾となって使命を全うする。我が国の自衛隊がその時代の日本国家の防衛状況の必要性によって、我が奄美にその候補地としての調査・研究、可能性を探るといことであれば、私たちは協力し、その誘致に全力を上げるべきと希望するものです。市長、それぞれに考えがあるものと、新聞で書かれてありました。この自衛隊誘致が、我が国にとって、我が奄美にとって、然りなのか否なのか、堂々と論じ合おうではありませんか。議会においてはそれぞれに、市民・有権者を責任を持って背負い、討論し合おうではありませんか。また、広く論陣を張って、奄美の隅々まで届くように、将来、この島を受け継ぐ、受け継いでいく子どもたちのために、正論を戦わせようではありませんか。昨日、市長が発言したように、そののちは民主主義のルールによって、多数決によってその体制を決定し、誇りと勇気を持って推進していくことを希望するものです。

一般質問に入ります。通告に従って、質問をいたします。私は、今議会も12月議会に質問しました同じテーマ、中心市街地について、再び取り上げることにしました。そのために、中心市街地を取材して歩き、そこにたずみ、ため息をつきました。ため息のでる現地の惨状に言葉を失いました。また、鹿児島県の県庁を訪ね、当時、この計画に入っていったいきさつを少しでも知ることができないか、国・県のそのときの動き・考え方を尋ね歩きました。なかなか困難を極めました。今日はそれらを取材し

た資料を基に、質問を進めてみたいと思います。

なぜ中心市街地活性化基本計画を定め、これを推進させようとしたのか。ベテラン議員の皆さんは何を今更と言うかもしれませんが、市当局の幹部の皆さんは、またそこから言うのかと思うかもしれませんが、しかし、私新人議員として、この市街地問題に入れば入るほど、さまざまなことが判明して、そこに再び戻ってくるところに落ち込みます。資料を読み進めれば進むほど、いたずらに皆さん方を、皆さん方当局をかなり立てて責める気も失せました。以降、私の知り得た資料で私なりの道筋を辿りながら、質問をしてみたいと思います。

国においては大店法の廃止に伴い、平成10年に中心市街地における市街地の整備・改善及び商業等の活性化の一体的な推進に関する法律、中心市街地活性化法を制定し、同年、7月24日に施行いたしました。これを受けて、奄美市では平成12年に、旧名瀬市において市街地整備の改善と商業の活性化に向けて、ゆうらうまちづくり、ゆうらうまちを整備理念とした名瀬市中心市街地活性化基本計画を策定しております。更に、平成17年には末広・港土地区画整理事業の都市計画決定を行い、公共・公益施設整備と併せて、中心商店街の再編を行い、賑わいのある魅力的なまちの形成を目指すということとなっております。資料をよく熟慮しました。合併後の奄美市は平成23年に制定した奄美市総合計画で、今後、10年間の羅針盤として、中心市街地活性化基本計画の理念の下、賑わいに満ちた中心市街地の形成を目指す、こう示されています。そこで、質問通告の(1)中心市街地活性化基本計画の推進状況について、1、①と②をまとめてお聞きをするのですが、中心市街地活性化のために、平成12年当時から現在までの末広・港土地区画整理事業を含む中心市街地活性化施策事業の累計総額は、現在、幾らになっていますか。また、そのうち、その総額に占める市税の占める金額は幾らになっているか、お答えをいただきたいと思います。

以下、発言席から質問させていただきたいと思います。

**議長（竹田光一君）** 答弁を求めます。

**建設部長（砂守久義君）** 中心市街地活性化基本計画の進ちょく状況についてお答えいたします。中心市街地は議員御案内のとおり、当初、平成12年度に策定されました名瀬市中心市街地活性化基本計画の中で、43ヘクタールの区域や整備方針が示されました。この区域の中で、商業機能が集積している地域に防災上危険な箇所があり、また、商店街の衰退が見られる状況があったため、平成16年度に末広・港土地区画整理事業の区域3.2ヘクタールを決定し、現在、事業を進めているところであります。中心市街地の総累計総額ということですが、ハード事業の末広・港土地区画整理事業のこれまでの累計総額をお示ししたいと思います。末広・港土地区画整理事業の事業費総額は約9億8,000万円を予定しており、事業費の約9割は建物等の移転に要する費用でございます。事業開始から平成25年度末までの累計総額につきましては約5億7,000万円で、事業費ベースでの進ちょく率は約58パーセントとなっております。そのうち、市税の占める割合は幾らということですので、実績額約5億7,000万円の内訳としまして、国の補助金が約3億3,000万円、起債が約2億3,000万円、一般財源は8,000万円となっております。以上でございます。

**20番（元野景一君）** 累計総額が、今、そういったふうな形だとお聞きしました。それには人件費、つまり職員が関わった人件費っていうのは入っておりますか。

**建設部長（砂守久義君）** 先ほど申し上げましたとおり、補助事業ですので、職員の人件費もその中に含まれております。

**20番（元野景一君）** 今、答弁していただいたようにですね、中心市街地の活性化のための事業費や職

員の人件費など、累計を見ても多額の税金が、もう既に投入されている現状の事実が浮かび上がってくると思います。しかし、基本計画の中にある、資料をたくさんもらいましたが、もう既に公表されている活性化基本計画ですね。これも私は一生懸命熟慮しました。熟読しました。非常にいい計画のあれが作られておりました。チャートもきっちりと書かれてですね、ゆらうまち、賑わいのある魅力的なまちの形成など、スローガンやコンセプトが踊るのではなく、もっと、もっとですね、定量的な指標に基づく数値の比較をしながら、目標達成のための事業の明確な推進がなければ、この中心市街地にこれまで使われた多額の税金、補助金等の有効性が疑われることとなります。ですから、数値を比較しながらやっていかなければならないと思います。そのように、なぜ、この中心市街地がね、活性化する、しなくちゃいけない。活性化したらどんな利益があるかっていうことを、少しだけ、私なりに考えたことを話しておきたいと思います。商業、公共サービス等の多様な都市機能が中心市街地には集積しています。住民や事業者へのまとまった便を供用できる。つまり、便利さがとつても集積したところだ。だから、活性化させていかななくちゃいけないという思いですね。それと、もう一つ、多様な都市機能が身近に備わっていることから、高齢者たちにも暮らしやすい生活環境を提供できる。これもあると思います。それから、公共交通ネットワークが奄美市、郡都の奄美を中心にして、やっぱりそこに結んでいくという、そういう役割がある。つまり、都市としての核としてのですね、この役割をこの中心市街地は持つ。それから、商工業者、その他事業者、各層の消費者がですね、ともにこう重なってますから、それが交流することによって新しい事業、新しい事業がどんどん生まれてくるという、好条件がこの中心市街地にはもたらされてくる。この役割をも、これが利便さの一つです。もう一つ、これはかつて我々が経験したことです、地域の雇用の受け皿となる。身近な、簡単な雇用、なになに商店で勤めた、なになに商店で不足、家計の不足分、そこに勤めることによっておぎなってきた。この役割を十分に果たしておったのが、この中心市街地商店、あの活性化なんです。中心市街地の効果だったんですね。そういったことも含めて、総務省はですね、平成16年9月15日に中心市街地の活性化に関する行政評価・監視結果に基づく勧告を各関係省庁に行いました。各地で行われた中心市街地の活性化が本当に有効的に図られているか。それを比較した統計資料があります。それに基づき、奄美市の中心市街地の活性化が本当に図られているのかを、これからお尋ねをしていきたいと思います。

通告に従って書いてありますが、その形で質問していきたいと思います。6項目です。中心市街地における平成12年の奄美市中心街活性化基本計画を策定した当時の数字と、直近の、分かる限りの直近の各項目の統計数値をそれぞれお答えをいただきたいと思います。いいですか。通告をしてありますから。

1、中心市街地の居住人口はどのように推移をしていますか。中心市街地でいいです。歩行者通行量はどのように推移していますか。中央通りアーケード街、奄美本通り、銀座通り、これを上げてかまえないと思います。それから、事業所の数の推移はどのようになっていますか。それから、従業員数の推移はどのようになっていますか。年間小売売上額の推移はどのようになっていますか。空き店舗の推移はどのようになっていますか。以上6項目をお尋ねをします。お答えをお願いしたいと思います。

**商工観光部長（菊田和仁君）** それでは、お答えいたします。御質問につきましては、平成12年と、直近の数値との比較ということでございますが、議員から御理解をいただきまして、平成24年、先ほどお示しになりました24年に策定した奄美市中心市街地活性化基本計画に掲載されている、指標年度と直近ということでお答えをさせていただきます。

中心市街地の居住人口の推移につきましては、平成17年以降の住民基本台帳に基づく数値で御説明いたします。平成17年3月末居住人口が5,519人でございます。それから、平成22年3月末の居住人口が4,827人でございます。直近、平成26年3月末の居住人口が4,500人となっております。

続きまして、通行量、歩行者の通行量でございます。通行量調査を実施しております中心商店街の中

央通り・奄美本通り・銀座通り・末広通りの4通りの合計をした数字でございます。平成16年調査時点の通行量が1日当たり1万8,873人,22年,平成22年調査時が1万2,673人,直近の平成25年調査時点の通行量は8,798人となっております。

それから,3番目の事業所数についてでございます。こちらのほうは,後ろの④,従業者数ですね,それから⑤,小売り販売額と同様,商業統計調査に基づいている数値でございます。なお,国が行う商業統計調査は既に廃止されておりますが,最近の調査として,平成9年・14年・16年・19年になっております。今,申し上げました小売店舗数の推移でございますが,平成9年が295店舗,それから平成14年が254店舗,平成16年が231店舗,平成19年が205店舗ということです。商業統計調査が廃止になりまして,現在,経済センサスという統計調査に代わっておりますが,こちらのほうでは,今,数値を抽出できない状況でございます,平成19年が一番新しいということでございます。

それから,従業員の数でございます。先ほどと同様,商業統計調査に基づく数字でございます。平成9年が895人,平成14年が768人,平成16年が786人,平成19年が681人となっております。19年までの数値ということでございます。

年間,5番目の年間小売販売額のほうです。こちらも商業統計調査に基づく分析でございます。平成9年の小売販売額の額が13.9億4,900万円,平成14年が9.4億100万円,平成16年が11.5億5,900万円,平成19年が8.2億1,500万円となっております。

最後に空き店舗の数でございます。こちらのほうは本市が独自で行った調査結果に基づき御説明いたします。平成15年度末が365店舗中42店舗が空き店舗です。平成22年度末が343店舗中49店舗が空き店舗,直近の数字としまして平成25年度末が295店舗中43店舗が空き店舗ということでございます。以上でございます。

**20番(元野景一君)** 部長のですね,お答えを聞きながら,実は私も,その資料を集める段階で,大体おおむね同じような数値を掌握しております。コピー・拡大しながら,パネルを作ってみました。なぜ,こんなことをするのかっていうとですね,奄美市議会がせっかく地元有線テレビで,この議会の状況を報告すると,市民に少しでも分かってもらってするのであれば,皆さん方に質問をすると同時に,奄美市の市民たちにも分からすように,私は少しだけできないかなという考えたありましたから,これです。これが人口の推移です。下っているのが一目瞭然で分かります。数値は今,部長が言ったとおりです。それから,空き店舗です。先ほどの示された空き店舗です。これもグラフを示してみました。あの中心市街地の空き店舗がどんどん上昇しているという数値が見えてきます。それと,小売店舗,小売店舗の減少,これおもしろいんですが,この一方で伸びているのは何かというと,これは郊外のほう,奄美市全体では伸びているんです。そして,中心市街地ではどんどん少なくなっているという事実,このグラフではっきりと,一目瞭然になります。つまり,市街地が原因が何であるかは別としてですね,拡散をしている。大店法以来,大店法を設定して,大店法の縛りをなくしますよ。これ,私たちが中学校のころですが,今のA i A iひろばにあそこにマルハセンターというスーパーが初めてやってきました。このときにはもう,奄美市の商店街は本当に,大変な大騒ぎでした。これで我々はもう全部商売を失う。その緊迫感からですね,当時の一番店であった指宿用品店という用品店がその兄弟で非常に大きなお店を形成した兄弟たちに呼び掛けてですね,デパートを作ろうという話になって,指宿デパートっていうのができあがりました。そういう形で,これから大きな店はどんどんなっていくことに,非常に危機感を持った地元商店の努力がそのとき垣間見られました。これも時代の中で消えていきました。そのようにですね,今,答弁していただきました項目の数値は,先ほど申し上げましたように,総務省が行政評価・監視結果に基づく勧告と統計項目で示した数値を,既に公表されているですね,資料,奄美市ホームページから探してパネルにして,皆さん方に見てもらいました。このように,多くの職員の労務費・人件費・御苦労,そして,税金が投入されてはいますが,残念ながら,この

グラフが示すようにですね、残念ながら必ずしも中心市街地の活性化は図られているとは言えない。これが数値にして見せてくるとはっきりすると思います。これを、私は今日のはっきりさせたことから、このパネルを持ち込んで、皆さん方も既に、資料の中では皆さん方自身が表現をしている形で持っておりますが、これを市民にはっきりと見せたかったからこんなふうなことをしたんです。

さて、そこでですね、12、もう一つ、次の質問に移っていきたいと思いますが、12月議会で私は土地評価額、評価額の切り口でその推移を質問し、その下落ぶりに驚き、朝山市長も同様の感想述べていただきました。危機を持つ、危機感を持つ。そこで、今回は少し角度を変えます。平成12年度の固定資産税額、固定資産を、市民は固定資産を持っているとそこから税が来ます。これはなげなしのですね、自主財源だと思いますが、12年度の固定資産税収額から平成25年までの固定資産税収額の推移をどうか、ちょっとお示してください。

**市民部長（前里佐喜二郎君）** お答えいたします。中心市街地の土地の固定資産ということでお答えさせて、税収ということでお答えさせていただきたいと思えます。その前に、固定資産税につきましては、それぞれの所有者が所有している土地を、建物もそうですけれども、まとめた上で課税されますので、例えば末広町の土地の固定資産税が幾らだというのが算出されておられません。そのため、個別のデータが抽出可能な12年度からということでしたけど、18年度からの25年度までの末広町の土地の課税標準額のデータを抽出して、そこから固定資産税を算出いたしましたので、御了承いただきたいと思えます。

これによりまして算出いたしました課税額によりまして、18年度から1年ごとに申し上げます。18年度は2,461万5,000円、19年度が2,395万9,000円、20年度が2,293万円、21年度は2,049万8,000円、22年度が1,958万2,000円、23年度が1,879万1,000円、24年度は1,688万8,000円、平成25年度は1,445万3,000円となっております。

**20番（元野景一君）** ありがとうございます。大変だったと思いますが、僕はその流れで満足です。要はですね、今、答弁していただきました数値からも、市街地活性化が図られていない現状は明らかです。このように、中心市街地、中心商店街の、空洞化は、単にそこのお店が商業が時代によって弱体化していたという事象だけに留まらずですね、市全体の自主財源の貴重な税収の減少につながるんです。貴重な自主財源の税収が、どんどん年々減っているということを、市当局の皆さん方、一人ひとりに実感として分かっていたいただきたいんです。市全体の自主財源の貴重な税、減少につながることは、これは、奄美市にとって恐怖です。自主財源の少ない自治体が、国全体、県全体の仕組みからいって、自主財源がこのぐらいです、事業このぐらいすると、1,000万円の自主財源があれば、1億の事業ができるという、これは当たり前、皆さん方ですから、よく分かってらっしゃると思えますので、そういった観点から言っても、この中心市街地から入ってくる税収が年々ダウンしてくるということは、私たちの危機感、これをいつもいつも当局も議会もしっかりと踏まえて、一刻も早いその対策を打たなければ、この市はどうなるかという、この危機感の持つべきじゃないかと私は思っております。まとめて質問はしますけれども。

最後にですね、中心市街地活性化事業、この中心市街地活性化事業ですよ、の最終目標年次、つまり、完成しました、これは平成何年を想定して、今、進めておられるか、お答えをお願いしたいと思います。

**建設部長（砂守久義君）** 完了年度について、お答えいたします。末広・港土地区画整理事業の区域内には、対象建物が138棟あり、平成25年度末現在で93棟の建物について契約が終了しております。建物移転に対する進捗率は67パーセントとなっております。今後も、建物移転等において、関係

管理者の御協力をいただきながら、平成30年度に事業を完了する予定でございます。以上です。

**20番（元野景一君）** 分かりました。部長は平成30年度には完成させますよ。全体としてですね。じゃ、30年度に完成する。この平成30年度完成でもって、中心市街地はこの先ほど示された、このテーマ、すごいテーマがいっぱい言葉がありますから、私、ちょっと言いません。コンパクトシティ、ゆらうまちの実現、こういった項目、来る人を増やす、人が溢れる、住む人を増やす、このテーマが果たされる、可能であると市当局の幹部の皆さん方は思っているんじゃないですか、お答えをいただきたいと思えます。どなたですか。これ、通告もしてありますから、誰か考えてください。

（「（5）の質問ですか」と呼ぶ者あり）

5の質問です。

**建設部長（砂守久義君）** お答えいたします。末広・港土地区画整理事業の目的としましては、幅員16メートルの末広港線や区画道路、並びに公園を整備するとともに、事業に併せ建物の更新がなされることにより、中心市街地への良好なアクセスの確保と防災機能の強化を図るものでございます。また、区画整理事業の手法により、駐車場を計画する方々の換地を近くにまとめたり、商業施設が集積・整備できるように換地設計を行うことなども、中心市街地における整備目的の一つでございます。ただ、中心市街地の活性化を図っていくためには、土地区画整理事業のハード整備だけではなく、その形成される基盤を生かした個性ある店舗づくりや、ソフト施策による賑わいの創出が必要不可欠と考えております。そのため、本市におきましては、新たに商業施設や個々の店舗が進出しやすいように店舗リフォームや家賃の補助、更にはまちなかへの居住を促進するため、共同住宅の建設資金の一部や税制等への支援を行っているところでございます。特に、最近では大型クルーズ船の寄港に合わせ、商店街でも各種イベントなどが開催され、多くの観光客が商店街を訪れており、賑わいも見られているところでございます。このように、中心市街地はその町を代表する場所でもありますので、まずは現在、進めている事業のスピードアップを図り、新たな中心市街地の早期形成に努めてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、商店街の活性化に向けまして、行政が取り組むハード事業だけでは達成することはできませんので、その基盤、環境を生かした商店街が主体となったソフト施策が必要不可欠でございます。今後とも、商店街とも連携を密にしながら、賑わいのある名瀬まちの形成に向け努めてまいりたいと考えております。

**20番（元野景一君）** お答えいただきました。砂守部長のですね、ハード面に対する思いはよく分かりますよ。それが、ハード整備とともに、ソフトもってという思いは、どこに向かっとなるのか分かりませんが、恐らく省庁間で連携をしながら、ハードもスピードアップもするから、そのソフトもともにやらないとという危機感を、あなた自身が一番感じてるんじゃないかと思っておりますので、それに沿って私もう1回質問します。

これは、これはですね、中心市街地現在状況と土地・建物所有者意向調査。私はですね、実は歩いたんです。出身ですから、どうですかって言ったら、もう胸ぐら掴まれるぐらいに怒られましてね、すごいけんまく、そのぐらい危機感を商店街は持っております。これは末広本通りです。末広本通り、今度のあれですね。そして、ここにアーケードがあります。アーケードに向かって、ここを拡張した。この形。赤とピンクはですね、駐車場、赤は私は駐車場をします。もう駐車場します。この時代、とてもじゃないけどという方、駐車場。ピンクは駐車場もするかもしれない、かなり強い人たちです。こういう感じ。一目瞭然です。店舗を建てたのは濃いグリーンが店舗を建てたところです。その補助を受けて、そして、全部建てました。もう、完備しました。あとは、その店舗を触らない、この黄緑のほうになっておりますが、この黄緑のところにおいても、もう駐車、この白いところは分からないところです。意思表示が分からない。これもう、ほとんど駐車場です。ということはですよ、皆さん、よく見てくださ

い。今、賑わいのあるまちづくりをするという鳴り物で、スローガンを立てて、事業に着手したこの計画は、作ってみればその地権者、建物所有者は、みんな駐車場で逃げてる。逃げてるんじゃないくて、駐車場しかできないと判断したという現状がここに見られます。もし、今のあれを見てたら、写しとってください。そこでですね、私はもう聞いてきました、直に。どんな意見ですかって形で聞いてみました。まず、地権者・地主・家主がビルを建てない理由、商店街として人通りも少なくなり、スーパーもないこと、これから先、ビルを建ててもテナントが入らないではないか。だからもう、私たちは地主だけ、もう年も取ってきてるし、今から銀行から借りて、何10年、元野さん、何10年経って、私たちは死んでますよ、どんなふうなビルを建てる、どんなふうにして返済するんですか。まさに、せっぱ詰まった答えです。高齢になり、先々ビルを建てても誰が受け継いでくの、もう、子どもさんがいません、その人。高齢になり、もう私、地主ですから土地は持っているんですが、もう、このまま何も建てません。はっきり言います。もう一つ、新築にするけど、新築にして貸すとした場合には家賃が高くなる。そのために、借りる人がおるだろうかという不安があって難しい。これが土地を持っている人、建物を持っている人たちの意見です。もう一ついきましょう。今度は、その土地において、その建物にテナントで入って、そして、商売をやっておられた方々。これが中心市街地活性化で移転をしなくちゃいけない。どんどん移っていきました。再び商店街でそのテナントをやるか。そしたら、その人たちの意見を何人か聞いてきました、私。商店街として成り立っていない、店が少ない、もう店が少ないっていうのを見て、私たちはこれから設備投資してその場所でテナントで入って商売ができるかどうか分かりませんから、難しいとこんなこと言います。それから、家賃が高くて商売が難しい。前、前の家賃よりやっぱりかなり新しくなりますから、その家主は高くしてくださいっていうような形に話になります。すると、家賃が高くて商売がもう難しいから、もう、とてもじゃないけどそこで商売はできませんという形になります。家賃の一部補助があっても、ありますね、これね、部長、商工部長ね。家賃の補助がありますよ、これも2年間です。実はこれでもですね、かなりこれも不評でした。2年間で安定するような客がたくさんおれば、私たちも努力してやりますが、2年間で客が増えるかな。これも心配だけど、私たちもそれだけの売り上げをして、2年間ありがとうございましたと言うほどの自信はなくなった、ないと、こんなふうな形です。それから、経費としての家賃は下がるのはいいけれども、高くなるのに対して、金融機関が対応が難しい。これはですね、こういうことです。市長ね、これとってもあれなんですが、今、本音の中で一番あるのはこれです。この計画をして、商店街に、全体としてですよ、始まってですね、どんどんどんどんお客さんが減っていくんです。減っていく。先ほどの示されたとおりですね。減っていったら、売り上げが少なくなってくる。売り上げが少なくなっていくというデータを持って、金融機関に運転資金を貸してくださいって。しかもですよ、あのデフレスパイラルのあの民主党政権のときに、どんどんもう売り上げが、経済が落ち込んでいったとき、あのときの売り上げ減少はすさまじいんです。その時代に売り上げが落ちていくから運転資金を貸してくださいって言ったらですね、その数値を見て金融機関は一切貸しません。このときに、信用基金、基金が、群島基金のあのあれが導入され、少しでも救済するかなって思ったら、その補償の業務を持っている基金も、その数値では補償もしませんからって。金融機関貸しません。これで、融資をストップされて次々に店を閉めた店がいっぱいあります。この対応に対して、市はどんなふうに対応したのかっていうと、どうもそこまで考えていなかったのか。金融機関に少し、店がこうこうなるから、そういった準備資金も聞けるように準備をして、この機会に取り組んでいったのかって思うと、どうもそれは疑わしいと思います。市民の声をまとめます。小さくてもいいから、中心を商店街としてまとめてください。中心部に市営の住宅を建てて人を増やしてください。とにかく、人を増やしてください。ゆっくり歩いて店を回り、お茶を飲んだり買い物して歩ける魅力のある商店街に戻してほしい。これは高齢者の方です。これ以上店がなくなれば商店街はどうなりますか。次の世代の店を出す人が不安定な商店街では、先が心配です。これが、それぞれの声です。

時間が迫ってきておりますので、まとめに入りますが、実はですね、これは、先ほど述べたようにで

すね、総務省の勧告に伴い、どうも、この中心市街地活性化法はその効果がないことが全国各地で実証されております。平成18年5月31日、中心市街地活性化法は改正されました。同年の8月22日から施行されております。改正された中心市街地活性化法では、市町村が新たに策定した中心市街地活性化基本計画、新たに作成されたですよ、基本計画に対する内閣総理大臣の認定に、認定制度を創設し、さまざまな支援策を講じるようになっていっていると私は資料で掴んでおります。部長、この改正制度は分かっていますか。当然、御存知ですか。

**商工観光部長（川口智範君）** 正直申し上げまして、細かくは理解いたしておりません。ただ、今、我々が持っている基本計画が、まだ国の認定には至っていないということでございまして、その改正の背景とか、そのようなことは、ちょっと今、詳しく存じ上げていない状況です。

**20番（元野景一君）** いやね、これはね、きっと、そうだと思う。まだ、最初した基本計画がね、活性化基本計画、このときしたそれが、実は、先ほど言ったように総務省が点検をしてるんです。そして、点検をした上で、全国のどこもですね、この中心活性化法では、当初、パネルにあったようなあんな、スローガンと目的はばんばん掲げて、はいやりなさいって、やれ、鳴り物入りでやったんだけど、どうも数値的にずっと調べてみても、これが成り立ってないということが分かって、慌ててですね、総務省はこの認定制度、もう一度改正基本計画を作りなさい。作って、そして、それを内閣総理大臣が認定をして、そして、これに対してはさまざまな支援策を入れましょうという制度ができております。私は、部長が知っているのかなと思いましたが、もし、今のお答えであれば、僕はあなたこそそれができると思う。というのはね、あなたはこの商工観光部長になる前は財政課にいました。つまり、これを作成するときの財務畑の長です。トップ。よく、あなたは知っておられる。一部始終知っておると思う。それから、流れて、今度商工観光部長になられた。これはあなたに、あなたの全人生を賭けてこの仕事をやりなさいってことかもしれません。どうか頑張ってください。我々も応援するから、是非、頑張ってくださいと思います。あなたに与えられた使命だと思う。

県内ではですね、鹿児島市が平成19年に1期、1期。それから、平成25年に2期目の中心市街地活性化基本計画の内閣総理大臣による認定を受けております。鹿児島市では、鹿児島県では鹿児島市だけです。奄美市では改正中心市街地活性化法に基づく中心市街地活性化基本計画の内閣総理大臣の認定を受ける予定はない、今、初めて分かりましたって言いましたから、ないのか、是非、あつてほしい。あるなら、早くそのタイムスケジュールをして、そこに乗っていく。というのはね、このままでは、結果は出ませんよっていうのを、総務省、総務省が現して、それに追加してここまでしなさい。それにはどういう形でやりなさいということを示されております。どうか、これを是非、あなたは調べて、早めに調べて、恐らくもう調べてると思いますが、それを捕まえて、今のままではこれまで、先ほど示してもらったように、税金をつぎ込み、市職員の労苦、残念な思いしながらも定年した人たちもいるでしょう。どんどんつぎ込んで、結果が出ないっていうんだったら、このまま、市長、このまま放棄してですね、もうこれは駄目でしたって形でゼロにするよりは、こういう形で示された。これは何もあなたたちが悪かったんじゃない。国自体も時代に合わせて、中心市街地活性化法上げてやったんだけど、どうも効果が出ないっていうのは国が認めたわけですから、総務省が。そして、改正のこれをやってくさいってこと示されているわけですから、どうか、鹿児島市はそれに乗ってやっているそうです。それも研究されて、それから、その改正中心市街地活性化法に沿って、新しく計画を練り直したところなどもちゃんと調べ上げて、そして、いち早く奄美の中心市街地活性化を再度練り直して。時代に合わせて、再度練り直してみる。何で必要かという、もう1回戻りますが、その中心市街地というのは私たちの財産です。奄美市が歴史的にずっと培ってきて、ここから、なけなしの自主財源が生まれてくる、そういう財産です。これを、時代に流されて、郊外に散りました。大店法でどんどん既存の商店街潰れましたっていうことを、そのまま見過ごすわけにはいかない。それにはやっぱり、みんなで力を合わせて、こ

れに新しい、その国が示された改正中心市街地活性化法を熟慮、熟読して、そして、今度こそ奄美なりの、これをしたら中心に人が集まり、また、近隣町村からかつての大津鐵治市長が、この埋立を計画し都市計画を断行して、魅力ある奄美市づくりをして、そこに大島紬の地場産業ができ、近隣町村から人が集まり、どんどんやってきた、あの循環に戻さなくてはならない。今は逆です。中心市街地でやって、商売ができないから、商売をしない。人が減るから人が来ない。人が来ないから店もできない。どんどん、店ができないから評価額は落ちる。評価額が落ちるから固定資産税が、税収はどんどん落ちていく。私たちの奄美市の、やっぱり今の、日本の税制の中で生き抜くためには、自主財源を上げる。自主財源を上げるトップバッターはやっぱり固定資産じゃないですか。それを目減りさせることのないように、どうか、これが私たちの使命です。そのように思います。

私は、この中心市街地の再活性化がなぜ必要かということ、パネルを示しながらお示しました。絶望的になるより、可能性は先ほど示されたように、質問をこれまでやってきた人たち、少しずつ言葉にしたのでとっても今日、強くするのは、フォローの風が吹いてきた。奄美にフォローの風が吹いてきた。各議員がそんなふうな質問をしました。僕もそう思う。何かこのごろ、奄美が、何がいいかっていう、は思わないが、言葉には言わないが、何か日本の中で、日本の中で、これまで奄振をもらおうと奄振をいつまでもらうのかとか、自分たちで自分たちを責めて、そんな自立できる税制、国の税制の仕組みでないのに、何か申し訳なさそうにもらってきた時代がありました。私は青年会議所長のときにそんなふうなことを、もう平気で言った若かり時代もありました。だけど、胸を張って、私たちの奄美は日本全体の運営、日本全体という国が進む中で、この役割を果たしている。こういう魅力がある。先祖から受け継いだこんなすばらしいものがある。文化にしろ自然にしろみんなある。これを全部生かして、そして、全国に奄美を発信して行って、奄美、全国から奄美の人、奄美に来てもらう。このサイクルを回していくことがね、私たちの責務だと思います。それには、クルーズ船観光でたまたま7万トン級の船が着いただけです、奄美市の人口が増えたぐらいに賑わいを持ちました。あの賑わいを見たときに胸が躍った。私どもは中央通りの商店街に私は生まれて、生きてきて、確かあんな雰囲気があったな。何かとっても涙が出るぐらい嬉しかった。あれをもう1回呼び戻そうではありませんか。クルーズ船は来た。そのクルーズ船から来て降りてきた客をどうしたらいいかっていうことは、先ほど安田議員のほうから、時間をもっといっぱい使って尋ねてくれればなあと思ったけれども、触れました。そういった点も、商工観光部長、きめ細かくスピードアップしてやっていくという覚悟を持っていただきたいと思います。私はですね、是非、このクルーズ観光客をこの商店街、中心商店街の商業活性化に、是非、結び付けてほしい。それにはね、これです。例えば、例として上げますが、神奈川の横浜です。横浜の中華街があります。私も行ったことがあります。観光バスに乗って。そうしますとね、あの横浜中華街のこの中にあるその横に、バスのターミナル、広場があるんですね。ここにどんどん観光バスが来るんです。そこで言われることは、何時から何時までこの中心商店街を自由、自由に使っていただきます。何時に、何時までにこのバスに必ず帰ってきてくださいよと言われて、みんな出て行く。何するかっていったらその中華街の中で、それぞれの友達で中華料理を食べに行ったり散策をしたりする。そこで結構遊ぶ。こういう観光バスがどんどん入ってきます。クルーズ船から入ってきた観光客を中心商店街に結び付けるのであれば、そういうバスが停まって、その中心市街地商店街界域を歩き回る、そういう施設を造らなくちゃいけません。船から降りて歩いてあそこまで行けて、そりゃ今、今はいいですよ。今はみんな、ボランティアがこう指し示してある、それは結構ですが、やっぱりそこから降りたら観光バスに乗って商店街に行く。商店街でこういう形でお客さんがたくさんなってきたら、そこで何を準備したらそのお客さんたちから商売ができるか、商業ができるかっていうことは自然発生的に出てきます。何から、何から始めたなら火が点くのかは、どうか考えてください。商店の個人の経営者たちにそれを考えても、無理です。こんな風な状態になって、ますます無理です。ですから、行政がそういったふうな形で、観光バスがどんどん入ってきてそこで散策できるような形も作りますよ。そして、その人たちが珍しくする生鮮食料品も、その市場のようなどころがあってそこで賑わいがある中で、そこで見てい

きますよ。設備もそういうのを作る。そういったことを、第2期改正活性化法を早めに取り入れて、そういうのをどんどん作っていかなくちゃいけない。それと同時にですね、そういう観光客だけを、外部のお客さんだけを見るということは、だけをあてにするっていうことは、これはやっぱり危険です。やっぱり、そのまちの中に、市営住宅がどうしてもほしいです。これは、例えば、大きい東京のこと言いませんが、あの東京に、私はテレビで見ながらあーっと思ったのは、やっぱりあーいった東京でも、再開発をされていております。虎ノ門広場ができあがりました。あれができただけでその近辺の商店街がらっと変わる。だから、やっぱりね、そこに住む、人口が増える、若い人たちが増えるための、その中心市街地って言ったら、皆さん方ももう既に御存知ですか、屋仁川から久里をいっぺんにする、ここを活性化しようという計画ですから、この中、特にここが商店街ですから、ここの中のその中の一角、例えば、末広本通りのこれができあがって、みんな駐車場になる。それなら、この近辺の土地を売りたい人たちの全部集約して集めていく。そして、高層市営住宅、びっくりするような高層市営住宅が、この中心商店街に2棟建ったら、かなり、そこで消費する買い物がこの商店街の中にできてきます。このように、この商店街の中で消費する人たちが増えてきたら、スーパーは必ず来ます。これが先です。市長ね。スーパーも来てくださいって言ったって絶対来ない。来るわけがない。既に、郊外にあれだけの駐車場を構えて、あれだけの広さの建物を持って、あれだけの価格をする強い強い大型のスーパーが構えてるんです。もう、それをもう、野放しにして、奄美市はそれを容認した。これは現実として受け止めなくちゃいけない。それでも、中心市街地にスーパーがどうしてもほしいというんだったら、それに対応する購買力をどう付けておけば、中心市街地にも私は出店しましょうかねというのがあります。何もしないで家賃を持ちますから、その経費を幾分か、5年なり8年なり持ちますから、スーパーさん来てくださいって言ったら、来て、その年月が来たら、その補助がなくなった途端に撤退します。これは、私がスーパーの経営者でもそうだと思う。これは、皆さんももう分かっていると。このように、是非、第2期改正中心市街地活性化法を、是非、研究されて導入されていただきたいと思います。お答え、市長からこっち、ちょっと、感想でいいですので。

**市長（朝山 毅君）** その件については、詳細、私分かっておりませんので、勉強させてください。議員がおっしゃるように、今のお話し、質問の要旨、そして、御提言を御享受と承り、いろんな形で当事業が進ちよくするように努力をしていきたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

**20番（元野景一君）** ありがとうございます。是非、そうしてください。市長は2期目を市民の絶対多数が信頼をして無投票で当選されて、あなたは付託を受けた。これはですね、とりもなおさず奄美市を鹿児島のだこの地域よりもすばらしい市にしてくれという負託だと思います。これを、私たち議会は一つ一つチェックをしながら、市長を後ろから励まし、そして、チェックをしながらやっつけていこうを私たちは思っております。どうか、勇気を持って、これは後戻りはできません。後戻り、止めて、後戻りはできたら、止めて、後戻りした方がいいよって言えますけど、それは絶対にできない。それは市長も、市長の職を全うすると。あなたもそれは宿命だと思います。どうか、そういった意味を込めて、皆さん方が全力を上げて、この中心市街地活性化に取り組んでいただけますように、どうかどうかお願いを申し上げます。私の質問をこれで終わりたいと思います。ありがとうございます。

**議長（竹田光一君）** 以上で、自由民主党 元野景一君の一般質問を終結いたします。

これにて、本日の日程は終了いたしました。

明日、午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後3時46分）

第 2 回 定 例 会  
平成 26 年 6 月 20 日  
(第 4 日 目)

6月20日(4日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	西 公 郎 君	2 番	安 田 壮 平 君
3 番	川 口 幸 義 君	4 番	栄 ヤ ス エ 君
5 番	師 玉 敏 代 君	6 番	多 田 義 一 君
7 番	橋 口 和 仁 君	8 番	向 井 俊 夫 君
9 番	渡 雅 之 君	10 番	戸 内 恭 次 君
11 番	関 誠 之 君	12 番	大 迫 勝 史 君
13 番	与 勝 広 君	14 番	叶 幸 與 君
15 番	奥 輝 人 君	16 番	平 川 久 嘉 君
18 番	竹 田 光 一 君	19 番	渡 京 一 郎 君
20 番	元 野 景 一 君	21 番	里 秀 和 君
22 番	伊 東 隆 吉 君	23 番	竹 山 耕 平 君
24 番	崎 田 信 正 君		

○ 欠席議員は、次のとおりである。

17 番 栄 勝 正 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	福 山 敏 裕 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住 用 総 合 支 所 長	澤 修 平 君
笠 利 総 合 支 所 長	吉 富 進 君	総 務 部 長	東 美 佐 夫 君
総 務 課 長	森 山 直 樹 君	企 画 調 整 課 長	三 原 裕 樹 君
財 政 課 長	前 田 和 男 君	市 民 部 長	前 里 佐 喜 二 郎 君
環 境 対 策 課 長	伊 東 義 久 君	市 民 福 祉 課 長	得 富 一 博 君
市 民 課 参 事	佐 藤 次 男 君	保 健 福 祉 部 長	泉 賢 一 郎 君
福 祉 政 策 課 長	山 田 和 憲 君	健 康 増 進 課 長	森 岡 博 文 君
高 齢 者 福 祉 課 長	市 川 哲 義 君	商 工 観 光 部 長	菊 田 和 仁 君
商 水 情 報 課 長	久 保 信 正 君	紬 観 光 課 長	島 名 享 君
農 政 部 長	山 下 修 君	土 地 対 策 課 長	奥 正 幸 君
土 地 対 策 課 参 事	福 永 孝 君	建 設 部 長	砂 守 久 義 君

6月20日(4日目)

都市整備課長	本山 末男 君	建築住宅課長	備 孝 朗 君
上下水道部長	上島 宏夫 君	水道課長	佳元 保輔 君
水道課参事	林 茂 穂 君	教育委員会 教務局長	安田 義文 君
教育委員会総務課長 兼行革調整監兼給食 センター整備対策監	保浦 正博 君	学校教育課長	益山 富誉 君
生涯学習課長	大郷 哲也 君		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	橋本 明和 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	大江 和典 君
議事係長	前田 賢一郎 君	議事係主査	麓 浩登志 君

**議長（竹田光一君）** おはようございます。ただいまの出席議員は23名であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

**議長（竹田光一君）** 本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入ります。

日程第1，一般質問を行います。

この際申し上げます。一般質問は個人質問をし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように、質問者において御配慮をお願いいたします。また、当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔・明瞭に行われますように、あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、公明党 大迫勝史君の発言を許可いたします。

**12番（大迫勝史君）** 議場の皆様、おはようございます。公明党の大迫勝史でございます。一般質問最終日になりました。本日はよろしく願いをいたします。

梅雨空が続く中で、ワールドカップの日本の勝利でスカッとした一日のスタートを望んでおりましたが、残念であります。更なる健闘を祈ります。

さて、6月5日は世界環境デーでした。これにちなんで、我が国は6月の1か月間を環境月間として、環境の保全と関心や理解を深める取組が全国的に開催されているところです。しかし、依然として家庭部門のCO<sub>2</sub>排出量は年々増加しており、1990年の国内の家庭部門から排出されるCO<sub>2</sub>の量は、1億2,700万トンから2012年度には2億300万トンになり、このうち4分の1が自動車での移動に伴う排出であります。公明党青年局の推進で2008年7月から地球温暖化防止を考えるクールアースデー運動があります。ときの福田首相が賛同し、洞爺湖サミットで提唱して実現しています。当初は7月7日の夜8時から10時まで2時間、一斉にライトダウンして地球の環境を思い、天の川を眺めようという運動でしたが、現在は6月21日、夏至の日、つまり明日から7月7日の七夕の夜まで実施されています。特に、明日の6月21日と7月7日の両日は夜8時から10時までの2時間、全国約1万8,000の施設で一斉にライトダウンが行われます。是非、私たちも各家庭で消灯に参加したいものです。温暖化防止では室温28度でも快適に過ごせるクールビズが社会に定着しています。これに加えて、全国各地に広がり始めたのが、スマートムーブです。まだ聞き慣れない方もおられるでしょうが、通勤・通学・買い物・旅行などで普段から利用している移動の手段を公共交通機関を利用したり、徒歩や自転車の利用を心がけることでCO<sub>2</sub>は大きく削減できるということです。スマートムーブは環境に優しいだけでなく、健康づくりにもつながる運動で、広がり期待をしまして、通告に従い質問をいたします。

1番目の世界自然遺産についてであります。世界自然遺産への28年度登録へ向けて取り組まれているところですが、今後の細かなスケジュールや市民への啓発や意識醸成等の計画等をお示しください。

次の質問からは発言席にて行います。

**議長（竹田光一君）** 答弁を求めます。

**市民部長（前里佐喜二郎君）** おはようございます。それでは、お答えいたします。

まず、お尋ねの世界自然遺産登録までのスケジュールについてでございますが、国に確認をいたしましたところ、これまでも説明をしましりましたとおり、最短での登録、平成28年度を目指し準備を進めているところだということでございます。現状につきましては、世界自然遺産登録に伴います国の

担保措置でもあります国立公園の指定に向け、取り組んでおりまして、これにつきましても年内での登録を目指し、関係機関とも調整中とのごとでございました。その後につきましては、平成27年度には国際自然保護連合IUCNの現地調査、そして、順調にまいりますれば平成28年の世界遺産委員会において、晴れて遺産登録となるところでございます。このような流れの中で、国・県及び関係機関とも最短での登録を目指し、それぞれ役割分担と連携を図りながら事業を進めているところでございます。中でも遺産の資源でもあります奄美の自然の保護と、遺産登録に向けての住民意識の醸成というのは非常に重要な施策であり、本市といたしましても、これまでさまざまな取組を行ってまいっております。自然保護につきましては、昨年、奄美大島5市町村で統一した希少野生動植物の保護に関する条例を制定し、新たに希少動植物の指定を行い、更なる保護に努めたほか、ウミガメの保護、ノヤギ対策ノネコ・野良猫対策を実施してまいりました。

次に、市民啓発活動といたしましては、JACの協力をいただきまして飛行機の機体に自然遺産のロゴマークをプリントしていただいたほか、バイク用のオリジナルナンバーの交付など、啓発に努めております。更に、昨年度の保護条例制定を機に、奄美大島自然保護ガイドブックを作成し、それをもとにした住民説明会を開催いたしており、今年度も地域の要望に則した出前講座や、できれば各学校での説明会もできないかと検討中とございます。また、車に貼る遺産登録啓発用マグネットも新たに作成する予定で、公用車を含め、一般の方々へも配布し、市民はもちろん島外からの観光客を含め広く周知できるよう、計画をいたしているところでございます。今後とも、このような取組を推し進め、また、本市のみならず他の町村とも連携を図りながら、島ぐるみでの遺産登録実現に向け努めてまいりたいと存じます。

**12番（大迫勝史君）** 学校でのその啓発教育と言いますか、そういうことはこれからやるということでしょうか。よろしいんですか。現在、やっておられるんですか。

**市民部長（前里佐喜二郎君）** 昨年、行われましたいろんな会議の中で、エコツアーガイドの方から学校でしたいんだが、連携が図れないかという声が出ました。幾つか計画を立てますけども、学校のスケジュールというのは、年度の初めと言いますか、前の年度、1月・2月・3月でびしっとカリキュラムが組まれるということで、なかなか途中から入るのは難しいということで、早めにスケジュール調整をということで、教育委員会とも、前の教育長とも、その辺の坂元教育長ともそんな話をいたしまして、お願いをしているところで、現在、そのような取組を行えないかという調整を行っているところでございます。

**12番（大迫勝史君）** ついでに伺いますけれども、その昨今の市民側からの出前講座の頻度というものは、どの程度なものでしょうか。

**市民部長（前里佐喜二郎君）** 出前講座の実績につきましては、私が知る限り、まだございませんが、要望に応じて今後ということで御理解をいただきたいと思っております。

**12番（大迫勝史君）** はい、分かりました。先月末ですね、文教厚生委員会で斜里町のほうに視察に行っていました。その折りに、前町長の午来さんという方のお話を聞く機会を得まして、前町長午来さんの、その10数年に渡るですね、この遺産登録へ向けた熱い思いを聞き、感動したばかりであります。やはり、その午来さんが言うには、何が一番大切かという、一番リーダーシップが大切だということで、市長におかれましても、今以上にですね、いろんな場で、いろんな会合で、また、市民へ向けてですね、常々アピールを、12市町村引っ張ってですね、やっていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

次に、観光行政について伺います。昨日、安田議員からも質問がありましたが、大型クルーズ船の対応についてであります。今後のですね、6月10日までのあれは事前に発表になっておりましたが、この6月10日以降の、6月10日のサン・プリンセスの寄港以降のですね、あと、この年の後半と言いますか、その予定とか示せば、よろしく願いいたします。

**商工観光部長（菊田和仁君）** おはようございます。それでは、クルーズ船の対応について、お答えいたします。

始めに、今年度の大型クルーズ船客船、クルーズ客船が名瀬港に入港した実績を、ちょっと改めて御報告させていただきます。5月1日、神戸・台湾発着のサン・プリンセスに始まり、サン・プリンセスが計6回寄港したほか、広島発着の日本丸、韓国からのチャーター船コスタビクトリアと合わせて6月10日までの合計8回のクルーズ船が寄港いたしております。議員御質問の6月10日以降の寄港予定についてでございますが、翌年3月末までに、計3回の寄港が予定されております。なお、例年10月ごろから翌年1月以降のクルーズ船の入港が決定されますので、今後、入港の隻数が増える可能性もございますので、御理解賜りたいと存じます。

**12番（大迫勝史君）** 10月から1月になるということですが、この、ザンダム号もそうですが、サン・プリンセスもそうですが、今後、注目を浴びそうな、すごい何か船は入る予定はないですか。

**商工観光部長（菊田和仁君）** 一応ですね、1隻が未公開ということをお聞きしておりまして、4万3,000トン級の船ではございますが、マンションタイプ、要するにクルーズ船の部屋を買い取る形での豪華なクルーズ船が来ると伺っておりますが、未公開ということだそうでございます。そのほかにはですね、10月に博多発着の飛鳥Ⅱ、それから3月に、広島からのこれ修学旅行のチャーター船ですが、日本丸ということで3回が予定されているということでございます。以上です。

**12番（大迫勝史君）** 昨日、安田議員の質問にもあって、ちょっと重複するのかなと思うんですけど、このクルーズ船の外国人観光客の対応、ボランティア団体の、今、メンバーに頼り切っている状況であります。奄振事業にも通訳案内士法の特例が設けられておるみたいではあります。将来に向けた、通訳案内士養成の計画等はあるのかなのか、あるとしたら具体的にお示しいただければ、ありがたく思います。

**商工観光部長（菊田和仁君）** 議員御案内のとおり、通訳案内士についてでございますが、報酬を得て通訳案内を行う場合は、通常、観光庁長官が行う通訳案内士試験に合格し、国家資格を取得する必要があります。これに対しまして、特例通訳案内士は特定の地域において一定の研修を得れば、有償ガイド行為が認められる制度でございます。先行地といたしましては、沖縄で既に事業化されておりまして、外国人観光客の受入体制として特例通訳案内士制度が既に認められております。今後の通訳、特例通訳案内士の養成計画であります。まずは各市町村が産業振興促進計画を策定する必要があります。ございますが、群島全域、あるいは各島単位で事業がスタートできるよう、市町村共同の計画策定を目指していきたいと考えているところです。今後、研修に必要な語学能力の程度や研修内容等について、他の自治体との協議を早急に重ね、平成27年度から研修制度の導入が図れるよう取り組んでまいりたいと考えております。

**12番（大迫勝史君）** そうですね、制度ができているのが沖縄県ということなので、しっかり参考にさせていただいて、取り組んでいただきたいと思います。今後また、フリーの外国人観光客や国内観光客も増えることも予想されておりますが、今もA i A iひろばであるとか、案内板の設置をこれからやると

ということもありますが、現行以上のインフォメーションの対策があれば、聞かせていただきたいと思えます。

**商工観光部長（菊田和仁君）** まず、現在、フリーの観光客対策としましては、観光船バース内に臨時観光案内所を設置し、外国人の対応につきましては、ボランティア団体に対応をお願いしているところでございます。また、5月以降は特に外国人観光客に必要とされております、無料Wi-Fi設備を観光船バース内に設置し、インターネットの環境整備を整えたところであります。あわせて、現在本島内の5市町村で構成する奄美大島体験受入協議会、これは事務局は奄美市のほうでございまして、県の地域振興推進事業を活用し、奄美大島観光PRのためのDVDと外国語表記のパンフレット作成を進めているところでございます。

**12番（大迫勝史君）** その場合ですね、何か国語ぐらいの対応を想定していますでしょうか。

**商工観光部長（菊田和仁君）** このDVDとパンフレットでございまして、英語・韓国語・中国語、中国語は二つの言語ということになります、これを併せまして4言語の整備ということで進めております。以上です。

**12番（大迫勝史君）** はい、よく分かりました。よろしくお願いたします。

昨年12月議会です、観光船バースのお土産物売り場に常設の販売ブースをできないかということで質問いたしましたが、今シーズンからさっそく、常設の頑丈なテントで対応いただきまして、誠にありがとうございます。クルーズ船が入港する度に、多くの市民が見学にバースに訪れております。週末であれば特によろしいんですが、この緑地公園等ですね、今あるその常設テントを中心ですね、歓迎バザールのような市民とお客様がふれあう場ですね、そういうこと、そういう港祭りの、そういうことはできないか。野外のステージもあることだし、そういうことできるかどうか、ちょっと、当局の意見を伺いたいと思えます。

**商工観光部長（菊田和仁君）** 大型観光客船のお客様は人とのふれあいを求めるシルバー世代のリピーターが取りわけ多いといわれております。これらの客層にも対応できるよう、今年度はまちなかナビゲーション事業を導入したところでございます。この事業につきましては、中心商店街を核としたまちなかへ乗船客を誘導し、商店街の賑わいづくりと活性化に向けた取組を目的として行っているところです。イベントの一環としまして、市民の方々にも見学が可能な島唄ライブなども開催しており、お客様と商店主や市民とのふれあいの場にもなっております。議員御提案の緑地公園を活用したお客様と市民のふれあいの機会創出につきましては、出入港時の歓送迎セレモニーを含め、クルーズ船寄港時のバースがこれまで以上に賑わうお話しであろうと思えます。貴重な御提言であると認識いたしております。今後、イベントの内容、時間帯等を含め、前向きに検討してまいりたいと思えます。加えまして、今、まちなか中心商店街のほうに乗船客を誘導する施策を取り組んでいることもございますので、この考え方と競合しないような仕組みづくりが大事じゃないかというふうに考えているところです。以上です。

**12番（大迫勝史君）** はい。前向きな御答弁、ありがとうございます。やっぱり、まちなか、観光客の立場になってまちなかを歩いてみますと、港から歩いていて、なかなか食事処にね、困るんじゃないかなと思うときがあるんですよ。そのバザールの中で地元食材を使った地元特有の食事の提供とかできれば、また、地元の皆さんもですね、お祭り気分的なもので大変盛り上がるんじゃないかと思っの質問でございました。

次に、ついでにタグボートの対応について現状を伺いたいんですが、現在、そのタグボートの調達先

とその経費はどこが持っているのか、お伺いいたします。

**商工観光部長（菊田和仁君）** タグボートの経費はですね、今はもちろん船主側、それからチャーターの場合はそのチャーターするほうが持っておりますが、経費はですね、1回当たり220万から230万ほどかかると伺っております。以上です。

**12番（大迫勝史君）** それ、聞くところによると沖縄からチャーターして、そういう経費がかさむということの認識でよろしいんですか。

**商工観光部長（菊田和仁君）** はい。議員おっしゃるように現在は地元ですね、大型クルーズ船を牽引できる馬力のあるタグボートはないということで、現在は沖縄のほうから呼び寄せているのが現状でございます。

**12番（大迫勝史君）** そのタグボートの馬力の関係で、関係で、地元対応はできないということですね。ちらっと聞いたんですけど、ある関係者からその船がそのタグボートの経費を払って、世界遺産登録なれば別ですよ、今の現状で、そんなにメリットがあるのかという声が出ているということを知りましたので、ちょっと心配なってお聞きした次第でございます。それと、クルーズ船のお客様のモニタリングとかは行われているんでしょうか。

**商工観光部長（菊田和仁君）** 私ども、今回何回か答弁いたしておりますが、平成20年3月に国土交通省の事業において、大型クルーズ客船の寄港に伴う名瀬港でのモニタリング調査を行ったところ。その後、時間の経過等もでございます。実態にそぐわない調査結果等もあろうかと思っております。したがって、現在、奄美大島観光協会において港に出店した物品業者へのアンケート調査を行っているところでございます。今後、更にツアー先での飲食、交通等も含め、各業者に対してアンケート調査を行っていく予定でございます。よろしくお伺いいたします。

**12番（大迫勝史君）** 大変、データというものは大変大事だと思いますので、今後のためにもよろしくお伺いをいたします。

次に、3番目の奄振事業の中で、U・I・Oターン支援プロジェクトというものがありますが、奄美群島成長戦略基本計画実施計画の中で、26年度、27年度にわたって計画されている同事業の具体的な内容をお示しいただきたいと思っております。

**総務部長（東 美佐夫君）** それでは、奄振の中のU・I・Oターンの支援事業ということでございますが、本事業は広域事務組合が取り組む奄美群島全体の事業と、各市町村で取り組む事業の2本で構成をされているところでございます。まず、広域事務組合におきましてですが、群島を対象に、平成23年度から移住体験ツアーや都市部でのPR活動を行うなど、島外からの移住促進に取り組んでいるところでございます。御質問の26年度から27年度に実施予定の事業ということでございますが、引き続き、移住体験ツアーを実施しますが、そのほか、空き家活用の検証と全国移住担当者が東京で展示ブースを設けて、島の魅力を発信するアイランダー2014というのがございます。これと併せて、都市と農山漁村の交流移住を支援するふるさと回帰フェアというのがございますが、そちらのほうに参加いたしまして、奄美群島を都市部でPRするという活動を予定しているところでございます。一方、奄美市のU・I・Oターン支援事業でございますが、広域事務組合の都市部へのPR活動を通して、移住希望者が増えてくると考えられますので、その移住希望者に対する移住相談の対応と、実際に住む際の定住促進の住宅整備に取り組んでいるところでございます。これまで、24戸の定住促進住宅を整備しており

ますが、24世帯71名のU・Iターン者が入居しているところでございます。26年、27年も引き続き継続する予定ですが、平成26年度においては3戸の定住促進住宅を整備する予定でございます。以上です。

**12番（大迫勝史君）** はい。現状はよく分かりましたが、その定住促進に向かってですね、現在の空き家対策の現状はいかなっておりますでしょうか。

**総務部長（東 美佐夫君）** 空き家の件ですが、先日、少しお答えをしたところですが、平成19年度から平成20年度ですね、実施した調査で、名瀬地区の場合が117件、住用地区が102件、笠利地区が185件、計404件の空き家を確認しているところでございます。

**12番（大迫勝史君）** その空き家の中で、その家主さんが行政にお貸ししますよと。定住促進、どうぞお使いくださいという割合のことを聞いたかったですけども。

**総務部長（東 美佐夫君）** 失礼しました。その空き家の中で、現在、貸していただけるという空き家の件数が3件ということになっております。

**12番（大迫勝史君）** そうですね。なかなかそういうケースは、帰省の折に使うとか、いろいろ、町内にも空き家ありますけども、なかなか、そう提供してくださる方は少ない状況で、田舎のほうに行っても、よくそういう話を聞きますけども、その空き家の中でですね、倒壊の恐れのある危険な廃屋とかですね、ちょっと犯罪につながりそうな、そういうような、そういう廃屋等に近い空き家の状況は、当局として把握はされてないんですよね。

**総務部長（東 美佐夫君）** 昨日もちょっとお答えしましたが、その中で倒壊の恐れがあるというような空き家もあるようでございますが、件数については、詳細については、まだ、把握をしていないという状況でございます。

**12番（大迫勝史君）** はい。昨日の質問、答弁とちょっと重複しまして、大変申し訳ありません。昨日も出ておりましたが、国もですね、今まで以上に切り込んだ法案を審議している最中だと思います。自治体の権限の強化や税制法の見直し、補助金のかさ上げ等、そういうことに期待してまいりたいと思います。

次に、福祉・子育て政策でございます。寡婦控除、寡婦の婦は婦人の婦と、また夫の夫も兼ねますが、寡婦控除のみなし適応についてお伺いいたします。寡婦控除は男女いずれかの納税者が片方と死別、若しくは離婚したあと婚姻をしていない場合に受けられる所得控除ですが、近年、婚姻していたか否かで税が決定するのは不公平であるとの声が強増り、全国で50の自治体が非婚の場合も寡婦控除するみなし適応を実施しております。また、沖縄県では14の自治体を実施しており、4自治体が導入を検討中で、全国的にも実施予定や検討中の自治体も増えてきておる現状であります。また、税制法の観点から、日本弁護士連合会も税控除や課税所得で算定されるさまざまな社会福祉の恩恵から除外されている、非婚のひとり親世帯に寡婦控除を適応しないことは、合理的な理由がなく、憲法違反であり、所得税法を改正するように、今年の1月に意見書を国に提出しております。以上の理由からも、本市でも是非、このみなし控除、適応していただきたくと強く思いますが、当局の御見解をお願いいたします。

**保健福祉部長（泉 賢一郎君）** お答えいたします。御指摘のとおり、非婚の母子家庭等の場合には税法上の寡婦控除が適応されないため、離別や死別の方とは寡婦控除分の有無によって福祉制度の利用者負

担額や公営住宅の入居基準に違いが生じる場合がございます。さまざまな理由から、婚姻しない状態で非婚の母または父として子どもを育てておられる方が、制度上では不利な状況におかれていることは一定の認識はいたしております。日弁連の意見書にもありますように、この問題の根本的な解決策は国が税制度の改正を行うことだと考えております。御案内のとおり、比較的財政力の高い自治体においては、独自にみなし適応を実施しているところもあります。多くの自治体は国に対策を求めているのが実状であります。本市といたしましても、現段階では国における動きを注視してまいりたいと存じますので、御理解をお願いいたします。

**12番（大迫勝史君）** その、それはそうでしょうけども、やはり、その保育所の料金やその住宅の家賃において、大変な不公平を生じているということは事実でありまして、また、隣の沖縄県は、また、そういうケースが多いことで、そういうみなし適応をしていると思っておりますが、何とかですね、国に頼らずみなし適応するように切に求めまして、次の質問に移ります。

次に、高齢の低年金生活者の実態についてであります。国民年金の65歳での満額受給は6万7,000円ですけど、全国的に平均すると5万円代だそうです。独居で持ち家の場合でも生活はぎりぎりで、病院にかかるのも大変厳しい状況であります。そういう方々から市民相談を受ける機会も大変多くなっております。相談していただく方は、その方の状況を聞いて、いろいろアドバイスしてこちらも対応できるんですが、相談することもできずに困っている方もいらっしゃるって、また、どこに相談すればいいのか分からない高齢者も多いと、関係者からの声を聞いております。そこで、提案をしたいのですが、高齢者お助け110番みたいな電話相談窓口の開設はできないでしょうか、お尋ねいたします。

**保健福祉部長（泉 賢一郎君）** 大変、貴重な御提言をいただきましてありがとうございます。議員御提案の高齢者の電話相談窓口につきましては、地域包括支援センターの高齢者の総合相談業務として、介護に関する相談のみならず、高齢者の抱えるあらゆる問題について市民の方々が相談ができるように体制を整えており、また、昨年12月からは直通電話を設置いたしまして、更なる体制強化に努めております。電話番号は55-1165、繰り返します、55-1165、ゴーゴーいい老後、ゴーゴーいい老後でございます。大変、覚えやすい番号となっておりますので、これまで広報紙への掲載や各種会合などでステッカーを配布するなど、その浸透に努めているところでございます。しかしながら、まだPRする機会が少なく十分な周知が図られていないことから、番号をご存じなかったり、介護に関する内容以外は相談できないものとお考えの市民も多数いらっしゃるであろうと思っております。議員御指摘のとおり、生活等に関する相談などについても、地域包括支援センターが最初の窓口となって、関係機関との連絡調整を行い、場合によっては直接家庭訪問を行って話をお伺いいたし、一緒になって解決の道を考えていくなどの対応は十分可能と考えております。今後、高齢者が気軽に何でも相談できる窓口として広く認識されるよう、また、あらゆる問題に対応できるよう、スキルアップを目指し鋭意努力していく所存でございます。議員の皆様におかれましても、高齢者の相談なら何でもゴーゴーいい老後までと御認識いただいて、御周知方、よろしくをお願いいたします。

**12番（大迫勝史君）** はい。大変ありがとうございます。そういういい、もうできてるということで、やはり、部長のおっしゃるように、もっとアピールが必要じゃないかなと思いますし、今、ゴーゴーいい老後はここにいる皆さん、今、分かりました。あとですね、職員の皆さんにも徹底してください。議員にも声がかかりますけども、役所に勤めてるというだけで、必ず職員の方にもいろんな方からどうすればいいのという相談あると思います。これが何100人にもいるわけですから、大変いい媒体になると思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、平成25年末の補正予算の地域少子化対策強化交付金について。先ほど、特殊出生率が微増し

たとの発表がありました。人口維持率にはほど遠いことには変わりはないようです。25年度末の補正予算の地域少子化対策強化交付金、これが締め切りが2月の19日で手上げ方式により、市町村には800万円で10分の10の交付金事業でありましたが、これが活用されたのか、まずお聞きいたします。

**保健福祉部長（泉 賢一郎君）** お尋ねの地域少子化対策強化交付金には、本市も要望をいたしております。採択される見込みとなっておりますので、次回の議会に予算計上する予定でございます。

**12番（大迫勝史君）** 分かりました。それでは、現段階です。その結婚・妊娠・出産・育児、こういうのを切れ目なく支援する事業、例えば、この事業に向けて、大まかなプランがあると思うんですが、お示しできる範囲でお示してください。

**保健福祉部長（泉 賢一郎君）** 本市が要望いたしております、地域少子化対策強化交付金の事業内容に触れさせていただきたいと思っております。奄美市の提案事業は三つの事業で構成されております。一つ目は切れ目のない仕組みづくり事業です。これは切れ目のない仕組みを構築するために支援を行う子育て支援員、子育て支援員を養成する内容になっております。二つ目は、縁結び事業。これは縁結びの達人と呼ばれる人材を選任し、仲人的な役割を担ってまいります。実際に、結婚を望んでいる人たちを紹介し結び付けたり、結婚に対するアドバイスや結婚スキルアップセミナーを開催し、結婚に前向きになってもらう内容です。三つ目は、新婚夫婦へ妊娠・出産について、正しい知識を普及させる事業です。これは奄美の現状として、親子のつながりの弱い家庭で育った若年母親が多く、子育てにおいて問題を抱える家庭も多くあります。また、妊娠期の生活状況に問題がある妊婦も多く、このため、健やかな妊娠・出産・育児を考えてもらう機会として、婚姻届けを提出した夫婦を対象に講座や講演会を実施する内容となっております。

**12番（大迫勝史君）** はい、ありがとございます。しっかり取り組んでいただきたいと思います。特に周産期は大変重要だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、市民生活の防災・保健に入らせていただきますが、FMの難聴地域解消対策について。本市においては市街地でもFM難聴地域があります。AM波でも室内では入らないところもあります。この間、調査してもらったということですが、車で巡回したら入るんだけど、部屋の中では入らないという地域もあるということも聞いております。当局は防災無線関連の質問が出ると、デジタル化やFM放送充実させると答弁いたしておりますが、そのFM波が入らない地域の対策をお聞きいたします。

**総務部長（東 美佐夫君）** FM放送の難聴地域の対策という点からお答えをいたします。本市におきましては、災害時の市民の緊急情報伝達手段として、防災行政無線、携帯電話を利用したエリアメール及びコミュニティFMを利用した緊急放送を行うことで、多重的・多元的に緊急情報の伝達を行っているところでございます。コミュニティFMを利用した緊急放送につきましては、NPO法人ディと災害時の協定を結び、緊急時には通常放送に強制的に割り込んで放送ができるようにということになっております。聞き取りができる、いわゆる可聴エリアの現状ということで申しますと、あまみエフエムの資料によりますと、あくまでもこれは机上の計算ということではございますが、平成24年度現在で奄美市において85パーセント聞き取りが可能というようなことになっているようです。これまでの難聴地域解消対策としましては、平成21年度、県の地域振興事業を活用した住用地域・笠利地区の中継局増設を行い、可聴エリアを広げたところでもございます。ただ、おっしゃるとおり地形やビルの陰等の条件により、屋内で聞こえにくい世帯もあるということをお聞きしております。今後のFM放送の課題をFM放送のほうに確認いたしましたところ、受信条件の改善や更なる可聴エリアの拡大に向けた

送信設備の整備に関すること、コミュニティFMの出力上限基準の規制緩和が上げられたということでございます。市といたしましても、今後、どのような改善策があるのか、市とあまみエフエム・ディとの負担割合も含めまして、今後、協議を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

**12番（大迫勝史君）** はい。どうぞ一つ、その方向でよろしくお願いをいたします。またですね、アンテナや受信機の位置等でですね、対応できる場合もあると思いますので、その方法、開局当初はよく窓に近づけてくださいとか、いろいろ、専用のアンテナが電気屋さん売ってますよとか、よくラジオなんかでも放送してたんですけど、それも最近やってんのかなという感じでありますので、そういうことも、また、新たに申し出をしていただきたいと思えますし、また、電話での苦情やそういう、さっき言ったように、エリア的に聞こえるんだけど、部屋の中で聞こえないという場合は、職員とかですね、行政協力員の方も協力いただいて、直接訪問してですね、高齢者の世帯とか、高齢独居世帯の方のそういう難聴で防災上の不安を取り除くという、そういうシステムもですね、大事ではないかと思えます。また、地域的にその難聴マップみたいなもの、一応、作ってですね、掌握しておくべきではないかと思えます。どうでしょうか。

**総務部長（東 美佐夫君）** FM放送を利用した緊急情報伝達システム、これは多角的な情報伝達手段の一つということで、ほかの手段を用いる検討も、当然、検討していかないといけないだろうというふうに思います。議員御指摘のとおり、FM放送のほうに確認いたしましたところ、受信機の位置やアンテナ、これはT字型のFMアンテナというのが、市販で500円程度で販売されているそうです。これを取り付けることで、受信状態の改善が期待できるということも聞いております。広報紙でのこういったことの紹介含めて、市民からの相談があった場合には個別個別に対応していきながら、緊急情報の充実に、今後も努めてまいりたいと思えますので、御理解方お願いいたします。

**12番（大迫勝史君）** はい。よろしくお願いをいたします。

次に、酒が大好きな私が言うのもなんですけれども、アルコール健康障害対策基本法について。飲酒が引き起こすさまざまな健康障害や社会的な問題を減らすことを目的とする、アルコール健康障害対策基本法が昨年12月に成立し、6月の1日から施行されました。同法は不適切な飲酒がもたらす健康障害や自動車運転事故・暴力・虐待・自殺などを防ぐための基本理念を掲げ、国や地方自治体に対し総合的な対策を策定し実施する責務が明記をされました。アルコールが介在する健康障害などについて、厚労省が2008年に行った調査によると、国内のアルコール依存症と予備軍は約440万人、治療が必要な人は約80万人、アルコール関連の問題を抱えている人は654万人と推定しています。年間死者数3万5,000人、病気やけが、生産性の低下などを含めた経済的損失は4兆1,483億円になると試算され、これは酒税の約3倍になるそうです。今回の法制化により、国が実効性ある基本計画を策定し、地方自治体における相談体制の整備、社会的な啓発や依存症への支援の充実が期待されるということですが、今月の1日施行ということですが、これについて国のほうから通達、その他動きが見られたか、または、また、市独自の施策等考えておられるか、伺います。

**市長（朝山 毅君）** このことについては私のほうから答えさせていただきます。議員御案内のとおり、アルコール健康障害対策基本法につきましては、議員お話しのとおり、今年の6月1日に施行されております。そのことを受けまして、6月5日、国のほうからアルコール健康障害対策基本法の施行についての通知がございました。その中で、まず、国において、今後2年以内にアルコール健康障害対策推進基本計画を策定し、その後、県においてこの基本計画に基づき、それぞれ地域の実情に応じた推進計画を策定するという流れになっております。したがって、具体的な取組につきましては

は、今後検討し組み立てられるということになります。御存知のとおり、奄美地域は検診データからいたしまして、毎日2合以上の飲酒を行う割合は県内でも高いという数値が出ているようであります。本市におきましても同様の状況であり、男性が肝疾患で亡くなる割合は全国平均の約2倍にもなっているということでもあります。私が申し上げるのも大変恐縮に存じますが、やはり地域がら飲酒する機会が多く、更に飲酒量が限度を超えていることが原因ではないかといわれているところでもあります。このような中、アルコールによる健康障害のある方々につきましては、健康診断の場や戸別訪問により対応しているところではありますが、今後も今般制定された法律の趣旨、並びに今後策定予定の推進計画を踏まえ、県と連携を密にしながら、お互いに連携を図り、アルコールによる諸問題の解決に取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうか御理解を賜りますようお願いいたします。

**12番（大迫勝史君）** なかなか、奄美市というか、奄美群島のためにできた法律じゃないかなと思って、自分を戒めるためにも、皆さんの健康のことを思っても取り上げてみました。大変前向きな答弁の数々、ありがとうございました。

以上をもちまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**議長（竹田光一君）** 以上で、公明党 大迫勝史君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。（午前10時20分）

○

**議長（竹田光一君）** 再開いたします。（午前10時35分）

引き続き、一般質問を行います。

平政会 竹山耕平君の発言を許可いたします。

**23番（竹山耕平君）** 市民の皆様、議場の皆様、おはようございます。平政会の竹山耕平でございます。所見を交えながら一般質問を行います。よろしくお願いたします。

自衛隊誘致の件についてであります。5月に武田良太防衛副大臣が来島され、また、6月7日に小野寺五典防衛大臣が瀬戸内町、翌8日に奄美市を訪問し、市長並びに議長と面談されたことは、新聞報道により市民の皆様にも知らされているところであります。そして、島しょ防衛強化について、奄美大島本島内に陸上自衛隊警備部隊を配備する旨を伝え、今後具体的に計画を進めていくことが明らかにされました。過去に奄美を襲った集中豪雨災害時の復旧作業では、陸上自衛隊が早急に配備されたことに加え、多くのボランティアの御協力のもと、早期の復旧につながったものであり、大規模な自然災害が多く発生しやすい奄美としましても、災害への備えとしての自衛隊の常駐は初動体制へもつながり、望むところでもあります。一方、我が国を取り巻く安全保障環境を見たとき、現在の東アジアの情勢、特に中国や北朝鮮の軍事的脅威は今後の我が国として新たな対応を余儀なくされるものだと考えます。そのようなことから、北から南西へと防衛の主体的展開が図られていることに理解を示すところであり、その島しょ防衛強化計画の中で政府が重要だと位置付ける南西諸島への配備については、その地理的利便性の観点からも奄美市への自衛隊誘致は、私自身も重要であると理解を示し、誘致に向け態度を表明するものであります。併せて申し上げたいことは、昭和53年ごろに当時の大津鐵治市長を始め、久松保一郎名瀬市議会議員、有村治峯商工会議所会頭など、ほかにも多くの各団体・連盟において、旧名瀬市への陸上自衛隊誘致の陳情を政府に提出しております。私が勝手に心の中の政治原点と考えております大津市長が先見の明を持って、奄美市の将来を見据え、政府に対して陳情を行ったことについても深く感銘を受けているところであります。以上のことから、これまでの各議員への答弁により、自衛隊が誘致された場合のその効果並びに市長の見解についても理解を示すところでもあります。そのようなことを踏まえ、次の点についてお伺いします。

現在、自衛隊の奄美出身者は何名ほどいらっしゃるのか。また、高校を卒業し入隊された数について

把握をしているのか。自衛隊が誘致されると多くの出身者が奄美に帰ってくることも考えられますし、そのようなことを含め、雇用の場の創出にもつながると考えています。当局の見解をお示しください。

また、議長に申し上げます。市長の政治姿勢について、(2)につきましても、今回は割愛をさせていただきたいと思っております。更に、また、(2)のまちづくりと(3)の教育行政を入れ替え、(2)を教育行政、(3)をまちづくりとさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

次の質問より、発言席にて行います。

**議長（竹田光一君）** 答弁を求めます。

**総務部長（東 美佐夫君）** それでは、お答えいたします。自衛隊の奄美大島駐在事務所にお尋ねをしたところ、現在、奄美出身の自衛隊員数については詳細な人数は把握していないということでもございました。ただ、各年度ごとの奄美出身者の自衛隊への入隊者数は把握をしているということです。そういうことで伺いましたところ、平成元年から平成25年度の、これ25年間ということでもございますが、入隊者数の合計で申し上げますと、484名が入隊されているというふうになっております。毎年平均して約20名前後が入隊されているということだそうなんです。全国的に比較しましても、多くの奄美出身者の方々が自衛隊に入隊されているという過去のデータもあるようでもございます。報道にありましたように、奄美大島のほうに配備ということを考えますと、多くの地元出身者の隊員が勤務地として配置されることは、当然、議員おっしゃるとおり予想されることだと思います。また、雇用の場の観点ということから申し上げますと、地元の子どもたちにとって就職の選択肢が増えることとなりますので、雇用効果ということも、この点も御指摘のとおりかと存じます。若者人口流出という点では、ある意味、歯止めになる可能性もあるかと考えられるところです。一方、どこの地域でもそうだと思いますが、地域を熟知する隊員が配置されるということは、地域とのコミュニケーションがスムーズに図られるということもありますので、これをもとに自然災害等に対して迅速な対応が可能になること、あるいはまた家族の介護という別の側面も期待されるということもありますので、こうしたことも大事な観点になるかというふうに住じます。以上です。

**23番（竹山耕平君）** はい、ありがとうございます。私がなぜこのような質問をしたかと申しますと、本当に奄美群島ですね、島民の、群島民のその自衛隊出身者が誠に多いという、その過去のデータにもあるということでもございましたが、先にも申し上げましたが大津市長が陳情された際にですね、この52年、昭和52年11月現在の数で申し上げますと、出身地別現職自衛官数、奄美群島で1,690人、そして、次に至るのが神奈川県・福井県・富山県ということで、奄美群島民の数だけが、その当時、当時ですね、日本のこの自衛官の数で最も多かったということでもあります。その分、奄美郡島民の方々が、自衛隊に対してですね、理解を深く示していることが分かると思われましたので、この質問をさせていただきました。また、雇用の場やその利点についてもですね、今総務部長がおっしゃったとおりだと思います。是非、災害に備え、そして、の初動体制ですね、更にはその防衛、そして地域活性化に向け、しっかりと市長のほうにもですね、私も含め多くの議員からもこれまでもお話しがありましたが、しっかりと市民の声として受け止めていただきたいなというふうに思う次第でございます。ありがとうございます。

次に、次の質問に移ります。次に、(3)ですね。観光産業振興について質問をいたします。前回、大型クルーズ船ザンダムが寄港した際に、受入側である奄美市を含む奄美の観光産業を振興させるための課題が表面化いたしました。先の安田議員や大迫議員からも質問があり、いろいろと理解はいたしました。しかし、この課題が見つかったということについてはですね、その課題を一つずつ分析して、しっかりと丁寧に解決することができた場合、できたなら、今後、奄美が更なる観光立島を目指すための振興策につながるものだと考えます。今回、寄港したサン・プリンセスやコスタビクトリアへの

対応、おもてなしに生かされた点、改善された点について、そしてまた、改めて課題となった点についてお示しをいただきたいと思います。また併せて、今回のコスタビクトリアを含めてですね、このアジアを視野に入れた振興策についても重要と考えます。沖縄を例に例えるとですね、沖縄と韓国・中国の商工団体が連携を結んで、いろいろとサミットを行っている。また、もずくやその沖縄の資源を利用して、また、全国のハブ港として、沖縄に日本全国の物を集めて、そして、中国や韓国、その東アジア・東南アジアに物を、物資を送っている。そのような拠点施設を作っている。そのようなことから、やはりアジアを視野に入れることも大事なのではないかなと思いますので、御見解をお示しください。

**商工観光部長（菊田和仁君）** それでは、お答えいたします。議員御承知のとおり、外国クルーズ船の対応につきましては、一昨年からの寄港ということもあり、ようやく受入体制の課題も見えてきたところでございます。外国船籍につきましては、今年度7回寄港しており、受入体制を改善するために、観光協会・商店街等の関係団体と協議を重ね、寄港の度に改善を図ってまいりました。また、市民の皆様の盛り上がりもあり、通訳ガイドとして外国語ボランティア組織が発足したほか、中心商店街においても英語版のまちなかマップを策定し、誘客に努めたところであります。しかしながら、外国語版の観光パンフレットの作成や、両替・クレジットの利用など、まだまだ課題があり改善に努めていかなければならないものと考えております。また、ここ数年の寄港は地元にとりましても大きな経験となり、市民の方々と一体となった歓迎セレモニーや送迎でのお見送りなどは、大変な評価をいただいております。今後、世界自然遺産登録に向けた観光客受入体制の整備と併せて、アジアを視野に入れた振興策を図るためにも、鹿児島県はもとより東アジアクルーズの玄関口を目指している沖縄県と連携したクルーズ誘致にも取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

**23番（竹山耕平君）** はい、分かりました。今の中でザーンダムが寄港した際に多くの課題が表面化したとして、そのサン・プリンセスに対して、この外国語のパンフレットだとか、そのまちなかナビゲーション、そして通訳ですね、ボランティアの方々にも改善が図られて、すごい良かったと思います。更にはですね、その課題を、また新たに見つけることができますね、最初に申し上げたとおり、次の振興策ですね、更につながると考えますので、しっかりですね、分析・検証を行っていただきたいなと思います。更には、この件について、例えば商店街、先ほど来商店街、そのクルーズ船と商店街の絡みということですが、その商店街に対して希望というか要望というか、こうしていただきたいというふうなことが、具体的なものがありましたら上げていただきたいなと思うんですがどうでしょう。

**商工観光部長（菊田和仁君）** 商店街の方にですね、特にということではございませんが、私ども、やはり観光客、特にクルーズ船で観光客の、まず増加を目指します。そして、中心商店街のほうへお客様をできるだけ運ぶということ、まず私どもはやっていかなければなりません、そのあと、やはり商店街の皆様だけではございませんが、が主体となってお客様をお迎えすると。そして、販売力の向上に努めていただくと、そういったことを、商店街の皆様だけではありませんが、私どもが支援できることはイベント等含めてやっていかないといけないと思いますが、商店街の皆様が観光客が入ってきたにあたっての主体的な取組をお願いしたいと思っておりますのでございます。

**23番（竹山耕平君）** はい、分かりました。その点についてもですね、その通り会連合会の会長さんとか含めてですね、商店街のついても、何と言うんですかね、特徴的なのが大型クルーズ船が入るのが大体早朝だということが上げられると思います。ですので、その7時半、8時前までには、結構商店街にお客さん、観光客の方が、そして、クルーの方がですね、もう、お見えになってるんですね。そういうところで、商店街といたしましても、要望という形で各お店にお願いはしているみたいですが、できたら対応できるようなところはしていただきたいと。しかし、数が少ないということがあって、そのちょ

っと観光客とかクルーの方たちがですね、ちょっと待ちぼうけをくらっているような状態もよく見受けられます。そのようなことから、そのWi-Fiとかフリースポットとか、そういった形で、商店街やAiAiひろばに人が集まる、もう集まるんですよ。そういったものを皆さん承知していると思いますので、是非、その商店街も独自の努力でですね、そういう活性化につながるような、観光地として、観光地の商店街としてつながるような取組を、昨日の元野議員からもありましたが、アドバイス・助言・提案、そして、ともにまちづくりを、今の末広・港も併せまして造っていくと。新たな魅力ある商店街を造っていくということについては、是非、お願いしたいなというふうに思います。積極的に、もうどんどんどん、提言を、そして、要望をしていただくことが、また、行政の在り方でもないのかなど。行政に任せる、民間に任せるのではなく、官民一体となったまちづくりを進めていただきたいなというふうに思いましたので、この、ちょっと質問をさせていただきました。よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。次に、子ども・子育て会議の開催状況についてお伺いをいたします。昨日の師玉議員への答弁により、学童保育やそのファミリーサポートセンターなどについて理解を示したところであります。私の質問ではですね、この会議の構成員はどのような基準をもって選任をされているのか。その選任方法についてお示しをいただきたいとします。併せて、これまで3度開催されている会議の内容についてお伺いをしたいとします。政府から示されている内容に沿ったものだけを協議しているのか。しっかりと、奄美市が抱える子育て環境・子育てニーズを含め、また、本市の子育て世代が望むような待機児童の解消や課題解消に向けての子育て支援の総合的な制度として、市に、しっかりと市長に対してですね、答申をしていけるような会議に努めてもらいたいと思うところであります。ほかの自治体での開催状況を見てみますと、設置者は保育事業を安定的に実施できること。認定基準を受けるために運営委員会を設置すること。保育の実施による契約は利用者や設置者の間で直接契約を行うこと。保育事業の細かな内容までも協議されているようです。例に上げたことなどについては、本市に置き換えてみてもですね、とても重要な協議内容だと考えますが、果たして本市にですね、見合う基準なのかというのとも考えますが、そういう意味で、奄美市のこの子育て世代のニーズ、そして分析・調査などを含めてですね、この会議が奄美市の子育て環境に対してですね、しっかりとその進められるような会議となっているのか、その開催状況についてですね、具体的にお示しをお願いしたいとします。

**保健福祉部長（泉 賢一郎君）** 奄美市子ども・子育て会議につきまして御答弁をいたします。御承知のとおり、平成25年の9月議会で条例により設置され、15名の委員で構成されております。まず、御質問の構成員の基準でございますが、この条例にも示されておりますとおり、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、幼稚園や保育所など子ども・子育て支援に関する事業に従事している者、更に、子どもの保護者の代表者となっております。御質問の選定の方法でございますが、この基準に基づきまして関係団体等の御意見も伺いながら市で選定をいたしております。会議の内容ですが、昨年12月、今年3月、5月とこれまで3回の会議を開催いたしました。これまで開催しました会議の内容は平成27年度からスタートを予定している子ども・子育て支援新制度の説明や、昨年度に実施しました子育て世帯へのニーズ調査の結果報告、そして、それぞれの立場から子育て支援への意見などを出していただきました。子ども・子育て会議の内容につきましては、子ども・子育て支援法第77条第1項で定められている、教育・保育施設の利用定員の認定に関する事、地域型保育事業の利用定員の設定に関する事、及び市町村子ども・子育て支援事業計画に関する事等を処理するとなっております。このことにより、今後の会議では幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援事業に係る需要量や提供体制などを規定する奄美市子ども・子育て支援事業計画の策定について、更に具体的に検討してまいることとなっております。計画期間につきましては、平成27年度から5年間の事業計画になります。ニーズ調査の結果や年齢ごとの子どもの数等を参考に、今後、保育所・幼稚園あるいは認定こども園が

の程度必要になるかを検討してまいります。また、新制度では新たに市町村の認可事業として、待機児童の多い2歳児以下を対象とした地域型保育が始まりますので、その整備・利用計画も検討してまいります。事業計画策定の時期ですが、ニーズ量の見込みとその確保策について9月ごろに中間取りまとめを行い、今年度末までに事業計画を確定することになっております。議員御提案のとおり、委員の皆様の意見やニーズ調査結果をもとに、是非、奄美市の現状に沿った計画内容になるよう取り組みたいと存じますので、議員の皆様の御指導・御協力をよろしくお願いいたします。

**23番（竹山耕平君）** はい、ありがとうございます。今の答弁ですと、ある程度のことは理解しました。この0歳から2歳の、この地域型保育というのはですね、この条例にもうたわれているのが、国の方針としてもうたわれているんですが、市町村が進める中で、何て言うんですかね、市町村においてそういう、例えば3歳児・4歳児というふうに広げられることもできるというふうに、ちゃんと書いてあったんですが、そのあたり、市のほうが今、今もし具体的にですね、この例えば、例えば私がこれまでもずっと取り上げてます、この認可外保育施設が、ここに当たるのかなというふうなお話しもちょっとお聞きしたことがありますので、その点についてですね、その地域型保育、0歳から2歳、しかし、市町村自治体の配慮で、そういうちょっと上限をですね、緩和することができるというふうに、ちょっとお聞きしたものですから、ちょっと、お聞きしたいなと思います。

そして、更にもう一つ、1点は、あとはワーキンググループがありますよね。そのワーキンググループによって、その内容が会議のほうに示されると。会議の内容になると。しかし、ワーキンググループはこの庁舎内の担当者の部下の方で設置している。しかし、ということは、ワーキンググループの内容を更に濃いもの、更に、地域の声が聞けるものにはなくてはいけないのかなというふうに思いますが、そのあたりの運営状況についてはどうなっているのでしょうか。

**保健福祉部長（泉 賢一郎君）** ワーキンググループについてのお尋ねですが、お示しのように庁舎内でも各担当部署におきましてグループを組んでおります。しかしながら、必要に応じて、実際に働く現場からも御意見を伺うことができることになっております。ワーキンググループの役割といたしましては、子育て会議で研究される、協議をされる事項について必要な資料の収集、それから調査・研究、こういったことをするわけですが、その過程において、現場で働く方、事業主の方の意見や御提言も伺うことができることになっておりますので、そういう流れで進めてまいりたいと思います。

（発言する者あり）

議員が申されたように、それぞれの市町村に合った計画を作るようにということで、申されたように幅を広く、いろいろな対応ができることになっておりますので、取り組みたいと思います。

**23番（竹山耕平君）** しっかりとですね、そのワーキンググループがやっぱり一番大事なのかなということも考えますので、是非ですね、もうこの奄美市に合ったその新制度の在り方というふうに形で、しっかりと進めていただきたいなというふうに思います。よろしく申し上げます。

次に移ります。次に、海洋資源の保全について質問をいたします。世界自然遺産登録を目指して計画が進められておりますが、やはり奄美を代表する観光資源として上げられるのは海だという、海という奄美の大切な宝だというふうに思います。そのようなことから3点、お伺いします。

まずは、水産業の振興として、この藻場の再生・育成事業について、その取組状況をお示し願います。

**商工観光部長（菊田和仁君）** 藻場再生事業についてお答えいたします。藻場の果たす役割からちょっと申し上げたいと思います。藻場は魚介類の稚魚の生息場所、イカなどの産卵場所になるなど、水産物の生産を支える場所として役割を果たしているものと認識いたしております。しかし、近年の県内沿岸海

域におけるホンダワラ類などの藻場の減少は水産物の減少の原因ともいわれているところです。藻場の減少の理由といたしましては、海流の異変や環境変化、魚介類による食害被害によるものと諸説がございますが、解明には至っていないのが現状であります。奄美市の取組についてでございますが、このような状況の中、本市の漁業関係者におきましては、国・県及び市による補助事業の離島漁業再生支援交付金事業を活用し、藻場造成活動に取り組んでいるところでございます。名瀬地区漁業集落では平成25年度より沿岸海域への藻場ブロックの設置や、藻の育成状況などの確認などの活動を行っております。住用漁業集落では、以前から戸玉港に自生し増殖しているホンダワラの状況を逐次確認いたしておりますが、今年度、藻場ブロックの設置や藻の育成状況の確認作業などを実施しているところでございます。笠利地区漁業集落では、平成22年度に佐仁地区内に藻場造成基盤を設置し藻の付着を図りましたが、確認調査を行ったところ付着効果は得られなかったとお聞きいたしております。なお、笠利地区につきましては、今年度も引き続き奄振事業による藻場のモニタリング調査事業の対象地区に指定されているところでございます。以上です。

**23番（竹山耕平君）** はい、分かりました。名瀬漁協、そして住用、そして笠利として取り組んでいるということなのですが、この名瀬漁協の件で、どこについていうのがしっかりとと言えないのであればしょうがないんですけど、それがどこのあたりでして、その育成状況をその調査している結果、結果ですね。25年度なんで、まだ1年も経ってないのかもしれませんが、その生育状況というか、調査が例えば図られているのであればちょっと、示していただきたいなと思っております。

**商工観光部長（菊田和仁君）** すいません、資料をあまり準備いたしておりませんで、25年度波ですね、4月・8月に藻場プレートを設置しているようでございますが、場所、あるいはそのあとの状況、ちょっと把握いたしておりません。申し訳ございません。

**23番（竹山耕平君）** はい。また、この件についてはですね、しっかりと生育を見守っていきながら、しっかりと調査、そして検証をしていただきたいなど。そしてまた、その方法もですね、藻場ブロック、そしてまた、いろんな方法があると思います。そして、笠利でも効果が見られなかったと、付着していなかったということでもあります。その件についても、そのやり方・工法などについてですね、研究をしていただきたいなというふうに思います。お願いします。

次に、サンゴ礁保全・育成事業についてお伺いをいたします。これまでも同様の質問を行ってまいりましたが、現在、行われている奄美群島サンゴ礁保全協議会における事業だけでは、結果、効果は現れていないものだと、これまでも訴えてきました。予算措置を見ましても、効果を期待することができません。以前、紹介しましたが沖縄の慶良間諸島など、国を始め、県、そして、アメリカなどもですね、連携してサンゴ礁の保全に努めています。そして、その結果、国立公園の指定ということでもあります。その重要な観光資源である水産業に影響する、このサンゴ礁保全に取り組んでいただきたいというふうに思いますが、その見解についてをお示しをいただきたいのですが、ここで一つはですね、紹介したいのは、この奄美群島サンゴ礁保全対策協議会、これは昭和47年からですね、これまでにインターネット、ホームページを拝見をいたしましたら、4億4,000万円以上を投資していると。そして、オニヒトデの駆除対策に取り組んでいると。これまでのその成果は、160万匹のオニヒトデの駆除ということが説明されております。対策内容につきましてはですね、専門家の皆様が必要という判断ということから所見を申し上げることは控えておきますけど、やはり、そのサンゴ礁の保全と育成ということに対しても、今後、更にしっかりとこの取り組んでいかなければいけないというふうにも思っている、この質問でございます。御見解をお示し願います。

**市民部長（前里佐喜二郎君）** お答えいたします。世界自然遺産登録を目指す奄美大島において、本市で

は希少野生動植物を始めとするさまざまな自然保護活動やその啓発に取り組んでいるところでございます。自然遺産登録、遺産を目指す上では、奥深い山々が注目されがちでございますが、やはり、奄美を代表するのは美しく豊かな海でございます。その根幹をなすサンゴの保全は重要な施策だと認識いたしております。議員御紹介のとおり、これまでもサンゴ礁保全対策といたしまして、奄振予算を活用したオニヒトデ駆除とサンゴ礁の再生試験を行ってきているところでございます。平成25年度には140匹のオニヒトデを駆除し、再生試験につきましては、過去の結果を踏まえ、台風や季節風による流失のリスクを軽減するために設置場所を変更してみたところ、着床率は回復傾向となってきております。再生試験の効果につきましては、意見が分かれるところでございますが、まだまだ、再生試験については世界的にも歴史が浅く、その技術はいまだ発展途上にあります。今後も時期や海域、水深など試験を重ねて、よりよい成果が出るよう努力してまいりたいと存じます。また、このほかにサンゴ礁保全対策といたしまして、奄美群島12市町村と鹿児島県で構成しております奄美群島サンゴ礁保全対策協議会においても、奄振予算を活用したモニタリング調査を行い、サンゴ礁の育成状況、オニヒトデの発生などサンゴにダメージを与える要因等について継続的に調査を行っております。これらの保全対策事業の結果、自然のサンゴ礁につきましては、奄美市の複数の場所で順調な回復が確認され、今後もサンゴの成長が見込まれます。沖縄でのサンゴ礁保全対策についてでございますが、奄美と同様の事業のほかに、移植による、議員御指摘のような移植によるサンゴ礁の保全が注目を集めているようでございます。奄美群島の状況といたしましては、まだまだ再生可能な地域が残されており、沖縄のような取組は望ましいとは存じますが、優先すべきは自然再生のできる海の体力づくりであり、これを根気強く継続することが重要であると考えております。さまざまな生物を育み、海のオアシスとも呼ばれ、観光資源にもなりうるサンゴ礁は美しく豊かな海の象徴でもございます。今後も、これまでの事業の成果を踏まえながら、引き続き継続してオニヒトデ駆除やモニタリング調査を実施し、沖縄県を始めとする先進地の取組も参考にしながら、また、本市には海のことに対し熱心に取り組んでおられる方々もおられますので、その方々の御意見も、なども参考にしながら、国・県とも連携を取りながら、更なる保全と再生に向けて取り組んでまいりたいと存じますので、御理解をいただきたいと思っております。

**23番（竹山耕平君）** 時間がございませんので、一言だけは、もう、本当に頑張ってくださいと。そしてまた、そのすごい頑張っているのは分かるんですけど、やはり、予算が伴うものでありますので、そこで国と県と、そしてまた、そういう連携をですね、しっかりとつなげていただきたい。そしてまた、沖縄県のそのサンゴ礁保全、そして推進協議会というものは、多くのですね農業者、漁業者を始めですね、地域住民、その観光業者・農業者・県内外の企業・教育関係者・研究者・NPO、そして行政機関。これで成り立ってるんですよ。そういう形で言うと、やはり、奄美群島のこのサンゴ礁対策協議会とは、また少し違う。それをしっかり幅を広げて、視野に入れて、そういう海の保全・育成対策に努めていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

次の質問に移ります。次はですね、この大浜海浜公園内の砂浜が減少している現状というか、申しますか、についてお伺いをします。大型クルーズ船を始めですね、観光客の方々も身近な観光地として訪れているのが大浜です。大浜海浜公園です。川口議員からもございましたように、やはり、この魅力ある、そして、価値ある観光地として、その大浜を、のプロジェクトを進めていただきたいと思っておりますが、この砂浜の減少について、何か検討というか、がございましたら、お聞かせ願ひたいと思っております。

**商工観光部長（菊田和仁君）** 議員御指摘の大浜海浜公園の砂浜の減少につきましては、今年2月に海岸管理者である県の関係部署とも現場踏査を行い、潮流との因果関係も含め、検討いたしましたところでございます。このことも踏まえまして、今後とも海浜地における砂の減少につきましては、管理者である県に対し、調査事業などの検討をお願いしてまいりたいと考えているところでございます。決してその対応策、対応等が進んでいるということではございませんが、そういった砂の調査については管理者であ

る県をお願いを、どうしてもしたいという趣旨でございます。御理解を賜りたいと。

**23番（竹山耕平君）** はい、分かりました。しっかりとですね、県と連携して、しっかりその対策、そして分析を進めていただきたいのは、と思います。そしてまた、奄美の美しい、日本百選の海浜公園をですね、取り戻していただきたいなと思いますので、お願いいたします。

次の質問に移ります。次に、スポーツアイランド奄美への振興策についてお伺いをいたします。この①、②でございますが、同じような内容でございますので、一括して質問をしたいなと思います。この各地区、拠点施設のですね、この展望並びに施策についてであります。名瀬地区の三儀山公園、住用地区のヤムランド計画、この森と水振興策の柱ともなり得るような体験交流館と、体験交流館と内海の利用計画について。そして、笠利地区ではですね、太陽が丘運動公園とその周辺の環境整備が必要だと考えております。桜マラソンや海などを代表するように、ランニングなどそのトレーニングも最適な環境にあると考えます。そして、そのようなことから、新たなスポーツの誘致、スポーツ競技の合宿誘致ということで、これまでも住用であればカヌーや相撲など、そして笠利地区においてはラグビーやサッカーなどを申し上げてきましたが、いろいろな、さまざまなスポーツの合宿誘致が可能だと考えますが、御見解をお示しく下さい。

**教育委員会事務局長（安田義文君）** 私のほうからは、各地区拠点施設・運動公園等につきまして、中心に答弁をさせていただきます。

名瀬運動公園につきましては、平成23年度より開始しております、都市公園補助事業により年次的に、施設ごとに順次整備を進めてきております。笠利地区の太陽が丘運動公園につきましては、都市公園補助事業に関連する効果促進事業の導入により、体育館の防水及び一部天井張替や、テニスコート外灯・外周道路外灯の改修を行っております。それと、住用地区の体験交流館につきましては、施設の経過年数が比較的に新しいため、全面改修は行っておりませんが、奄美豪雨災害で被災いたしましたボイラーや空調設備等の大きな修繕等を行ってまいりました。合宿につながるということで申し上げますと、議員御質問のラグビー・サッカー競技につきまして、これにつきましては名瀬地区では名瀬運動公園多目的広場及び旧大島工業高校グラウンド並びに古見方多目的広場での使用が可能です。ただ、サッカー競技はJリーグやワールドカップ開催等により、近年は低年齢層の競技人口の増加や競技力向上を目指した各種大会等が増えております。それに伴い、大会会場の確保が厳しくなっている状況であることは、本市としましても認識をしているところでございます。それと、各種目の誘致でございますが、各整備につきましては、経費の問題、それから、いろんな整備の場所、この辺を含めて検討すべき、クリアすべき課題がございます。これを含めまして、併せて検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

**商工観光部長（菊田和仁君）** 新たな競技の合宿誘致に向けた活動についてでございますが、現在、奄美スポーツアイランド協会が中心となりスポーツ合宿の受入及び誘致活動を行っているところでございます。議員御指摘の新たな競技の誘致につきましては、競技場の整備などの課題もございまして、現段階においては近隣町村との連携による誘致に努めてまいりたいと存じます。また、本市の状況を御理解いただいた上でサッカー・ラグビー競技のチームがトレーニングなどを中心に合宿に御来島いただいておりますので、引き続きこれらの受入体制強化に努めてまいりたいと考えております。また、以前から御提言をいただいておりますカヌー競技の合宿誘致及び練習場整備につきましては、昨年度開始いたしました森と水のまち住用観光プロジェクト、観光計画策定委員会の中でも協議がなされました。この基本計画において、内海周辺の整備については、単なるスポーツ施設としての役割だけではなく、観光を含めた地域振興につながる施設として位置付けがなされているところでございます。今後の全体計画の中で、必要経費や整備箇所の優先順位などを検討しながら、有効な事業導入が図られるよう努めてまい

りたいと存じます。よろしくお願いいたします。

**議長（竹田光一君）** 竹山議員。時間が迫っておりますので、質問者においても答弁者においても簡潔によろしくお願いいたします。

**23番（竹山耕平君）** はい、よろしくお願いいたします。それでは、分かりました。

次の質問に移ります。次はですね、プロ・実業団・大学生・高校生の合宿の状況と展望ということでございますが、もう展望ということでお伺いをしたいと思います。やはりですね、この方たちは口コミであったり、自主トレであったり、いろんな形で特に、特に高校生などはですね、効果があるものだと思います。そしてですね、大人になって、合宿や、また、観光で訪れることにも期待ができると思います。特にですね、特にこれからはですね、若い高校生や大学生の合宿誘致にも力を入れていただきたいなというところで、この2点に絞ってですね、この若い世代ということで質問します。

**商工観光部長（菊田和仁君）** 将来の展望ということで、横浜DeNAベイスターズの秋季キャンプについては、引き続き実施していくようお願いをいたしますが、実業団など社会人や学生の合宿につきましては、7月以降のLCC就航の機会なども捉え、これまで私どもが実施しております奄美満喫ツアーの啓発なども行い、誘致活動を積極的に行ってまいりたいと考えております。

**23番（竹山耕平君）** そうですね。そのLCCバニラエア、これが一つの目玉ともなってくるかもしれませんが、この、あんまり申し上げたくはないんですけど、種子島とかはですね、若しくは南種子町はこの高校生をちょっと焦点に合わせてですね、この合宿誘致をやって、夏休みに2,000人ほどをですね、呼んで、そういうことを行っているというふうにも記事で読みましたので、努めていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。平田浄水場、更新事業の入札状況でございますが、スケジュールでは6月の中旬ごろにもう落札される時期になっていたかなと思いますので、そしてまた、その40億を超える大事業ということ、そして、設計・施工を一括発注となる公募型・提案型であるということから、この入札状況のこの公平・公正な入札を望んでいるところでございます。その状況はどのようになっているのか。また併せてですね、その落札結果について市議会などへは、その説明並びに報告、また採決など議案として上げられるのかどうかについて、併せてお示してください。

**上下水道部長（上島宏夫君）** 平田浄水場の入札状況についてお答えします。平田浄水場更新事業は議員も御承知のとおり、民間事業者の新技术の活用、創意工夫や多様な技術提案によって、コスト削減と工期短縮を図ることを目的に、設計・施工一括発注方式を採用しております。平成25年12月に土木・建築工事については、地元の企業から選定する条件を付けて公募したところ、3グループの企業体による事業参加となりました。平成26年3月上旬に技術提案や提案価格を受け付け、先週の6月13日に開催されました事業者選定委員会において、技術提案等の内容についてプレゼンテーションを実施し、最優秀提案者を決定しております。落札者の公表につきましては、審査内容等の結果なども含めてホームページで公表する予定でありますので、もうしばらくお時間をください。この件につきましては、ある程度公表ができましたら、議会のほうでも報告をしたいと考えております。以上です。

**23番（竹山耕平君）** ちなみに、その予定価格とか、その最低制限価格の公表については、どうなっているのでしょうか。

**上下水道部長（上島宏夫君）** 予定価格につきましては、入札広告の段階で消費税抜きで、一応、公表し

てます。最低制限価格については、一応、公表はしていません。

**23番（竹山耕平君）** はい、分かりました。もうしばらくということなので、見守りたいなど、その大  
事業の行方をですね、見守りたいと思います。

次に、教育行政についてお伺いをします。新聞等でも報じられました、通学路点検についてお伺いを  
します。これまでもですね、その中身の在り方、公表の在り方について質問をしてきましたが、この点  
検を行うことは大変重要であるというふうに思います。1点申し上げたいことはですね、全国的に発生  
する重大な交通事故、これがきっかけだったのかなというふうにも思っています。その登校中や下校  
中、その通学時間帯並びに通勤時間帯が重なっていることが大きな要因だというふうに考えます。しか  
し、その通学路点検はですね、やはり時間帯、その通学路の同じような時間帯で行うこと、更には子ど  
もたちの同じ目線となって分析をすることが必要だなどと思いますので、そういうこと、することによっ  
て改善につながるというふうに考えますが、新教育長、おめでとうございませう。御見解をお示しいた  
だきたいと思ひます。

**教育長（要田憲雄君）** 申し上げます。去る26年4月に奄美市教育委員会を事務局として、学校・保護  
者・道路管理者・警察・自治会・市教員・スクールゾーンガードリーダーなど10の関係機関からなる  
奄美市通学路安全推進会議を設置いたしました。この会議では、奄美市通学路交通安全プログラムを策  
定し、通学路の点検や児童・生徒及び保護者に対する実態調査等を定期的・計画的に実施していくこと  
を決めております。第1回の会議を、去る5月2日に開催いたしました。そして、通学路の合同点検に  
つきましては名瀬地区を6月4日20か所、笠利地区を6月5日16か所、住用地区を6月11日2か  
所、これらを数日かけて実施したところでございませう。議員御指摘のように、さまざまな立場から意見  
を取り入れながら、しかも、今、御指摘がございましたように、児童・生徒の目線に立った通学路安全  
確保、更に推進してまいりたいと考えてませう。また、通学路の点検結果や対策の進行状況につきま  
しては、小・中学生の安全学習にも活用できるよう、ホームページ等でも分かりやすく公表してまい  
りたいと考えております。以上でございませう。

**23番（竹山耕平君）** ありがとうございます。大変恐縮してございませう。ありがとうございます。申し  
上げましたようにですね、やはり、これまでのもう、大変な大きな事故、もう、ちょっと昨日、一昨日  
ですかね、にもありました登下校中にですね、やはり、その女子中学生がという事件もございませう。  
やはり、そういう登下校中のその通勤、通学時間帯に、やはり、何かしらが起こるということを考えて  
いただいて、その時間帯に行くことが、やはり、ベストじゃないのかなというふうに思ひますので、是  
非、参考にしていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

次に、まちづくりについて質問をいたします。3月定例会で決議いたしましたおがみ山バイパス、お  
がみ山トンネル事業について、その後の県の動向、そして市の取組についてお示しいた  
だきたいと思ひます。

**建設部長（砂守久義君）** おがみ山バイパス事業の状況について、お答えいたします。事業主体の県に確  
認しましたところ、現在、永田橋交差点の交通混雑の緩和を図るため、永田橋交差点から末広交差点間  
について、右左折レーン設置等の整備を進めているところでございませう。現在、改良工事の進ちょく率は  
約75パーセントとなっており、舗装工事を含めた完成は平成26年秋を予定しているとのこと  
でございませう。トンネルを含めたおがみ山バイパス事業につきま  
しては、県のその後の動きはありませんが、本市といたしましてはこれまでの事業促進に係る要望書や市議会より先般提出され  
ました意見書などの経緯を踏まえまして、おがみ山バイパスへの予算確保及び事業の早期着手・完成へ向け、授業主体である  
県へ今後とも強く要望してまいります。よろしくお願ひいたします。

**23番（竹山耕平君）** はい。もうしっかりと、県に要望していただきたいと思います。市長、よろしくお願いたします。

次に、末広・港土地区画整理事業について質問をいたします。本事業を担当する担当の部課長の方々がですね、ほぼ入れ替えがありました。そのようなことからですね、それぞれの取組について、その取組姿勢についてお伺いをいたしたいと思います。それは、これまでの事業計画についてのその進ちよく状況など、そしてまた、どのような検証、そして、どのように進めていく決意なのか。絶対にこの事業は、先の元野議員にもありましたが、成功させなくてははいけません。絶対に。そのようなところからの決意についてをお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

**商工観光部長（菊田和仁君）** 末広・港地区における、まず課題といたしまして、先日の元野議員の御質問にもお答えいたしました。商工観光の面からは特に中心商店街の通行量・空き店舗・小売り販売額などの減少が大きな課題であると認識いたしております。これまで、本市といたしましても、これらの課題に対応するため、さまざまな施策を実施してきたところであります。具体的には平成23年度にまちなか居住推進事業制度を創設し、中心市街地居住人口の拡大や店舗の確保に努めてまいりました。また、今年度から空き店舗対策事業の制度拡充や店舗改装支援事業などの新たな制度を創設し、新規出店者や既存商業者への支援を行い、商業の集積と中心商店街の活性化に取り組んできたところでございます。これらの取組を着実に推進していくことはもとより、ここ数年、世界自然遺産登録に向けた動きや奄振交付金による航路・航空路運賃の低減など、観光振興の面で奄美に追い風が吹いております。観光は総合産業であり、観光客の増加によりまちも賑わい、購買力の向上と消費活動の活性化が期待されることと思います。この絶好の機会をしっかりと受け止め、市民の皆様と一緒に、商店街の活性化につながるよう取り組んでまいりたいと存じます。

**建設部長（砂守久義君）** 末広・港土地区画整理事業の進ちよく状況については、平成25年度末の事業費ベースの進ちよく率は約58パーセントとなっており、建物移転や区画道路等の整備が本格的に進められている状況にあります。事業を行う上での課題としましては、商店街地区での事業であり、商店街の機能をできるだけ維持するように、建物を順番に移転させていくとなる玉突き移転工法であるため、一人の方の移転が遅れて次の方に影響を与え、計画どおりの移転を進めることが困難な状況がございます。今年度は組織の機構改革により、交渉経験豊かな事業推進担当が配置されましたので、これまで以上に関係権利者と交渉を重ね、十分な説明を行い事業に対する理解を得て、遅れが生じないように努めてまいりたいと考えております。事業は平成30年度に完了予定で、現在はまだ道半ばであります。事業完了後には区画整理事業を行って良かったと市民から評価が得られるように、精一杯取り組んでまいります。

**総務部長（東 美佐夫君）** それでは、総務部ということで答弁させていただきます。組織並びに市全体の調整に携わる立場といたしましては、まずは組織体制・人員配置の強化に努めたいというところがございます。具体的に申し上げますと、ハードとソフトの部分の連携及び調整を図る役割として、総務部企画調整課の中に、まちづくり調整官を継続して配置しております。あわせて、商工・建設・総務の3部で中心市街地活性化連絡協議会、併せて幹部会を通して庁内全体の共通認識を図るよう努めているところでございます。いずれにいたしましても、本市の一大プロジェクトでもございますので、総務部としては、まずは庁内関係部署の連携調整をしっかりと行い、全庁体制で事業進ちよくのスピードアップを図れるよう、努めていきたいというふうに考えております。

**23番（竹山耕平君）** はい。それぞれ部長さんにですね、答弁をいただきました。その決意を持ってで

すね、一生懸命取り組んでいただきたいなど。残り数年間の事業ではございますが、この今年・来年のこの2年がですね、この事業においての、もう肝だと思えます。この2年間をしっかりと、26年・27年度をですね、しっかりと、事業計画に沿って行っていただきたい。もうそれだけでございますので頑張ってください。よろしく願いいたします。

それではですね、8番街区の整備状況については、同会派の伊東議員がお聞きいたしますので、割愛をさせていただきたいと思えますが、その次の③の生鮮品や特産品を構える公設市場の構想、これ、活性化基本計画にも載っております。26年度で整備というふうに記載しております。しかし、その8番街区のその生鮮3品というところで考えますとですね、誘致ということ考えますと、この公設市場の在り方も、もう、必要じゃないのかなと。やはり、目玉となるものがまだまだ誘致できないとなれば、新たなもの、公設市場として考えて、そこの構想をしっかりと考えていくことが大事じゃないのかなと思えます。と思えますので、その在り方、実現について、端的にですね、お答えいただきたいと思います。

**商工観光部長（菊田和仁君）** 議員も御承知のとおり、現在、永田橋市場ではコーヒー専門店やラーメン店など、現在9店舗が営業しております。末広市場ではあまみエフエム放送局、最近では立ち飲み屋も新規出店し、7店舗が営業いたしております。このように徐々にではございますが、かつての賑わいを取り戻しつつあるということにつきましては、昭和のレトロな雰囲気や雑多な空間を好んで市場を訪れる市民や観光客が増えつつあるのではないかと理解しているところです。したがって、現段階においては、この雰囲気、空間を壊すことなく、当面の間は公設市場の補修・改装で対応することも一つの方法ではないかと考えているところです。ただ、今申し上げた公設市場の整備につきましては、現在の計画にも載っておりますし、新たに計画するものについても、位置付けをしないといけないと思っております。いずれにしても、公設市場の耐用年数もございますが、今、申し上げたのは当面の間という意味で申し上げたところです。以上です。

**23番（竹山耕平君）** はい、ありがとうございます。その次の玉突き工法とかの件につきましては、先ほど建設部長が申し上げましたのでそうなのですが、やはりこれ、特徴的なものだったと思うんですね。なぜ、商店街だから商店街を生かしながら継続させながら、商店街をいかせながらやるのが玉突き工法だったというふうなことだと思うんですね。そうだったはずなんです。ですけど、それが今、問題になっているということになると、そこの分析とかですね、商店街の調査とかも、しっかり分析して、しっかり、今後、進めていきたい、いただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**議長（竹田光一君）** 以上で、平政会 竹山耕平君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前11時35分）

○

**議長（竹田光一君）** 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き、一般質問を行います。

日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

**24番（崎田信正君）** こんにちは。日本共産党の崎田信正です。今、国会が開会中ではありますが、国会では日本の行く末が案じられる法案が、まともな審議が尽くされないまま数のごり押しで成立をしております。国民生活に大きな影響を与えるもの、あるいは民主主義にかかわるものなど、問題が多いものであり、教育委員会改悪法や医療・介護総合法案が成立をしております。さらには、秘密会設置法などというのも、衆議院で可決をされている状況、そして今、奄美に目を移せば、先日来、同僚議員から

もありますが、大島高校野球部の甲子園出場、大型観光船の相次ぐ入港があり、航空運賃や離島航路の割引の導入など、明るい話題もありますけれども、一方では消費税増税の影響というのは、これからがボディブローのように効いてくるのではないかと心配は尽きません。これらの問題について、質問通告を出してありますので、順次ただしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

まず、最初に特定秘密保護法についての、市長の見解についてお伺いをして。特定秘密保護法は昨年12月6日の深夜に多くの国民が国会を取り巻き反対の声を上げる中、また、マスコミ関係者の反対を押し切って強行採決をされ、成立をいたしました。しかし、この法案が成立したあとでも、廃止を求める意見書は100を超える議会で可決をされております。その中には、国民主権・基本的人権・平和主義という日本国憲法の基本原則をことごとく蹂躪するとして廃止を求めている意見書もございます。安倍内閣による教育基本法の改定など、国家統制があらゆる分野で進み、戦前の日本に逆戻りするような危うさを感じておりますけれども、市長の見解をお伺いをいたします。

**議長（竹田光一君）** 答弁を求めます。

**総務部長（東 美佐夫君）** 市長の見解はということでございますが、私のほうから答弁させていただきますので、御了承いただきたいと思っております。

それではお答えいたします。特定秘密保護法は議員御案内のとおり、平成25年12月6日に特定秘密の保護に関する法律ということによって成立し、12月13日交付され交付の日から1年以内に施行するというようになっております。内閣官房のホームページによりますと、この法律の特定秘密とは、国の安全保障にかかわる4分野、一つ目が防衛、二つ目が外交、三つ目が特定有害活動、いわゆるスパイ行為等の防止、四つ目がテロリズムの防止の四つの分野で法律に限定列挙された事項に関する情報に限って、大臣等の行政機関の長が指定し、かつその指定に、指定は第三者である外部有識者の会議の意見を反映させた基準に従って行われるということになっているようでございます。現在、国のほうで情報保全諮問会議、いわゆる外部有識者会議ですね、を開催し、政令案や運用基準案等に対し、さまざまな角度での検討を行っているというふうに向っております。昨今、社会がネット社会と進展する中で、個人や国の情報管理の在り方が大変重要になっていることも事実であるというふうに思います。日本の国益、そして国民の安全とのバランスをどのように守り、保っていくのが大事なことだろうと思っております。今後は、特定秘密保護法の運用を監視する監視機関設置法案の動向を注視しなければなりません。有識者会議との検証・議論をする中で、現在出ている懸念や不安などに対して、理解が進んでいくのではないかとこのように考えております。以上です。

**24番（崎田信正君）** 特定秘密保護法についてはですよ、有識者とかいろいろありますけれども、それがどういったメンバーで構成されて、どのように、恣意的に活用されるんじゃないかということで、多くの人が心配をしているわけですね。こういったことについても、次に質問する集団自衛権とか、今後のいろんな活動にもこれが暗い影を落としてくるのではないのかなという感じがいたします。

次に、集団的自衛権の行使について。これも市長の見解を求めたいわけですが、特定秘密保護法の強行成立をさせた安倍自公政権でありますけれども、今度は戦争できる国づくり、更に進めてですね、戦争する国づくりに突き進んでいる状況が、もう、あらわになってきているというふうに感じております。この日本はどういう方向に進んでいくのか、心配をされる場所でもあります。それは、これまで自民党の歴代内閣は、憲法上集団的自衛権は認められないとして、イラク派兵に踏み切ったあの小泉首相であっても、武力行使はしない、戦闘地域に行かないという憲法上の歯止めをかけておりました。憲法の解釈を変えて、集団的自衛権行使を認めることは立憲主義に反すると指摘をする憲法学者の声が多い状況でありますけれども、市長の見解をお伺いをいたします。

**市長（朝山 毅君）** 崎田議員にお答えいたします。日本国憲法は、まず、戦争放棄・平和主義という一番高い理念を掲げております。そういう中において、国際社会は変化・流動化いたしております。近隣においてもしかりであります。そういう中において、本集团的自衛権問題については、憲法学者含めいろんな方の御意見があることも、私なりに存じ上げて、知っているつもりであります。しかしながら、有事の危険から国民を守るのは国の責務であります。そのために、国際法上においても個別的自衛権・集团的自衛権は認められているものと思います。平和な社会、これは市民誰もが願う恒久的な共通の思いであります。他国からの驚異がゼロであるとの保証は約束されているものではありません。法の解釈や活動の範囲については、今後、注視すべきではありますが、自衛権そのもの、それ自体については、私は理解できる一人であると思っております。崎田議員の御理解をよろしく申し上げます。

**24番（崎田信正君）** 集团的自衛権はあるんですね。ただ、日本の場合は憲法の制約上、これは行使をしてはならないというのが、歴代の自民党であっても、そういう解釈をずっと続けてきたわけで、実際、そのとおりやってきたわけですね。今の市長の答弁からすると、その行使は認めるということですか。

**市長（朝山 毅君）** その行使の論議については、政権与党においても、また各政党においても、識者においても、憲法学者においても、縷々意見があるということでもあります。それらの状況を注視していきたいと考えております。

**24番（崎田信正君）** 市長の判断は持たないということですか。

**市長（朝山 毅君）** 集团的自衛権と、集团的安全保障という国際法上の問題もあります。日本は国連加盟の国であります。そういうふうな見知から、どのような社会の変化に対応していく日本であるか。そして、その中でどのように国民・国家を守っていくかということは、大きな政治課題であります。それらについては、立法府の中において、縷々議論をしていただきたいと思っております。私も国民の一人として、人に守られることはいいのか、人を守ることはできないのかという原点からイデオロギー抜きにした理論闘争、そして、考えを私は持っていきたいと考えております。そのような意味において、日本の国、我々の置かれた状況・現況というものを十分把握した上で、私はそのような意味において、その内容についてもっと勉強していきたいと考えております。

**24番（崎田信正君）** 我々はこの集团的自衛権の行使というのは、日本の国を守ることで、国民の命を守ることでないかと。例えば、アフガニスタンの戦争があった。イラク戦争もありました。こういった戦争をアメリカが起こした際に、自衛隊が戦闘地域に行って軍事支援を行う。アメリカの戦争のために日本の若者の血を流させる。こういうことにつながっていくんだということで反対をしているわけです。さらには、憲法9条のもとでは、集团的自衛権を行使してはならないというのが、冒頭、政府の見解だったというふうに述べました。この見解というのは、ある日突然決まったものではないんですね。この間の半世紀にわたって、国会で論戦を経て、政府見解としてこれまで定着をしてきて、確定をしたというものであります。安倍政権はこの半世紀にわたる憲法解釈を180度転換しようというわけですよ。海外で戦争する国への大転換になる。国民多数の声に耳を傾けず、国会でのまともな議論をしないで、今、与党で協議を進めて閣議決定をしようなどという動きがありますけれども、こういうやり方はクーデター的なやり方といわれて、極めて乱暴だと言わなければならないというふうに思いますね。ですから、憲法の解釈をそのときの内閣が勝手に変えていくということになれば、また、内閣が替わればその解釈が変わっていくのかということになるわけですね。だから、集团的自衛権というのは断じて認められないということで、市長は自分の考えをまだお持ちでないようですけども、新潟県の

加茂市長，よく御存知だと思いますけれども，この方，自衛隊員から市長になった方ですね。この方，このように言っております。小池清彦さんですが，安倍首相の狙いは憲法を変えることで，集团的自衛権行使にちょっとでも風穴を開けること，そうなれば風穴ではすまない。憲法9条改正したのと全く同じ結果になると述べている。また，青森県の青森市長の鹿内博さんですが，限定的であろうと集团的自衛権の行使を容認しようとする動きは許されない。政権が替わる度に憲法解釈が変わるようであれば，法的安定性も保たれないとはっきりおっしゃってるわけです。さらには，自衛隊員の，元自衛隊員でレンジャー隊員という方ですが，どんなにごまかしても集团的自衛権の本質は一つしかない。自衛隊が米軍やその同盟軍と一緒に海外で戦争することです。殺したり，殺されたりする。殺される前に殺す先制攻撃もすると。これは元自衛隊の方がおっしゃってることなんですね。こういったことがありますので，奄美というのは，昨年戦後復帰60周年で戦争についてね，みんなで考えて，やっぱり平和が大切だというのはみんなで一致した内容だと思いますよ。それで，非核宣言都市も走っているわけですから。平和行政に決するという意味では，これだけ重要な問題ですから，市長としてもきちっと見識を持ってですね，平和の立場から発信されるように，これはもう，個人の思想心条のことですから，私はそんなふうには望みたいということで，次の質問にいきます。

次は，この間ずっと言われています自衛隊の件でありますけど，やっぱり，この流れに通じるんですね。今の自衛隊問題というのは，この自衛隊基地誘致の動きについて，市長の見解，ずっと同僚議員の答弁でもありますが，自衛隊基地誘致については，瀬戸内町では以前より衰退する町の状況から地域経済の活性化，あるいは人口対策，そして防災関係などを理由に誘致の動きがありました。現実では乏しいように感じてたんです，私は。ここに来て，急速に自衛隊基地が現実性を持ってきた。私たちが自衛隊基地問題は一地域の地域活性化や人口対策などでは考えてはならない，こういう問題だと思います。先ほどの集团的自衛権の話と一緒に。日本政府が地域活性化を考えてのことではないというのは明らかではないでしょうか。中国や北朝鮮の動きに乗じてですね，軍備を増強しようという動きですから。しかし，新聞報道で伝えられてくるのは，天城も手を上げてますけれども，徳之島過疎化の進行に歯止めがきかない現状だと。この状況を打開するには，企業誘致に匹敵するような人口対策が必要との認識に立ち，自衛隊誘致を念願しているとしております。私は，日本が集团的自衛権の行使容認を目指す戦争できる国，戦争する国づくりに突き進もうとしているときに，人口対策などという認識には強い違和感を感じてるんです。7日・8日，2日間ですね，小野寺防衛大臣が奄美入りして，市長とも会見されたようでもありますけれども，自衛隊基地誘致の動きに対して，奄美の郡都と自負する奄美市の長としての御理解，天城でも手を上げてるし，瀬戸内でも手を上げてるし，だけれども，市長，奄美市というのは，奄美全体の郡都という位置付けも自負されておられるわけですから，そういったことも含めて，市長の御見解があればお伺いしたいと思います。

**総務部長（東 美佐夫君）** 自衛隊の誘致の件は，先般より私のほうからお答えしてますので，改めてこちらのほうから答弁をさせていただきたいと思っております。お許しをいただきたいと思っております。若干重複いたしますが，改めて申し上げますと，今年の12月閣議決定された防衛大綱及び中期防衛力整備計画の中で，沿岸監視部隊や初動を担任する警備部隊の新編等により，南西地域の島しょ部の部隊の体制を強化するという方針から位置付けられたものです。また，中期防衛計画の中では，大規模災害の対応・地域コミュニティの維持，あるいは緊急輸送による地域医療の貢献など，地域との連携を強化するというについても明記をされているところでございます。先日，防衛大臣来島の際には，こうした中期防衛力整備計画の方針を受けて，災害救援にも対応できるような警備部隊の配備を想定していると話されたところでございます。市長も，これまでの災害に対する自衛隊の対応，支援に対する感謝の念と，いつ発生するか分からない災害に対する組織への考えを申し上げたところでもございます。平成22年の豪雨災害の教訓を踏まえて，市としても孤立地域の救援体制の確立，危機管理体制の強化などの施策を進めているところでございますが，災害に対する高度な技術と経験を持ち合わせた組織である自衛隊が

配備されること、これについては、自然災害に弱い奄美にとっては意義のあることではないかというふうに考えているところでございます。以上です。

**24番（崎田信正君）** この間、ずっと自衛隊誘致の件については、防災面・災害対策のことが前面に出てきてですね、やられております。私も災害対策、人の財産と命を守る立場から、大変重要な対策だと思えますけれども、なぜ自衛隊ありきなのかというところに少々違和感を感じるんです。災害というのは降って湧いたように、去年・今年と来たわけじゃないですよ。日本というのは地震国であり、火山国であり、台風はずっと来ているわけですよ。毎年のように洪水・大雨災害が出てきていると。それはこの地域だけじゃないですよ、日本全国、あちこち至るところやっていますから、その防災面で自衛隊ということになると、日本の全域に自衛隊を配置をせんといかんとということになるじゃないですか。これが、本当に国の政策でいいのかというところに疑問を持つんです。つまり、防災面で自衛隊ありきじゃなくて、なぜ、そのときに日本が専門のね、防災の訓練をされた、きちんとした国土保安隊みたいなを作ってこなかったのかというところに、疑問を感じております。それと、市長は専門の技術と言いますが、自衛隊の専門の技術というのは軍事訓練ですよ。それを防災面に生かそうということですから、専門じゃないんですよ。専門的な、そういう土砂崩れがあったり、崖・山で洪水があったりとか、そういういったときにすぐ即応できるような部隊というのは、本来、自衛隊がある前に日本が防災面としてきちんと整備をすべき内容だというふうに思います。ですから今、自衛隊の問題は防災の問題で来るんじゃないくて、最初述べた、その島しょ防衛とかいろいろありますよね。そういった流れで来てるんだと。そのときに、集団的自衛権を行使しようとする安倍内閣のもとで自衛隊の基地が派遣されると、ここに私は危機感をもっているわけです。つまり、集団的自衛権をやって戦争もやっていくと、そういうことに対してやろうと。外交でことを開こうということじゃなくてね、すぐにこう軍事には軍事、アメリカの防衛力の軍事力を背景にですね、それを増強してやっていこうというのが本当に日本の将来にとって正しい姿なのかというところに、非常に疑問を持つ。こういう話がなければ、自衛隊基地の誘致はなかったわけでしょう。誘致というか、自衛隊基地を配備しようということはね。だから、活性化とか人口対策、これは重要な課題ではありますけど、そういった背景がある中で、自衛隊が来て良かったということにならないというのが私の思いなんですが、市長はいかがでしょうか。

**市長（朝山 毅君）** 崎田議員のお話を伺っておりますと、まず否定から始まっているように聞こえて、大変私の聞き違いかも分かりませんが、思えてならないんです。自衛隊に代わる国家を守る安全保安隊らしきものを国が持つべきだと、その理念はお持ちだと。なぜ自衛隊なのかと。現実に置き換えて、そういうことが今の日本社会においてありますでしょうか。我々国民は、市民は、現実生活の中において備えをしながら、国家・国民・地域を守らなければいけないという現実の中で生活しております。その現実の中において、やはり、災害がより多く予想される地域であるということでもあります。今般、国政の中において、また社会国際情勢の変化において、いろんなことがあります。それに絡めて集団的自衛権と自衛隊の問題は、私は別の次元の問題だと思ってるんです。たまたま同じような時期にこのような問題が俎上に上がって、政治課題に、大きな政治課題に上がったということが、一つの課題、国民意識に、いろんな問題が俎上に上がっていると思いますが、私は現実論の平時において、やはり、そういう備えをしておくべきだったと思うところがあります。そのことを踏まえまして、旧名瀬市において、縷々歴史がございました。今、奄美群島においては、瀬戸内町に海上自衛隊の分屯地、笠利町において航空自衛隊の分屯地、いずれも20数名、2、30名の自衛隊員です。その、南北600kmと言われる奄美群島の中において12万人の人口、奄美大島において7万人の人口、その中において、やはり想定される陸上自衛隊、いろんなことを含めて国家・国民を守るための自衛隊、陸上自衛隊という核たるものがないというふうなこと等を、防衛・外交という点から捉え、また、現実に我々の生活という面から捉えた場合、私は決して自衛隊が否定するものではないと。私は思っているわけでありまして。否定か

ら始まるから、肯定から始まるかの違いであり、また、その総論をお互いで議論し合えばよろしいことであろうかと思っておりますので、まず、否定ありきではない、最初から肯定ありきではない。そういう議論をしようじゃありませんか。

**24番（崎田信正君）** 今、この時点でね、例えば災害起これば、当然、自衛隊に救助要請するでしょう。それは否定しないですよ。だけれども、日本国ってのはずっと続くわけですよ。これからも毎年のように地震があつたりいろいろあつたりするわけですけども、これから先も、今のような対応で済ましていこうということになるのかということを行っているわけです。今、この時点で災害が起これば、当然、持てる力を全部発揮をして、人命の救助をするのは当然です。だけれども、これから先もそれだけで頼っていくのかと、きちっとした専門部隊を作って、いつでもどこでもきちっと、有効なね、軍事訓練の応用じゃなくて救助のための専門の組織を作って、国民の安心を与えると、そういう方向に踏み出すべきじゃないかというのが、私の意見です。それと、たまたまこれが重なっているわけじゃないんですよ。この間の安倍首相の言動を見れば明らかじゃないですか。昨日は奥議員の質問答えて、自衛隊の沿革までおっしゃられました。警察予備隊から保安隊、で自衛隊ですね。そこで終わらないんですよ。安倍首相は国防軍というまで言ってるじゃないですか。なぜ、今、自衛隊っていう言葉かといったら、憲法で陸・海・空軍、これは持たないと言ってますから、軍と付けば駄目だから自衛隊という名前になってるのかなと思いますけど、じゃあなぜ国防軍なのか。憲法では陸・海・空軍って言ってるから、国防軍とは書いてないからかなという思ったりするわけですけどね。ちゃんと軍隊までやっけいこうと、防衛庁を防衛省に格上げをする。靖国神社にはしょっちゅう行く。河野談話、それから村山談話を変えようなんという動きもやってくる。それと、教科書などでも侵略戦争を美化した一部の教科書を採用させるように画策をするとか。そういった動きは全部戦争につながる状況なんですよ。だから、たまたまじゃなくて、その流れの中に今、あると。だから、人口がどうの、地域が活性化だというだけで、の視点だけで捉えれば、この奄美の将来を見誤ってしまうのではないかと、そういう危惧をするから取り上げてるわけですよ。たまたまでない、私は思いますけど、そうじゃありませんか。

**市長（朝山 毅君）** 政治課題、現実として、そういう課題が、今、現実にあると。私は平時のとき、戦後、その時代からこの600キロ離れた奄美群島においては、そのような国家を守る組織があつても良かったと、私は思うところがあります。そのような動きが、以前、旧名瀬市においても動きがあつたという、また現実もあります。そういう意味におきまして、憲法9条から読んで、今、おっしゃった陸・海・空を持たない。あのつたない我々の能力で読みますと、確かにいろんな問題があることはあります。集団的自衛権の問題についても。したがって、どちらも正しいように聞こえる文章があります。それらを踏まえて、憲法をどこまで広義に解釈援用して、法律を制定していくかということに対する、私なりの疑問がないわけではない。そういう諸々のことを含めて、集団的自衛権に対することについては、もう少し勉強したいと申し上げているわけでありまして。識者においても、また、自衛隊を容認し集団的自衛権をもっともであるという方についても、その法律の内容、進め方について異論があつたり議論があるという現実なんです。決してそれらを否定しているわけではなく、一つの筋論として、進め方として、異論がそれぞれに意見が分かれているという現実もあると。そういう中で、私なりに思うところもありましたので、先ほど議員から言われたことに対して、私なりにこれだと言えるような憲法解釈・法律解釈はできる立場にないと。それだけの知識も備えてないということで、私はその点において、先ほどの言葉に申し上げたつもりです。

**24番（崎田信正君）** これで30分、使っちゃいましたけどね。やっぱり、私、本当に心配をするんです。今、この時点というか、日本がどういった方向に向かって行くのかなと思つたときですね、やっぱり平和が第1番だと。平和があつてこそその経済活動でもあるわけですから。自衛隊や集団的自衛権など

考えるときに、今この時期だけの状況で判断するのは大変危険なことだというふうに思っています。歴史の事実と言いますか、真実に学んで、未来も考えて行動判断することが大変重要だと、今の議論をやってもそう思っています。日本は過去に間違っただけで侵略戦争で日本国民310万人、アジア住民2,000万人の犠牲を出した。その反省をもとに憲法を定めたわけであり、その日本の戦後復興の大きな力となったのは紛れもなく憲法9条であり、基本的人権を定めた憲法25条であります。しかし今、安倍政権の中でこの二つが怪しくなってきました。日本は戦争しない国として再出発をしたのではなかったのでしょうか。しかし、これが戦争できない国と表現をされ、それが戦争できる国から戦争する国、あるいは戦争したい国への道を歩んでいるのではないかと大変心配をするわけです。安倍首相が積極的平和主義などという言葉を使うのであれば、また、本当に自国と国民を守るというのであれば、アメリカとの軍事同盟を背景とした軍事には軍事の対応ではなく、今一度憲法9条の精神を最大限に発揮して、国際社会を巻き込んだ平和外交に真剣に誠実に取り組んでいくことこそ必要だと思います。そういった立場を抜きにして、尖閣問題を利用して、ことにはことで対応しようとする日本政府の危険な動きの中で急浮上してきた自衛隊基地問題は、私たちの奄美を巻き込むことは断じて許されないと申し上げまして、次の質問に移ります。

次、教育行政です。これも本当に心配するんですが、まず、先の臨時議会で教育員5名のうち、2名に異動がありました。教育員に就任されました、教育長になられました要田憲雄教育長、それから里中一彦教育員にはお祝いを申し上げたいと思います。今、いじめ問題を始め、日本の政治社会が右傾化する中で、日本の将来を担う子どもたちの教育を担うことは、日本の民主主義及び健全な発展のために、教育委員会の果たす役割は大変重要だと思います。それだけに、今回就任されたお2人には、子どもの成長・発展のために力を発揮されることを、まず期待をしたいと思います。さて、新たに就任されたばかりでありますけれども、今、開会中の国会で地方教育行政法改正案が、質問出すときはまだ審議中だったんですが、これは13日参院本会議で採決をされ、成立をしてしまいました。この改正案は教育委員会改悪法案とも呼ばれているんですね。そういう見方もあります。そこでお伺いしますが、この法案の改正とは何か。どこがどう変わるのか。また、この法案についての御見解をお伺いしたいと思います。

**教育委員会事務局長（安田義文君）** 地方教育行政法の改正ということですので、私のほうで答弁をさせていただきます。

この法律の改正についてでございますが、今般の改正の趣旨は地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図ることなどでございます。具体的に申し上げますと、教育行政の責任を明確化するため、これまで教育委員長と教育長の役割を兼ね、首長が任命権を持つ新教育長の配置、更には、首長が主催いたします総合教育会議の設置などでございます。なお、政治的中立性・継続性・安定性を確保するため、教育委員会そのものは引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりということでございます。法案についての見解ということでございますが、成立後、具体的な内容がこちらのほうに届いておりませんので、この今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

**24番（崎田信正君）** 教育委員長と教育長、これ統合しようということですね。それを首長が任命をするということになると、どういう関係になりますかね。今、教育委員会の中で互選で教育長、教育委員長を決めているわけですけど、首長が任命するとなると、部長さんなんかもそうですけどね、それと同じような関係になるのでしょうか。

**教育委員会事務局長（安田義文君）** これまでと変わりませんのは、教育員の任命についてはこれまでと同様でございます。首長のほうから推薦いたしまして、議会の皆様の同意を得まして承認となります。

その中で、これまでは互選でありました教育長、これ、今回からは委員長も兼ねることになりますが、この教育長の任命については、これまで教育員として任命した後に教育委員会の中で互選で決まっておりましたものが、この場で、教育長として市長のほうから推薦をいたしまして、皆様に審議をいただくということに変わってまいるといふことでございます。

**24番（崎田信正君）** それで、この教育行政法ですね、地域教育行政法の中では、これまでは教育委員会が独立したものと運営されていると、これは歴史の中でそういう対応がされてきたわけですね。やっぱり教育というのはほかの分野とは違うといふことで、政治や、局長も言われましたけれども、中立性をきちんと守るといふことから、こういった対応がされてきましたけれども、中立を守るという言葉は入りましたけれども、一旦こういったことになるとね、どんどん変えられて、恣意的な教育行政、元々教育基本法自体はその前に変えられてますからね。そういった中で、段々、最初冒頭に述べましたけれども、何と言いましたかね、教育の現場が政治の状況で左右されるような心配はないのかなと、その時々の方長の意向によって、いろんな教育行政も変わってくるといふ、そういう心配はないのか、お尋ねいたします。

**教育委員会事務局長（安田義文君）** 先ほど申し上げましたように、教育委員会組織そのものが残るといふことで、教育の大事さは保たれているといふことになると考えております。また、これまでと同様、市長部局と教育委員会が連携を図ることによりまして、議員が心配することのないよう、努めてまいりたいと思っております。

**24番（崎田信正君）** じゃ、次に子どもの権利条約はどのように生かされているのかといふことで質問いたします。この子どもの権利条約は1989年11月に国連で採択をされております。日本がこの条約を批准したのは5年遅れ、今年がちょうど20年目といふこととなりますので質問をいたしますが、子ども18歳未満を独立した人格として尊重し、成長・発展の過程で特別な保護を受ける権利を保障するとともに、子どもに市民的権利があることを認めております。条約は子どもに関わるすべての措置をとる際に、子どもの最善の利益を考えることを定め、子どもが自分に関わるすべてのことに意見を表明する権利を保障しております。日本でも子どもの意見を学校づくりなどに反映させるいろんな取組があるかと思っておりますけれども、本市での取組状況がどうなっているのか、お伺いをいたします。

**教育長（要田憲雄君）** 議員御指摘のとおり、我が国が児童の権利に関する条約を批准してから本年度20年目を迎えました。この間、我が国の教育環境は大きく変わりつつありますし、教育現場もそれらの変化に対応する必要性に迫られております。しかし、教育には基本的人権の尊重を始めとする不易の部分があることは確かであり、その理念は児童の権利に関する条約と何ら変わることはありません。このような理念を実現していくために、奄美市といたしましても、すべての教育活動を通してさまざまな取組を行っているところでございます。例えば、いじめ問題に関しましては、いじめ防止についての基本的な方向や取組の内容を定めたいじめ防止基本方針を各学校において策定するとともに、さらに、教育長・警察・児童相談所・PTAなどから構成されている奄美市いじめ問題対策連絡協議会を設置するなど、これらは7月14日に設置することを考えておりますが、これらを通していじめ問題の早期発見・即対応、そして早期解消についての体制を整えてまいりたいと考えております。加えて、子どもたち同志がよりよい人間関係を構築できるようにあまみっ子すこやかプログラムを実施したり、いじめ問題を考える週間にすべての学級で道徳や学級活動の授業を通したりする中で、積極的な、積極的な取組を行っているところでございます。学力保障面につきましても、あまみっ子すくすくプランとして、35人以下で少数人数学級編成を実現したり、奄美市独自で22名の特別支援教育支援員を配置したりすることで、子ども一人一人のニーズに応じた教育を展開しているところでもあります。また、本年度は子

もたちが意見を表明する場として奄美中学生子ども議会，これは奄美中学生光議会と銘打って開催を予定しているところであります。これらの機会を通して，子どもたちが自由に意見を表明したり，より民主的な風を醸成したりできるのではないだろうか，期待をしているところであります。このほかにも，さまざまな取組を行っておりますが，これらを着実に継続していくことによって，本市の教育行政の基本方針でありますともに生きる教育を実現し，奄美の子どもたちを光り輝く存在にし，育成してまいりたいとそうように考えているところでございます。また，議員から御質問のありました全国学力学習状況調査の学校別の結果公表についてで，あ，すいません。失礼しました。

**24番（崎田信正君）** 今，答弁ありましたけれども，子どもの権利条約では日本政府に勧告を出していただいておりますけれども，安倍政権が全国学力テストの学校別の結果を自治体の判断で公表できるというふうにしたんですね。これまでは，学校の公表しないということだったんですが，できるんですから，自治体の判断に任されてるんだと思うんですが，奄美市はどうするのか，お伺いたします。

**教育長（要田憲雄君）** 先ほどは失礼しました。そのことについてお答えを申し上げます。

全国学力学習状況調査の学校別の結果公表につきましてでございますが，本市の学校数の3分の2が小規模校であります。したがって，結果を公表することで個人が特定する可能性があることから，学校別の公表は考えておりません。以上でございます。

**24番（崎田信正君）** 次に，第2次奄美市行政改革実施計画について，その進捗状況についてどうなっているのかと，お伺いをいたします。この実施計画は市民と行政のパートナーシップで，自主的な自治体経営を目指してという副題もついております。本計画の実施計画が平成22年度から26年度，5年間となっております。今年がその最終年度にあたるというところから，今回，質問取り上げました。具体的な数値目標，いろいろありますけれども，これは予算資料であったり決算などで明らかにされる部分，たくさんありますので，個別の問題というよりも，この実施計画の全体についての進捗状況とその評価について，お伺いをしたいと思います。

**総務部長（東 美佐夫君）** 個別の問題というより全体的ということですので，実施計画全体という観点から答弁をさせていただきます。計画につきましては，大きく市役所の改革，市民サービスの改革，市民と行政の共生・協働力という，三つの視点から本市の行財政全般を見直し，市民生活の向上及びサービスの安定的提供ということで，平成22年から平成26年までの5年間を実施期間として策定しております。

まず，一つ目の市役所の改革につきましては，おおむね順調に改革が進んでいるというところでございます。具体的に申し上げますと，まず職員数につきましては，定員適正化計画の実施により，計画策定年度に比べ48名減少しており，計画的な職員数抑制及び総人件費の抑制に取り組んでいるところでございます。また，財政改革におきましては，実施計画と連動した財政計画に基づき，起債枠38億円の財政規律等に計画的に取り組んでまいりました結果，財政運営面では基金の増加と地方債，いわゆる借金ですが，の減少と併せて，合併時と比べておおよそ100億円の改善となっております。これにつきましては，今後とも着実な財政の健全化が図られるよう，努めてまいりたいというふう存じます。

次に，二点目の市民サービスの改革の面につきましては，電子市役所の構築，PFI手法の活用などについて，一部遅れは見られますが，奄美市の一体感の醸成，窓口市民サービスの質の向上，あるいは指定管理者制度の活用など，おおむね改革は進んでいるものと考えております。

次に，三つ目に，市民と行政の共生・協働力につきましては，紡ぐきよらの郷づくりの事業などを実施し，市民参画のまちづくりを進めているほか，NPO法人の設立数もほかの自治体を比べると増えて

いるというような状況もありますので、市民活動の高まりもあり、おおむね順調に改革はすすんでいるというふうに考えております。

全体的な評価ということでございますが、特に行政改革の面で顕著な成果が現れるなど、進捗よく度合いは順調であるというふうに考えております。今後も引き続き行政全般のチェックを行いながら、市民生活の向上やサービスの安定的提供に努めてまいりたいというふうに考えております。

**24番（崎田信正君）** はい、ありがとうございます。それで、この行政改革推進委員会に、これらの問題については定期的に進捗よく状況を報告し、提言していただくとともにホームページで市民に公表し、市民意見の反映に努めますというふうになってますよね。そんなふうになっているものですから、私、ホームページで探してみたんですけども、あります、これ。私が見つけたのは更新日は2013年3月20日ということになっていて、2013年って言ったらず去年ですよ、平成25年です。昨年の更新となりますけれども、その内容は実施計画を作成しましたというところで終わってるんですよ。その後、行政改革推進委員会に進捗よく状況を報告して提言をする。それをホームページに公表するようになってますけれども、どういった市民の意見なんかあったのか、その内容についてまで、お示しをいただきたい。

**総務部長（東 美佐夫君）** 民間委員で構成される行政改革推進委員会というのがございますが、これは二つの分科会で構成されております。一つが補助金等の分科会、もう一つが指定管理の分科会ということで二つございます。その中で、市の補助事業の評価や指定管理方法の意見、管理状況の評価を行っているというところでございます。その公表につきましては、計画期間中でありまことから、第2次行政改革実施計画の個別項目ごとの公表は、現在、議員がおっしゃっているとおり、行っていないところでございます。具体的には、指定管理者制度の選定委員会において、公開プレゼンテーションを実施するほか、その過程・経過の概要等については、ホームページで公表するなど、広く市民に公表を行っておりますが、行っております。そのほか、奄美市だよりにおきましても、人事行政の運営等の状況、あるいは財政状況などの公表を行っているところでございます。議員がおっしゃっているとおり、ホームページのほうでは、現在、行っておりません。今後ですが、行革実施計画の全体的な評価につきましては、計画、第2次の行革のですね、終了後に行政改革推進委員会の評価をいただいた上で、ホームページのほうで公開する予定にしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

**24番（崎田信正君）** 御理解しろと言ってもですよ、これ、わざわざホームページで公表して市民に約束していることなんですよ。行政改革の大本が市民に約束したことをできていないということとなると、ブラックユーモアかなと感じたりするわけですけど、これはちゃんとやるということですよ。行政改革推進委員会に定期的に進捗よく状況。民間の行革推進委員会は任期は2年でしょ。そういったもん、何回か任期替されているわけですよ。その委員のメンバー見ても、西 公郎議員の名前がまだ載ってましたわ。行政改革推進委員のね。だから、その間、2年後どうなっていたのかということも分からないし、こういったことでは市民に対してですよ、きちんと行政改革取り組んでいるという、頭から本当に大丈夫かいという心配を与えるようなものですから、逆効果じゃないかなと思いますので、しっかりと取り組んでいただきたいと。これ、約束したことで、市民は探しても見つからないということになるわけですからね。こういったこと、ないようにしてもらいたいと思います。

次に、医療・福祉のことでいきたいと思いますが、1番目、就学援助制度でありますけれども、この実施状況ですね。これ、平成24年の第4回定例会でも1度取り上げておりますけれども、国のほうが対象広げたということでした。そのときは、取組としては奄美市は変わってなかったけれども、今年度の、年度がかわりましたので、この対象を広げて取り組んできたのかどうかですね、今の対象、クラブ活動費とか生徒会とか、PTA会費なども修学援助制度に含んでいいということになっているわけですよ。

けれども、奄美市の取組がどうか、お伺いいたします。

**教育委員会事務局長（安田義文君）** 現在、奄美市におきまして、就学援助につきまして、要保護者と準要保護者を対象に、学用品費等、これは学用品費、通学用品費、議員のおっしゃったうちの校外活動費もこの中に入っております。さらには、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費・学校給食費・医療費の補助を行っているところでございます。なお、このうち教育委員会のほうから、要保護者へ行っている補助は修学旅行費のみとなっております。議員御指摘の体育実技用具費・クラブ活動費・生徒会費・PTA会費などについてですが、要保護者分につきましては、生活保護費の中で基準額を設けて支給される教育扶助に含まれているものと認識いたしております。また、準要保護児童生徒援助費は、平成17年度から、要保護児童生徒援助費は平成25年度から、補助事業ではなく、奄美市単独事業として実施していることへの御理解を、是非、賜りたいと存じます。

次に、準要保護世帯の対象につきまして、議員御指摘のほか、児童扶養手当を受給している世帯につきましても明示しまして、それ以外におきましても特例として、その他学校長・民生員との意見により、教育委員会が特別な理由により必要と認めた方、これも対象としているところでございます。いずれにしても、対象世帯のことや、現在、支給対象とされていない補助につきましては、鹿児島県内19市等の動向を見据え、対処してまいりたいと存じます。また、今年度から消費税の増額に伴い、家庭の負担が増加したことも考慮しまして、就学援助の支給単価も改定することで準備を勧めているところです。以上、よろしく御理解をお願いいたします。

**24番（崎田信正君）** 次に、敬老祝い金の支給方法、改善できないのかということ、お年寄りの方が3,000円の祝い金、大変ありがたく思っているところではありますけれども、それを取りに、もらいに来るのにね、やっぱり苦勞されている方がおると聞きましたので、改善できないのか、お伺いいたします。

**保健福祉部長（泉賢一郎君）** 本市におきましては、80歳以上の方に敬老祝い金の支給を行っております。この中で、受け取り拒否や施設入居者が代理受領をできなかった場合など、祝い金を直接受け取れなかった方は31名となっており、全体の0.9パーセントでございます。なお、笠利・住用につきましては100パーセント支給をいたしております。支給方法につきましては、笠利・住用・名瀬の三方地区におきましては、各集落の集会場及び戸別訪問で実施しており、名瀬市街地におきましては、市役所内で2日間にわたり実施をしております。敬老祝い金はその性質上、直接手渡しをすることが基本であると認識しており、また、できる限り受け取りやすい方法をと考え、昨年からは土曜・日曜に実施いたしており、代理受給につきましても柔軟に対応して、祝い金を受け取れない方がないよう取り組んでおります。議員御指摘の直接来庁することが困難で、更に代理受給をする手段もない方なのにつきましては、後日、電話連絡や直接訪問するなど、個別対応を行い、受け取れないようなことがないよう、取り組んでいるところでございますので、御理解ください。

**24番（崎田信正君）** よろしくお伺いいたします。

次に、中学校卒業までの医療費無料化について、お伺いをしたいと思います。かつてはこれ、乳幼児医療費の無料化運動として、全国で広がって、今、全国すべての自治体で何らかの形でやられておりますけれども、今、子ども医療費の無料化ということになっております。中学校卒業までを無料とする自治体が主流を占めてきたと思うんですが、鹿児島県下での実施状況、自治体数をお示しいただきたいと思っております。

**保健福祉部長（泉賢一郎君）** 平成25年4月1日現在で、中学を卒業までの医療費助成をしている市

町村は15自治体でございます。

**24番（崎田信正君）** それで、鹿児島県下で19市ありますけれども、そのうち、もう半分では中学校卒業までを対象にしている、曾於市などは18歳までを対象広げて、今、実施をしております。就学、小学校入学前までというのは、もう5市しかないんですね。19市のうち、奄美市がそのうちの一つですが。是非、中学校卒業までに対象広げるべきだと思いますけれども、予算の問題もあろうかと思えますけれども、この見通しについて、よろしくをお願いします。

**議長（竹田光一君）** 時間が迫っておりますので、簡潔にお願いします。

**保健福祉部長（泉 賢一郎君）** 中学校までの無料化につきましての実施にあたりましては、将来的にも持続可能なものであり、かつ恒久的な安定財源の確保も同時に行わなければなりませんので、財政状況等を慎重に、注意深く見極めながら、引き続き検討させていただきますので、御理解ください。

**議長（竹田光一君）** 以上で、日本共産党 崎田信正君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。（午後2時30分）

○

**議長（竹田光一君）** 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き、一般質問を行います。

平政会 伊東隆吉君の発言を許可いたします。

**22番（伊東隆吉君）** 議場の皆様、こんにちは。平政会の伊東隆吉でございます。午後の一番最後、今回の第2回定例会、12名の登壇でございますが、12番くじの最後の締めでございますので、皆さん、眠らないように御協力よろしくお願いたします。

それでは、質問の入る前に少々所感を述べたいと思います。去る4月に行われました衆議院議員鹿児島県第2区選挙区補欠選挙におきまして、自由民主党公認、そして、公明党の推薦をいただき、安倍晋三自民党総裁、石波茂自民党幹事長、野田聖子自民党総務会長や北側一雄公明党副代表の御来島いただき、そして応援をいただき、新たに金子万寿夫衆議院議員が誕生いたしました。奄美群島、この地元から国政につなげることができたことは、群島住民にとって大変喜ばしいことと思うところであります。初登院後間もなく、代議士におかれては、農林水産委員会で早々の初質問、TPP交渉を取り上げ、南西諸島のサトウキビは守れると確信しているとの政府答弁を引き出すなど、更に奄振委員会の事務局長に就任いたすなど、早速活動いたしております。金子代議士におかれては、島のため頑張っていたかと思うところでございます。なお、この選挙で朝山市長におかれましては、奄美から国政へ送る会の会長を引き受けていただき、群島12市町村一丸となることができ、短期決戦を勝ち取ることができました。ここに改めて労を労うとともに感謝申し上げる次第でございます。

さて、平成26年度になり、新しい年度が始まりましたが、改正奄振法で創設された奄美群島振興交付金がいよいよ活用開始となります。まず、奄美航空路運賃軽減として、航路・航空路運賃の割引が7月19日から適用されます。これは、鹿児島・奄美群島間の適用ですが、島民の移動が活発になるものと期待しております。将来はこの割引適用が東京・大阪・福岡、更には沖縄へと拡大可能となるよう望むところでございます。ところで、今、奄美は追い風ムードとよく言われております。それは、新奄振交付金、バニラエアの就航、大型クルーズ船の寄港回数の増大、奄美ナンバー、更には2年後の世界自然遺産登録など、奄美にとって期待できるものと考えからであります。行政当局の皆さん、この流れを的確に把握し、市民の生活向上や経済浮揚策を懸命に考え、できるだけその知恵を一生懸命出していきたい。このように思っております。なお、この今日の第2定例会は当局の人事異動により部長級

の顔ぶれが新たになっております。行政経験の豊富な面々であると確信いたしております。部内や課内の風通しをよくして、若い職員たちが自由闊達に意見交換ができ、アイデア等が提案できるそういった環境づくりにも鋭意努力していただきたいと、大いに期待いたすところでございます。また、教育長に御就任されました、要田憲雄新教育長さん、誠に御就任、おめでとうございます。新聞等でコメントされておりますが、愛情かけて、愛情かけ地域で育ててというのを一つの基軸にしておられます。どうぞ奄美市の教育行政、一生懸命頑張ってくださいと思います。

それでは、質問に移りますが、字句の訂正をお願いします。質問主題の1が重なっておりますので、1, 1, 最初の1の自衛隊誘致につきましては、この際、一番最後に持って行って、4として最後にいたします。

それでは、まず1のまちづくりについてお伺いいたします。まず、末広・港土地区画整理事業についてであります。この移転・解体、そして新築が進むにつれ、中心商店街が変貌しつつありますが、現在の状況は皆さん御存知のとおり、先日元野議員もいわれましたが、人通りも大変少なく、いささか寂しい気持ちになるときもございます。順調に事業が展開することを望むものです。早速ですが、まず、この事業の進捗の状況、これまでいろいろ言われておりますけれども、確認の意味でお伺いいたします。今年度末までの整備工程はどのように進むのか。そして、移転・解体、更に新築等の件数を含む具体的な数を示していただきたい。そして、区域内の道路舗装の予定箇所があると思っておりますが、この箇所はどのようなふうになっているのか。そして、予定でありますいわゆる港町側の取りかかりはいつ頃から進めるのか。この事業は、そして、最後にこの事業はいわゆる30年、平成30年となっておりますが、この事業期間内でしっかりと完了できるのか。その意志を含めて、以上、お答えいただきたいと思っております。

あとからは発言席で行います。

**議長（竹田光一君）** 答弁を求めます。

**建設部長（砂守久義君）** 末広・港区画整理事業について、現状についてお答えいたします。

平成25年度末までに移転契約が終了した棟数は93棟で、建物棟数における進捗率は約67パーセントとなっております。建物移転や区画道路などの整備が本格的に進められている状況となっております。平成26年度におきましては、奥田ビルがある3番街区やだいわがあった7番街区などで、17棟の契約を予定しており、平成26年度末には110棟が契約終了となり、約80パーセントの進捗率を見込んでおります。また、幹線道路の末広・港線や区画道路の整備につきましては、将来の街並みが早くイメージできるように、できるだけ早く道路の形を示したいと考えております。全体の建物移転を待つて整備するのではなく、整備可能な区間ができた時点で部分的にでも整備をしていく計画としております。事業は末広町側から進めており、移転契約が終了した箇所では新たな建物が整備されつつあります。港町側につきましては、今年度に仮換地指定を行い、平成27年度から本格的に建物移転を計画しております。したがって、平成27年度から28年度にかけて末広町側の道路整備を行い、平成29年度には港町側を道路整備をし、平成30年度には全体の事業を完了したいと考えております。以上です。

**22番（伊東隆吉君）** はい。一つの流れでよく理解できましたが、進捗率は当然、いろんな、玉突き状態の形でやっていきますので、大変厳しい中で行われているのは、それはその、各議員もいろいろ指摘しているところでございますが、ここはこの玉突き状態の中でも、この解体、そして、新しく本来ならば新築等も早々に作っていただきたいんですけども、それは地権者の問題等もあると思っておりますが、そこんところも含めて、今のところは110棟が今年度で80パーセント進むだろうと。残りは20パーだと。大体、全体棟がこの区域で113棟でしたかな。確かそうでしたっけね。だったかな。い

いです、あとでいきます。ですので、一応80パーセントが進むということでもありますので、事業の進ちょくとしては、今、トータル的に聞きますと30年度にかけて、いわゆる、今、大体あの道路から見ますと半分ぐらいは終えてるのかなというような事業感じですね。そして、港町側が残り半分、何ヘクタールあるか分かりませんが、3.2かそのぐらいですけど、恐らくそのぐらいの時間がかかるだろうと、そのようなことも分かります。我々がこう心配しているのは、この一つのこの事業の土地区画整理事業で、いつも皆さん、やっぱり、こう心配するのは、やっぱり、地元の商店街の方、これ、あとでまた8番街区も聞きますけれども、その地元の商店街の方が、区画整理を玉突きでも整理するにおいて、この、先ほど聞いたこの道路舗装がどうなってるかということもあります。この間、先だって少しいろいろ相談等もしましたけども、道路ができて、建物もできた。しかし、舗装もきれいにしてないために、要するにイヌとかネコとかですね、その辺の歩き道になってると。まだ、歩き道だったら、まだいいけど、そこにわけの分からん、垂れ流しすると。臭いがくる。臭いがくるとせっかく新築造ってもテナントとして借り手がなかなか前向きにいかないというのが、そういう現状もあります。だから、この区画整理事業のいわゆる諸問題っていうのは、整理するだけじゃなく、そういったソフト面、その人の環境、その辺も含んで、それがいいはそのテナントの形に全部入っていくということになりますので、テナントの助成も、助成の補助とかその辺のところも当然あると思いますけれども、そういった、やっぱりセンシティブな考え方を持って、その地権者とですね、いろんな形で進めていただきたいと、このように考えておりますけれども、この特に、先言われた、部長が言われた舗装に関しては、やっぱり、早急にいろんな形を示すことが、形がこうやってできていくんだなっていうのが、やっぱり、市民を皆さん含め、その商店街の皆様にとっても歩きやすい通りもなるわけですから、その辺は、やっぱり予算が厳しいのであれば、予算をどんどん補正でも組んでやると、そういった意気込みを、新たに部長もなりましたけれども、これまでずっとかかわっておられますが、その辺は意気込みはどうか。

**建設部長（砂守久義君）** 先ほども御答弁させていただきましたけど、もう、移転が済み次第ある程度工事発注できる、延長ができましたら、すぐにでも発注して道路の形をお示ししたいと考えております。

**22番（伊東隆吉君）** はい。この区画整理事業、やっぱり、どうしても完成させないと、そして成功させないと、我々議会もせっかく決議して事業計画を進めて、意味がないんですよ。いろんな意見があるのは存じ上げております。その玉突き工法故の大変厳しさ、しかし、更にはその地権者のいわゆる個人的な環境問題、抱える諸問題、金銭問題、いろんなものが事業形態の中にも組み込まれます。それを総括して、これは進めなければいけない。今度、その専門さんみたいなの、今度作られるような話も、先般、誰か言っておりましたけれども、その辺も含めましてですね、しっかりとこの地権者の方、そして、商店街のその人たちとしっかりと話をしていただきたいと思っておりますけれども、この区画整理事業に関して、この最近のことですけれども、通り会の方とどれぐらい話し合いされましたか。

**建設部長（砂守久義君）** 通り会との話し合いなんですけど、就任して4月から、まだ、1度も行ってませんので、近いうちに行きたいと思っております。

**22番（伊東隆吉君）** 就任早々、いろいろあると思っておりますけれども、やはり、そういった意見の交換、情報の交換、かつてこの事業、12年度のいろんな形で始まりまして、そのときには、やっぱり中心商店街の商店の方々もですね、一緒になって、我々のほうにもいろんな意見書なんか来ました。我々議会のほうからも、通り会、商店街の通り会のほうにも顔を出して、是非、来てくれと。結局、進める側としてどうしたらいいかっていうような、意見、意見交換ですね。行政は何を考えてるんだ、また、行政にこういう苦言も言ってほしいというので、いろんなやり取りがあったんです。最近はそのような傾向がな

かなか見受けられない。これが、今言った現状です。ですからやっぱり、これは事業主体である市が、やっぱり、しっかりと踏まえて、新たな体制も取られましたので、しっかりと前向きに捉えてですね、やっていただきたいと、このように思います。特に、この最近、また、ちょうど8番街区のこと、あとで聞きます、この8番街区のあたりに建物がどんどんできると、非常にスムーズに行くんでないかと思いますが、さっきちょっと付け加えます、新築がどれぐらいできたのかっていうのは、把握されておりますか。

**建設部長（砂守久義君）** 末広町側には土地が50区画地ありまして、32区画地で契約、移転契約が終了しております。その中で、16画地で建物が整備され、8画地は建物整備計画中で、4画地が駐車場となっており、残り4画地が整備計画が立っていない方となっております。

**22番（伊東隆吉君）** これ、ちょっと大変な問題なんですよ。我々この、最近その地元の新聞等にもいろいろ書かれておりますけれども、せっかく道路とか区画ができたけれども、結局商店街になりうる建物が建たないということになると、大変、やっぱり大きな問題になるんじゃないかと、将来、やっぱりちょっと不安材料になるんじゃないかと、このようになっております。当初の計画等では地下の駐車場がいろんなことありましたけど、いろんな形で変わってきました。変わると同時にやっぱり時代の流れによって人の考えも変わりますから、それによって事業も変わっていくのは当然だということは当然だということは、ある程度は認識しますけれども、やはり、せっかく作って移転の契約、それからその分の大体98億のうちほとんどが、移転費用でございますよね。それに基づいて、本人たちも少しはやっぱりお金が入ってるわけです。それをどういうふうな形ですか。やっぱり将来、今言ったように、将来の中心商店街に不安材料を持っているから建てないのか。いろんな問題があると言いますので、それは、同僚議員のほうも聞かれておりますけれども、その辺も加味して考えていっていただくとこのように思っております。いずれにしても、早期のこの計画どおり30年には完了という形でですね、これから、この港町側もいろいろあると思います。この港町側にいわゆる、ツーコアワンモールのもう一つのサイドがあります。ここにいろんな住宅、いろんなコミュニケーション設備、そして、道路交通、最初の計画が一応立ててありますので、その辺を含めて、次の、もう来年、早速です、早々に取りかかって、そして、地域と話し合いをして進めていくと。不安材料を絶対に与えない。これが絶対条件だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、この区域の中での8番街区のことをお伺ひいたします。ソフト面になると思ひますけれども、この8番街区における、かつて大型集客施設、いわゆる生鮮3品なんかを置かれる、そういう毎日の買い物、これがかつて予定したのがもうなくなったのは、よく存じ上げておられますが、これのやはり若干その8番街区の土地が、半分ほどいろんな関係でなっとるのも、ちゃんと分かっておられます。そこに、いずれその近辺に、やっぱりその生鮮食品を与えて、やっぱり毎日のお客さんがその地域の住民、お年寄りもたくさん住んでおられます。大変困っているっていう話を聞いておられます。やっぱり大変だとそれは思ひます。そういう意味で、ここんところはやっぱり市として、特に契約でその新しく入る方と云々っていうのは、これは別に強制することではないと思ひますけれども、市がやっぱり先頭に立って、その地権者とその借り手のとことしっかりと間に入って進めていくという、そういうことを裏書きをするぐらいの考えでやらないと、またいずれおかしくなりますので、そこをですね、しっかりと前向きにしないと、また、前の同じ繰り返して、我だってちょっとがっかりしますので、その辺も一応は進めてるようなことがあれば、その状況を、この生鮮3品の、この店舗の誘致はどうなってるか、示していただきたいと思ひます。

**商工観光部長（菊田和仁君）** 8番街区における大型集客施設店舗の誘致状況でございますが、議員御承知のとおり、現在は土地の所有者それぞれが単独で建物を建設する状況にあります。現在、更地になっ

ている土地所有者におきましては、今なお生鮮3品を扱うスーパー誘致をしたいという思いが強く、意欲のある島外の食品業者と交渉中であると伺っております。このような経過の中、市といたしましてもスーパー出店にかかる支援制度を案内するなど、積極的に誘致に取り組み、現在の状況は出店に前向きであると伺っております。このスーパー出店につきましては、通り会連合会や市民からの要望が強く、市といたしましても商店街の活性化のための最重要課題だと考えております。現在、最終的な交渉段階と伺っておりますが、最終決定が確認でき次第、早急に御報告申し上げたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

**2 2 番（伊東隆吉君）** 大変いい情報ですね。失敗しないように、お願いしますよ。大丈夫ですね。そのあとははっきりした段階で、また議会にも報告するって、全協でもやるんでしょうけども、その辺しっかりと、いつごろってまで聞きませんけれども、近いうちっていうふうにおっしゃいましたので、近いうちですね、はい。

**商工観光部長（菊田和仁君）** ほぼ、出店業者につきましては、めどがついている段階なんですけど、建物ですね、工事着手が手続き上、私どもとしましたら手続きが確認できた段階でですね、御報告したいと思います。よろしくお願ひいたします。

**2 2 番（伊東隆吉君）** はい、分かりました。手続きの問題は、これはもう、役所の問題ですのでどうこう言いませんが、今、言った明るい材料としては、そういった生鮮食3品の扱うそういう店舗が、そういう施設がそこに来るということは、まず間違いないということで、そういうふう認識いたします。ありがとうございます、それは。

そして、次に移りますが、この名瀬本港地区の埋立についてちょっとお伺いしますけれども、現在、この地権者、造船所のことでございますけれども、この交渉・話し合いは順調に進んでいるのか、また、今、その耐震岸壁との関係が、これは県の事業だと思いますけれども、県の事業と伴いまして一緒にこう本来ならば進めればいいんですけど、その地権者との問題もあると思いますが、その耐震関係がどう、岸壁はどうなってるかと、その辺の状況も含めて、この今の事業に対しての地権者とのやり取りも、示せる部分を示していただきたいと思います。

**建設部長（砂守久義君）** 埋立事業について御説明いたします。名瀬本港地区の埋立事業につきましては、県施工の耐震強化岸壁及び緑地並びに臨港道路の整備と、市による都市機能用地の埋立整備を一体として行う事業でございます。現状を申し上げますと、県による岸壁整備に伴う一部埋立につきましては、間もなく始まるところでありますが、市による埋立部につきましては、権利者の理解を得ることに時間を要していることから、当初計画からすると遅れているところでございます。今後も、権利者の立場を尊重し、誠意を持って交渉にあたり、事業へ協力いただけるよう真摯に話し合いを続けてまいりますので、御理解をお願いいたします。なお、現時点でのスケジュールとしましては、平成29年度の完成を目指しているところでございます。

**2 2 番（伊東隆吉君）** 交渉ごとですのでいろいろ大変だとは思いますが、これの事業はもう大分遅れております。これがはっきりしないと進まない、マリンタウン構想も何のために作ったんだと、こういう形になりますので、市長、いろいろ大変だとは思いますが、その地権者ともよく、いろんな関係の話も聞かれていると思いますので、市長のほうからも特段の御支持を出していただいでですね、やっぱりこの事業にですね、協力いただいで理解していただくように、お願いしたいと思っております。

それでは、次に移ります。次の2番の農政に関してですが、この、いわゆる国はTPP交渉を進める

中、重要5品目関税問題の行方が気になるところですが、群島市町村議会議員大会で、私どもも2度TPP交渉におけるサトウキビ、畜産等の例外品目扱いの徹底をと、決議をいたしております。2度も行っております。このTPP交渉の、昨今、県の主催、国の関係だと思ふんですが、の説明会が鹿児島県のほうで開催されたような話でございますが、本市から参加されたと思うが、この内容、一番新しいTPP交渉、国の情報を開示できる分を示していただきたい。よろしく申し上げます。

**農政部長（山下 修君）** それでは、先般行われましたTPPに関する説明会の内容につきまして御答弁申し上げます。TPPは2006年に環太平洋地域の国々による経済の自由化を目的とした多角的な経済連携を目的に4か国で発足をいたしました。その後アメリカ・カナダ・我が国も加わり、現在12か国が参加して協議を進めているところでございます。我が国は新しい経済圏を構築し、国益につながるものとして、2013年に参加をいたしました。この交渉参加につきましては、日本農業等に多大な影響を及ぼすとして、農業団体を始めとする多くの組織等から交渉参加反対の要望・意見等が出されたところでございます。これまで、交渉には多くの時間をかけ、参加国、特に我が国におきましては、アメリカと協議を重ねているところであります。このような状況の中で、今月の6日に県庁で鹿児島県主催によるTPP交渉に関する説明会が開催されました。TPP対策本部の内閣審議官から説明を受け、県議会議員をはじめ各市町村議員約350名の出席があり、関心の高さが伺われたところでございます。その内容につきましては、最初にTPP参加への意義・特徴・経済効果についての説明があり、グローバル化が進む中で自由貿易協定は年間10件以上もある中で、アメリカの自由化率は96パーセントと、我が国に比べ高い水準であるという状況等もありました。また、TPP交渉参加国の経済規模で世界の4割、全貿易の3分の1を占めることになるようです。新たな国際通商秩序の中で、基幹部品生産国、サービス供給国でもある我が国にとってはメリットが大きく、期待を寄せているとのことでした。

次に、分野別交渉内容についての説明があり、関心の高い農産物の貿易について御説明がありました。現在、関税等の取り扱いについての議論をするとともに、基本的な規律について議論がされているとのことでした。関税率の数字につきましては、一切合意はしてないとのこと。重要5品目のうち、牛肉・豚肉・乳製品の交渉は進んでいるものの、サトウキビなどの甘味資源等の詳細につきましては、今後、検討するとのことでした。また現在、アメリカを交渉相手として協議していますが、今月からはオーストラリア、ニュージーランドとも実務者協議に入るようです。さらに、TPP参加による経済効果についての説明があり、政府統一の試算といたしまして、実質GDP0.66パーセント分、金額にして3.2兆円の底上げを見込んでいる中で、農林水産物の生産額は3兆円の減少の影響があるものだと試算をしているようです。

以上のような説明がございましたが、この交渉につきましては、参加国の守秘義務の合意がありまして、情報提供につきましては不十分であったと感じたところでございます。今後、これから本格的な取組がなされる中で、関税等の着地点を見出す議論が活発されますので、本市としましても交渉内容の推移を注視しつつ、聖域と定めている重要5品目が守られるよう要望し続けていきたいと考えております。また、昨年7月に設置されました鹿児島県TPP対策本部から情報を収集し、その対応策に努めてまいりたいと考えております。

**22番（伊東隆吉君）** このTPP交渉問題というのは、皆様もテレビ等でいろいろ政府間交渉の中で大変厳しいっていうのは、甘利大臣がもう、何かもう逃げたいぐらいってふうについてコメントされて、それぐらいアメリカのほうからどンドン突かれて、厳しい交渉だっていうことは、もう皆さんも御承知だと思います。しかし、この鹿児島県において、また、しいては今、その報告の中にありました、農林水産関係だけでも3兆円の、いわゆる減というになりますと、大変大きな影響が出てくるんじゃないかと思ひます。しいては、この奄美群島におけるサトウキビ、基幹産業、これに関しましては先

だってもいろんな数値が上がっております。これはどうしても我々勝ち取らなければいけないし、また、その会に出られた知覧の町長さんですか、出られたコメントの中にも、サトウキビは守れるんではなかろうかというコメントも、新聞で見ましたけど、そういうことっておりますと、そういうの安易な考えでもいいのか。また、最近、先ほど冒頭、私は申し上げましたけれども、金子代議員がサトウキビは守れるというようなことで政府答弁を取ったとか、あれは認識してそれでいいのかどうかというのは、やはり、今の交渉中でございますので、委員会等のそういう思いであろうとは思いますが、決定事項ではないと。これらのことを考えてます。したがって、この交渉は大変厳しいものと思っておりますけれども、私ども議会において、これ全群でこう上げておる決議でございますので、当局におかれましても、また、県のほうにいろんな形で要望等もですね、上げていただいて、是非とも、この例外品目を勝ち取るようにですね、是非、努力していただきたいということをお願い申し上げます、これはもう終わりたいと思います。

次に移ります。教育行政でございますが、奄美市教育行政全般に対し、新教育長としてどのような教育方針、環境のよい学校づくりなどを目指して進めていくのか。また、先ほどまた、いろんな、先ほど議員の、同僚議員からいろんな、この新教育制度改革の意見もありましたが、その辺も含めて、国において教育制度改革が6月13日にこれ決定しましたけれども、そのことが含めて、少し含められるのであればそれも込めて、指針、いわゆる抱負を述べていただきたいと思っております。思う存分述べて結構です。

**教育長（要田憲雄君）** 奄美市の教育行政に関して、新教育長としての指針ですとか抱負についてお答えを申し上げたいと存じます。

私はことあるごとに奄美の教育風土を生かして、地域に開かれ地域に根ざしたふるさと教育を推進してまいりたいと、このように申し上げてきました。そのためには、大きく郷土を愛する心、豊かな心、生涯学習の充実、学校教育の充実の四つのことについて申し上げたいと存じます。

まず、第1の郷土を愛する心を育むためには、奄美の自然や奄美の文化、いわゆる伝承・伝統・産業、歴史、先人の生き方などについて主体的に学び、奄美で生まれ育ったアイデンティティを確立して、誇りを持ってどこに行っても奄美を語ることでできる児童生徒を育成したいと考えております。

第2に、豊かな心を育むためには、児童生徒が花作りに関わり、花と対話しながら世話をすることを通して、感性を育む情操教育に力を入れたいと考えております。学校が、家庭が、そして地域が花いっぱいになることで、奄美市全体が潤っていくと思っておりますし、児童生徒の感性が豊かになり、人や物に対する見方や考え方が変わり、お互いを大切にする心も生まれていくのではないだろうかというふうに考えております。折しも世界自然遺産登録への準備期間でもございますし、こういう花作りをいっぱい運動を進めることによって、地域も活性化されるのではないだろうか、そのように考えております。学校教育におきまして、いじめに対して、いじめは絶対に許されないんだということを基本にして、いじめ防止基本方針をもとに、いじめを考え、いじめ問題を考える週間の取組や、道徳教育の充実、相談体制の確立を図っていくことが大切であると考えております。

第3の生涯学習の充実でございますが、市民一人一人が生涯にわたって学ぶことができるようにスポーツ振興とともに、特に文化面でも力を入れていきたいと。しいて申し上げますと、歌声が響きわたるような地域であってほしいと、学校であってほしいと。歌が響きわたるような学校でありたい、地域でありたいと、そういう思いも強く思っているところでございます。実を申し上げますと、私は勤務を始めておおよそ2週間になります。出勤して来ますと、教育長室で、8時半になりますとね、旧名瀬市民歌の音楽が流れます。私はこれを聞いて、本当に奮い立つんです。感動も含めて、いい曲ですね。そういう歌声のある中で、和みはもちろんですが、ああ頑張らんといかんなどという、そんなやる気を引き出す雰囲気を作りたいなと、そんな思いも持っているところでございます。

第4の学校教育の充実についてでございますが、何よりも校長のリーダーシップのもとに、学校現場での創意工夫、意欲的な実践が大切であります。そこで、学校の第一義は学力水準の向上であります。確かな学力の定着・向上に向けて、学力水準向上推進委員会ですとか、学力向上推進班等を通して各学校の課題を明確にしながら、授業を通じた研修で教職員の授業力の向上も努めてまいりたいと、そのようなことも考えているところでございます。

このことを通して各学校での取組が一層充実し、児童生徒の学力向上につながることを期待したいと思っております。これらの取り組む基盤として、子どもたちを地域が守り、地域が育てて、子ども一人一人が生まれ育った我が奄美に誇りを持ち、奄美の子どもたちが光り輝く存在になってほしいと、そんな思いで進めてまいりたいと思っております。そのために、今後もよりの確に奄美市の教育行政の課題を把握して、更に具体的な取組がなされるように全力を上げて頑張りたいとそのように考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

**教育委員会事務局長（安田義文君）** 答弁の役割分担がありますので、すいませんが、教育制度、委員会の制度の改正の件は議員の方向性ということで、教科書の採択、学校の教育課程の編成、個別の教職員人事など、特に政治的中立性・継続性・安定性を担保する必要がある事項につきましては、従来どおり、教育委員会の専権事項ということでございます。また、教育行政に係る予算編成や施策の展開などにつきましては、これまで同様、市長部局と連携を図りながら、ただいま教育長が申しあげました指針を踏まえた教育環境の充実や児童・生徒の健全育成に努めてまいりたいと考えております。

**22番（伊東隆吉君）** 教育長、大変、夢のある抱負を語っていただき、ありがとうございます。一見、スポーツのほうでスパルタで行くのかなと、この言葉がどこで出てくるかなと思ってましたけども、文武両道ではありますけれども、そういうことだと思いますけれども、そういう意味では、花いっぱいとか、歌いっぱいとか、かなりお優しいんですね、はい。県体においても、いろんなバレー、たくさん優勝したスポーツマンと同時に、やっぱりいろんなそういう才覚があると思います。特に、コメントをその新聞でされておりました、その歌に関しては、少年・少女合唱団なこともちょっと触れておられますけれども、できればそういうのも、是非、作っていただいて、毎日少年・少女合唱団できれば、この議会、ここの議会、歌わせますよ、はい。そうすると、ここで歌った人は、みんなまた、将来立派な政治家になるとかね。ちょっとこれは余談ですけども、それぐらいやっぱり子どもにも、夢も与えるような教育をしていただきたいと思えます。それが、あとにも触れましたこの新教育改革制度でございます、これ、今度首長さん、市長が絡んできます。絡んで、言い方おかしいんですけども、新しい、新教育の総合会議におきまして、やっぱりそこで一緒になって形を作っていくということになります。当然、この問題は滋賀県においていろいろあった、ここからいろんなことが派生してできあがってということでございますので、当然、この教育の中において、そして、そこで政治が絡むっていう、そういうちょっとした心配事も、本土紙のほうではいろいろ書かれておりますけれども、この本市に限っては、そこは、いわゆる首長さんの政治スタイルと、これを教育現場におけるものがやっぱマッチングするような体制を、これ来年の4月から施行ですよ。しっかりと、早速勉強されて、教育のほうでも改革するものは改革して、そして、行政とのいろんな連携を取りながら、しっかりしたものを作っていただきたいと、このように要望いたしておきます。

時間がございませんが、次にですね、スポーツ振興基金について、創設を伺いますが、外海離島の奄美で遠征に行くにしても、多大な費用の負担が親たちにかかっている状況ではないかと考えますが、先だって大島高校野球部が甲子園出場を果たし、島の人たちへ夢と希望をもたらしました。本市から1,000万円の援助があったことは記憶に新しいものと思うが、野球のみならず各種競技の遠征の際の補助金の現状はどうなっているのか。また、この際奄美の子どもたちのスポーツ育成を目標に、奄美市、奄美群島の体育協会等を絡めたスポーツ振興基金、これ仮称でございますけれども、みんなでそういう基金

を作っていたらどうかというふうな提案でございます。こういうものが創設できないものか、簡略にお答えいただきたいと思っております。

**教育委員会事務局長（安田義文君）** 本市では各種スポーツ競技大会出場補助金交付要綱に基づきまして、県代表として九州大会以上の大会に参加する市内の小学生及び中学生には、一定の補助を行っております。具体的には旅費の2分の1の補助となっております。九州大会は1人2万円を限度とし、全国大会には1人4万円を限度として補助を行っております。したがって、不足分につきましては、保護者が負担しております。遠征費が高くなる場合は物販や寄附等により賄っているのも現状でございます。ただし、全国大会で優勝した場合は全額補助としておりまして、この場合は保護者の負担はございません。委員からございましたように、先般の大島高等学校野球部の選抜高校野球大会甲子園出場につきましては、出場人数や期間、応援体制の規模など他の大会と比べ多額の費用が見込まれることから、特例措置として議会の皆様の御同意を得て、対応させていただいたところでございます。御指摘のように、今後も他のスポーツ競技、更には文化・芸術関係などで、全国大会に出場する可能性も想定されますので、市といたしましてはどのような対応が必要なのか。また、どのような補助の形がとれるのか。おっしゃいますように実施主体をどうするのか。それぞれなどを勘案しながら、その財源としての基金創設の可能性も研究してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解をお願いいたします。

**22番（伊東隆吉君）** はい。この群島からいろいろ遠征するときの費用は大変かかるということはよく聞かれます。先だって、徳之島の教育委員会の方と話しておりましたら、やっぱり、伊東議員、こういうのがやっぱりあると、いろんな意味でやっぱり父兄が助かるんだよなという話でした。今、市長のほうも関与しております、市体協もありますけれども、奄体協っていうのもございます。これ群島全部でございますのでね、そちらのほうの一つ、絡めながら何かいい方法が、この奄美群島上げて、そして県のほうとも何かいろんな絡めながら、このスポーツに関するそうした基金がですね、援助基金ができればいかげんかなと、こう思った次第でございますので、前向きに検討していただいて、是非ともこれができるようにですね、努力していただきたいと思っておりますが、これまた、市長のほうにも、特にまた、要望しておきたいと思っております。お願いいたします。

それでは、最後の本題に移ります。自衛隊についてお尋ねいたします。国・政府は、南西諸島の複数の島に陸上自衛隊の駐屯地を新設し、離島攻撃に対処する新部隊を配備する方針が先月5月18日明らかになりました。内容は離島への攻撃や大規模災害に対応する警備部隊で、規模は約350人から400人を想定。防衛省は南西諸島の要と位置付けており、奄美大島から日本最西端の与那国島までの間、沖縄本島を除けば陸上自衛隊部隊が配備されていない、いわゆる空白域となっており、防衛大綱の中での中期防衛力整備計画において、南西諸島について部隊の体制を強化と明記されております。なお、配備予定は2018年度までとなっているようでございますが、このことに伴い、5月の21日、武田防衛副大臣が奄美市長と瀬戸内町長を表敬訪問。配備に関して、奄美市と瀬戸内町については有力候補地の一つであることは間違いないと明言されております。さらに、6月の8日、小野寺防衛大臣が奄美市長に面談。配備計画決定後の理解と協力の要請を市長として受けております。朝山市長はこの自衛隊誘致については、市民の皆さん、そして、更に私ども議会とも相談しながら進めていくということを説明され、また、今般のこの定例会におきましても、数人の議員の御質疑にもそのようにしっかりと答えておられると理解いたしております。なお、これに関しては、この災害対応を含め、個人的には歓迎と、個人的な歓迎というふうなこともコメントされました。この誘致に関して、市民間でも大変な関心事項として、この昨今、取り上げ、取り沙汰されております。先日、私どもこの奄美市議会においては、自衛隊を誘致する奄美市議会有志の会という17名の議員団が設立されました。今後、早急に関係先への要望活動等の内容等が話し合われました。いわゆる、自衛隊誘致は防衛はもとより、緊急災害対策の対応

と、また、地域活性等を考えますと、本市として誘致すべきものと強く思うところではありますが、奄美市長としての見解をしっかりと示していただければと思います。

**市長（朝山 毅君）** 本議会、最後の一般質問になりました。一般質問初日、昨日、今日と数人の議員の皆さんに同様の御質問を賜り、そしてお答えしてまいりました。重複する点が多々あろうかと存じますが、述べさせていただきます。

御案内のとおり、中期防衛整備計画において南西諸島に陸上自衛隊を配備する旨の方針が示され、奄美大島がその候補地として調査されていることは、皆さん、御案内のとおりであります。そのような中、昨今の東アジア情勢を見ますと、北朝鮮工作船による巡視船との銃撃戦は今なお記憶に新しいかと存じます。近年は諸外国の領海・領空侵犯など、南西諸島周辺を取り巻く情勢は大変緊迫している状況にあることは、議員御案内のとおりであります。そのことによる島民の不安を考えますと、大変危惧もいたしているところでもあります。また、先般来お話しがあります奄美の豪雨災害で痛感いたしましたのは、自治体だけでの対応では限界があるという点であります。当時の自衛隊の活動を振り返りますと、孤立している住用市集落へのヘリコプターによる高圧発電車の移送や、機動的な復旧活動のおかげで、多くの市民がいち早い安心を得たのも事実であります。その存在に頼もしさを感じ、大変感謝をいたしました次第でもあります。今回の配備計画につきましては、奄美の地理的状況、これは急峻な山々を抱え、流域が短く、自然災害に弱いという点と、緊迫する東アジアにおける重要な地理的位置であるという点。こうした地理的・地政学的な状況を踏まえますと、自然災害時の救助、そして復旧・復興に対する地域の視点、そして何よりも国民の生命・財産を守る国民的視点で奄美の置かれた立場を考える必要があると、私は考えております。

なお、旧名瀬市の時代であります。昭和45年から昭和53年にかけて、名瀬市では議会とともに当時の市長が陸上自衛隊の誘致に向け、当時の防衛庁へ数次にわたる陳情活動を行った経緯があります。こうした誘致に向けての歴史的な背景や、先人の熱い思いも大切にしなければならぬものと感じておるところであります。今後はこうした観点や、本市のさまざまな状況を総合的に見極める中で、議会や市民の皆様の意見を真摯に賜りながら結論を出すということは、これまで申し上げたとおりであります。また、先般、民間団体から自衛隊誘致の賛否についての要望書を受けたことも事実であります。多くの市民が願う、その思いをしっかりと受け止めていく必要があると考えております。そのことについては、何ら私の心に迷いはありません。

**22番（伊東隆吉君）** 市長、ありがとうございます。これまで議員の質疑の答弁の中にもありましたが、私は一番しっかり、はっきりと理解したつもりでありますが、その市民からの要望等というのは、私ども議会のほうにも、できたばかりの有志会の中を通じて、本市議会の議長宛にしっかりとした自衛隊誘致に関する要望書ってというのは、これは多分市のほうに行ったのと一緒だと思いますが、このように私どもも受け取っております。今、そういう意味におきまして、その市長のほうで、その最終的にはいろいろな形で、その推進するという形にいくための一つの段階じゃないかというのが、私はそう思っております。やはり、どういう意味かと申しますと、今、市長が最後にも言われましたが、やっぱり市民からの要望事項、やっぱり議会だけじゃなく市民からの要望事項、いわゆる、それも一緒になって、市民団体の各種団体等も、やはり、自衛隊誘致に動こうじゃないかという一つの流れができれば、普通の一般論の考え方とすれば、そういうことを精査した段階で、やっぱり、市長としてしっかりとした判断を示さなければいけないというふうに解釈いたします。そういう意味では、私ども、今回、今日の新聞にも出ておりましたけれども、瀬戸内町のほうはもう、何か明るい材料みたいだということでコメントやっておりますけれども、この誘致に関しましては、はっきり申し上げまして、今回、私どもから申請上げてできたというものではございません。御存知のように、先ほど言いました、これ国が一つの防衛大綱の一つの計画の中において、いわゆる南西諸島に奄美、この南西諸島の奄美本島の奄美に、奄

美市と瀬戸内、国のほうの、いわゆる防衛省からターゲットを我々は受けたわけです。一番的確、適当な場所だというのは、当然、これは推測の段階でございます、そういうことは決定事項の上で、その上で、一番の責任者であります防衛大臣が一応見えられた。当然、表敬とかそういう形ではありますが、その決定がしたあかつきには御協力を願いたいというふうなことを申し上げているというふうに理解しております。そういう意味におきまして、我々議会のほうでは、じゃあどう動こうかっていうのが、今回、この有志の議員団を作った一つのものでございます。したがって、私どものこれからの計画等は、これは一般質問でなかなかあれですけど、ちょっと簡略に申し上げますと、当然、議会としての決議も執っていかなければいけません。当然、議会において意見書の提出して、これを政府に持っていかなければいけない。そのときに、私どもは、今、市長が申されて決定していただきたい、誘致に決定していただきたいための努力も、我々議員団のほうでも頑張りたいとこのように思っております。そういう意味では、市民団体のほうからのものを、段々そういうふうな署名等も集めることに従って、国のほうに、私どもは政府のほうに含めて、防衛省のほうに、我々だけで行ったあとに、いろんな形ができるのか。本来であれば、そこに普通いろんな形の陳情で、こういう大きな問題はそこに首長さんがしっかりと、この市の対応はどうなんだということをしっかりとしないと、国としてもいささか、ちょっと気になるところじゃないかこのように思っておりますので、ここはどっちが前後するか分かりません。結果的に私が申し上げたいのは、国が、もう9割はこの諸島に決めているってことははっきりしているので、本市として、やはり、そこの誘致の形に動くのは、いろんな諸々申している中でのものは、やっぱり動くべきだろうということでやっておりますので、私どもとしては、この7月の本会議の最終本会議には議決をし、なおかつ、防衛省のほうへ陳情団行ければというふうな動きを、活発に行いたいと思います。その際に、市民団体が一緒に来れるのであれば、そのときのあかつきには、これは仮想で言っても仕方がないんですが、そういったあかつきには、さっき市長の答弁の中にはそういうことも含まれていると、私自身は確信いたしておりますので、そういうように市長が前向きに、誘致に前向きに進むような発表ができるように、私ども議員団、いわゆる有志の会も進めていく覚悟でございますので、これはもう特段コメントは入りませんが、そのように私どもは認識しているというふうに、この場で申し上げて、そういう形を進めていきたいと、このように思っておりますが、それに関して何かコメントがあれば。

**市長（朝山 毅君）** コメントいらないということではありますが、また、いるということでもありますので、経緯については議員がおっしゃるとおり、同じ情報を共有しているものと存じます。防衛副大臣・防衛大臣ともお会いさせていただきました。お二方とも、今般の瀬戸内町における総合訓練への島民の皆さん方の御協力、そして御理解と、成功裏に訓練を終えたということのお礼のことでございました。それと、奄美には始めていらしたと防衛大臣はおっしゃりました。そういう諸々の雑談も含めて、防衛大綱に位置付ける南西諸島において、南北600キロ離れたこの奄美地域においては、やはり、陸自・海自、陸自については特にその整備がなされていない。それらのことを考えると、やはり、防衛上の島しょ防衛という観点から、重要な位置にありますというようなお話しはございました。まさにそれはメディアを通して、同じくするような情報に留まっております。それ以上のことはもちろんありません、それ以下のこともございません。そういう中において、やはり奄美地域における、奄美本島における奄美市、瀬戸内町はその地勢的と申しますか、地理的、そして高度な判断から最適な地でありましょうというふうなことでございました。その結果については、調査がいずれ発表になりますと。その際には、もしなった場合は御協力がた、お願いしたいと。あくまでも住民の皆さんの御理解が第一義でありますというふうなお話しでもありました。そういうことを踏まえて、私自身、やはり、二元代表制であります一番身近な基礎的自治体の議会、この皆さん意見は最も大きな、私に対する、私が考える重要なポイントでもあります。それらのことを踏まえますと、議会と私ども執行部とが、同じような共通の理念と共通の思いを持つということは、大変ありがたいことと思っております。それらのことを踏まえて、体制

を見極めながら、私なりにときある場でちゃんと申し上げていきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

**22番（伊東隆吉君）** 市長、誠にありがとうございます。市長が大手を振って一緒に行動できることを夢見て、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

**議長（竹田光一君）** 以上で、平政会 伊東隆吉君の一般質問を終結いたします。

これにて、本日の日程は終了いたしました。

6月24日、午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれを持って散会いたします。（午後3時45分）

第 2 回 定 例 会  
平成 26 年 6 月 24 日  
(第 5 日 目)

6月24日(5日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	西	公 郎 君	2 番	安 田	壮 平 君
3 番	川 口	幸 義 君	4 番	栄	ヤ ス エ 君
5 番	師 玉	敏 代 君	6 番	多 田	義 一 君
7 番	橋 口	和 仁 君	8 番	向 井	俊 夫 君
9 番	渡	雅 之 君	10 番	戸 内	恭 次 君
11 番	関	誠 之 君	12 番	大 迫	勝 史 君
13 番	与	勝 広 君	14 番	叶	幸 與 君
15 番	奥	輝 人 君	16 番	平 川	久 嘉 君
18 番	竹 田	光 一 君	19 番	渡	京 一 郎 君
20 番	元 野	景 一 君	21 番	里	秀 和 君
22 番	伊 東	隆 吉 君	23 番	竹 山	耕 平 君
24 番	崎 田	信 正 君			

○ 欠席議員は、次のとおりである。

17 番 栄 勝 正 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山	毅 君	副 市 長	福 山	敏 裕 君
教 育 長	要 田	憲 雄 君	住 用 総 合 支 所 長	澤	修 平 君
笠 利 総 合 支 所 長	吉	富 進 君	総 務 部 長	東	美 佐 夫 君
総 務 課 長	森 山	直 樹 君	企 画 調 整 課 長	三 原	裕 樹 君
財 政 課 長	前 田	和 男 君	市 民 部 長	前 里	佐 喜 二 郎 君
国 保 年 金 課 長	上 原	公 也 君	保 健 福 祉 部 長	泉	賢 一 郎 君
高 齢 者 福 祉 課 長	市 川	哲 義 君	商 工 観 光 部 長	菊 田	和 仁 君
商 水 情 報 課 長	久 保	信 正 君	農 政 部 長	山 下	修 君
農 林 振 興 課 長	大 海	昌 平 君	建 設 部 長	砂 守	久 義 君
都 市 整 備 課 長	本 山	末 男 君	上 下 水 道 部 長	上 島	宏 夫 君
水 道 課 長	佳 元	保 輔 君	教 育 委 員 会 長	安 田	義 文 君
			事 務 局 長		

6月24日(5日目)

教育委員会総務課長  
兼行革調整監兼給食  
センター整備対策監

保 浦 正 博 君                      会 計 課 長 辻 勝 廣 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 橋 本 明 和 君                      議 会 事 務 局 次 長 兼  
調 査 係 長 事 務 取 扱 大 江 和 典 君

議 事 係 長 前 田 賢 一 郎 君                      議 事 係 主 査 麓 浩 登 志 君

**議長（竹田光一君）** おはようございます。ただいまの出席議員は23名であります。会議は成立いたしました。

これから、本日に会議を開きます。（午前9時30分）

○

**議長（竹田光一君）** 日程に入ります。

本日に議事日程は、お手元に配付の議事日程第2号のとおりであります。

日程第1，議案第42号 平成26年度奄美市一般会計補正予算（第2号）から，議案第49号 奄美市道路線の廃止及び認定についてまでの8件を一括して議題といたします。

ただいま議題といたしました議案8件に対する質疑に入ります。

通告がありましたので，発言を許可いたします。

社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

**11番（関 誠之君）** 議場の皆さん，市民の皆さん，おはようございます。私は社会民主党，社民党の関 誠之でございます。

早速ですが，議案第42号，45号について質疑を行いたいと思います。

まず，議案第42号 平成26年度奄美市一般会計補正予算（第2号）について。

一つ，9ページの歳入15款2項2目2節老人福祉補助金482万7,000円，P12ページの3款1項9目介護保険支援事業費482万7,000円の減額の理由と，28節繰出金306万6,000円の増額の理由を説明をお願いいたします。

当初予算から3か月しか経っておりませんが，この6月議会で全額482万7,000円を減額するということでありますから，何らかの理由があるのではないかというふうに思っておりますので，お願いいたします。

調べてみますと2番目，この予算は平成26年度奄美市介護保険特別会計補正予算（第1号）下の後もって質疑をいたしますけれども，3款2項包括的支援事業・任意事業に移し替えをされたように思われますが，いかがでありましょうか。

三つ目，18ページにおいて当該年度中起債見込額が当初より6億7,970万円増額し，30億9,396万7,000円となっておりますけれども，起債の上限額である29億円を超過している要因についてお答えください。

後の質問は自席から行いたいと思います。質疑については自席から行います。

**議長（竹田光一君）** 答弁を求めます。

**高齢者福祉課長（市川哲義君）** おはようございます。関議員の質問にお答えいたします。

質問1番目の議案第42号 平成26年度奄美市一般会計補正予算（第2号）についての1番目，一般会計予算の歳入の老人福祉補助金482万7,000円と歳出の介護保険支援事業482万7,000円の減額につきましては，当初予算では国の補助事業として実施する予定でありましたが，今年度より介護保険特別会計において地域支援事業の包括的支援事業・任意事業に移行されたため，予算組み替えに伴って減額となっております。

また，繰出金306万6,000円の増額につきましては，内訳といたしまして介護保険事業特別会計予算における総務費の人件費等を計上しました160万6,000円が増額になったことと，地域支援事業の介護予防事業費の市負担分として38万4,000円，包括的支援事業・任意事業の市負担分として107万6,000円が内訳となっております。

次に，2の予算組替につきましては，先ほども申し上げましたとおり，国の認知症対策推進施策としまして認知症施策推進5か年計画促進メニュー事業及び認知症地域支援推進員等設置促進事業におい

て、当初予算に計上いたしておりましたが、概算要求の段階では国の補助事業であったものが、閣議決定により介護保険の地域支援事業に移行されたため本市の負担についても組み替えを行ったものでございます。

**財政課長（前田和男君）** おはようございます。それでは、当該年度中起債見込額についての御質問にお答えさせていただきます。

補正予算書の18ページ、地方債の現在高見込みに関する調書における当該年度中起債見込額には、平成25年度から平成26年度への繰越事業に伴う起債が含まれております。その額は6億3,900万円となっております。この額を差し引きました平成26年度予算に係る起債額は24億5,496万7,000円となっており、29億円の枠内となっております。なお、この24億5,496万7,000円につきましては、予算書の2ページ第1表、歳入歳出予算補正の市債の欄における補正後の計と一致しておりますので、御理解をお願いいたします。

**11番（関 誠之君）** はい、ありがとうございました。先ほども申し上げましたが、国の変更だったということで、しかしながら、予算というのは、市長査定が1月末頃で、2月初めぐらいまでに分かれば、大体予算の修正というのはきくわけでありまして、やはり、その辺を十分に詰めてですね、この6月議会で全額落して組み替えをするというようなことがあってはいけないのではないかというふうに思いますので、その辺のところは重々タイムラグの関係だということですから、理解はいたしましてけども、十分に慎重な予算編成を行っていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

一括上程でありますから、自席から議案45号について質疑をさせていただきます。

平成26年度奄美市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、先ほど少し説明がありましたけれども、先ほどの介護保険支援事業の482万7,000円をこの特別会計に組み替えをしたということですから、それでは10ページの3款2項包括的支援事業、一般会計に予算を計上していたとき、先ほどちょっと説明がありましたが、もう一度ゆっくり説明をお願いをしたいと思います。

歳出が増えており、国の国庫支出金が減っているようですが、何が増えて何が減ったのか、その理由をお示しをいただきたいと思います。

それから、10ページの3款2項包括的支援事業・任意事業、3事業をそれぞれ掲載をしてありますけれども、3事業の概要について説明をいただきたいということが二つ目。

三つは、認知症地域支援推進等を設置して、その3事業の中にこの事業があるようですけれども、今後はどのような認知症の施策推進を考えておられるのか、併せて認知症の現況もお示しをいただきたいというのが三つ目であります。

四つ目は、11ページの介護保険財政安定化基金貸付金というのがありますが、当該年度中、起債見込額8,741万1,000円について、当初予算で8,562万9,000円を計上し、今回の補正で178万2,000円を増額しているようでありますけれども、増額の理由と貸付金の内容を含めて具体的な説明をお願いいたします。

**高齢者福祉課長（市川哲義君）** 質問2番目の議案第45号 平成26年度奄美市介護保険特別会計補正予算（第1号）についての①、1番目、介護保険特別会計予算3款2項包括的支援事業費が一般会計に予算を計上していたときより歳出が増加し、歳入の国庫支出金が減少した理由でございますが、歳出におきましては国の認知症対策推進事業費とは別に、介護予防ケアマネジメント事業費として1名分の人件費を新たに計上したことにより増額になっております。歳入につきましては、先ほど説明をいたしましたが、一般会計では国の補助事業としていたものが、介護保険特別会計に移行されたことにより、国・県・市の応分の負担割合となったことで、国の歳入が減少しております。

二つ目の2番の、包括的支援事業・任意事業の3事業の概要についてであります。一つ目の介護予

防ケアマネジメント事業につきましては、介護予防認定者のケアプラン作成のため介護支援専門員を雇用するものであり、認知症対策の二つの事業とは別の事業であります。二つ目の認知症地域支援推進員設置事業につきましては、本市において認知症の人やその家族が状況に応じて必要な医療や介護等のサービスが受けられるよう、関係機関へのつなぎや連絡調整の支援、地域において認知症の人を支援する関係者の連携の強化、認知症の人と家族と支援の会「まーじんま」や認知症カフェ立ち上げの支援などについて検討してまいります。三つ目の認知症施策推進5か年計画推進支援メニューにつきましては、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けることができる社会を実現することを目的として、認知症の人の家族に対する支援などを行うもので、この事業において認知症地域支援推進員の配置が定められているものでございます。

③の認知症や地域支援推進員配置後の施策推進と認知症の現況についてでございますが、まず最初に現況といたしましては、本市におきまして国の指針に基づき算出した認知症高齢者数は、平成25年10月現在で1,893名、高齢者人口に占める割合は15.6パーセントとなっており、高齢者人口の増加が予想されるなかにおいて、認知症高齢者も今後増加していくものと思われまます。これからは、認知症の方、その家族、特に独居世帯の方をどのように支援していくか。今回の5か年計画、地域支援推進事業を推進していく中で、さまざまな課題を浮き彫りにし、その対策について取り組んでいく所存でございます。

また、認知症対策の一環としまして、先ほど包括的支援・任意事業三つの事業の一つとして説明をいたしました。認知症地域支援推進員設置につきましては、本市において認知症の人やその家族が状況に応じて必要な医療や介護等のサービスが受けられるよう関係機関へのつなぎや連絡調整の支援、地域において認知症の人を支援する関係者の連携の強化、認知症の人と家族等の支援の「まーじんま」や認知症カフェ立ち上げの支援などを推進してまいりたいと考えております。

④の介護保険財政安定化基金貸付金の増額の理由と貸付金の内容につきましては、介護保険財政は国・県・市及び被保険者の介護保険料で賄われており、平成25年度までは事業費の不足が生じた際は介護保険事業費準備基金を運用してまいりましたが、平成26年度につきましては準備基金の運用が見込めず、財政安定化基金貸付金からの借入れを行う予定で当初予算を計上しております。今回、包括的支援事業・任意事業を実施するにあたり、借入額が不足する見込みであるため178万2,000円の増額を行った次第でございます。以上でございます。

**11番（関 誠之君）** ありがとうございます。認知症、今、社会的な問題、課題と言いますか、になっておまして、今、平成25年の10月で1,893人ということで、15.6パーセントというふうに言いましたけども、やはり、この数字に表れない人がまだまだいるのではないかというふうにいわれておりますけども、今、1万余るんですかね、老年といわれる方々が。それからすれば、少し少ないのかなというふうに思いますが、今、この認知症の地域支援推進員を設置をして、認知症の人の家族に対する支援の推進というようなことを言われましたけれども、もう少し具体的にですね、こういう、この間、新聞報道でしか知りませんが、認知症の家族会が立ち上がったということでありまますから、その辺との行政的な支援、もちろん自立して活動することが必要だとは思いますが、その辺が1点と、この4番目の介護保険財政安定化基金貸付金、この辺が、例えばトータルで起債見込で8,741万1,000円ありますけども、これが将来的にはどういう形で解消されるのかされないのか。その辺のところがお分かりになればちょっと教えていただきたいというふうに思います。以上です。

**高齢者福祉課長（市川哲義君）** 認知症の人と家族等支援の会「まーじんま」が、先月設立いたしました。約60名の会員がおります。また、立ち上がったばかりで、またこれからどのような方向性に進むかは、今からまたその中のほうで検討してまいりたいと思っております。

それで、貸付金のほうでございますが、今年が第6期の介護保険料、介護保険の事業の計画の見直し

となっております。第4期から現在の保険料5,100円となっておりますが、第5期も同じようになっています。第6期についても今回、また策定委員会の中で検討してまいります。この事業費などを含めまして、策定委員会の中で、この貸付金から借り入れがないよう検討をしてみたいと思います。

**議長（竹田光一君）** ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第46号から議案第48号までの3件及び議案第42号 平成26年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中の関係事項についての4件はこれを総務企画委員会へ、議案第43号から議案第45号までの3件及び議案第42号 平成26年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中の関係事項についての4件はこれを文教厚生委員会に、議案第49号及び議案第42号 平成26年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中の関係事項についての2件はこれを産業建設委員会にそれぞれ付託いたします。

次に、本定例会において受領いたしました請願・陳情は、お手元に配付してあります文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたので御報告いたします。

お諮りいたします。

各常任委員会審査及び報告書整理のため、明日25日から7月2日まで休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、明日25日から7月2日まで休会することに決定いたしました。

7月3日午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午前9時51分）

第 2 回 定 例 会  
平成 26 年 7 月 3 日  
(第 6 日 目)

7月3日(6日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	西 公 郎 君	2 番	安 田 壮 平 君
3 番	川 口 幸 義 君	4 番	栄 ヤ ス エ 君
5 番	師 玉 敏 代 君	6 番	多 田 義 一 君
7 番	橋 口 和 仁 君	8 番	向 井 俊 夫 君
9 番	渡 雅 之 君	10 番	戸 内 恭 次 君
11 番	関 誠 之 君	12 番	大 迫 勝 史 君
13 番	与 勝 広 君	14 番	叶 幸 與 君
15 番	奥 輝 人 君	16 番	平 川 久 嘉 君
18 番	竹 田 光 一 君	19 番	渡 京 一 郎 君
20 番	元 野 景 一 君	21 番	里 秀 和 君
22 番	伊 東 隆 吉 君	23 番	竹 山 耕 平 君
24 番	崎 田 信 正 君		

○ 欠席議員は、次のとおりである。

17 番 栄 勝 正 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	福 山 敏 裕 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住 用 総 合 支 所 長	澤 修 平 君
笠 利 総 合 支 所 長	吉 富 進 君	総 務 部 長	東 美 佐 夫 君
総 務 課 長	森 山 直 樹 君	企 画 調 整 課 長	三 原 裕 樹 君
財 政 課 長	前 田 和 男 君	市 民 部 長	前 里 佐 喜 二 郎 君
市 民 課 長	元 優 君	保 健 福 祉 部 長	泉 賢 一 郎 君
商 工 観 光 部 長	菊 田 和 仁 君	商 水 情 報 課 長	久 保 信 正 君
土 地 対 策 課 長	奥 正 幸 君	農 林 振 興 課 長	大 海 昌 平 君
建 設 部 長	砂 守 久 義 君	都 市 整 備 課 長	本 山 末 男 君
上 下 水 道 部 長	上 島 宏 夫 君	下 水 道 課 長	市 田 利 郎 君
教 育 委 員 会 長	安 田 義 文 君	教 育 委 員 会 総 務 課 長 兼 行 革 調 整 監 兼 給 食 セ ン タ ー 整 備 対 策 監	保 浦 正 博 君

7月3日(6日目)

選挙管理委員会事務局長 圓 和 之 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 橋本 明和 君      議会事務局長兼  
調査係長事務取扱 大江 和典 君

議事係長 前田 賢一郎 君      議事係主査 麓 浩登志 君

**議長（竹田光一君）** おはようございます。ただいまの出席議員は23名であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

**議長（竹田光一君）** 本日の会議は、お手元に配付してあります日程第3号のとおりであります。

日程に入ります 日程第1、議案第42号 平成26年度奄美市一般会計補正予算第2号についてから、議案第49号 奄美市道路線の廃止及び認定についてまでの8件について、一括して議題といたします。

本案に関する各委員長の報告を求めます。

最初に、文教厚生委員長の審査報告を求めます。

**文教厚生委員長（多田義一君）** おはようございます。御報告申し上げます。

文教厚生委員会は6月25日の1日開会し、慎重に審査をさせていただきました。当委員会に付託されました議案第42号から議案第45号までの4件の主な質疑について審査結果を報告いたします。

議案第42号 平成26年度奄美市一般会計補正予算（第2号）について当局から今回の補正では事務事業執行に要する臨時職員配置に伴う経費を計上。また、東城小学校に放課後児童クラブが発足したのに伴い、運営補助として219万5,000円を計上。ふれ愛の郷の空調設備の改修のため、工事請負費として2,405万円を計上。国の補助事業、介護保険事業が本年度から介護保険事業特別会計の地域支援事業に移行されたことに伴って、一般会計から介護保険事業特別会計予算に組み替えを行った。また、国の緊急経済対策事業を活用し、米飯給食センターのスポットクーラーの取替工事として220万円。長浜教員住宅の給排水設備工事業費として210万円を計上したなどの説明がありました。

委員から、放課後児童クラブや一般事務補助員の採用と賃金の出し方等について質疑があり、当局より、奄美市には8か所の放課後児童クラブがあり、基本的には費用の半分は保護者負担5,000円から高いところで6,800円。今回の予算は住用おれんじクラブが立ち上げ、5月現在で12名の児童を預かっている。指導員が2名、補助員が2名、うち3名が保育の資格を持っている。場所は旧東城へき地診療所を活用しているとのことでした。

一般事務補助員の雇用については、ハローワークを通して行っているが、緊急を要する際は履歴書を提出、履歴書提出者の中から選出し雇用をしている。今年度から再任用の導入があったことから、総務部と各課話し合いのもと、臨時職員の賃金について、例外的な取り扱いとなったこと。

そのほかにも質疑がありましたが、省略をさせていただきます。

次に、議案第43号 平成26年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について当局より、一般事務補助員賃金として349万5,000円を計上したとの説明がありました。これに対し、委員より何名の雇用かとの質問に、名瀬2名、笠利1名の3名とのこと。その他は質疑はございませんでした。

次に、議案第44号 平成26年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について当局より、後期高齢者医療広域連合から、毎年、県内で行っている事業で、高齢者元気づくり事業いきいき教室を開催しており、今年は奄美市に打診があり、この事業かかる費用を計上。

委員より、高齢者元気づくり事業指導謝金について、どのような指導を行うのか、内容はどの質疑があり、当局より筋膜マッサージというマッサージを行い、血管やリンパの流れがよくなって人が本来持っている体の機能を回復したり、活性化する効果が見込まれる。対象人数は40人の5回を予定とのこと。その他は特段の質疑はございませんでした。

最後に、議案第45号 平成26年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について当局より、看護師1名と介護支援専門員を1名雇用。認知症施設推進5か年計画策定メニュー事業

は、昨日の総括質疑で説明したとおり、国の補助事業として、一般会計当初予算に計上していましたが、平成26年度から介護保険特別事業会計の地域支援事業に移行されたので、予算の組み替えを行ったものと説明がありました。

委員から特段の質疑はございませんでした。

これらの4件の議案につきましては、お手元に配付いたしました審査報告書のとおり、いずれも全会一致で議案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、文教厚生委員会の審査報告を終わりますが、御質疑がございましたら他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。よろしくお願いたします。

**議長（竹田光一君）** 次に、産業建設委員長の審査報告を求めます。

**産業建設委員長（奥 輝人君）** 議場の皆さん、うがみんしよら。おはようございます。

産業建設委員会は6月25日水曜日、1日間開催し、本会議において当委員会に付託されました2件を審査いたしました。

2件の議案につきましては、お手元に配付しました産業建設委員会審査報告書のとおり、すべて全会一致で可決すべきと決しました。

以下、議案審査の中で主な説明及び質疑について御報告いたします。

まず、議案第42号 平成26年度奄美市一般会計補正予算（第2号）について中、関係事項について当局の補足説明があり、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金1、233万1,000円のうち10万円につきましては、住用町にありますサン奄美において、地場産農産物販売促進のための陳列棚等を地域営農の仕組みづくり実践事業において整備するもの。同じく1,223万1,000円につきましては、平成26年度より公益財団法人奄美市農業研究センターがこれまで市が行っていた農業研修等を行うため、交付金の増額をするもの。同じく6目営農施設管理費862万2,000円の減額につきましては、広域財団法人奄美市農業研究センターが農業研修等を行うための予算の組み替えに伴うもの。同じく6款2項農地費、2目農業施設管理費、14節使用料及び賃借料100万円につきましては、名瀬の下方地区にあります農道の路盤が荒れているため補修を行うもの。

次に、6款農林水産業費、4項水産業費、2目水産振興費、19節負担金補助及び交付金の6次産業化ネットワーク活動交付金396万6,000円につきましては、4月に県から内示がありました6次産業化ネットワーク活動交付金推進事業ソフト事業の1事業の経費を計上。本事業は農林漁業者と食品事業者など多様な事業者との連携を促進して、新商品開発・販路開拓などに取り組む事業。この事業の補助割合は3分の2以内を国が、3分の1を事業者が負担。

次に、7款商工費、1項商工費、5目観光費、19節負担金補助及び交付金の145万円は、本年2月に公募のありました観光庁事業、観光地ビジネス創出の総合支援事業に採択されたことから、事業実施に必要な経費を補助金として計上するもの。

次に、2款総務費、1項総務管理費、15目緊急経済対策事業費、15節工事請負費、ICT人材育成センター改修事業380万円につきましては、小俣町にあります旧県立図書館ICT人材育成センターの雨漏りがひどいため、屋根等の防水工事の経費を計上するもの。同じく13節委託料、測量・設計業務420万円は、平成24年の豪雨により崩壊した大浜海浜公園後背地の法面の整備工事に係る実施設計のための委託料で、法面の整備工事費については、同目の15節工事請負費に大浜海浜公園1,580万円を計上。同じく15節工事請負費の5,096万円のうち2,406万円につきましては、補助事業の対象とならない市営住宅の水洗化改修工事や外壁落下防止等改修工事及び佐大熊特定団地・春日団地内の駐輪場改修工事など行うものなど、当局より補足説明があり、委員より、水産業の6次産業化ネットワーク活動交付金の内容についての質疑があり、6次産業化ネットワーク活動交付金事業は平

成25年からの事業で、この事業の認定団体として、株式会社脇田総合さんが認定を受けている。脇田総合さんが国と事業の調整を図り、国から県、そして市へ連絡があるという手続きとなり、申請は市へする。この認定は6次産業化地産地消法及び農工商等連携促進法等により認定されます。新商品の開発にはマグロハンバーグやマグロギョウザ、マグロシューマイを考えている。交付金の使途はマーケティング・プロモーション活動やブランド確立事業、新商品の成分分析、各種検査の実施、販路開拓などを予定しているとのこと。

また委員より、商工費の観光地ビジネス創出の総合支援事業補助金の内容はどういう質疑に、この事業は観光庁事業で、官民共同した魅力ある観光地の再建・強化事業で応募し、採択を受けた事業で、平成25年度に実施した事業の継続であります。昨年度はメニュー造成のほうに国からの助成でしたが、今年度は住用のヤムランドを受入対象組織としてお願いをしておおり、その組織が後々に自立できるようなプログラムを今年度の事業で作っていきたいと考えているとのことでありました。

そのほかに、財団法人農業研究センター運営交付金の件、大浜海浜公園工事請負費の件、市営住宅の改修工事の件など多くの質疑がありましたが、この際、省略いたします。

次に、8款土木費について補足説明があり、8款土木費、5項都市計画費、5目末広・港土地区画整理事業費、17節公有財産購入費の1、770万1,000円は土地区画整理事業の事業推進を図るための用地購入費。

委員より、末広・港土地区画整理事業費の用地購入費の内容について、購入の用途についての質疑があり、末広町1筆の136平米41坪。末広地区は仮換地指定はすべて終えている。その中で仮換地の変更と修正を希望する方がいます。できる前提としては隣接の土地所有者の理解をいただいて変更しています。そのための調整地として購入するもの。

そのほかに質疑がありましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第49号 奄美市道路線の廃止及び認定について、当局の補足説明があり、廃止します笠利地区の市道屋仁13号線及び宇津1号線につきましては、県営畑地帯総合整備事業による路面舗装などの農道整備を行い、農道として管理するため廃止をするもの。喜瀬浦7号線につきましては、一部を農山漁村活性化プロジェクト交付金による路面舗装などの農道整備を行い、農道として管理するため市道廃止するもの。また、農道整備区間外の集落内部分を再度、市道として認定するものと補足説明があり、委員より特段の質疑はありませんでした。

以上をもちまして、産業建設委員会に付託されました議案の審査報告を終わります。なお、御質疑がございましたら、他の議員の協力を得てお答えしたいと思います。

**議長（竹田光一君）** 次に、総務企画委員長の審査報告を求めます。

**総務企画委員長（関 誠之君）** 議場の皆さん、市民の皆さん、おはようございます。

総務企画委員会は、去る6月26日木曜日、1日間開催し、慎重に審査いたしました。

本会議において当委員会に付託されました議案第42号 平成26年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中、総務企画委員会関係事項について、議案第46号 平成26年度奄美市交通災害共済特別会計補正予算（第1号）について、議案第47号 奄美市税外収入督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第48号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての議案4件につきましては、お手元に配付されました総務委員会審査報告書のとおり、すべて全会一致をもって原案のとおり可決するべきものと決しました。

以下、その審査内容について御報告申し上げます。

議案第42号 平成26年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中、総務企画委員会関係事項について当局からの補足説明があり、2款総務費、1款総務管理費、9目安全・安心対策費、14節土木機械借上料2,939万8,000円については、近年、松くい虫の被害が拡大しており、倒木の恐れのある

る危険木等の倒伐処理をする費用を計上した。当局から、2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、4節共済費2万1,000円及び7節賃金148万9,000円は、住用における公有財産台帳整備に伴う登記事務の費用、17款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金5,708万3,000円のうち、備考欄地域振興基金繰入金3,938万2,000円は、平成24年度に交付された地域の元気臨時交付金の残額を計上し、2款総務費、1款総務管理費、15目経済対策事業費の財源となっている。地域の元気臨時交付金により交付された額はこれで全額予算計上となる。

第2表、地方債補正は辺地対策事業について経済対策事業の財源として1,600万円を新規に追加し、ふれ愛の郷改修事業の財源として2,470万円を追加し、合計4,070万円を辺地対策事業の限度額に追加するものとなっている。当局から、2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費、7節賃金は繁忙期の事務事業執行に要する臨時職員配置に伴う経費を計上している。内訳は名瀬支所で5人分の357万8,000円、笠利支所で1名分の51万6,000円を合わせて409万4,000円である。2目賦課徴収費、4節の共済費と7節の賃金は2月から3月、1名を所得税還付金差し押さえの事務補助として雇用するための費用を計上した。当局から、2款3項1目戸籍住民基本台帳費、7節賃金のうち、名瀬総合支所市民課所管は481万2,000円の増額であり、内容は窓口事務補助、郵便請求事務補助、パスポート申請・交付事務補助と職員の産休に伴う一般事務補助員の賃金であるとの補足説明がありました。

委員より、安全・安心対策費で土木機械借上料は松くい虫の被害による倒木の費用として計上されているが、住用・笠利・名瀬全体の費用が計上されているのかとの質疑があり、当局より、これは農林振興課・土木課・建築住宅課・教育委員会による人家の裏山や道路・急傾斜地・学校・市営住宅等の対応箇所となっており、トータルして65か所あるとの答弁がありました。

委員より、この時期繁忙期にあたるので一般事務補助を採用していると思われるが、職員の数が減っていくという体制の中で毎年計上せざるを得ないという認識なのかとの質疑があり、当局より、例年は当初予算で組み込むが、一般事務補助の臨時職員を6月補正に上げたのは、予算編成のころに年金の接続の関係で再任用制度が実施されるという予定がされており、再任用の数や再任用をどの職場に配置するかにより、一般事務補助がどの職場で必要か、必要でないのか。当初予算を編成する段階で未確定であり、今回の補正対応となった。今年度は少し作業を早めて、当初予算の編成に間に合うようにしたいと思っておりますとの答弁があり、委員より、再任用の職員の勤務状況はどうか、との質疑がありましたが、この際、省略をいたします。

次に、議案第46号 平成26年度奄美市交通災害共済特別会計補正予算（第1号）について、今回の補正は事務事業の執行に要する臨時職員の雇用に関する費用を計上している。歳出は1目の事業費において、共済費・賃金を合計して162万2,000円計上している。歳入は3款の交通災害共済基金からの繰入金が161万5,000円、5款の諸収入は雇用保険料自己支払分7,000円である。

委員より、一般補助の人数は何名か、基金残高との質疑があり、当局より1人分である。基金残高は4,260万7,592円であるとの答弁がありました。

更に、今の基金状況の中で、この共済事業が順調に運営されているとの見方かとの質疑に対し、この数年間基金の取り崩しもなく、実質収支黒字で推移しているとの答弁でありました。

次に、議案第47号 奄美市税外収入督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について当局より、国税に係る延滞税等及び市税に係る延滞金を歳出する利率が、市場の低金利の状況を踏まえ引き下げる改正が行われたので、本市が収納する税以外の使用料・手数料のいわゆる税外収入及び後期高齢者医療及び介護保険の保険料に係る延滞金の利率についても同様の引き下げを行うものであるとの補足説明がありました。

委員より、経過措置で平成26年度1月1日以降の期間に対応する延滞金については、この率だということだが、もともと延滞金が発生するということは払いきれない事情があるということ、その人たちへの救済措置等は考えているのかとの質疑があり、当局より、延滞金に関する条例は徴収するものと

あるが、その後、但し書きに市長が認める場合は減額または免除できるという条項があり、それぞれの支払い状況に応じて、各課において対応いただけるものと思っているとの答弁がありました。

次に、議案第48号 辺地にかかる公共的施設の総合整備計画の変更について当局より、名瀬辺地・住用辺地及び笠利辺地について、平成27年度までの総合整備計画を策定しているが、新たな事業の追加や事業の変更が見込まれるため、辺地計画を変更するものであるとの補足説明があり、質疑に入りましたが、特段の質疑はありませんでした。

以上、総務委員会に付託されました議案の審査報告を終わります。なお、質問がございましたら、他の委員の協力を得てお答えをしてみたいと思います。よろしくお願ひします。

**議長（竹田光一君）** これから、各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、討論を終結いたします。

これから、採決を行います。

議案第42号から議案第49号までの8件を一括して採決いたします。

この議案8件に関する各委員長の報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

この議案8件は各委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、この議案8件はいずれも原案のとおり可決されました。

○

**議長（竹田光一君）** 日程第2、請願第1号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元を図るための、2015年度政府予算に係る請願書採択の要請について、及び請願第3号 高齢者へのバス料金の助成制度創設と低床バスの導入促進を図ることについての2件を一括して議題といたします。

ただいまの2件に関する文教厚生委員長の審査報告を求めます。

**文教厚生委員長（多田義一君）** おはようございます。御報告申し上げます。

文教厚生委員会は6月25日の1日間開会し、慎重に審査をさせていただきました。

当委員会に付託されました請願第1号及び請願第3号の2件につきまして審査結果を御報告いたします。

2件につきましては、お手元に配付いたしました審査報告書のとおり、採択すべきものと決しております。

以下、主な審査内容について御報告いたします。

最初に、請願第1号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1の復元を図るための2015年度政府予算に係る請願書採択について本請願は奄美市名瀬浦上町の鹿児島県教職員組合奄美支部奄美地域協議会議長の星村博文（訂正あり）さんからであります。

請願事項は、1、少人数学級を推進してほしい。具体的学級規模はOECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため30人以下学級にしていきたい。2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元してもらいたいであります。

請願第1号については、慎重審査の結果、全会一致により採択するものと決しました。なお、ただいま報告いたしました請願第1号に関しては、採択と決した際には、後刻、文教厚生委員長名で意見書の提出を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、請願第3号 高齢者へのバス料金の助成制度創設と低床バスの導入促進を図ることについて御報告をいたします。

本請願は奄美市名瀬長浜町の奄美医療生活協同組合バス料金助成制度を求める会会長の堀 昭作さんからであります。

請願事項は、1、高齢者へのバス料金の助成制度を早急に創設してください。2、低床バスの導入促進を行ってください、であります。

請願第3号については、慎重審査の結果、全会一致により採択すべきものと決しました。なお、ただいま報告いたしました請願第3号に関しては、採択と決した際には会議規則第141条第2号の規定により、これを市長に送付することを適当と認め、その処理の経過及び結果の報告を求めたいと思います。

以上で、請願第1号及び請願第3号の審査報告を終わりますが、御質疑がございましたら、他の委員の協力を得てお答えさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

**議長（竹田光一君）** これから、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、採決いたします。

この採決は一括して行います。

この2件に対する委員長の報告はいずれも採択すべきものであります。

お諮りいたします。

この2件は委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、請願第1号及び請願第3号の2件はいずれも採択することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

請願第3号 高齢者へのバス料金の助成制度創設と低床バスの導入促進を図ることについては、会議規則第142条の規定に基づき、これを当局に送付し、その処理の経過と結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、請願第3号は当局に送付し、その処理の経過と結果の報告を求めることに決定いたしました。

○

**議長（竹田光一君）** 日程第3、陳情第1号 特定秘密保護法の撤廃を求める陳情及び陳情第4号 奄美

大島への自衛隊基地建設中止を求める陳情の2件を一括して議題といたします。

ただいまの2件に関する総務企画委員長の審査報告を求めます。

**総務企画委員長（関 誠之君）** おはようございます。先ほども申し上げましたが、総務企画委員会は去る6月26日、1日間慎重に審査をいたしました。

継続審議になっていました陳情第1号 特定秘密保護法の撤廃を求める陳情について、御報告を申し上げます。

陳情者の住所氏名は、奄美市名瀬浜里町にお住まいの川上真理さんと、奄美市名瀬長浜町奄美地区労働組合総連合議長の城内淳一さんの連名であります。

陳情事項は特定秘密保護法の撤廃を求めるものであります。

委員会において慎重に審査し、採決の結果、陳情1号については賛成少数により不採択すべきものと決しました。

次に、陳情第4号 奄美大島への自衛隊基地建設を求める陳情について御報告を申し上げます。

陳情者の住所氏名は奄美市名瀬浜里町にお住まいの川上真理さんと、奄美市名瀬長浜町奄美地区労働組合総連合議長の城内淳一さんの連名であります。

陳情事項は奄美大島への自衛隊基地建設中止を求めるものであります。

委員会において慎重に審査し、採決の結果、陳情第4号については賛成少数により不採択すべきものと決しました。以上であります。

**議長（竹田光一君）** これから、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これから、この2件について、討論及び採決に入ります。

まず、陳情第1号 特定秘密保護法の撤廃を求める陳情について、討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

なお、本件に関する委員長の報告は不採択とすべきものでありますので、採択することに賛成の討論を先に許可します。

**24番（崎田信正君）** おはようございます。日本共産党の崎田信正です。私は陳情第1号 特定秘密保護法の撤廃の求める陳情について、採択すべきとの立場で討論を行います。

特定秘密保護法はこの陳情の文面にあるとおり日本国憲法の基本原則をことごとく蹂躪するものであります。法律の専門家である日本弁護士連合会は6月20日、情報監視審査会の設置に関する国会法等の一部を改正する法律及び特定秘密保護法の廃止についての意見書を提出しています。その中で、特定秘密の恣意的な指定が可能である問題点があり、憲法の保障する知る権利や国民主権を尊重する立場からは、到底容認できないものであると指摘をしております。6月20日に成立した情報監視審査会は秘密保護法附則第10条の規定に基づいて制定するもので、特定秘密の指定等を監視し適正化することを目指すものと説明をされました。しかし、到底そのような役割を果たすものとは考えられないとし、速やかに廃止を含む抜本的見直しがされるべきであると結論付けています。国政の運営上、外交問題などで秘密にしておくべきことはあるということは理解はできます。そして、そうお考えの方でも、特定秘密の指定が政府の恣意的判断で勝手に決められていいとは思わないでしょう。しかし、この法律ではそれが可能となるんです。範囲を限定すると言っても、我が国の安全保障に著しい支障を与える恐れがあるとする政府の判断で際限のないものとなります。しかも、国民には何が秘密か知らされないとなる

と、戦前の暗黒政治を創造することが、決して荒唐無稽なこととは言えないのではないのでしょうか。2012年3月26日に一つの判決が出されました。2007年6月6日に、自衛隊の情報保全隊により、イラクへの自衛隊派兵反対運動の市民や個人・団体を監視していたことが内部文書で明らかになり、自衛隊情報保全隊の国民監視差し止め、損害賠償訴訟が起こされたのであります。仙台地方裁判所は、原告107名中5名に対し慰謝料の支払いを命ずる判決を言い渡しています。このことは何を意味するのか。つまり、自衛隊の情報収集活動の在り方を特定秘密とすれば、違法な行為が国家権力によってまかりとおるということになります。1例を上げましたけれども、こんな危険が払拭できない特定秘密保護法は、皆さん方、よしとするのでしょうか。私は民主主義を名乗る国にあってはならないものだと思います。我が国が自由にものが言える民主主義の国であってほしいという思いは、誰も同じだと思います。そこに影を落とすこのような特定秘密保護法は思想・信条の違い、それぞれ考えの違いはあっても、やはり認めることはできないという思いを共通のものにすることはできないのでしょうか。是非、この陳情を採択していただきたいと申し上げ、討論といたします。

**議長（竹田光一君）** ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、陳情第1号についての討論を終結いたします。

これから、陳情第1号 特定秘密保護法の撤廃を求める陳情について、採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この際、念のため申し上げます。

ただいま議題となっております、陳情第1号につきましては、先ほどの委員長の報告のとおり、総務企画委員会は不採択とすべきものと決定しております。したがって、委員会が不採択のときは、本会議において、改めて採否をお諮りすることになっておりますので、表決にあたってはご注意願います。

陳情第1号に対する委員長報告は不採択とすべきものであります。

お諮りいたします。

本件は採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって、陳情第1号 特定秘密保護法の撤廃を求める陳情は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第4号 奄美大島への自衛隊基地建設中止を求める陳情について討論を行います。

討論の通告がありますので、順次、発言を許可いたします。

なお、本件に関する委員長の報告は不採択とすべきものでありますので、採択することに賛成の討論を先に許可します。

**24番（崎田信正君）** 日本共産党の崎田信正です。私は陳情第4号 奄美大島への自衛隊基地建設中止を求める陳情について、採択すべきとの立場で討論を行います。

今回の自衛隊基地設置の件につきましては、慌ただしく問題が浮上してきた、こういう思いがあります。中国や北朝鮮の動きに対して、5月22日には離島奪還訓練なるものが、瀬戸内町の無人島江仁屋離で実施をされました。私は自衛隊基地問題については、過去の歴史から現在を検証し、そして、日本がどういった方向に進んでいくのか、未来を見据えて判断すること。冷静な判断が求められると思っております。そして、何よりも安倍政権のもとで、自衛隊基地問題が急浮上したことに、強い危機感と言いますか、恐ろしささえも感じるものであります。市長の一般質問の答弁でありましたけれども、1950年に警察予備隊として発足し、1952年には保安隊、そして1954年に現在の自衛隊となりま

した。憲法9条では陸・海・空軍，その他の戦力はとあることから，あえて軍の名前を使わず自衛隊としているのでしょう。日本が進んでいる方向は一路軍事増強，事には事で構える方向となっていることに気がつきます。防衛庁を防衛省に格上げし，アメリカの起こす戦争ではインド洋に自衛艦を配置し，米軍への給油活動を行い，イラク戦争については何の検証もなく世界に先駆けてアメリカのイラク攻撃を指示したのが日本でした。そして，自衛隊派遣を強行したのです。更に，1993年に日本軍慰安婦問題で旧日本軍の関与と強制を認めた河野談話。1995年の日本の植民地支配と侵略に心からのお詫びと痛切な反省を述べた村山談話の見直しの動き。侵略戦争を美化する靖国神社への参拝，オスプレイの普天間基地配備，そして国防軍構想であり，特定秘密保護法の制定，集団的自衛権行使容認と続けば，戦争の反省に立って憲法9条で戦争を放棄し，戦争をしない国日本から，戦争できる国，戦争する国へと向かっていることがはっきり分かるではありませんか。今回の自衛隊基地問題は，安倍内閣のこのような危険な動きの中から出てきていることを冷静に受け止め，自衛隊誘致を単に人口対策・経済活性化につながるのと理由で配置することは，将来のまちづくりを誤ることになり，安倍政権のもとで南西諸島の防衛を言えば，アメリカとの軍事同盟による強大な軍事を背景に，軍事には軍事で対抗する姿勢は軍拡競争を増長し，緊張感を高めるだけであります。その一端をこの奄美が担うという状況はあってはならないことであり，奄美に新たに自衛隊基地をつくることは反対であります。安倍首相が積極的平和主義などという言葉を使うのであれば，今すべきことは憲法9条の精神を最大限に発揮して，国際社会を視野に入れ平和外交に真剣に，そして誠実に取り組んでいくことが必要であります。また，防災面のことも理由に上げられますけれども，確かに災害発生時には自衛隊の救助活動はテレビなどでも拝見いたします。しかし，自衛隊は災害対策の専門家ではありません。軍事訓練の応用であります。本来，台風・地震・洪水，そして津波など，災害列島と呼ばれる日本に本格的な災害対応チームが存在していないことが異常であります。災害に自衛隊ありきではなく，しっかりとした災害対策の専門チームを日本政府が本気で取り組んでいただくことを望みます。自衛隊基地の存在は，どうしても米軍との共同訓練を想定させ，今でも訓練ルートを離れ奄美の上空を低空で飛行するオスプレイの目撃情報はあとを立たず，奄美空港の利用も考えられ，世界自然遺産登録で観光を重視し自立発展を願う立場からも矛盾があります。自衛隊誘致を願う人たちも戦争を望んでとは思いません。奄美のことを思っていることと思えますけれども，その思いとは違う方向に日本が進んでいるように思います。昨年，日本復帰60周年記念事業が多彩に開催をされ，戦争反対の思いを新たにしました。また，本市は非核平和都市宣言をしております。このことをかんがみ，今から採決されることとなりますけれども，この短い時間であっても，是非，一考いただき，本陳情を採択していただくことを強く願っております。私も，孫が1歳になりますけれども，この子どもが成長し，こういった問題で判断がつくころに，戦争につながることは反対をしてきたから今の平和がある，こう言える日本になっていることを願って，討論といたします。ありがとうございました。

**議長（竹田光一君）** 静粛にお願いします。ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって，陳情第4号についての討論を終結いたします。

これから，陳情第4号 奄美大島への自衛隊基地建設中止を求める陳情について採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この際，念のため申し上げます。

ただいま，議題となっております陳情第4号につきましては，先ほどの委員長報告のとおり，総務企画委員会は不採択とすべきものと決定しております。

したがって，委員会が不採択のときは，本会議において改めて採否をお諮りすることになっておりますので，表決にあたっては御注意願います。

陳情第4号に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

改めて、お諮りいたします。

本件は採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。

よって、陳情第4号 奄美大島への自衛隊基地建設中止を求める陳情は不採択とすることに決定いたしました。

○

**議長(竹田光一君)** 日程第4, 議案第54号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元を図るための2015年度政府予算に係る意見書の提出について、議題といたします。

お諮りいたします。

本案は提案理由の説明を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明は省略いたします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、本案について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第54号については、原案のとおり可決されました。

ただいま、可決されました意見書の提出先につきましては、議長に一任願います。

暫時休憩します。(午前10時23分)

○

**議長(竹田光一君)** 再開いたします。(午前10時40分)

再度、傍聴の皆さんにお願いをいたします。議場において拍手、あるいは飲食、そして携帯電話等は禁止されておりますので、静粛に決まりを守って傍聴されますよう再度お願いを申し上げます。なお、議長の命令に従わないときは退場を命じますので、念のため申し上げます。

この際、御報告いたします。先ほどの文教厚生委員長から請願第1号の提出者氏名を星村博文さんに訂正したい旨、申し出がありましたので、許可いたします。

○

**議長(竹田光一君)** 日程にはいります。

日程第5, 奄美市選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙は指名推選により行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、選挙は指名推選により行います。

お諮りいたします。

指名は議長において行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

まず、選挙管理委委員には元井千尋氏、名島義文氏、山野利光氏、久保忠義氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました方を選挙管理委員の当選者と決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、元井千尋氏、名島義文氏、山野利光氏、久保忠義氏が選挙管理委員に当選されました。

次に、補充員を指名いたします。

補充員には1位、益田順二氏、2位、今里信弘氏、3位、中山京子氏、4位、鈴木るり子氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました方を補充員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、1位、益田順二氏、2位、今里信弘氏、3位、中山京子氏、4位、鈴木るり子氏が補充員に当選されました。

○

**議長(竹田光一君)** 日程第6、議案第55号及び議案第56号 監査員の選任についての2件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

**市長(朝山 毅君)** おはようございます。ただいま上程されました議案第55号及び議案第56号 監査員の選任につきまして、提案理由を御説明いたします。

本市監査員の久野勝彌氏及び武村雅夫氏の任期が平成26年7月12日をもって満了となりますことから、引き続き久野勝彌氏を、また、新たに森 米勝氏をそれぞれ選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

何とぞ御同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

**議長(竹田光一君)** これから質疑にはいります。

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの2件は委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)」

御異議なしと認めます。

よってこの2件は委員会付託を省略いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、ただいまの2件について採決いたします。

この採決はこれを分割して、投票により行います。

まず、議案第55号、監査員の選任について採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの議長を除く出席議員は22名であります。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

この際、念のため申し上げます。

本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を行います。

なお、投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により、否とみなします。

点呼を命じます。

(点呼、投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場閉鎖を解きます。

(議場開場)

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に川口幸義君、向井俊夫君を指名いたします。両君の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

投票の結果を報告いたします。

投票総数 22 票。

これは、先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成 22 票、反対 0 票。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、議案第 55 号 監査員の選任については、これに同意することに決定いたしました。

次に、議案第 56 号 監査員の選任について採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの議長を除く出席議員は 22 名であります。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

この際、念のため申し上げます。

本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第 73 条第 2 項の規定により、否とみなします。

点呼を命じます。

(点呼、投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場閉鎖を解きます。

(議場開場)

開票を行います。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に関 誠之君、奥 輝人君を指名いたします。両君の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

投票の結果を報告いたします。

投票総数 22 票。

これは、先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成 22 票、反対 0 票。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、議案第 56 号 監査員の選任については、これに同意することに決定いたしました。

暫時休憩します。(午前 11 時 01 分)

○

**議長(竹田光一君)** 再開いたします。(午前 11 時 02 分)

日程第 7、議案第 57 号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について、議題といたしま

す。

提出者に提案理由の説明を求めます。

**11番（関 誠之君）** 皆さん、おはようございます。社会民主党、社民党の関 誠之でございます。

議案57号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提案理由について御説明を申し上げます。

現在、経済・財政諮問会議で法人税の実効税率の引き下げなどの議論が進められ、減税要求が高まっております。財務省が財政制度審議会において、歳出の適正化により2.2兆円以上の歳出削減が可能と主張するなど削減圧力が強まっており、2015年度の地方財政は厳しい状況にあると認識する必要があります。政府予算スケジュールは6月の骨太方針等で政府全体の方針が示され、7月から8月の政府概算要求、12月末の財務省・総務省との協議で地方財政対策が決定され、その詳細が翌年2月の地方財政計画に反映をされます。特に、法人税の実効税率の引き下げを始めとして、地方財政の大きな方針は骨太方針や成長戦略、引き続き概算要求で決定される見込みであり、これに照準を合わせて、地方財政確立の取組を進めることが重要だと思います。地方財政、地方自治法第99条に基づく意見書採択の目的は、地域から地方財政の重要性を訴える取組であり、一つでも多くの地方議会で採択を進めることを通じて、地方財政の確立を目指すものであります。

議員各位の賛同をお願いいたしまして、提案の理由といたします。

**議長（竹田光一君）** これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、質疑を終結いたします。

本案は、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、討論を終結いたします。

これから、本案について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第57号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出については、原案のとおり、可決されました。

ただいま可決されました意見書の提出先につきましては、議長に一任願います。

○

**議長（竹田光一君）** 日程第8、議案第58号 奄美市への陸上自衛隊配備を求める意見書の提出について、議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

**22番（伊東隆吉君）** 市民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。平政会の伊東隆吉でございます。

奄美市への陸上自衛隊配備を求める意見書の提出について、その提案理由を述べます。

戦後、我が国は日米安全保障条約を基本に、自国の防衛展開を繰り広げてきたところでありますが、自衛隊の位置付けは、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略・間接侵略に対し、我が国を防衛することを主たる任務として、専守防衛を基軸に適正な防衛力の整備構想を図り、我が国の領土・領空・領海の防衛に努め、また、国民の災害復旧等の支援を含め、国民の生命と財産を守るため、広範・多岐にわたり取り組んでいることは、国民の深い理解を得るものと確信いたすところであります。自衛隊員の皆様に心から敬意を表す次第でございます。なお、平成22年10月に発生した奄美集中豪雨災害の際、迅速な派遣がなされ、早期の復旧につながったことに対し、深く感謝と敬意を表す次第でございます。

さて、近年の我が国を取り巻く安全保障環境は、北朝鮮からの日本海へのミサイル発射や、中国間においては尖閣諸島の領有権問題、領海・領空への侵犯、また、中国国内に進出する日本企業へ対する反日デモ、更には軍事力の拡大等、緊張が高まる情勢であり、新たな対応をよぎなくなるものと思うところでもございます。

そのような折、平成26年5月に武田良太防衛副大臣、6月に小野寺五典防衛大臣が奄美市を訪問された際、防衛省は部隊を沖縄・奄美など南西諸島に複数配備する方針を、防衛計画の大綱の中の中期防衛整備計画に掲げており、島しょ部への攻撃を想定した陸上自衛隊警備部隊の配備について、奄美大島は有力な候補地であり、奄美市は有力候補の一つであることは間違いないと明言されました。緊迫する東アジア情勢に対する島しょ防衛強化を切望すること。また、自然災害を含めた地域防災対応、更に、外海離島における過疎化が進む現状に対しても、自衛隊配備の常駐は人口対策や子育て世帯を含め、地域の活性化へと期待いたすところでございます。奄美大島は鹿児島県と沖縄県の間地点に位置しており、地理的条件の観点から国益上適しておるものと考えるところであり、また、郡都機能を発揮する奄美市は、重要港湾に指定されている名瀬港、そして奄美空港を有しており、災害や緊急事態の際、迅速な部隊展開が図られるものだと思います。更に、奄美市は地域の中核として市街地を形成しており、経済や教育環境も整っており、自衛隊隊員並びに家族に対する福利厚生にも役立てるものと考えるところであります。

以上のことから、政府による我が国防衛に関する施策における島しょ防衛計画について、南西諸島への陸上自衛隊部隊を奄美市へ配備していただきますよう、強く要請いたすものであります。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書の提出についての提案理由といたします。

どうぞ、議員の皆さん、御理解の上、御賛同のほど、よろしくお願い申し上げます。提案理由を終えます。

**議長（竹田光一君）** これから、本案に対する質疑に入ります。

通告がありましたので、順次発言を許可いたします。

最初に、社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

**11番（関 誠之君）** 市民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。社会民主党、社民党の関誠之でございます。

議案58号 奄美市への自衛隊配備を求める意見書の提出について、ただいま提案理由が説明をされましたが、そのことについて質疑をいたしたいと思っております。

まず、一つ目、島しょ防衛の強化を、切望するとあるが、島しょ防衛をどのように考え、奄美市の島しょ防衛の前線基地にする理由をお聞かせいただきたいと思っております。

二つ目、人口対策や子育て世帯を含めて、地域活性化へ最も期待するとありますが、具体的にどのような期待なのか、お答えください。

三つ目、万が一、東シナ海において有事が起きた場合にも、中間地点としてその地理的利便性の観点から国益にもなりうると思われるとありますけれども、どういう国益なのか。逆に、有事の際のターゲ

ットにはなり得ないと考えるのか。

四つ目、基地があることによる攻撃されるリスクが高くなるとの考えもあるが、このことに対してはどう考えているのか。

五つ目、奄美市には経済の中心部である中心市街地が存在しており、自衛隊員に対する福利厚生へも役立てられるものと思われるとありますが、具体的に自衛隊員に対する福利厚生をどのように考えておられるのか、お答えください。

最後であります、新聞紙上で笠利地区への誘致要望が出されておりましたが、候補地をどこに考えておられるのか。誘致を賛成する各議員は誘致を賛成するにあたり、市民の声をどのような形で集約したのか、お答えください。以上です。

**議長（竹田光一君）** 答弁、求めます。

**22番（伊東隆吉君）** 22番です。

**議長（竹田光一君）** あ、22番、すいません。登壇。

**22番（伊東隆吉君）** 登壇してね。

（「登壇」と呼ぶ者あり）

**議長（竹田光一君）** 自席でどうぞ。

**22番（伊東隆吉君）** ですよ。はい。質疑をいただきました。関議員からの質疑ですが、6項目にわたり、結構ありましたので、この点に対して私なりの考え等を含めてお答えいたしたいと思えます。

まず、第1番目の御質疑でございますが、島しょ防衛の強化を切望するとある。その島しょ防衛とはどういうものか。また、奄美市を島しょ防衛の前線基地にする、この理由をお答え、このような内容でございます。島しょ防衛の考えに関しましては、現在、鹿児島と、鹿児島県と沖縄との間には、いわゆる配備部隊の空白地帯となっている状況ではないかと考えられます。したがって、ある種の敵からの攻撃への対応等、必要性は当然、考えなければいけないものだと思います。敵からの攻撃が予想される地域に部隊を配備し、攻撃の抑止、攻撃の阻止ができるものじゃないかと考えるのであります。その観点から総合的に考慮した場合は、防災の面等を含め、この自衛隊の配備は奄美市が適しているものと考えているからでございます。

次、2番目の人口対策や子育て世帯を含めて、地域活性化へ最も期待するとあるが、具体的にどのようなものなのかということの御質疑でございますが、いわゆる奄美市は平成18年3月に3市町村合併により、新しく奄美市で誕生して9年目に入っておりますが、皆様御存知のように人口の減少には歯止めがかからないのが現状であります。部隊配備のこの想定人員というのが、これ、一般論という形になるかもしれませんが、350人から400人というのが新聞紙上でも言われているようでございます。もし、その規模で想定しますと、この構成の約半分に近い200人程度は単身、残りの200人程度が家族持ちが赴任されると想定できるのではないかと考えるからであります。したがって、一 가족が通常、4人体制、いわゆる4人家族というような考え方をした場合、200掛ける4の800名、それに200、約規模としては1,000人規模等の増の、いわゆる単純計算で人口の増がなるものと思えます。したがって、このことは当然地域の活性化へ、何かと大きな期待が持てるものではないかということも考えられるからであります。

次、3番目の御質疑ですが、万が一東シナ海において有事が起きた場合、この中間地点としてその地理的利便性の観点で国益にもなりうると思われるとある。この国益とは何なのか。また、逆に有事の際

のターゲットにはならないのかという御質疑に対してでございますが、いわゆる鹿児島・沖縄間の、いわゆる、さっき申し上げました空白地帯としての観点から考慮しますと、この部隊を配備することによって、初動対応が迅速に発揮できることは明白であり、地理的に立地の利便性が考えられ、国の防衛体制に大変効果があるものと考えからであります。配備の要望は戦争を準備するものではないと、そういうものではなく、いわゆる島しょ防衛するための抑止を目的としており、抑止を目的としておることだと考え、したがって、この空白間に隙間のない防衛基盤、これを構築するもの、それが抑止力を高めることにつながる。そのように考えます。したがって、結果としてこのターゲットにはなりにくく、むしろ戦争に巻き込まれることは考えにくいものじゃないかと考えるからであります。

次、4番目の御質疑ですが、基地があることにより攻撃されるリスクが高くなるとの考えがあるが、このことに対してですが、これさっき、3番のほうでも言われるターゲットにも少し関すると思いますが、防衛体制機能を全くない、いわゆる皆無に等しい島と想定したとしました場合、この方が、逆にリスクは高いものと思われま。いわゆる、攻めやすいということです。攻められやすいということです。一方、自衛隊を、警備隊のこの配備をすることにより、抑止力、この抑止力が高まり、いわゆる敵からの攻撃のリスクは、むしろ低くなるのが考えられるのではないかと思うからであります。

次、5番目の御質疑でございますが、奄美市は経済の中心部である中心市街地存在している、自衛隊に対する福利厚生も役立つものと思われま。このことで、具体的に自衛隊に対する福利厚生をどのように考えているか答えてほしいということの質疑であります。いわゆる奄美市、いわゆる市の市街地においては、官公庁、いわゆる国や県の出先機関、学校、また病院、更にはスーパー等々、また、合わせれば娯楽施設等など、いわゆる都市機能が確立しております。自衛隊員や隊員の家族の生活の観点から考慮いたしますと、子どもたちへの教育環境等を含め福利厚生は充実できるものと考えられます。よって、この自衛隊員の基地及び、更には宿泊候補地としても最適ではないかと、このようなことを考えるから、こういう考えに至っております。

最後の6番目の御質疑でございますが、新聞紙上で、先だつて笠利地区への誘致要望が出されたのが確かに載っております。この候補地をどこに考えておるか。誘致を賛成する各議員は誘致を賛成するにあたり市民からの声をどのような形で集約したのかの質疑であります。この件に関しましては、候補地の選定地域は、私さっき申し上げました提案理由の意見書には一切触れておりません。候補地は奄美市への配備を求めるものであります。現時点では全く知る由もありません。国が選定するものと理解いたしております。なお、市民からの声は当然であります。重く受け止めなければならないものと考えます。今回の誘致の件は、国からの発表が一つのスタート時点ということもありました。いわゆる、もう、時間的に見て制限が課せられるものじゃないかというふうに出ており、そのようなもと、現在、市民の集約という面では、市民の経済界を始め、各種団体等への意見交換を取り急ぎ進めている段階でございますので、そのようなことで御理解いただきたいと思ひます。以上、質疑に対して私の見解です。以上です。

**11番（関 誠之君）** 御丁寧な御答弁、ありがとうございました。なかなか議論としてはかみ合わないと思ひますから、そう多くは申し上げませんが、武力によって平和を実現した国というのはないというのが歴史のこれ証明されているとこです。そういった地域活性化というのは、やっぱり自衛隊を企業誘致と同一化してないか。やはり、議員・行政・市民含めて、しっかりとこの地域の活性化について考えていって、もう最後の最後、もうどうしようもないという言い方は少しあたりませんが、そういうときにこのことについてのことが上がってきても、それはそうかなと思ひますが、残念ながら賛成はいたしませんけれども、そういった、なぜ自衛隊に交付金がついたり、自衛隊周辺整備の補助金がついたりするのか。これは、やはり住民に多大な迷惑をかけるであろうというものを含めてあるのではないかと、私は思っておりますが、そういった意味で、この活性化とか福利厚生とかいうのが、本当にそのようにあたるか疑問であります。自衛隊法3条の目的は専守防衛で、しっかりと国を守ること

でありまして、他国に攻めて戦争するようなことはないと言っておりますから、そのようなことだろうと思っておりますので、しかしながら、先ほど申し上げましたが、今までの自衛隊とこれからの自衛隊、いわゆる7月1日に集団的自衛権が行使容認をして、海外に出て行くと、新聞紙上を見ますと半数以上の新聞がそう書いております。そういったリスクが伴うこれからの自衛隊をここに誘致するということは、大変、攻撃をされるリスクが高くなるであろうというふうに思っておりますので、新しく基地を造ることの重大さをしっかりと認識をしていただきたいというふうに思います。

最後に、これ、八重山毎日新聞というのが書いておりますが、自衛隊によれば南西諸島は地形上の特性から防衛が困難であるため、敵の攻撃を受けた場合、一旦敵に離島を占領されたあと、増援部隊が強襲上陸して敵を撃破し奪還するという戦い方を採用したようだ。これが、江仁屋離のいわゆる離島奪還作戦の目的であります。つまり、敵に占領されないため、増援部隊が来るまで戦い、それから奪還作戦が敢行される。では、戦闘が始まったときに住民はどうなるか。敵の占領、自衛隊の島しょ作戦や島しょ奪還作戦が始まれば、住民は身を隠すところなどないはずだ。戦争となれば、軍事基地が標的にされるのは常識であろう。港湾・空港が攻撃の対象になりうることは言うまでもない。住民を危険に陥れる自衛隊の配備、自衛隊配備は有事の際、国民の生命・身体・財産を守ると言うが、戦争になればそれらはすべて破壊の対象である。国民保護計画も机上の空論にすぎない。離島の住民がこの計画で保護されるというならば、それは奇跡としか、奇跡と言うしかない。安倍首相は5月15日の集団的自衛権の記者会見で、国民の命を守るを強調し、自衛権行使をしなければ家族を助けられないなどと弁じた。しかし、暴力の応酬の中で家族の生命・財産を守ることができるであろうか。否であろう。八重山の自衛隊配備は中国との緊張関係を更に高め、離島奪還作戦や離島上陸訓練などに見るように、住民の生命・財産を危険に陥れるだけであるというふうに八重山新聞に出ておりましたので、このことをお伝え申し上げます、質疑としたいと思います。

**議長（竹田光一君）** 静かにしてください。退場してください。

（「静粛にと、まだ言ったほうがいいんじゃないですか」と呼ぶ者あり）

静粛に。先ほど、先ほどから注意しております。どうぞ、今拍手された方、退場してください。拍手された女性の方、退場してください。退場してください。

はい。答弁ありますか。

（「今の質疑ですか」「質疑じゃないよ…申し上げて…」と呼ぶ者あり）

よろしいですか。はい。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、質疑を終結いたします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

よって、委員会付託を省略いたします。

これから、討論に入ります。

通告がありましたので、順次、発言を許可いたします。

最初に、本案に反対の方の発言を許可いたします。

日本共産党 崎田信正君。

**24番（崎田信正君）** 日本共産党の崎田信正です。私は、議案第58号 奄美市への陸上自衛隊配備を求める意見書について、反対の立場で討論を行います。

反対の理由というのは、先の陳情第4号 奄美大島への自衛隊基地建設中止を求める陳情での討論で

明らかにしているところであります。先ほどの質疑の内容を聞いても、この考えを変えることには至りませんので討論をいたします。

意見書では、東アジアの軍事的脅威に対して、今後、新たな対応を余儀なくされるものと思われま。このように記してあります。確かに、日本の最も身近な国際環境で、ここに平和の国際関係を築くということは、21世紀の日本の平和的発展にとっても切実な課題であることは間違いありません。私は日本が本当にとるべき対応というのは、有事の事態を招かないための日本政府の真摯な平和外交への取組だと思えます。なぜかと言えば、尖閣を巡る現在の事態も、1972年の日中国交回復時に尖閣問題を棚上げとし、きちんと主張すべきことをせよにきたこと。そして、日米安保条約で圧倒的な米軍の力を背景に、軍事抑止力に頼り、外向的努力よりも軍事対応が突出するように見受けられます。憲法9条を持つ日本の優位性を世界に示した平和外交の努力がなされているとは、到底思えません。今、地球上では紛争があるのは事実であります。しかし、この紛争を戦争にしない、人類の英知も高まっていると思えます。

また、意見書は自然災害を含めた地域防災の中での自衛隊常駐への重要性と述べられておりますけれども、自然災害何でもありの日本で、この考えに基づけば、全国各地に自衛隊を常駐させることとなります。日本のあるべき防災対策を国に求めていくことこそ、大切なことだと思えます。また、人口対策や地域活性化への期待も述べられておりますけれども、これは世界自然遺産の登録を目指し、平和で自然豊かな奄美の自立的発展を願うのであれば、本来の対策とはなり得ません。

最後に一番言いたいことは、この意見書、日本の防衛について防衛省の意向を無批判に受け入れるだけで、平和外交の必要性、平和外交への期待については一言の言及も見当たりません。このような陸上自衛隊配備を求める意見書については、強い違和感を感じており、賛成することはできないと申し上げ、討論をいたします。

**議長（竹田光一君）** 次に、本案に賛成の方の発言を許可いたします。

自由民主党 元野景一君。

**20番（元野景一君）** 自由民主党の元野景一です。私は議案第58号 奄美市への陸上自衛隊配備を求める意見書について、賛成の立場で討論するものです。

先の平成26年5月、武田良太防衛副大臣、更に6月8日、小野寺五典防衛大臣が奄美市を訪問されましたことは、市民の皆さん始め、議場の皆さんも新聞・テレビ・報道等にて、既に御案内のとおりであります。防衛省は部隊配備計画について、沖縄・奄美など南西諸島に複数配備する方針を、防衛計画大綱及び中期防衛整備計画に掲げました。小野寺防衛大臣も表敬訪問の形を取りながらも、調査・研究を重ねて、陸上自衛隊配備について奄美大島を有力な候補地としてその可能性を示されました。私は、この日本国家を守るといふ真摯な防衛方針のもとに示された我がふるさと奄美の果たす可能性を、すべての奄美住民が冷静で回りに扇動されることなく、奄美の歩むべき、永続的で確かな将来を見つめて考え、今こそ自分の国を自分の国民が誇りを持って守る、世界中のどの国も当たり前誇りを持ってやっているこの行動を、先駆けて日本の全国民に向けて発信し、陸上自衛隊は元より、将来は陸・海・空を統括する南西諸島自衛隊の中核的本部設置の要望も奄美振興の可能性として考えていくべきであると、私は的確に思います。

特に私は、いつのころからは、ふるさと奄美が外からの驚異に脆弱な国境の島であることを意識するようになりました。皆さんも、まだ記憶に新しいと思えますが、2001年、平成13年12月に発生した、奄美大島沖不審船事件です。ふるさと奄美の名を付けた巡視船あまみが、北朝鮮工作船に防弾機能を強化していないために、負傷者3名、船体も大きな被害を受けている、テレビの画面を目撃しました。名瀬の港に穏やかに停泊している、あの巡視船あまみの姿が、悲鳴が、今も私の記憶から離れません。また、奄美沖の排他的経済水域ぎりぎりぎり設置された中国のなりふり構わぬ勝手極まりないガス田

設置の行動は、私たちのふるさと奄美の立神沖の沖で起こっている出来事であります。今、北朝鮮拉致被害者交渉が火急な展開を見せ始めていますが、あの拉致被害者の中に、奄美関係者もいる可能性があるのです。具体的には、平成5年11月、平成5年午後に、奄美市大熊漁協から約400メートルの有屋川河口付近で、当時5歳の幼稚園児が行方不明となりました。これは、鹿児島県警公開の特定失踪者に指定されております。与論町で魚釣りに出かけた住民が特定失踪者になっております。龍郷町でもまた、魚釣りに行った住民が特定失踪者に指定をされているのです。また、これ以外にも、私たちが不安に思いながらも、行方不明者としてなった現状もあります。なぜか奄美では、拉致被害者に対する声が上がりません。もっとこの問題の本質が何かを真剣に考え、行動を起こすべきだと私は思います。私はそのように、外に対する脆弱な備えの件について、私たち奄美の住民は意識の遙か彼方において平和を満喫している気分を味わっているだけかもしれません。そうした現状にもっと注視をして、こうして見ても、この奄美市自衛隊配備を求めることは、喫緊の課題であると声を大にして付け加える必要があります。ほか、その必要性は意見書に書かれてある、ことごとく書かれてあるとおりです。

最後に、自衛隊配備が何か戦争に引き込まれるような声が、反対者の皆さんから聞こえますが、日本の自衛隊は戦争を起させないためにあるのです。誰が好んで戦争をしたがる国がありますでしょうか。しかし、近隣の状況は備えがなければ理不尽な行動を常に取ってくる姿を、今、現実に見せつけています。我が国の自衛隊は、科学技術の粋を結集して、装備・訓練された優秀な機器・装備を持ち、真摯で国民思いの使命感に裏付けされた自衛官がいて、もし甘い考えで私たちの領土・領海・領空、そして国民の生命・財産を脅かすものであれば、返ってあなた方は手痛い目に遭うぞ的な、いわゆるハリネズミ防衛論の体制は十分に、今、整えられています。国民の大多数の意識も、しっかりと自分の国を自分たちで守る。この意識が、今、堅固になっています。そうしたすべてのことを勘案して、私はこの奄美市への陸上自衛隊配備を求める意見書に賛成をするものです。終わります。

**議長（竹田光一君）** 次に、本案に反対の方の発言を許可いたします。

社会民主党 関 誠之君。

**11番（関 誠之君）** 市民の皆さん、議場の皆さん、大変お疲れ様でございます。社会民主党、社民党の関 誠之でございます。

ただいま、賛成討論がございましたが、今の安倍内閣のやり方を見ておきますと、これが戦争への道へ進んでいかないとは、誰も否定をできないというふうに思います。教育基本法を改正をし、今、集団自衛権の行使を容認して、どうして、ただ日本を守るだけの自衛隊だというふうに言えるのでしょうか。私は議案58号 奄美市への自衛隊配備を求める意見書提出について、反対の立場で討論を行いたいと思います。

過去に日本は世界を相手に戦い、アジアで2,000万人以上、日本で310万人とも言われる尊い命を奪い、深く人間の尊厳を傷つけました。日本国憲法はこのような過ちを二度と起こさないという心からの誓いによる平和主義を基調としております。この間、69年、日本の自衛隊は一度の戦火を交えることもなく、武器によって一人も殺さず、殺されもせず、世界に平和を訴え続けられたのも、この平和憲法が世界で支持されてきたからなのです。

5月22日に、陸・海・空3自衛隊は子どもたちがキャンプや海水浴を楽しむ自然豊かな平和の島、瀬戸内町の江仁屋離で戦争さながらの離島奪還訓練を国内で始めて行いました。先ほど申し上げましたが、離島奪還作戦というのは、先ほど申し上げたとおりであります。決して、住民の安全・命・財産を守るためではありません。6月8日、6月の8日には、小野寺防衛大臣が来島し、奄美市と瀬戸内町の両首長と意見交換をし、報道陣の取材に、両市町が陸上自衛隊警備部隊配置の有力候補の一つであることは間違いないと答えています。一昨日、安倍首相は憲法解釈変更による集団的自衛権の行使により、自衛隊が戦う能力を持つだけでなく、これまでの専守防衛に徹した自衛隊の基本を逸脱し、実際に海外

で戦うことを閣議決定いたしました。このことは、正に平和国家の放棄であります。このような現況下、奄美市に陸上自衛隊を誘致することは、将来、奄美群島が再び戦場になることにつながります。私たちは昨年、奄美群島日本復帰60周年を迎え、戦後、本土と分離し8年間の米軍施政下で苦しい生活を強いられた原因はまさにこの戦争にあったこと。そして平和憲法のもとに復帰して、平和の大切さ、命の尊さ、再び戦争をしないことを全郡民で確認をしあいました。そして、私たちは奄美群島の成長戦略として、観光を中心とした自立的発展に向けて、世界自然遺産登録を実現するため、官・民一体となって取り組んでおります。奄美市の総合計画にもなく、市長や議員の公約にもないことを推進することは、市民として決して許してはなりません。奄美市の町の形、在り方、イメージを変えさせないよう、住民の意思を示す住民投票を提案し、議員各位の賛同をお願い申し上げ、反対の討論といたします。

**議長（竹田光一君）** ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、討論を終結いたします。

これから、本案について採決いたします。

（与勝広君、大迫勝史君、栄ヤスエ君及び叶幸與君 退席）

この採決は起立により行います。

お諮りいたします。

本案は原案とおりに決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第58号 奄美市への陸上自衛隊配備を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

なお、ただいま可決されました意見書の提出先につきましては、議長に一任願います。

（与勝広君、大迫勝史君、栄ヤスエ君及び叶幸與君 着席）

○

**議長（竹田光一君）** 日程第9、議案第59号 集団的自衛権行使を容認する解釈変更を行わないことを求める意見書の提出について、議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

**24番（崎田信正君）** 提案されました議案第59号 集団的自衛権行使を容認する解釈変更を行わないことを求める意見書の提出について、賛成者を代表して提案理由を述べたいと思います。日本共産党の崎田信正です。

歴代政権の下で、内閣法制局長官は国会での憲法や法律の政府統一見解について答弁をしてきたが、集団的自衛権については行使ができないのは憲法9条の誓約である。我が国は自衛のための必要最低限の武力行使しかできないのであり、集団的自衛権はその枠を超える。1983年4月、角田内閣法制局長官とし、憲法上許されないとしてきました。また、これまで政府は憲法9条2項があるため、自衛権を軍隊ではない自衛のための必要最小限の実力組織であると説明し、そういった自衛隊の存在理由から派生する当然の問題、1990年10月の工藤内閣法制局長官として、武力行使の目的を持った部隊の海外派遣、集団的自衛権の行使、武力行使を伴う国連軍への参加の3点について許されないとの見解を示してきました。

このように、日本国憲法のもとで集団的自衛権の行使はできないという政府見解は、国会論戦の中で30年以上にわたって定着してきたものであり、国の在り方の根本に関わる重大な問題をときの政権与党で憲法の解釈を変えることなど、あってはならないものであります。憲法は国の最高法規として、国家権力に縛りをかけ、国家権力の乱用を防止して国民の自由と権利を保障することを目的とする立憲主義の立場から、集団的自衛権行使を容認する憲法解釈の見直しを行わないことを求めるものであります。

以上で提案理由の説明を終わりますけれども、戦争により日本から分離され、全島民一致団結して日本復帰を勝ち取った経験を持つこの奄美から、また非核平和都市宣言を行っている奄美市議会として、自衛隊誘致を賛成した議員も、さっきの話は個別自衛権の話でありますから、この集団的自衛権行使容認については賛同いただけるものと期待をしております。どうかよろしくお願いを申し上げます、提案理由といたします。

**議長（竹田光一君）** これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、質疑を終結いたします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

よって、委員会付託を省略いたします。

これから討論に入ります。

通告がありましたので、発言を許可いたします。

なお、本案に反対の討論の通告がありませんので、賛成の討論を先に許可いたします。

11番、社会民主党 関 誠之君。

**11番（関 誠之君）** 社会民主党、社民党の関 誠之でございます。

議案59号 集団的自衛権行使を容認する解釈変更を行わないことを求める意見書提出について、賛成の立場で討論をいたします。

我が国は過去の一時期国策を誤り戦争への道を歩んで国民の存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって多くの国々、取りわけアジアの人々に対して多大の損害と苦痛を与えた。村山談話でありますけれども、その痛切な反省の上に、日本国民は憲法前文で政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないよう決意し、憲法9条で政府に戦争を起こすことを禁止したのであります。歴代政権はこのことを踏まえ、軍事的な組織である自衛隊であっても、我が国が武力攻撃を受けた場合に備えた専守防衛の組織であって、他国の軍隊のように海外で武力を行使することはないと繰り返し説明し、集団的自衛権の行使は憲法上許されないと声明をしてきたのであります。

安倍政権はこうした歴史的経過から目を背け、自ら偏狭なナショナリズムに基づいて、7月1日、歴代政権の見解を覆し、集団的自衛権の行使も許されるとの趣旨の閣議決定を行い、我が国が攻撃されていなくても他国とともに海外の戦争に惨禍する道へ踏み出そうとしている。戦後70年にわたる日本の安全保障政策の大転換であります。そもそも、憲法とは一般法と異なり政府や国会が遵守すべき法根拠であるから、政府が好き勝手に解釈することは許されない。にもかかわらず、安倍政権はこの立憲主義を踏襲し、憲法9条を無力化しようとしているのであり、断じて許されない暴挙であります。集団的自衛権の行使を可能にすれば、どういう事態が起こるか。かつて、2001年のアフガニスタン攻撃、2003年のイラク戦争の際、自衛隊が多国籍軍の後方支援に派遣されましたが、集団的自衛権行使が禁じられていましたので武力行使はしない、戦闘地域で活動はしないことが法的に明確にされておりました。しかし、この歯止めが取り払われるものですから、米国などの参戦要請は断れず、我が国への武力攻撃がないにも関わらず、我が国を防衛する必要、最小限度の範囲を超えて、自衛隊を海外の戦闘に派遣することになるのであります。あのイラク戦争などの場合、人道復興支援でなく、前線に出てイラク人を殺し、自衛隊員も殺傷されることになっていくことは明白であります。

このように集団的自衛権の行使容認は戦力の不保持と交戦権の否認する憲法9条2項に違反することは明白であります。だから、どうしても集団的自衛権の行使容認が必要であれば、堂々と憲法改正の手

順を進める手続きを取るべきなのであります。しかし、それでは戦争ができる国づくりに多くの国民がノーを突きつけるであろうから、姑息な憲法解釈変更で9条を無力化しようとしております。主権者・国民を欺く安倍内閣の所行は断じて許されません。秋の関連法案の改憲阻止に向け、運動強化し反対の声を飛躍的に広げていこうではありませんか。

以上のことにより、集团的自衛権行使を容認する解釈変更を行わないことを求める意見書について、議員各位の賛同をお願い申し上げ、賛成討論といたします。

**議長（竹田光一君）** 正午になりましたが、会を続行いたします。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、討論を終結いたします。

これから、本案について採決いたします。

（与勝広君、大迫勝史君、栄ヤスエ君及び叶幸與君 退席）

この採決は起立により行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって、議案第59号 集团的自衛権行使を容認する解釈変更を行わないことを求める意見書の提出については、否決されました。

（与勝広君、大迫勝史君、栄ヤスエ君及び叶幸與君 着席）

お諮りいたします。

お手元に配付してあります文章表のとおり、議会運営委員会委員長及び総務企画委員長から申し出がありました議会運営員に関する事項及び議長の諮問に関する事項の調査等並びに陳情第5号、陳情第6号については、これを閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長及び総務企画委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に附議された事件はすべて議いたしました。

これをもって、平成26年第2回奄美市議会定例会を閉会いたします。（午後0時03分）

○

以上、本会議の次第を記載し、相違なかったことを認め、ここに署名する。

奄美市議会議長 竹田 光一

奄美市議会議員 向井 敏夫

奄美市議会議員 大迫 勝史

奄美市議会議員 元野 景一

( 別 紙 )

## 総務企画委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条及び第141条の規定により報告いたします。

### 記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第42号	平成26年度奄美市一般会計補正予算(第2号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第46号	平成26年度奄美市交通災害共済特別会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(3)	議案第47号	奄美市税外収入督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(4)	議案第48号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決すべきもの
(5)	陳情第4号	奄美大島への自衛隊基地建設中止を求める陳情	不採択とすべきもの
(6)	陳情第1号	「特定秘密保護法」の撤廃を求める陳情	不採択とすべきもの

平成26年7月3日

総務企画委員長 関 誠之

奄美市議会議長 竹田 光一 殿

## 文教厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条及び第141条の規定により報告いたします。

### 記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第42号	平成26年度奄美市一般会計補正予算(第2号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第43号	平成26年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について	原案可決すべきもの
(3)	議案第44号	平成26年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(4)	議案第45号	平成26年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(5)	請願第1号	少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2015年度政府予算に係る請願書採択の要請について	採択すべきもの
(6)	請願第3号	高齢者へのバス料金の助成制度創設と低床バスの導入促進を図ることについて	採択すべきもの

平成26年7月3日

文教厚生委員長 多田 義一

奄美市議会議長 竹田 光一 殿

## 産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告いたします。

### 記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第42号	平成26年度奄美市一般会計補正予算(第2号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第49号	奄美市道路線の廃止及び認定について	原案可決すべきもの

平成26年7月3日

産業建設委員長 奥 輝人

奄美市議会議長 竹田 光一 殿

平成26年7月3日

奄美市議会議長 竹田 光一 殿

議会運営委員長 渡 京一郎  
総務企画委員長 関 誠之

閉会中の継続審査の申出について

各委員会は、下記案件について、なお検討を要するため、閉会中も継続審査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定によって申し出ます。

記

○ 議会運営委員会

- 1 議会運営に関する事項について
- 2 議長の諮問する事項について

○ 総務企画委員会

- 1 陳情第5号 公契約における公正な賃金確保等に関する陳情
- 2 陳情第6号 「県民の安全が担保されない拙速な川内原発1・2号機の再稼働を認めない意見書」の採択を求める陳情

少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を図るための、2015 年度政府予算に係る意見書の提出について

35 人以下学級について、小学校 1 年生、2 年生と続いてきた 35 人以下学級の拡充が予算措置されていません。日本は、OECD 諸国に比べて、1 学級当たりの児童生徒数や教員 1 人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人一人の子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。

社会状況等の変化により学校は、一人一人の子どもに対するきめ細かな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応等も課題となっています。いじめ、不登校などの生徒指導の課題もあります。こうしたことの解決に向けて、少人数学級の推進などの計画的定数改善が必要です。

幾つかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による 30 人～35 人以下学級が行われています。このことは、自治体の判断として少人数学級の必要性を認識していることの現れであり、国の施策として財源保障すべき必要があります。また、文部科学省が実施した「今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約 6 割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26 人～30 人を挙げています。国民も 30 人以下学級を望んでいることは明らかです。

三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられました。その結果、自治体財政が圧迫され非正規教職員も増えています。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

子どもの学ぶ意欲・主体的な取組を引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。こうした観点から、2015 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、強く要請いたします。

## 記

- 1 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD 諸国並みの豊か

な教育環境を整備するため，30人以下学級とすること。

- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため，義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年7月3日

奄美市議会

**【提出先】**

内閣総理大臣，文部科学大臣，財務大臣，総務大臣

参 考 资 料  
( 意 见 书 )

## 地方財政の充実・強化を求める意見書

被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など、地方自治体が担う役割は年々拡大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税及び一般財源総額を確保する必要があります。

また、経済財政諮問会議などで法人実効税率の見直しや償却資産に係る固定資産税の減免などが議論されていますが、公共サービスの質の確保を図るためにも、安定的かつ地域偏在性の小さい地方税財源を確立することが極めて重要です。

地方自治体の実態に見合った歳出・歳入を的確に見積もるためには、国と地方自治体の十分な協議を保障した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税の在り方について決定する必要があります。

公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2015年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大にむけて、政府に次のとおり以下の対策を求めます。

### 記

- 1 地方財政計画、地方税のあり方、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決めるのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議の下に決定すること。
- 2 社会保障分野の人材確保と処遇改善、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大を図ること。
- 3 復興交付金については、国の関与の縮小をはかり、採択要件を緩和し、被災自治体がより復興事業により柔軟に活用できるよう早急に改善すること。また、被災地の復興状況を踏まえ、集中復興期間が終了する2016年度以降においても、復興交付金、震災復興特別交付税を継続して確保すること。
- 4 法人実効税率の見直しについては、課税ベースの拡大などを通じ、地方税財源の確保を図った上で、地方財政に影響を与えることのないようにすること。また、法人事業税については、安定的な税収確保や地域偏在性の縮小をめざす観点から、現行の外形標準課税の充実を図ること。
- 5 償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。

- 6 地方交付税の別枠加算・歳出特別枠については，地方自治体の重要な財源となっていることから現行水準を確保すること。また，増大する地方自治体の財政需要に対応し，臨時的な財源から，社会保障や環境対策などの経常的な経費に対応する財源へと位置付けを改めること。
- 7 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り，小規模自治体に配慮した段階補正の強化，市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について，引き続き対策を講じること。
- 8 人件費削減など行革指標に基づく地方交付税の算定は，交付税算定を通じた国の政策誘導であり，地方自治，地方分権の理念に反するものであることから，このような算定を改めること。

以上，地方自治法第99条の規定に基づき，意見書を提出する。

平成26年7月3日

奄美市議会

**【提出先】**

内閣総理大臣，内閣官房長官，総務大臣，財務大臣，経済産業大臣，  
内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）

## 奄美市への陸上自衛隊配備を求める意見書

戦後、我が国は日米安全保障条約を基本に、自国の防衛展開を繰り広げてきたところではありますが、自衛隊の位置付けとしましては、専守防衛を基軸に、適正な防衛力の整備構想を図りつつ、また、国民の災害復旧等の支援を含め、国民の生命と財産、また、我が国の領土・領空・領海を守るために広範多岐にわたり取り組んでいると理解いたしております。

また、日本国内の多方面にわたる支援活動だけにとどまらず、海外での戦後復旧復興協力、特に人道支援を含め、幅広い活動がなされていることに国民の深い理解を得ているものと確信しております。これらの任務に携わっている隊員の皆様に心から敬意を表する次第でございます。

我が奄美におきましては、平成 22 年 10 月 20 日に奄美地方で発生した「奄美集中豪雨災害」に際しましては自衛隊の迅速な災害派遣がなされ、人道支援により早期の復旧につながったことに対し深く感謝と敬意を表す次第であります。

我が国を取り巻く安全保障環境は、従来、米・ソ冷戦構造のもとにおいて、北を中心とした防衛力の強化を進めてきたものと理解しております。

一方、近年におきましては、我が国の近隣諸国を見たときに特に北朝鮮は、日本海へのミサイル発射を始め核開発、核実験、核保有疑惑を含め重大な脅威であると同時に、東アジアを始め国際社会への平和と安定を著しく害しており警戒すべきと思われまます。

また、中国との関係においても尖閣諸島の領有権問題で緊張が高まる中、領海・領空の度重なる侵犯及び中国国内に進出する日本企業へ対する反日デモ、さらには近年の防衛予算や軍事力の拡大など、東アジアの軍事的脅威は、我が国としましてはこれまでにない今後新たな対応を余儀なくされるものと思われまます。

正に、我が国を取り巻く安全保障環境における防衛が北から南西へと主力的展開が図られていることに理解を示すところでもあります

そのような中、平成 26 年 5 月に武田良太防衛副大臣が奄美大島を来島、さらに 6 月 8 日には、小野寺五典防衛大臣が奄美市を訪問された際に、島嶼部への攻撃を想定した陸上自衛隊警備部隊の配備について、奄美大島を有力な候補地と述べられ、また、防衛省は部隊を沖縄・奄美など南西諸島に複数配備する

方針を防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画において掲げているところであり  
ます。

自然災害を含めた地域防災の中での自衛隊常駐への重要性及び緊迫する東ア  
ジア情勢に対する島嶼防衛の強化を切望すること、あわせて、地方都市の過疎  
化が進み続ける現状に対して、自衛隊誘致は人口対策や子育て世帯を含め地域  
活性化へ最も期待するところでもあります。

奄美大島は、鹿児島県本土から約 380km、沖縄本島から約 300kmに位置し、  
万が一東シナ海において有事が起きた場合にも中間地点として、その地理的利  
便性の観点から、国益にも成り得ると思われま

す。また、奄美群島の郡都としての機能を発揮している奄美市は、港湾法上の重  
要港湾と指定されている名瀬港や奄美空港（2,000 m滑走路）を有しており、  
奄美空港から約 1 時間圏内に位置していることは、災害や緊急事態において迅  
速な部隊展開が図られるものだと思われま

す。さらに、奄美市には地域経済の中心部である中心市街地が存在しており、自  
衛隊員に対する福利厚生にも役立てられるものだと思われま

す。以上のことから、政府による我が国防衛に関する施策における島嶼防衛計画  
について、南西諸島への陸上自衛隊警備部隊を奄美市へ配備していただくよう  
強く要請いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 26 年 7 月 3 日

奄美市議会

**【提出先】**

内閣総理大臣、内閣官房長官、防衛大臣、防衛副大臣、防衛政策局長、  
陸上幕僚長、陸上自衛隊西部方面総監